

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令

目次

本則

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）（第一条関係）	1
投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）（第二条関係）	342
投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）（第三条関係）	371
投資法人の会計監査に関する規則（平成十八年内閣府令第四十八号）（第四条関係）	382
資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十八号）（第五条関係）	384
資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十号）（第六条関係）	409
特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十一号）（第七条関係）	430
特定目的信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十二号）（第八条関係）	450
特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）（第九条関係）	456
会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（平成十八年内閣府令第四十六号）（第十条関係）	458
証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第四十	

九号（第十一条関係）

特定目的信託の権利者集会等に関する規則（平成十八年内閣府令第五十四号）（第十二条関係）

附則

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第五条）</p> <p>第二章 委託者指図型投資信託（第六条 第七十六条）</p> <p>第三章 委託者非指図型投資信託（第七十七条 第九十二条）</p> <p>第四章 外国投資信託（第九十四条 第一百一条）</p> <p>第五章 投資法人</p> <p>第一節 投資法人（第一百三十三条 第二百一十二条）</p> <p>第二節 投資法人の登録等（第二百一十三条 第二百二十条）</p> <p>第三節 投資法人の業務等（第二百二十一条 第二百五十三条）</p> <p>第四節 投資法人の監督（第二百五十四条 第二百五十八条）</p> <p>第六章 外国投資法人（第二百五十九条 第二百六十四条）</p> <p>第七章 雑則（第二百六十五条 第二百七十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第五条）</p> <p>第二章 委託者指図型投資信託</p> <p>第一節 委託者指図型投資信託（第六条・第七条）</p> <p>第二節 投資信託委託業者の認可等（第八条 第二十条）</p> <p>第三節 投資信託委託業者の業務等（第二十一条 第六十八条）</p> <p>第四節 投資信託委託業者の監督（第六十九条 第七十四条）</p> <p>第三章 委託者非指図型投資信託（第七十五条 第九十六条）</p> <p>第四章 外国投資信託（第九十七条 第一百一条）</p> <p>第五章 投資法人</p> <p>第一節 投資法人（第一百三十三条 第二百一十二条）</p> <p>第二節 投資法人の登録等（第二百一十三条 第二百二十条）</p> <p>第三節 投資法人の業務等（第二百二十一条 第二百三十四条）</p> <p>第四節 投資法人の監督（第二百三十五条 第二百四十条）</p> <p>第六章 外国投資法人（第二百四十一条 第二百四十四条）</p> <p>第七章 雑則（第二百四十五条 第二百四十八条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p>

(定義)

第一条 この府令において「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「適格機関投資家私募」、「一般投資家私募」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、公募、適格機関投資家私募、一般投資家私募、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいう。

(定義)

第一条 この府令において、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」、「有価証券店頭指数等先渡取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指数等スワップ取引」、「受益証券」、「公募」、「適格機関投資家私募」、「一般投資家私募」、「投資信託委託業」、「投資法人資産運用業」、「投資信託委託業者」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、受益証券、公募、適格機関投資家私募、一般投資家私募、投資信託委託業、投資法人資産運用業、投資信託委託業者、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいう。

(訳文の添付)

第二条 法、投資信託及び投資法人に関する法律施行令(以下「令」という。)(又はこの府令の規定により金融庁長官、財務局長若しくは福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。))に提出し、又は受益者(受益証券を取得しようとする者を含む。次条において同じ。)(若しくは投資主に交付し、若しくは提供する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。ただし、次に掲げる書類(英語で記載されたものに限る。)(については、この限りでない。

一 (略)

二 第九十七条第二項又は第九十八条第二項の規定により法第五十九条において準用する法第十六条の規定による届出に添付すべき書類

三 第一百一条第二項の規定により法第五十九条において準用する法第十九条の規定による届出に添付すべき書類

四 法第二百二十条第二項の規定により同条第一項の規定による届出に添付すべき書類

五 法第二百二十一条第二項において準用する法第二百二十条第二項の規定により法第二百二十一条第一項の規定による届出に添付すべき書類

六 第二百六十四条第二項の規定により法第二百二十二条第一項及び第二項の規定による届出に添付すべき書類

(訳文の添付)

第二条 法、投資信託及び投資法人に関する法律施行令(以下「令」という。)(又はこの府令の規定により内閣総理大臣又は金融庁長官に提出し、受益者に交付し、又は投資主に通知する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。ただし、令第八条第一号に掲げる証券投資信託に類する外国投資信託の受益証券の発行者が金融庁長官に提出する当該外国投資信託に関する書類のうち次に掲げるもの(英語で記載されたものに限る。)(については、この限りでない。

一 (略)

二 第九十九条の規定により法第五十九条において準用する法第二十九条及び第三十一条の規定による届出に添付すべき書類

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(外国通貨の換算)

第三条 法、令又はこの府令の規定により作成し、金融庁長官等に提出し、又は受益者若しくは投資主に交付し、若しくは提供する書類中、外国通貨により金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた換算率を付記しなければならぬ。ただし、これらを付記することが困難な場合は、この限りでない。

(適格機関投資家を除くための要件等)

第四条 令第七条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる受益証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 投資信託の受益証券(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)(第二百一十一条において準用する同法第六十六条第二号に掲げる振替投資信託受益権)以下この条及び次条において「振替投資信託受益権」という。)に係るものを除く。(次に掲げる要件のすべてに該当する場合)

- イ 当該受益証券を取得しようとする者が当該受益証券を記名式とするよう請求し、かつ、当該請求により記名式となった当該受益証券を無記名式とする請求をしないことを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

- ロ 当該受益証券を取得した者が当該受益証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われてい

(外国通貨の換算)

第三条 法、令又はこの府令の規定により作成し、内閣総理大臣又は金融庁長官に提出し、受益者に交付し、又は投資主に通知する書類中、外国通貨により金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた換算率を付記しなければならぬ。ただし、これらを付記することが困難な場合は、この限りでない。

(特定資産の範囲)

第四条 令第三条第十四号に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げるものとする。

- 一 当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」という。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」という。)までの期間に係る国内又は海外において代表的利率として公表される預金契約又は金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」という。)(の数値を取り決め、その取決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引(以下「金利先渡取引」という。))

- 二 当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引

ること。

ハ 当該受益証券にロに掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。

二 外国投資信託の受益証券 次に掲げる要件のすべてに該当する場合

イ 当該受益証券に適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限（ロ及び次条第二号において「転売制限」という。）が付されていることが明白となる名称が付されていること。

ロ 当該受益証券の取得者に交付される当該受益証券の内容等を説明した書面において、当該受益証券に転売制限が付されている旨が記載されていること。

三 振替投資信託受益権 次に掲げる要件のすべてに該当する場合

イ 当該振替投資信託受益権を取得した者が当該振替投資信託受益権を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われていること。

ロ 当該振替投資信託受益権にイに掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。

及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいう。以下この号及び第五十六条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいう。以下この号及び第五十六条において同じ。）を取り決め、その取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭又はその取決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引（以下「為替先渡取引」という。）

三 当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引（以下「直物為替先渡取引」という。）

四 当事者が元本として定めた金額について、当該当事者間で取り

決めた者の信用状態等を反映する利率又は価格に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当該当事者間で取り決めた者の信用状態等に係る事象の発生に基づき金銭の支払又は財産の移転を相互に約する取引その他これに類似する取引（以下「クレジットデリバティブ取引」という。）

五 当事者が元本及び金利として定めた外貨額について当該当事者間で取り決めた為替相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引、当事者が元本として定めた金額について当該当事者のそれぞれが相手方と取り決めた利率に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引（以下「スワップ取引」という。）

六 当事者の一方の意思表示により当事者間において前各号に掲げる取引及び先物外国為替取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第一項に規定する金融先物取引に該当するものを除く。以下「オプション取引」という。）

（適格機関投資家を除くための要件等）

第四条の二 令第六条第二項第二号ロに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該受益証券の発行に係る取得の申込みの勧誘が令第六条第二項の規定により一般投資家私募に該当すること。

（削る）

二 当該受益証券を他の適格機関投資家（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）に譲渡する場合において、次に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ又は同時に交付しなければならぬこと。

イ 当該受益証券に他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限（以下この条及び次条第一項において「転売制限」という。）が付されていること。

ロ 当該受益証券を譲り受けた適格機関投資家が当該受益証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、前号及びこの号に掲げる事項を記載した書面を、あらかじめ又は同時に交付しなければならぬこと。

2 当該受益証券を他の適格機関投資家に譲渡しようとする適格機関投資家（以下この条において「譲渡適格機関投資家」という。）は、令第六条第二項第二号ロの規定による書面の交付（前項第二号の規定による書面の交付を含む。以下この条において同じ。）に代えて、第五項で定めるところにより、当該他の適格機関投資家（以下この条において「譲受適格機関投資家」という。）の承諾を得て、当該書面に記載すべき情報（以下この条において「転売制限情報」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、譲渡適格機関投資家は、当該書面の交付をしたものとみ

なす。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 譲渡適格機関投資家の使用に係る電子計算機と譲受適格機関投資家の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、譲受適格機関投資家の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 譲渡適格機関投資家の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された転売制限情報を電気通信回線を通じて譲受適格機関投資家の閲覧に供し、譲受適格機関投資家の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該転売制限情報を記録する方法
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに転売制限情報を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、譲受適格機関投資家がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。
- 4 第二項の「電子情報処理組織」とは、譲渡適格機関投資家の使用に係る電子計算機と、譲受適格機関投資家の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 譲渡適格機関投資家は、第二項の規定により転売制限情報を提供しようとするときは、あらかじめ、譲受適格機関投資家に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は譲

渡適格機関投資家の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（次項において「書面等」という。）による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に掲げる方法のうち譲渡適格機関投資家が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た譲渡適格機関投資家は、譲渡適格機関投資家から書面等により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該譲渡適格機関投資家に対し、転売制限情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。

7 令第六条第二項第三号に規定する内閣府令で定める方式は、当該受益証券に転売制限が付されている旨が記載されているものとする。

8 令第六条第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、当該受益証券に転売制限が付されており、かつ、当該転売制限が付されていることが明白となる名称が付されているものとする。

（受益証券の譲渡に関する制限等）

第五条 令第八条に規定する内閣府令で定める方式は、次の各号に掲げる受益証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 投資信託の受益証券（振替投資信託受益権に係るものを除く。）

（ 次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 当該受益証券を取得しようとする者が当該受益証券を記名式

（令第七条に規定する内閣府令で定める方式等）

第五条 令第七条に規定する内閣府令で定める方式は、受益証券に転売制限が付されていることが明白となる名称が付されていること、及び受益証券が外国投資信託の受益証券である場合には、当該受益証券を取得しようとする者に対して交付される当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類において、当該受益証券に転売制限

とするよう請求し、かつ、当該請求により記名式となった当該受益証券を無記名式とする請求をしないことを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

ロ 当該受益証券を取得した者が当該受益証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われていること。

ハ 当該受益証券にロに掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。

二 外国投資信託の受益証券 次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 当該受益証券に転売制限が付されていることが明白となる名称が付されていること。

ロ 当該受益証券の取得者に交付される当該受益証券の内容等を説明した書面において、当該受益証券に転売制限が付されている旨が記載されていること。

三 振替投資信託受益権 次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 当該振替投資信託受益権を取得した者が当該振替投資信託受益権を適格機関投資家に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われていること。

ロ 当該振替投資信託受益権にイに掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。

が付されている旨が記載されていることとする。

2 令第7条に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる当該受益証券の区分に応じ、当該各号に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

一 受益証券（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（第二百一十一条において準用する同法第六十六条第二号に規定する受益権）（次号において「振替投資信託受益権」という。）に係るものを除く。）

イ 受益証券を取得しようとする適格機関投資家が当該受益証券を記名式とするよう請求し、かつ、当該請求により記名式となった当該受益証券を無記名式とする請求をしないことを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

ロ 受益証券を取得した適格機関投資家が当該受益証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

ハ 受益証券にロに掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。

二 振替投資信託受益権

イ 振替投資信託受益権を取得した適格機関投資家が当該振替投資信託受益権を適格機関投資家に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

(削る)

(削る)

第二章 委託者指図型投資信託

(投資信託約款の内容の届出)

第六条 法第四条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等(令第三百三十五条第五項の規定により金融庁長官の指定する権限に係る場合にあつては金融庁長官、それ以外の権限に係る場合にあつては金融商品取引業者(法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。第十二条第八号及び第二百四十四条を除き、以下同じ。)、信託会社等(法第四十七条第一項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。))又は投資法人の本店(外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)をいう。以下同じ。))に提出して行わなければならない。

一 当該投資信託約款(法第四条第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この章において同じ。))に係る委託者指図型投資信託

□ 振替投資信託受益権にイに掲げる条件が付されていることが明白となる名称が付されていること。

第二章 委託者指図型投資信託

第一節 委託者指図型投資信託

(新設)

(新設)

- の名称
- 二 単位型（元本の追加信託をすることができないものをいう。）
又は追加型（元本の追加信託をすることができるものをいう。）
の別
 - 三 証券投資信託にあつては、公社債投資信託（第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。以下この号において同じ。）
又は株式投資信託（公社債投資信託以外の証券投資信託をいう。
）の別
 - 四 投資の対象とする資産の種類に関する事項として次に掲げる事項
イ 投資の対象とする特定資産（法第二条第一項に規定する特定資産をいう。第二十二条を除き、以下同じ。）の種類
ロ 投資の対象とする特定資産以外の資産の種類
 - 五 投資信託財産（法第三条第二号に規定する投資信託財産をいう。
。以下この章において同じ。）の運用方針
 - 六 設定予定額又は当初設定予定額
 - 七 設定日
 - 八 信託契約期間
 - 九 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別
 - 十 募集（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。以下この章及び次章において同じ。）又は私募（同項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）の期間

<p>十一 募集の取扱い（金融商品取引法第二条第八項第九号に規定する有価証券の募集の取扱いをいう。以下同じ。）又は私募の取扱い（同号に規定する有価証券の私募の取扱いをいう。以下同じ。）を行う金融商品取引業者等（同法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名</p> <p>十二 自ら募集又は私募を行うときは、その旨</p> <p>十三 その他当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の特徴と認められる事項</p>	<p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 投資信託約款の案</p> <p>二 受託会社（法第九条に規定する受託会社をいう。以下同じ。）の承諾書</p>	<p>（投資信託約款の記載事項）</p> <p>第七条 法第四条第二項第十八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 委託者の分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡に関する事項</p> <p>二 受託者の辞任及び解任並びに新たな受託者の選任に関する事項</p> <p>三 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託における信託の元本の追加に関する事項</p> <p>四 投資信託契約（法第三条に規定する投資信託契約をいう。以下この章において同じ。）の一部解約に関する事項</p>
---	--	--

（新設）

五 委託者が運用の指図に係る権限を委託（当該委託に係る権限の一部を更に委託するものを含む。次条第八号及び第十三条第一号において同じ。）する場合におけるその委託の内容

六 委託者から運用の指図に係る権限の委託を受けた者が当該権限の一部を更に委託する場合には、当該者がその運用の指図に係る権限の一部を更に委託する者の商号又は名称及び所在の場所

七 委託者指図型投資信託の併合（法第十六条第二号に規定する委託者指図型投資信託の併合をいう。以下同じ。）に関する事項

八 受益者代理人があるときは、投資信託契約において、法第十七条第六項（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による議決権及び法第十八条第一項（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による受益権買取請求権を行使する権限を当該受益者代理人の権限としない旨

九 法第十八条第一項（法第二十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による受益権の買取請求に関する事項

（投資信託約款の記載事項の細目）

第八条 法第四条第四項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 法第四条第二項第五号に掲げる事項 次に掲げる事項
- イ 受益証券の記名式又は無記名式への変更及び名義書換手続に関する事項

（新設）

-
- ロ 記名式受益証券の譲渡の對抗要件に関する事項
 - ハ 受益証券の再発行及びその費用に関する事項
 - 二 法第四条第二項第六号に掲げる事項 次に掲げる事項
 - イ 資産運用の基本方針
 - ロ 投資の対象とする資産の種類
 - ハ 投資の対象とする資産の保有割合又は保有制限を設ける場合には、その内容（投資の対象とする資産が権利である場合又はその権利の取得に係る取引の種類及び範囲並びに取得制限を設ける場合には、それぞれの内容）
 - ニ 投資信託財産で取得した資産を貸し付ける場合には、その内容
 - ホ 証券投資信託である場合には、その旨
 - 三 法第四条第二項第七号に掲げる事項 運用の指図を行う資産の種類に応じ、それぞれの評価の方法、基準及び基準日に関する事項
 - 四 法第四条第二項第八号に掲げる事項 次に掲げる事項
 - イ 収益分配可能額の算出方法に関する事項
 - ロ 収益分配金、償還金及び一部解約金の支払時期、支払方法及び支払場所に関する事項
 - 五 法第四条第二項第九号に掲げる事項 次に掲げる事項
 - イ 信託契約の延長事由の説明に関する事項
 - ロ 信託契約の解約事由の説明に関する事項
 - ハ 委託者の登録取消しその他の場合における取扱いの説明に関する事項
-

する事項

六 法第四条第二項第十号に掲げる事項 計算期間及び計算期間の特例に関する事項

七 法第四条第二項第十三号に掲げる事項 借入れの目的、借入限度額及び借入金の使途に関する事項並びに借入先を適格機関投資家に限る場合には、その旨

八 法第四条第二項第十五号に掲げる事項 委託の報酬の額、支払時期及び支払方法に関する事項

九 法第四条第二項第十七号に掲げる事項 次のイ又はロに掲げる公告の方法の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 公告を行う日刊新聞紙名

ロ 電子公告（法第二十五条第一項第二号に規定する電子公告をいう。） 登記アドレス（電子公告規則（平成十八年法務省令第十四号）第二条第十一号に規定する登記アドレスをいう。第七十九条第九号ロにおいて同じ。）

（投資信託約款の内容等を記載した書面の記載事項）

第九条 法第五条第一項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、投資信託財産に属する不動産（以下この条において「投資不動産」という。）に関する次に掲げる事項とする。

一 地域別、用途別及び賃貸の用又はそれ以外の用の別に区分した

（新設）

-
- 投資不動産について、各物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有権又はそれ以外の権利の別及び価格（投資信託約款に定める評価方法及び基準により評価した価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。以下この条において同じ。）
- 二 価格の評価方法及び評価者の氏名又は名称
- 三 担保の内容
- 四 不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。次号において同じ。）
- 五 不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合には、その旨）及び調査者の氏名又は名称
- 六 各物件の投資比率（当該物件の価格がすべての物件の価格の合計額に占める割合をいう。）
- 七 投資不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この号において「テナント」という。）がある場合には、次に掲げる事項（やむを得ない事情により記載できないものにあつては、その旨）
- イ テナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一定の日における稼働率（賃貸面積の合計が賃貸可能面積に占める割合をいう。以下同じ。）
- ロ 主要な物件（一体として使用されていると認められる土地に係る建物又は施設であつて、その賃料収入の合計がすべての投資不動産に係る賃料収入の合計の百分の十以上であるものをい
-

う。()がある場合には、当該主要な物件ごとのテナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一定の日における稼働率

八 主要なテナント(当該テナントの賃貸面積の合計がすべての投資不動産に係る賃貸面積の合計の百分の十以上であるものをいう。)がある場合には、その名称、業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金又は保証金その他賃貸借契約に関して特記すべき事項

(投資信託約款の内容等を記載した書面の交付を要しない場合)

第十条 法第五条第一項ただし書(法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募により行われる場合

二 受益証券を取得しようとする者が現に当該受益証券に係る委託者指図型投資信託(法第五十四条第一項において準用する場合にあつては委託者非指図型投資信託、法第五十九条において準用する場合にあつては外国投資信託)の受益証券を所有している場合

三 受益証券を取得しようとする者の同居者が既に当該受益証券に係る法第五条第一項(法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。)の規定による書面の交付を受け、又は確実に交付を受けると見込まれる場合であつて、当該受益証券を

(新設)

取得しようとする者が当該書面の交付を受けないことについて同意したとき（当該受益証券を取得する時までにその同意した者から当該書面の交付の請求があつた場合を除く。）。

（情報通信の技術を利用する方法）

第十一条 法第五条第二項（法第十三条第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。））、第十四条第二項（法第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。））、第五十四条第一項、第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 提供者等（提供者（令第十条第一項に規定する提供者をいう。イ及び次条第一号において同じ。））、提供者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを法第五条第二項に規定する事項を提供する相手方（以下この条において「提供先」という。）又は提供者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と提供先等（提供先及び提供先との契約により顧客ファイル（専ら当該提供先の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続す

（新設）

る電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、提供先等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（法第五条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供し、提供先等の使用に係る電子計算機に備えられた当該提供先の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第五条第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の提供先の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。次項において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて提供先の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法

により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 | 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 | 提供先が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 | 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（提供先の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を提供先に対し通知するものであること。ただし、提供先が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 | 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、提供先の承諾（令第十条第一項に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは同項第一号に掲げる方法により提供する場合又は提供先による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号八に掲げる方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号二に掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号二に掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 提供先が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録すること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により提供先が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた提供先が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、提供者等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた提供先等又は提供者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第十二条 令第十条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する方法のうち提供者が使用するもの

(新設)

二 ファイルへの記録の方式

(受益証券の記載事項)

第十三条 法第六条第六項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容

二 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示

イ 公社債投資信託（有価証券）（金融商品取引法第二条第二項の

規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。）については次に掲げるもの限り投資として運用すること

（国債証券又は外国国債証券に係る金融商品取引法第二条第二十四項第五号に掲げる標準物についての同法第二十八条第八項第三号に掲げる取引を行うことを含む。）とされている証券投資信託をいう。第二十五条第二号において同じ。）

(1) 金融商品取引法第一条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券

(2) 金融商品取引法第一条第一項第十一号に規定する投資法人

(受益証券の記載事項)

第六条 法第五条第六項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合における当該委託の内容

二 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款（法第二十五条第一項に規定する投資信託約款をいう。次章及び別表第八を除き、以下同じ。）に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示

イ 有価証券については次に掲げるもの限り投資として運用することとされているもの（以下「公社債投資信託」という。）

(1) 証券取引法第一条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券

(2) 証券取引法第一条第一項第七号の二に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券

(3) 証券取引法第一条第一項第八号に掲げる有価証券

(4) 証券取引法第一条第一項第九号に掲げる有価証券で(1)及び

(3)に掲げる有価証券の性質を有するもの

(5) 証券取引法第二条第一項第十号に掲げる有価証券

債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券

- (3) 金融商品取引法第二条第一項第十四号に規定する有価証券で、銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の九各号に掲げる金融機関、信託会社又は貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第四号に掲げる者の貸付債権を信託する信託（当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。）又は指定金銭信託に係るもの

(4) 金融商品取引法第一条第十五号に掲げる有価証券

(5) 金融商品取引法第二条第一項第十六号に掲げる有価証券

(6) 金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で

(1)又は(3)から(5)までに掲げる有価証券の性質を有するもの

(7) 金融商品取引法第二条第十八号に掲げる有価証券

(8) 金融商品取引法施行令第一条第一号に掲げる有価証券

□ 親投資信託（その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする投資信託をいう。）

八（略）

（受益権原簿記載事項）

第十四条 法第六条第七項において準用する信託法（平成十八年法律第百八号）第百八十六条第一号に規定する内閣府令で定める事項は

(6) 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条に規定する有価証券

(7) 証券取引法施行令第一条の三に規定する受益権及び証券取引法第二条第二項第二号に規定する権利

(8) 証券取引法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物

□ その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とするもの（以下第三章を除き、「親投資信託」という。）

八（略）

（新設）

、委託者指図型投資信託の名称とする。

2 法第六条第七項において準用する信託法第百八十六条第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 受益証券の消却の日、券種、発行枚数及び発行口数、消却枚数及び消却口数並びに残存枚数及び残存口数

二 信託監督人があるときは、次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名及び所在の場所又は住所

ロ 信託法第百三十二条第一項ただし書又は第二項ただし書の定めがあるときは、当該定めの内容

三 受益者代理人があるときは、次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名及び所在の場所又は住所

ロ 信託法第百三十九条第一項ただし書又は第三項ただし書の定めがあるときは、当該定めの内容

四 信託法第百八十八条に規定する受益権原簿管理人を定めるときは、その商号、名称又は氏名及び所在の場所又は住所

五 前各号に掲げるもののほか、投資信託約款の記載事項

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第十五条 法第六条第七項において準用する信託法第百九十条第二項

第二号に規定する内閣府令で定める方法は、同号の電磁的記録(法

第十七条第十項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(新設)

(受益者の請求によらない受益権原簿記載事項の記載等)

第十六条 法第六条第七項において準用する信託法第九十七条第一項各号に掲げる場合には、委託者指図型投資信託の委託者は、当該各号の受益権の受益者に係る受益権原簿記載事項を受益権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

(新設)

(受益権原簿記載事項の記載等の請求)

第十七条 法第六条第七項において準用する信託法第九十八条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、受益権取得者(委託者指図型投資信託の受益権を委託者指図型投資信託の委託者以外の者から取得した者(当該委託者を除く。))をいう。)が受益証券を提示して請求をした場合とする。

(新設)

(電子署名)

第十八条 法第六条第七項において準用する信託法第二百二条第三項に規定する内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

(新設)

2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認するこ

とができるものであること。

(金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外)

第十九条 令第十二条第一号及び第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券及び金融商品取引法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券(次に掲げる有価証券に該当するものを除く。)であつて次に掲げる有価証券に係る権利を表示するものとす。

一 金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)又は外国金融商品市場(同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。)に上場されている有価証券

二 店頭売買有価証券(金融商品取引法第二条第八項第十号八に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。)

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの

イ 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券(同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。)

ロ 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券(同項第十七号に掲げる有価証券で当該有価証券の性質を有するものを含む。)(のうち、その価格が認可金融商品取引業協会(同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ)又は外国において設立されているこれと類似の性質を有す

(金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外となる投資信託)

第七条 令第八条第一号及び第三号に規定する内閣府令で定める有価証券は、第二十五条第一項第一号イから八までに掲げる有価証券とする。

る団体の定める規則に基づいて公表されているもの

八 金融商品取引法第二条第一項第十号、第十一号及び第十九号に掲げる有価証券

2 令第十二条第一号に規定する受益証券とその投資信託財産に属する有価証券との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 (略)

二 受益者より交換の請求があつた場合には、当該証券投資信託の委託者は受託者に対し、当該請求に係る受益証券と、その投資信託財産に属する有価証券のうち、当該投資信託財産に対する持分に相当するものとの交換を行うよう指図すること。

3 令第十二条第二号ロに定める受益証券の取得は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 その運用の対象とする各銘柄の株式の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式(以下「各銘柄の株式」という。)(として運用の指図を行う投資信託委託会社が指定するものに相当する一定口数の受益証券(以下「一定口数の受益証券」という。)(を単位として取得するものであること。ただし、当該各銘柄の株式にその募集に應じる者が発行した株式又はその親会社(会社法第二条第四号に規定する親会社をいう。第五項第一号イ

2 令第八条第一号に規定する受益証券とその投資信託財産(法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。次章、別表第八及び別表第十を除き、以下同じ。)(に属する有価証券との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 (略)

二 受益者より交換の請求があつた場合には、当該証券投資信託の委託者は受託者に対し、当該請求に係る受益証券と、その投資信託財産(法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。次章、別表第八及び別表第十を除き、以下同じ。)(に属する有価証券のうち、当該投資信託財産に対する持分に相当するものとの交換を行うよう指図すること。

3 令第八条第二号ロに定める受益証券の取得は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 その運用の対象とする各銘柄の株式の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式(以下「各銘柄の株式」という。)(として運用の指図を行う投資信託業者が指定するものに相当する一定口数の受益証券(以下「一定口数の受益証券」という。)(を単位として取得するものであること。ただし、当該各銘柄の株式にその募集に應じる者が発行した株式又はその親会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第四号に規定する

において同じ。)が発行した株式が含まれる場合には、当該募集に応じる者は当該株式に代えて当該株式に相当する金銭(評価額により算出したものに限る。)及び当該株式を当該投資信託財産において取得するため必要な経費に相当する金銭をもって取得することができる。

二 (略)

4 令第十二条第二号八に規定する内閣府令で定める株式は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式(これらに類する外国法人の株式を含む。)とする。

5 令第十二条第二号八に規定する受益証券とその投資信託財産に属する株式との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一・二 (略)

6 (略)

7 令第十二条第三号に定める証券投資信託の受益権の取得は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 (略)

二 当該証券投資信託とその受益権を取得しようとする他の証券投資信託において、それぞれの投資信託約款における法第四条第二項第六号に規定する運用に関する事項が同一性を有するものであること。

親会社をいう。第五項第一号イにおいて同じ。)が発行した株式が含まれる場合には、当該募集に応じる者は当該株式に代えて当該株式に相当する金銭(評価額により算出したものに限る。)及び当該株式を当該投資信託財産において取得するため必要な経費に相当する金銭をもって取得することができる。

二 (略)

4 令第八条第二号八に規定する内閣府令で定める株式は、証券取引所(証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。以下同じ。)に上場されている株式又は証券取引法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式(これらに類する外国法人の株式を含む。)とする。

5 令第八条第二号八に規定する受益証券とその投資信託財産に属する株式との交換は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一・二 (略)

6 (略)

7 令第八条第三号に定める証券投資信託の受益権の取得は、次に掲げる要件のすべてを満たして行うものとする。

一 (略)

二 当該証券投資信託とその受益権を取得しようとする他の証券投資信託において、それぞれの投資信託約款における法第二十五条第一項第六号に規定する運用に関する事項が同一性を有するものであること。

(削る)

第二節 投資信託委託業等の認可等

(投資信託委託業等の認可を受けようとする外国法人の国内における主たる営業所及び代表者)

第八条 法第六条の認可を受けようとする者が外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人であるときは、法第八条第一項第二号に掲げる事項の記載に当たっては、同号に規定する営業所のうち当該法人が国内における投資信託委託業又は投資法人資産運用業の本拠として定めたもの(以下「国内における主たる営業所」という。)を明示しなければならない。

2 法第六条の認可を受けようとする者が外国の法令に準拠して設立された取締役会設置会社と同種類の法人であるときは、法第八条第一項第三号に掲げる事項の記載に当たっては、会社法第八百七十七条第一項に規定する日本における代表者を明示しなければならない。

(投資信託委託業等の認可に当たり審査の対象となる使用人)

第九条 令第九条第一号及び第二号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該認可を受けようとする者の投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関する種類の事項(投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。)の委任を受けたものとする。

- 四 別紙様式第二号により作成した取締役及び監査役並びに重要な使用人が法第九条第二項第六号八からヲまで（当該取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は重要な使用人が外国人の場合には、同号イからヲまで）のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 五 別紙様式第三号又は第三号の二により作成した取締役及び監査役並びに重要な使用人の履歴書又は沿革
- 六 主要株主（法第九条第三項に規定する主要株主をいう。次号において同じ。）の商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所並びに当該主要株主が保有する議決権の数を記載した書面
- 七 主要株主が法第九条第二項第七号イ及びロ並びに第八号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを認可申請者が誓約する書面
- 八 受益証券の募集の取扱い等（法第三十四条第一項に規定する募集の取扱い等をいう。以下同じ。）を行う証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下同じ。）又は登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）との間の契約の概要を記載した書面（投資信託委託業を営む場合であつて、受益証券の募集等の取扱い等（受益証券の募集の取扱い等及び受益証券の転売を目的としない買取りその他これに類す

- る行為をいう。第十四条第一号ホにおいて同じ。）を証券会社又は登録金融機関に委託する場合に限る。）
- 九 収益金、解約金及び償還金の支払を行う証券会社又は登録金融機関との間の契約の概要を記載した書面（収益金、解約金及び償還金の支払を証券会社又は登録金融機関に委託する場合に限る。）
- 十 業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度（第十四条において「収支見込対象期間」という。）における別紙様式第四号により作成した投資信託委託業者としての業務の収支及び純資産額（貸借対照表による資産の合計金額から負債の合計金額を控除して得た金額をいう。第十四条及び第十八条において同じ。）の見込みを記載した書面、業務の計画書並びにこれらの根拠を記載した書面
- 十一 認可申請書を提出する日の直近の貸借対照表（関連する注記を含む。）
- 十二 別紙様式第五号により作成した法第六条の認可を受けようとする者の主要な株主又は出資者の氏名又は名称、その保有する議決権（令第二十条第一号イ（2）及び（4）から（6）までを除く。）に規定する議決権をいう。第七十条第二項第八号及び第百八条第二項第五号において同じ。）の数等を記載した書面
- 十三 国内における募集の体制（自ら設定する投資信託の受益証券の募集等（法第二十七条に規定する募集等をいう。以下同じ。））を行う場合にあつては、その方策等を含む。）を記載した書面

十四 法第六条の認可を受けようとする者の人的構成、組織等の業務執行体制を記載した書面

2 投資信託委託業及び投資法人資産運用業以外の事業を現に営んでいる者が、法第六条の認可を受けようとする場合には、法第八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、前項各号に掲げる書類のほか、当該法第六条の認可を受けようとする者が現に営んでいる事業の沿革及び内容並びに最近の三事業年度の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）又は利益の処分若しくは損失の処理に関する書類とする。

3 法第八条第二項に規定する投資信託契約（法第四条に規定する投資信託契約をいう。次章を除き、以下同じ。）又は資産運用委託契約（法第八条第二項に規定する資産運用委託契約をいう。以下同じ。）の締結に関する計画書は、別紙様式第六号により作成しなければならない。

（投資信託委託業者の認可申請書に添付すべき電磁的記録）

第十一条の二 法第八条第三項（法第三十四条の十第五項及び第六十
九条第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で
定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五
号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」と
いう。）（X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルカ
ートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。）

- 2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。
- 一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式
 - 二 ポリユーム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式
- 3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。
- 一 申請者の商号
 - 二 申請年月日
- (業務方法書の記載事項等)
- 第十二条 法第八条第四項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 締結しようとする投資信託契約又は資産運用委託契約の種類、運用方針及び収益の配分方針
 - 二 業務運営の基本原則
 - 三 業務執行の方法に関する事項
 - 四 業務関係の組織に関する事項
 - 五 取引関係にある会社(外国会社を含む。以下同じ。)に関する事項
- 六 自ら設定する投資信託の受益証券の募集等(以下「直接募集」

七 七 資産の運用を行う投資法人については、投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為（法第百九十六条第二項に規定する投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為をいう。以下この号及び第十四条において同じ。）を行う場合にあつては、当該投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為に関する事項

八 八 投資信託協会（法第五十条第一項に規定する投資信託協会をいう。）に加入する場合にあつては、当該加入に関する事項

（投資信託委託業等の認可に係る予備審査）

第十三条 法第六条の認可を受けようとする者は、法第八条第二項から第四項まで並びに前四条に定めるところに準じた書類又は電磁的記録を金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出して予備審査を求めることができる。

（審査の具体的基準）

第十四条 内閣総理大臣は、法第八条第一項の規定による認可の申請が法第九条第一項に掲げる基準に該当するかどうかを審査するに当たつては、次に掲げる要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

- 一 法第九条第一項第一号に規定する財産的基礎及び収支の見込みについては、申請者が次に掲げる要件を満たすものであること。
- イ 資本金の額が令第十条第一項に規定する額以上であること。

-
- ロ 認可申請時における収支の見込みによれば、純資産額が、収支見込対象期間（業務の開始を予定する日の属する事業年度にあつては業務の開始を予定する日以降の期間に限る。）を通じて五千万円を下回らない水準に維持されると見込まれること。
- ハ 投資信託委託業又は投資法人資産運用業の収支の見込みが、収支見込対象期間内に黒字になると見込まれること。
- ニ 認可を受けた日から六月以内に投資信託契約又は資産運用委託契約を締結することが見込まれること。
- ホ 受益証券等の募集等の取扱い等を行う証券会社又は登録金融機関が存在することが見込まれること（投資信託委託業を営む場合であつて直接募集を行わない場合に限る。）。
- 二 法第九条第一項第二号に規定する業務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験並びに十分な社会的信用については、申請者が次に掲げる要件を満たすものであること。
- イ 次の(1)から(7)までに掲げる体制の状況から、十分な業務執行を行い得る能力を備えていると認められること。
- (1) 経営体制
- (2) 投資信託財産の運用の指図又は投資法人の資産の運用に係る業務運営体制
- (3) 直接募集の体制（直接募集を行う場合に限る。）
- (4) 資産の運用を行う投資法人の投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為に係る体制（当該投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為を行う場合に限る。）
-

-
- (5) 人事管理体制
- (6) 経営管理体制
- (7) 投資信託財産に係る計算及びその審査並びに投資信託財産の運用の指図又は投資法人の資産の運用その他に関する内部検査等の社内管理体制
- ロ 投資信託財産の運用の指図を行う者又は投資法人の資産の運用を行う者として、運用の指図又は運用を行う資産に関する十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること。
- ハ 直接募集又は資産の運用を行う投資法人の投資証券等の募集の取扱いその他政令で定める行為を行う場合にあつては、当該事務に関する十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること。
- ニ 投資信託財産の計算の事務を行う者（当該事務を第三者に委託して行う場合にあつては、当該第三者を含む。）として、当該事務に関する十分な知識及び経験を有する者が十分に確保されていること（投資信託委託業を営む場合に限る。）。
- ホ 運用の指図又は運用を行う資産に有価証券が含まれる場合にあつては、法人関係情報（証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和四十年大蔵省令第六十号）第四条第九号に規定する法人関係情報をいう。以下同じ。）について、その管理責任者の選任、管理規則の制定及び管理体制の整備が適切になされていると認められること。
- ヘ 経営者が、その経歴及び能力等に照らして、投資信託委託業
-

者としての業務を公正かつ的確に遂行することができる十分な
資質を有していること。

（会社の財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えるこ
とが推測される事実）

第十四条の二 法第九条第三項に規定する内閣府令で定める事実は、
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年
大蔵省令第五十九号）第八条第六項第二号イからホまでに掲げる要
件に該当する事実とする。

（保有の態様その他の事情を勘案して保有する議決権から除く議決
権）

第十四条の三 法第九条第三項に規定する内閣府令で定める議決権は
、次に掲げる議決権とする。

一 信託業を営む者が信託財産として保有する議決権（当該者が行
使することができる権限又は行使について指図を行うことができ
る権限を有するものを除く。）

二 法人の代表権を有する者又は法人の代理権を有する支配人が、
当該代表権又は代理権に基づき、議決権を行使することができる
権限若しくは当該議決権の行使について指図を行うことができる
権限又は投資を行うのに必要な権限を有する場合における当該法
人の所有する株式又は持分に係る議決権

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同

して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限る。）をした場合（当該会社が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき取得した株式以外の株式を取得したときは、証券会社に委託して行った場合に限る。）において、当該取得をした会社の株式を信託された者が所有する当該会社の株式に係る議決権（当該信託された者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有するものを除く。）

四 相続人が相続財産として所有する会社の株式又は持分（当該相続人（共同相続の場合を除く。）が単純承認（単純承認したものとみなされる場合を含む。）若しくは限定承認した日までのもの又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る。）に係る議決権

五 銀行等保有株式取得機構が保有する議決権

六 証券業を営む者が引受けを行う業務により所有する株式（当該株式の払込期日の翌々日（売出しの場合にあつては、当該売出しに係る株式の受渡期日の翌日）以後に所有するものを除く。）に係る議決権

（令第十一条に規定する使用人）

第十五条 令第十一条第三号に規定する内閣府令で定める者は、部長

、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、信託財産の運用を行う部門に関する種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

2 令第十一条第四号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、信託の引受けを行う業務に関する種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

（令第十三条に規定する使用人）

第十六条 令第十三条第一号及び第二号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法に相当する外国の法令により当該外国において投資信託委託業又は投資法人資産運用業に相当する業に関する種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

2 令第十三条第三号及び第四号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、外国の法令により当該外国において信託財産の運用を行う業務又は信託の引受けを行う業に関する種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

3 令第十三条第五号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十

四号。以下「投資顧問業法」という。）に相当する外国の法令により当該外国において投資顧問業（投資顧問業法第二条第二項に規定する投資顧問業をいう。以下同じ。）に相当する業に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

4 令第十三条第八号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号。商品投資顧問業に関する部分に限る。）に相当する外国の法令により当該外国において商品投資顧問業（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第七項に規定する商品投資顧問業をいう。）に相当する業に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

5 令第十三条第九号に規定する内閣府令で定める者は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）に相当する外国の法令により当該外国において不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）に相当する業に関するある種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

（業務の方法等の変更に係る認可申請の手続）

第十七条 投資信託委託業者は、法第十条の二の認可を受けようとする

るときは、別表第一上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した認可申請書及び同表下欄に掲げる添付書類を、金融庁長官に提出しなければならない。

(業務の方法等の変更に係る認可基準)

第十八条 金融庁長官は、法第十条の二の認可をしようとするときは、次の各号に掲げる認可の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 業務の方法の変更の認可 その変更が業務の公正かつ的確な遂行に資するものであると認められること。なお、新たに投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営もうとする場合にあつては、財産的基礎及び収支見込み並びに当該業務を公正かつ的確に遂行することができる知識、経験及び十分な社会的信用の有無について第十四条各号に掲げる要件に準じた要件を満たすものであること。

二 資本金の額の減少の認可 次に掲げる基準のすべてを満たすものであること。

イ 資本金の額の減少により、業務の公正かつ的確な遂行が阻害されるおそれがないこと。

ロ 資本金の額の減少が、欠損を解消するために行う場合その他経営維持のためやむを得ない事由によるものであること。

ハ 減資後の資本金の額が令第十条第一項に規定する額以上であること。

二 減資後の純資産額が、減資をした日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度において五千万円を下回らない水準に維持されると認められること。

(届出の手続)

第十九条 投資信託委託業者は、法第十条の三、第二十六条第一項、第二十九条、第三十一条、第三十四条の十第一項、第三十四条の十一第二項並びに第三十八条第一項及び第三項の規定による届出をするときは、別表第二上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した届出書並びに同表下欄に掲げる添付書類の正本及び副本を金融庁長官に提出しなければならない。

(主要株主の届出の手続等)

第十九条の二 法第十条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 商号、名称又は氏名及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所
- 二 法人である場合は、代表者の氏名
- 三 保有する議決権の数

2 法第十条の四第一項に規定する総株主又は総出資者の議決権の数は、対象議決権（法第九条第三項に規定する対象議決権をいう。）を保有することとなった日の総株主又は総出資者の議決権の数とする。ただし、当該議決権の数を知ることが困難な場合には、直近の

有価証券報告書若しくは半期報告書（以下この項において「有価証券報告書等」という。）に記載された総株主又は総出資者の議決権の数（有価証券報告書等が提出されていない場合には、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された総株主又は総出資者の議決権の数）とすることができる。

3 法第十条の四第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人である場合は、住民票の抄本（外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書）又はこれに代わる書面

二 法人である場合は、法人の登記事項証明書又はこれに代わる書面

4 法第十条の四第一項に規定する対象議決権保有届出書は、別紙様式第六号の二により作成するものとする。

5 前各項の規定は、法第十条の七において法第十条の四の規定を準用する場合について準用する。

（揭示すべき標識の様式）

第二十条 法第十一条第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第七号によるものとする。

第三節 投資信託委託業者の業務等

（削る）

(削る)

(承認申請の手続)

第二十一条 投資信託委託業者は、法第十三条、第三十四条の十一第一項ただし書、同条第六項、第四十五条第四項及び第四十七条第三項の規定による承認を受けようとするときは、別表第三上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した承認申請書及び同表下欄に掲げる添付書類を、金融庁長官に提出しなければならない。

(取締役等の兼職承認の基準)

第二十二条 金融庁長官は、法第十三条の規定による承認の申請があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合に限り承認するものとする。

一 常務に従事しようとする他の会社が、当該取締役（委員会設置会社にあつては、執行役。以下この条（次項第三号及び第四号を除く。）において同じ。）が従事する投資信託委託業者の委託を受けてその事務の一部を遂行する会社又は当該投資信託委託業者が海外において設立した法人（これらの法人に準ずるものを含む。）であり、かつ、これらの法人が別法人となつた理由が当該投資信託委託業者の経営の合理化その他合理的な理由によるものであると認められる場合

二 常務に従事しようとする他の会社が、投資信託委託業者の経営方針及び当該他の会社との業務提携の内容等から判断して当該取締役が兼職することに相当の理由があると認められる場合

(削る)

三 営もつとする事業が、当該取締役以外の者では継続困難であり、かつ、主として当該取締役の家族又はその使用人によって営まれるものであつて、当該取締役が重要な事項についてのみ指示すれば足りるものと認められる場合

四 前三号に掲げる場合を除くほか、当該取締役の投資信託委託業者における業務に支障を来すおそれがないと認められる場合であつて、かつ、特に必要があると認められる場合

2 | 法第十三条の規定による承認を受けた取締役は、その従事する職務又はその営んでいる事業の内容を変更しようとするときは、同条の規定による承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合を除く。

一 代表権の有無について異動がある場合

二 新たに会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役若しくは代表執行役の地位に就いた場合又はこれらの地位について異動がある場合

三 取締役又は執行役の担当する職務について変更がある場合

四 使用人を兼務している取締役若しくは執行役がその兼務を解かれた場合、又は新たに使用人を兼務する取締役若しくは執行役となつた場合（使用人として担当している職務の内容について変更する場合を含む。）

五 当該承認に係る会社の商号について変更がある場合

3 | 法第十三条の規定による承認を受けた取締役は、前項各号に規定する職務又は事業の内容に変更があつた場合には、異動前後の職務

の内容等を記載した書面を、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。

(顧客分別金信託の要件)

第二十三条 令第十五条第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）について、投資信託委託業者は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

一 顧客分別金信託に係る信託契約は、投資信託委託業者を委託者とし、信託会社等（法第四条に規定する信託会社等をいう。第三十一条第四号において同じ。）を受託者とし、かつ、当該投資信託委託業者が自ら募集等を行った受益証券に係る顧客又は当該投資信託委託業者が募集の取扱いその他政令で定める行為（法第九十六条第二項に規定する募集の取扱いその他政令で定める行為をいう。）を行った投資口若しくは投資法人債に係る顧客を元本の受益者とすること。

二 顧客分別金信託については信託管理人を設置することとし、投資信託委託業者が顧客分別金信託に係る信託契約を複数締結する場合には、これらの信託契約に係る信託管理人を同一の者とすること。

三 投資信託委託業者が次に該当する場合には、直ちに、その旨を信託管理人に通知すること。

イ 法第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号又は第四十三条第一項の規定により法第六条の認可を取り消されたとき。

(削る)

口 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき（外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行ったとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったとき。）。

ハ 投資信託委託業若しくは投資法人資産運用業の廃止（外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、国内に設けられたすべての支店における投資信託委託業又は投資法人資産運用業の廃止を含む。）をしたとき又は解散（外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、国内に設けられた支店の清算の開始を含む。）をしたとき。

ニ 法第四十二条第一項第一号の規定により業務の全部又は一部の停止の命令を受けたとき。

四 顧客分別金信託の信託財産に属する金銭の運用は、次の方法に限るものとする。ただし、顧客分別金信託を金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託とする場合は、この限りでない。

イ 次に掲げる有価証券の保有

(1) 証券取引法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券

(2) 貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）に基づく受

-
- 益証券であつて元本補てんの契約があるもの
- (3) 証券会社に関する内閣府令（平成十年総理府令・大蔵省令第三十二号）第二十一条第二号イから八までに規定する証券投資信託の受益証券
- ロ 銀行及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第三十四条第三項において「優先出資法」という。）第二条第一項に規定する協同組織金融機関への預金（貯金を含む。）
- ハ その他次に掲げる方法
- (1) コール資金の貸付け
- (2) 受託者である信託銀行の銀行勘定に対する貸付け
- (3) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託
- 五 顧客分別金信託が有価証券の信託である場合又は金銭と有価証券の包括信託である場合には、信託される有価証券は前号イに掲げる有価証券に限るものとし、当該投資信託財産である有価証券につき貸付けによる運用を行わないものであること。
- 六 顧客ごとの顧客分別金の額（令第十五条第一項第一号から第三号までに掲げる場合に当該顧客から預託を受けた金銭の額をいう。以下この条において同じ。）及び顧客分別金の必要額（顧客ごとの顧客分別金の額の合計額をいう。以下この条において同じ。）は、投資信託委託業者において、毎営業日算出されるものであること。
-

七 顧客分別金の必要額の差替えについては、毎営業日における信託財産の元本の評価額が顧客分別金の必要額に満たない場合は、当該営業日中にその不足額に相当する額の信託財産が追加されるものであること。ただし、やむを得ない事情により当該不足額の算出が困難である場合には、顧客分別金の必要額を下回ることのないよう合理的な方法で算出された額に相当する額が信託されるものであること。

八 信託財産である有価証券の評価額は、毎営業日の時価により算出するものであること。ただし、顧客分別金信託が有価証券の信託である場合又は金銭と有価証券の包括信託である場合における信託された有価証券の評価額については、次に掲げる有価証券の区分に応じ、当該時価にそれぞれ次に定める率を乗じた額を上回らない額であること。

イ 証券取引法第二条第一項第一号に掲げる有価証券 百分の九十五

ロ 証券取引法第二条第一項第二号に掲げる有価証券（その発行に際して元引受契約が証券会社又は同法第六十五条の二第三項の規定により元引受けの認可を受けた登録金融機関により締結されたものに限る。） 百分の八十五

ハ 証券取引法第二条第一項第三号に掲げる有価証券 次に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ次に定める率

(1) 政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものの百分の九十

-
- (2) (1)に掲げる以外のもの 百分の八十五
- 二 第四号イ(3)に掲げるもの 百分の八十五
- 九 前号の規定にかかわらず、顧客分別金信託が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託である場合は、信託財産の評価額は当該金銭信託の元本金額とすること。
- 十 顧客分別金信託に係る信託契約の解約又は一部の解約を行うことが出来る場合は、次に掲げる場合とすること。この場合において、当該解約又は一部の解約に係る信託財産は、委託者である投資信託委託業者に帰属させることを妨げない。
- イ 毎営業日の信託財産の元本の評価額が顧客分別金の必要額を超過する場合に、当該超過額に相当する金額の範囲内で信託契約の解約又は一部の解約を行うとする場合
- ロ 顧客分別金の管理を他の信託契約に変更するために信託契約の解約又は一部の解約を行うとする場合
- 十一 信託契約に係る元本の受益権の行使は、信託管理人が必要と判断した場合に、当該信託管理人がすべての顧客について一括して行使するものであること。この場合において、当該信託契約は、その目的を達成したものととして終了することを妨げない。
- 十二 元本の受益者である各顧客に係る元本の受益権に相当する価額は、元本の受益権の行使時における顧客分別金信託の元本換価処分額に当該受益権の行使の日における顧客分別金の必要額に対する当該各顧客に係る顧客分別金の額の割合を乗じて得た額（当
-

該額が当該各顧客に係る顧客分別金の額を超える場合には、当該顧客分別金の額とする。）とすること。

十三 元本換価処分額のうち各顧客に係る元本の受益権に相当する価額の合計額を超える部分については、委託者たる投資信託委託業者に帰属するものとする。

2 前項第十二号及び第十三号に規定する元本換価処分額とは、元本である信託財産を換価処分して得られる額又は当該元本である信託財産を換価処分した際に得られる価格として信託管理人が合理的な方法により算定した額をいう。

(令第十六条第六号に規定する内閣府令で定める場合)

(削る)
第二十四条 令第十六条第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 投資信託委託業者が賃借している不動産を投資信託財産に組み入れる場合において、当該不動産の賃貸借を継続する場合
- 二 投資信託委託業者が投資信託財産の不動産について賃借人の募集を行ったにもかかわらず、当該不動産を賃貸するに至らない場合において、他の賃借人の賃借条件と著しく異なる条件で当該不動産を賃借する場合

(令第十七条第一号口等に規定する内閣府令で定める取引等)

(削る)
第二十五条 令第十七条第一号口、第十八条第一号口及び第二号口、第三十三条第一号口並びに第四十五条第一号口に規定する内閣府令

で定める取引は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる有価証券（証券取引法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。）の売買
 - イ 証券取引所に上場されている有価証券（証券取引法第百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を除く。第三十三条及び第百五条において同じ。）
 - ロ 店頭売買有価証券（証券取引法第二条第八項第七号八に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）
 - ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるものの
 - (1) 証券取引法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。（2）において同じ。）
 - (2) 証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会（同条第十三項に規定する証券業協会をいう。以下同じ。）又は外国において設立されている当該協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されるもの
 - (3) 証券取引法第二条第一項第七号、第七号の二及び第十号の二に掲げる有価証券
- 二 有価証券先物取引（証券取引法第二条第二十項に規定する有価

-
- 証券先物取引をいう。以下同じ。）、外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引
- 三 取引所金融先物取引等（金融先物取引法第二条第一項に規定する取引所金融先物取引等をいう。以下同じ。）
- 四 不動産の売買
- 2 前項の取引は、次の各号に掲げる取引の種類に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。
- 一 前項第一号イ及びロに掲げる有価証券の売買 イにあつては取引所有価証券市場（証券取引法第二条第十七項に規定する取引所有価証券市場をいう。以下同じ。）、ロにあつては店頭売買有価証券市場（同法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの
- 二 前項第一号ハに掲げる有価証券の売買 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの
- 三 前項第二号に掲げる取引 取引所有価証券市場又は外国有価証券市場において行うもの
- 四 前項第三号に掲げる取引 金融先物取引所（金融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物取引所をいう。）の開設する金融
-

先物市場（同条第三項に規定する金融先物市場をいう。）又は海外金融先物市場（同項に規定する海外金融先物市場をいう。以下同じ。）において行うもの

五 前項第四号に掲げる取引 不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行うもの

（削る）

（令第十九条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める資産等）

第二十六条 令第十九条第一項第十一号に規定する内閣府令で定める資産は、オプション取引に係るものとする。

2 令第十九条第二項第四号に規定する内閣府令で定める指数又は数値は、当事者で取り決めた者の信用状態に係る事象とする。

（委託者指図型投資信託の運用の指図に係る禁止行為）

第二十七条 法第十五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 その運用の指図を行う投資信託財産に係る受益者以外の者の利益を図るため、当該投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うことを受託会社（法第十五条第一項第一号に規定する受託会社をいう。以下同じ。）に指図すること（法第十五条第一項第四号及び第五号並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる行為に該当する場合を除く。）。

二 他人から不当な制限又は拘束を受けて投資信託財産の売買その他の取引を行うことを受託会社に指図し、又は指図しないこと。

（削る）

三 特定の銘柄の有価証券等（法第十五条第一項第四号に規定する有価証券等をいう。以下同じ。）について、不当に売買高を増加させ、又は作爲的に値付けを行うことを目的とした取引を行うことを受託会社に指図すること。

四 その運用の指図に当たって、投資信託財産の売買その他の取引の指図を行った後で当該指図に係る投資信託財産を特定すること¹。

五 一の投資信託財産の純資産総額に百分の五十を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次のイ及びロに掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とする。）並びにハ及びニに掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うこと又は継続することを受託会社に指図すること。

イ 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損（有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと類似の取引及び取引所金融先物取引（金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引をいう。第八十条において同じ。）のうち同項第三号に掲げる取引（海外金融先物市場におけるこれと類似の取引を含む。）をいう。ロにおいて同じ。）及び有価証券店頭オプション取引等（有価証券店頭オプション取引、同法第二条第四項第三号に掲げる取引及び選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を

有する債券売買であつて、行使期間内に受渡日の指定が行われない場合には、当該債券売買の契約が解除されるものをいう。以下同じ。)をいう。ロにおいて同じ。)の売付約定に係るものを除く。)

ロ 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等(オプションの行使の対象となる一又は複数の有価証券若しくは有価証券指数又はこれと類似のものをいう。)の時価とその行使価格との差額であつて当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であつて評価損となるもの

ハ 当該投資信託財産をもつて取得し現在保有している新株予約権証券に係る時価とその帳簿価額との差額であつて評価損となるもの

ニ 当該投資信託財産をもつて取得し現在保有しているオプションを表示する証券又は証書(証券取引法第二条第一項第十号の二に規定するオプションを表示する証券又は証書をいう。以下同じ。)に係る時価とその帳簿価額との差額であつて評価損となるもの

六 投資信託委託業者の監査役(委員会設置会社にあつては、会社法第四百条第四項に規定する監査委員)、その役員に類する役員にある者又は使用人と投資信託財産との間における取引(令第十六条に掲げる取引を除く。)を行うことを受託会社に指図するこ

と。

2 | 前項第五号に掲げる行為については、当該投資信託財産に係る受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募又は一般投資家私募により行われたものである場合を除く。ただし、親投資信託に係る行為であつて、その親投資信託の受益証券を取得することを目的とする他の投資信託の受益証券の取得の申込みの勧誘が募集（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。以下この節、第八十条第二項及び第八十二条第一号において同じ。）により行われている場合は、この限りでない。

3 | 第一項第五号に規定する純資産総額とは、投資信託財産に係る信託勘定元帳に計上された資産総額から負債総額を控除した額に、有価証券評価損益（有価証券（有価証券先物取引及び有価証券先渡取引）（証券取引法第二十四条に規定する有価証券先渡取引をいう。以下同じ。）に係る有価証券を除く。）の評価額と当該有価証券の帳簿価額との差額をいい、証券取引所に上場されている割引債券については、当該差額から未収利息相当額を控除した額（評価損益の場合には未収利息相当額を加えた額）をいう。）及び先物取引等評価損益を加減した額（邦貨建資産に加え外貨建資産を投資信託財産として取得する委託者指図型投資信託にあつては、さらに外国投資勘定評価損益（外貨建資産について有価証券評価損益及び先物取引等評価損益に準じて算出した邦貨建の額をいう。）及び為替評価損益（買い為替勘定又は売り為替勘定の帳簿価額と評価額との差額をいう。）を加減した額）をいう。

- 4 第一項第五号に規定する有価証券先物取引等とは、次に掲げる取引をいう。
- 一 選択権付債券売買
 - 二 有価証券先物取引
 - 三 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引
 - 四 有価証券指数等先物取引
 - 五 有価証券オプション取引
 - 六 外国市場証券先物取引
 - 七 有価証券先渡取引
 - 八 有価証券店頭指数等先渡取引
 - 九 有価証券店頭オプション取引
 - 十 有価証券店頭指数等スワップ取引
 - 十一 取引所金融先物取引等
 - 十二 金利先渡取引
 - 十三 為替先渡取引
 - 十四 直物為替先渡取引
 - 十五 店頭金融先物取引（金融先物取引法第一条第四項に規定する店頭金融先物取引をいい、前三号に掲げる取引に該当するものを除く。以下同じ。）
 - 十六 クレジットデリバティブ取引
 - 十七 スワップ取引
 - 十八 オプション取引

十九 新株予約権証券に係る取引

二十 オプションを表示する証券又は証書に係る取引

5 第三項に規定する先物取引等評価損益とは、個別の有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、取引所金融先物取引等に係る取引対象の評価額と当該取引対象の帳簿価額との差額又は個別の有価証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、金利先物取引、為替先物取引、直物為替先物取引、店頭金融先物取引、クレジットデリバティブ取引、スワップ取引若しくはオプション取引における当事者が決済日における金銭の受渡額を計算する基準として定めた価格水準、指数、利率水準、為替相場その他の指標（以下この項において「指標」という。）の当該取引に係る決済日における数値が現在における当該指標の数値と同一である場合に当該取引に係る決済日において受け渡すこととなる額をいい、第一項第五号に規定する先物取引等評価損益とは、当該先物取引等評価損益のうち評価損となるものをいう。

（関係親法人等又は他の法人等に準ずる者）

第二十八条 令第二十号イ(4)に規定する内閣府令で定める者は、同号イ(4)に規定する関係親法人等の総株主等の議決権（同号イ(2)に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条、第五十五条、第一百十三条第一号二、第六十四條及び第二百條において同じ。）の

（削る）

百分の五十を超える議決権（同号イ(2)に規定する議決権をいう。以下この条、第五十五条、第一百三十一条八、第六十四条及び第二百条において同じ。）に係る株式又は出資を一の法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は当該法人等及びその関係子法人等（同号イ(6)に規定する関係子法人等をいう。以下この条及び第五十五条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第五十五条において同じ。）の名義をもって所有している場合における当該法人等とする。

2 | 令第二十条第一号イ(6)に規定する内閣府令で定める者は、関係子法人等又は関係子法人等及びその関係子法人等が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人等とする。

（受益証券の募集の取扱い等に係る信託の元本の合計額）

第二十九条 令第二十条第三号に規定する投資信託委託業者が発行する委託者指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行う者が当該募集の取扱い等を行う受益証券に係る委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該募集の取扱い等を行う者が直近二事業年度において当該募集の取扱い等を行った受益証券に係る委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

2 | 令第二十条第三号に規定する投資信託委託業者が設定する委託者

（削る）

指図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該投資信託委託業者が直近二事業年度において設定した委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

(投資口等の募集の取扱い等に係る投資口等の合計額)

第三十条 令第二十号第四号に規定する投資信託委託業者が資産の運用を行う投資法人の投資口又は投資法人債の募集の取扱い等を行う者が当該募集の取扱い等を行う投資口又は投資法人債の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該募集の取扱い等を行う者が直近二事業年度において当該募集の取扱い等を行った投資口又は投資法人債の合計額の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

2 令第二十号第四号に規定する投資法人が発行を行う投資口又は投資法人債の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該投資法人が直近二事業年度において発行した投資口又は投資法人債の合計額の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第三十一条 法第十五条第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 投資信託委託業者の利害関係人等（法第十五条第二項第一号に

(削る)

(削る)

規定する利害関係人等をいう。第三章を除き、以下同じ。）である発行者（証券取引法第二条第五項に規定する発行者をいう。以下同じ。）、証券会社、証券仲介業者（同条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。以下同じ。）又は登録金融機関が有価証券の募集、私募（同条第三項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）若しくは売出し（同条第四項に規定する有価証券の売出しをいう。以下同じ。）又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて、当該有価証券を投資信託財産をもって取得し、又は買い付けることを受託会社に指図すること。

二 投資信託委託業者の利害関係人等である不動産特定共同事業者（不動産特定共同事業法第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。以下同じ。）が不動産特定共同事業契約（同条第三項第二号に規定する不動産特定共同事業契約をいう。以下同じ。）の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該不動産特定共同事業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業者の要請を受けて、当該不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分（令第三条第十六号に規定する匿名組合出資持分をいう。

以下同じ。)を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図すること。

三 投資信託委託業者の利害関係人等である匿名組合契約の営業者が匿名組合契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該匿名組合契約の出資額が当該匿名組合契約の営業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該匿名組合の営業者の要請を受けて、当該匿名組合契約に係る匿名組合出資持分を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図すること。

四 投資信託委託業者の利害関係人等である信託業者等(信託会社等又は信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第九項に規定する信託契約代理店をいう。以下同じ。)が信託契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該信託契約に係る信託財産の額が当該信託業者等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託業者等の要請を受けて、当該信託契約に係る受益権を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図するもの。

五 投資信託委託業者の利害関係人等である信託受益権販売業者(信託業法第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者をいい、同法第一百五条第二項の規定により信託受益権販売業者とみなされる同条第一項に規定する信託会社等を含む。以下同じ。)が信託受益権(令第十九条第一項第九号に規定する信託受益権をいう。以下同じ。)の販売又はその代理若しくは媒介を行っている場合において、当該信託受益権販売業者に対する当該信託受益権の買

(同一の法人の発行する株式の取得割合)

第二十条 法第九条第二号(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)(に規定する内閣府令で定める率は、百分の五十とする。

(削る)

付けの申込みの額が当該信託受益権販売業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託受益権販売業者の要請を受けて、当該信託受益権を投資信託財産をもって買い付けることを受託会社に指図すること。

(同一の法人の発行する株式の取得割合)

第三十二条 法第十六条第二号に規定する内閣府令で定める率は、百分の五十とする。

(指定資産)

第三十三条 法第十六条の二第一項(法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)(に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 次に掲げる有価証券(証券取引法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべきものを含む。)

イ 証券取引所に上場されている有価証券

ロ 店頭売買有価証券

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるも

(1)の

証券取引法第二条第一項第一号から第四号まで及び第七号

- の三から第八号までに掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。（2）において同じ。）
- (2) 証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会又は外国において設立されている当該協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの
- (3) 証券取引法第二条第一項第七号、第七号の二及び第十号の二に掲げる有価証券
- (4) 証券取引法施行令第一条に規定する有価証券
- 二 有価証券指数等先物取引に係る権利
- 三 有価証券オプション取引に係る権利
- 四 外国市場証券先物取引に係る権利
- 五 金銭債権（コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもって表示されるもの、銀行若しくは第百十二条第一号から第七号までに掲げる金融機関への預金若しくは貯金又は郵便貯金に係るものに限る。）
- 六 取引所金融先物取引等に係る権利
- 七 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条ノ四の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権
- 2 法第十六条の二第一項（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 有価証券（前項第一号に掲げる有価証券を除く。）の取得及び譲渡並びに貸借
- 二 有価証券店頭指数等先渡取引
- 三 有価証券店頭オプション取引
- 四 有価証券店頭指数等スワップ取引
- 五 不動産の取得及び譲渡
- 六 不動産の賃借権の取得及び譲渡
- 七 地上権の取得及び譲渡
- 八 金銭債権（前項第五号において規定する金銭債権を除く。）の
売買
- 九 約束手形（証券取引法第二条第一項第八号に掲げるものを除く。
以下「手形」という。）の取得及び譲渡
- 十 店頭金融先物取引及び第四条各号に掲げる取引
- 十一 匿名組合出資持分の取得及び譲渡
- 十二 信託受益権（前項第七号に掲げるものを除く。）の取得及び
譲渡
- 3 法第十六条の二第一項（法第四十九条の十一第一項において準用
する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号
に掲げる特定資産（法第十六条の二第一項に規定する特定資産をい
う。）の種類に応じ、当該各号に掲げる事項とする。
 - 一 有価証券 銘柄、数量その他の当該有価証券の内容に関するこ
と。
 - 二 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利 取引の相手方の名称

-
- 、銘柄、約定数値その他の当該有価証券指数等先渡取引の内容に
関すること。
 - 三 有価証券店頭オプション取引に係る権利 取引の相手方の名称
、銘柄、プット又はコールの別、権利行使価格、権利行使期間そ
の他の当該有価証券店頭オプション取引の内容に関すること。
 - 四 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利 取引の相手方の
名称、銘柄、約定数値、取引期間その他の当該有価証券店頭指数
等スワップ取引の内容に関すること。
 - 五 不動産 不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するた
めに必要な事項に関すること。
 - 六 不動産の賃借権 不動産の所在、地番その他当該不動産を特定
するために必要な事項、賃貸人及び賃借人の氏名及び住所、賃料
、存続期間その他の当該賃借権の内容に関すること。
 - 七 地上権 地上権に係る土地の所在及び地番その他当該土地を特
定するために必要な事項、当該土地の所有者及び地上権者の氏名
及び住所、地代、存続期間その他の当該地上権の内容に関するこ
と。
 - 八 金銭債権 金銭債権の種類、債権者及び債務者の氏名及び住所
、担保の設定状況その他の当該金銭債権の内容に関すること。
 - 九 手形 手形上の債務者、保証の設定状況その他の当該手形の内
容に関すること。
 - 十 金利先渡取引 取引の相手方の名称、通貨の種類、約定利率そ
の他の当該金利先渡取引の内容に関すること。
-

(指図行使すべき株主権等)

第二十一条 法第十条第一項に規定する内閣府令で定める株主の権利は、会社法第百十六条第一項、第二百十条、第二百四十一条第二項

(指図行使すべき株主権等)

第三十四条 法第二十二條第一項に規定する内閣府令で定める株主の権利は、会社法第百十六条第一項、第二百十条、第二百四十一条第

十一 為替先渡取引 取引の相手方の名称、通貨の種類、約定利率その他の当該為替先渡取引の内容に関する事。

十二 直物為替先渡取引 取引の相手方の名称、通貨の種類、約定利率その他の当該直物為替先渡取引の内容に関する事。

十三 店頭金融先物取引 取引の相手方の名称、通貨の種類、約定利率その他の当該店頭金融先物取引の内容に関する事。

十四 クレジットデリバティブ取引 取引の相手方の名称、通貨の種類、参照資産の種類その他の当該クレジットデリバティブ取引の内容に関する事。

十五 スワップ取引 取引の相手方の名称、通貨の種類、約定利率、取引期間その他の当該スワップ取引の内容に関する事。

十六 オプション取引 取引の相手方の名称、通貨の種類、プット又はコールの別、権利行使価格、権利行使期間その他の当該オプション取引の内容に関する事。

十七 信託受益権 信託に係る信託財産を特定するために必要な事項及び当該信託の受益権の内容に関する事。

十八 匿名組合出資持分 匿名組合契約に係る営業財産に関する前各号に掲げる事項並びに当該匿名組合契約の内容及び当該匿名組合契約の営業者に関する事。

、第二百四十七条、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項及び第八百六条第一項に基づく株主の権利並びに同法第八百二十八条第一項の規定に基づき同項第四号から第十二号までに掲げる行為の無効を主張する権利とする。

2 令第十四条第一号に規定する内閣府令で定める投資主の権利は、法第四十一条第一項、第四十九条の三第一項、第四十九条の八第一項及び第四百四十九条の十三第一項の規定に基づく権利並びに法第四十二条第六項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び法第五十条第一項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定に基づき同項第五号、第七号及び第八号に掲げる行為の無効を主張する権利とする。

3 令第十四条第二号に規定する内閣府令で定める優先出資者の権利は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十二条第五項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び同法第十四条第一項において準用する会社法第二百十条の規定に基づく権利とする。

4 令第十四条第三号に規定する内閣府令で定める優先出資社員^の権利は、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第百五十三条第一項及び資産流動化法第四十二条第五項において準用する会社法第二百十条の規定に基づく権利並びに資産流動化法第百十二条において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利とする。

二項、第二百四十七条、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項及び第八百六条第一項に基づく株主の権利並びに同法第八百二十八条第一項の規定に基づき同項第四号から第十二号までに掲げる行為の無効を主張する権利とする。

2 令第二十四条第一号に規定する内閣府令で定める投資主の権利は、法第四十一条第一項、第四十九条の三第一項、第四十九条の八第一項及び第四百四十九条の十三第一項の規定に基づく権利並びに法第四十二条第六項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び法第五十条第一項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第七号及び第八号に係る部分に限る。）の規定に基づき同項第五号、第七号及び第八号に掲げる行為の無効を主張する権利とする。

3 令第二十四条第二号に規定する内閣府令で定める優先出資者の権利は、優先出資法第二十二条第五項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び同法第十四条第一項において準用する会社法第二百十条の規定に基づく権利とする。

4 令第二十四条第三号に規定する内閣府令で定める優先出資社員^の権利は、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第百五十三条第一項及び同法第四十二条第五項において準用する会社法第二百十条の規定に基づく権利並びに資産流動化法第百十二条において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利とする。

(指定資産等)

第二十二條 法第十一條第一項(法第五十四條第一項において準用する場合を含む。)()に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる有価証券及び金融商品取引法第二條第一項第二十号に掲げる有価証券(次に掲げる有価証券に該当するものを除く。)

()であつて次に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

イ 金融商品取引所又は外国金融商品市場に上場されている有価証券

ロ 店頭売買有価証券

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの

の

(1) 金融商品取引法第二條第一項第一号から第五号まで、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる有価証券(同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。)

(2) 金融商品取引法第二條第一項第九号に掲げる有価証券(同項第十七号に掲げる有価証券で当該有価証券の性質を有するものを含む。)()のうち、その価格が認可金融商品取引業協会又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの

(3) 金融商品取引法第二條第一項第十号、第十一号及び第十九

(新設)

号に掲げる有価証券

(4) 金融商品取引法施行令第一条第一号に掲げる有価証券

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権（前号に掲げるものに該当するものを除く。）

三 市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引をいう。）に係る権利

四 外国市場デリバティブ取引（金融商品取引法第二十三条第三項に規定する外国市場デリバティブ取引をいう。）に係る権利

五 金銭債権（令第三条第七号に掲げるものをいい、コールローンに係るもの、譲渡性預金証書をもって表示されるもの又は銀行若しくは第百十二条第一号から第七号までに掲げる金融機関への預金若しくは貯金若しくは郵便貯金に係るものに限る。）

2 法第十一条第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 有価証券（前項第一号及び第二号に掲げるものを除く。次項第一号において同じ。）の取得及び譲渡並びに貸借

二 店頭デリバティブ取引（金融商品取引法第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引をいう。次項第二号において同じ。）

三 不動産の取得及び譲渡

四 不動産の賃借権の取得及び譲渡

- 五| 地上権の取得及び譲渡
- 六| 約束手形(令第三条第六号に掲げるものをいう。以下同じ。)
の取得及び譲渡
- 七| 金銭債権(令第三条第七号に掲げるものをいい、前項第五号に
掲げるものを除く。次項第七号において同じ。) の取得及び譲渡
- 八| 匿名組合出資持分(令第三条第八号に規定する匿名組合出資持
分をいう。以下同じ。) の取得及び譲渡
- 3| 法第十一条第一項(法第五十四条第一項において準用する場合を
含む。) に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる特
定資産(法第十一条第一項に規定する特定資産をいう。) の区分に
応じ、当該各号に定める事項とする。
- 一| 有価証券 銘柄、数量、信託に係る信託財産を特定するために
必要な事項その他の当該有価証券の内容に関すること。
- 二| 店頭デリバティブ取引に係る権利 取引の相手方の名称、銘柄
、約定数値(金融商品取引法第二十一条第二号に規定する
約定数値をいう。第二百四十六条第一項第二号八において同じ。
)、金融商品(同法第二十四条に規定する金融商品をいう
)。 (若しくは金融指標(同法第二十五項に規定する金融指標をい
う。) の種類、プット(権利の行使により売主としての地位を取
得するものをいう。) 又はコール(権利の行使により買主として
の地位を取得するものをいう。) の別、権利行使価格、権利行使
期間、取引期間その他の当該店頭デリバティブ取引の内容に関する
こと。

- 三 不動産 不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項に関すること。
- 四 不動産の賃借権 不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項、賃貸人及び賃借人の氏名及び住所、賃料、存続期間その他の当該賃借権の内容に関すること。
- 五 地上権 地上権に係る土地の所在及び地番その他の当該土地を特定するために必要な事項、当該土地の所有者及び地上権者の氏名及び住所、地代、存続期間その他の当該地上権の内容に関すること。
- 六 約束手形 約束手形上の債務者、保証の設定状況その他の当該約束手形の内容に関すること。
- 七 金銭債権 金銭債権の種類、債権者及び債務者の氏名及び住所、担保の設定状況その他の当該金銭債権の内容に関すること。
- 八 匿名組合出資持分 匿名組合契約に係る営業財産に関する前各号に掲げる事項並びに当該匿名組合契約の内容及び営業者に関すること。

(削る)

(投資信託約款の記載事項)

第三十五条 法第二十五条第一項第十八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 投資信託委託業者の分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡に関する事項

(削る)

- 二 受託者の辞任及び新受託者の選任に関する事項
- 三 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託における信託の元本の追加に関する事項
- 四 投資信託契約の一部解約に関する事項
- 五 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合における当該委託の内容
- 六 法第三十条の二に規定する反対者の買取請求権に関する事項

(投資信託約款の記載事項の細目)

- 第三十六条 法第二十五条第三項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項に及び、当該各号に定める細目とする。
- 一 法第二十五条第一項第五号に掲げる事項 次に掲げる事項
 - イ 受益証券の記名式又は無記名式への変更及び名義書換手続に関する事項
 - ロ 記名式受益証券の譲渡の對抗要件に関する事項
 - ハ 受益証券の再交付及びその費用に関する事項
 - 二 法第二十五条第一項第六号に掲げる事項 次に掲げる事項
 - イ 資産運用の基本方針
 - ロ 投資の対象とする資産の種類
 - ハ 投資の対象とする資産の保有割合、保有制限を設ける場合にはその内容（投資の対象とする資産が権利である場合、その権利の取得に係る取引の種類及び範囲並びに取得制限を設ける場合にはその内容）

-
- 二 投資信託財産で取得した資産を貸し付ける場合は、その内容
ホ 証券投資信託である場合は、その旨
- 三 法第二十五条第一項第七号に掲げる事項 運用の指図を行う資
産の種類に応じ、それぞれの評価方法、基準及び基準日に関する
事項
- 四 法第二十五条第一項第八号に掲げる事項 次に掲げる事項
イ 収益分配可能額の算出方法に関する事項
ロ 収益分配金、償還金及び一部解約金の支払時期、支払方法及
び支払場所に関する事項
- 五 法第二十五条第一項第九号に掲げる事項 次に掲げる事項
イ 信託契約の解約事由の説明に関する事項
ロ 委託者の認可取消し等に伴う取扱いの説明に関する事項
- 六 法第二十五条第一項第十号に掲げる事項 計算期間及び計算期
間の特例に関する事項
- 七 法第二十五条第一項第十三号に掲げる事項 借入れの目的、借
入限度額及び借入金の用途に関する事項並びに借入先を適格機関
投資家に限る場合はその旨
- 八 法第二十五条第一項第十四号に掲げる事項 運用の指図に係る
権限の委託の概要に関する事項
- 九 法第二十五条第一項第十五号に掲げる事項 委託の報酬の額、
支払時期及び支払方法に関する事項
- 十 法第二十五条第一項第十七号に掲げる事項 次に掲げる公告の
方法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
-

イ 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法 公告を行う日刊新聞紙名

ロ 電子公告（会社法第二十四条に規定する電子公告をいう。以下この号において同じ。） 公告を電子公告により行うために使用するサーバのうち電子公告による公告を行うための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、公告すべき内容である情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に入力することのみによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに公告情報を記録することができるもの（別表第二において「公告アドレス」という。）

（情報通信の技術を利用する方法）

第三十六条の二 法第二十六条第三項（法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるもの

イ 投資信託委託業者等（投資信託委託業者又は投資信託委託業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを受益証券を取得しようとする者若しくは投資信託委託業者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）

（削る）

の使用に係る電子計算機と受益証券を取得しようとする者等）
受益証券を取得しようとする者又は受益証券を取得しようとする者との契約により顧客ファイル（専ら当該受益証券を取得しようとする者の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、受益証券を取得しようとする者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（法第二十六条第三項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、投資信託業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 投資信託業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて受益証券を取得しようとする者の閲覧に供し、受益証券を取得しようとする者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該受益証券を取得しようとする者の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法（法第二十六条第三項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、投資信託業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 投資信託業者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客

客ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて受益証券を取得しようとする者の閲覧に供する方法

二 閲覧ファイル（投資信託委託業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の受益証券を取得しようとする者の閲覧に供するため当該記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて受益証券を取得しようとする者の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一 受益証券を取得しようとする者が閲覧ファイル又は顧客ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号イ、ハ及びニに規定する方法（受益証券を取得しようとする者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を受益証券を取得しようとする者に対し通知するものであること。ただし、受益証券を取得しようとする者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号二に規定する方法にあつては、受益証券を取得しようとする者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客ファイルに記録するものであること。

四 前項第一号八又は二に規定する方法にあつては、当該記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日、又は投資信託約款（証券取引法第十三条第一項に規定する目論見書に内容が記載され交付していない場合も含む。）については、当該信託契約期間の終了日若しくは顧客が当該投資信託を解約又は売り付けた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、受益証券を取得しようとする者の承諾（令第二十七条の二に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は受益証券を取得しようとする者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号八に規定する方法については、顧客ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号二に規定する方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

五 前項第一号二に規定する方法にあつては、前号に掲げる期間を

経過するまでの間において、第三号の規定により受益証券を取得しようとする者が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた受益証券を取得しようとする者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合はこの限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、投資信託委託業者等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた受益証券を取得しようとする者等又は投資信託委託業者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(削る)

第三十六条の三 令第二十七条の二第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する方法のうち投資信託委託業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(直接募集に係る取引報告書の記載事項等)

第三十七条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条に規定する取引報告書は、別表第四により作成しなければならない。

2 法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、受益証券から生ずる収益金をもつて当該受益証券に係る委託者指図型投資信託の受益証券を新たに

(削る)

取得する場合であつて、当該受益証券を新たに取得した顧客に対して当該取引の内容を記載した書類を定期的に交付し、かつ、個別の取引に関する当該顧客からの照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されているものとする。

3 投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者（以下この条及び第四十三条の二において「特定投資信託委託業者」という。）は、前項の規定による書類の交付に代えて、第六項で定めるところにより、当該顧客の承諾を得て、当該取引の内容を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定投資信託委託業者は、当該書類の交付をしたものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからハまでに掲げるもの

イ 特定投資信託委託業者等（特定投資信託委託業者又は特定投資信託委託業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを顧客若しくは特定投資信託委託業者の用に供する者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と顧客等（顧客又は顧客との契約により顧客ファイル）専ら当該顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計

算機とを接続する電気通信回線を通じて当該取引の内容を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定投資信託委託業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 特定投資信託委託業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該取引の内容を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、当該顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧客の顧客ファイルに当該取引の内容を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定投資信託委託業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 投資信託委託業者等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録された当該取引の内容を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに当該取引の内容を記録したものを交付する方法
4 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するものでなければならぬ。

一 顧客が顧客ファイルへの記録を出力することにより書面を作成

できるものであること。

二 前項第一号イ及びハに規定する方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに当該取引の内容を記録する方法を除く。）にあつては、当該取引の内容を顧客ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該取引の内容を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

三 前項第一号ハに規定する方法にあつては、当該取引の内容を交付した日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該取引の内容に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）顧客ファイルに記録された当該取引の内容を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している取引の内容を書面により交付する場合、第六項に規定する顧客の承諾を得て前項第一号イ、ロ若しくは前項第二号に掲げる方法により交付する場合又は顧客による当該取引の内容に係る消去の指図がある場合は、当該取引の内容を消去することができる。

5 第三項第一号の「電子情報処理組織」とは、特定投資信託委託業者等の使用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は特定投資信託委託業者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 特定投資信託委託業者は、第三項の規定により当該取引の内容を提供しようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、その用い

る次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第三項各号に規定する方法のうち特定投資信託委託業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た特定投資信託委託業者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該顧客に対し、当該取引の内容の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該顧客が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(取引報告書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る証券会社に関する内閣府令の準用)

第三十七条の二 証券会社に関する内閣府令第二十九条の二の規定は、法第二十七条（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）及び法第九十七条において証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第一項の規定を準用する場合について準用する。

第三十七条の三 証券会社に関する内閣府令第二十九条の四の規定は、令第二十九条の二において証券取引法施行令第十五条の六において準用する同令第十五条の五第一項の規定を準用する場合について準用する。

(削る)

(削る)

(削る)

(直接募集に係る禁止行為)

第三十八条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第十号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 直接募集に係る取引に関し、虚偽の表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- 二 直接募集に係る取引につき、顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

(削る)

(直接募集に係る事故)

第三十九条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、直接募集に係る取引につき、投資信託委託業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者(次条、第四十二条、第八十七条、第八十八条及び第九十条において「代表者等」という。)が、当該投資信託委託業者の直接募集の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとす。

- 一 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により受益証券の取得その他の行為を行うこと。
- 二 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により受益証券の取得その他の行為を行うこと。
- 三 イからハまでに掲げるものについて顧客を誤認させるような勸

誘をすること。

イ 受益証券に係る委託者指図型投資信託の商品内容

ロ 取引の条件

ハ 受益証券の価格の騰貴又は下落

四 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。

五 電子情報処理組織の異常により、顧客の注文の執行を誤ること。

六 その他法令に違反する行為を行うこと。

(直接募集に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合)

第四十条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 裁判所の確定判決を得ている場合

二 裁判上の和解(民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百七十五条に定めるものを除く。第八十八条及び第二百二十六条において同じ。)が成立している場合

三 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十六条に定める調停が成立している場合又は同法第十七条の定めにより裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に定める期間内に異議の申立てがない場合

四 投資信託委託業者の代表者等が前条各号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた

(削る)

損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合（前条各号に規定する行為の区分ごとに当該利益を計算するものとする。ただし、同条第四号又は第五号に規定する行為にあつては、次号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除して計算するものとする。）

五 投資信託委託業者の代表者等が前条第四号又は第五号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合（第六十九条第一項に規定する帳簿書類又は顧客の注文内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。）

2 投資信託委託業者は、前項第四号又は第五号の規定に該当する場合の事故について、金融庁長官の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、第四十二条に定める事項について、金融庁長官に報告しなければならない。

（直接募集に係る金融庁長官への事故確認の申請手続）

第四十一条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類を金融庁長官に提出しなければならない。

（直接募集に係る確認申請書の記載事項）

第四十二条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の

（削る）

（削る）

二 第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 投資信託委託業者の商号及び本店の所在地（外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人である投資信託委託業者（以下「外国法人である投資信託委託業者」という。）にあつては、国内における主たる営業所の所在地）並びに代表者（外国法人である投資信託委託業者にあつては、国内における代表者）の氏名

二 事故となる行為に関係した代表者等の氏名及び部署の名称

三 顧客の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに当該法人の代表者の氏名及び住所）

四 事故の概要

五 提供しようとする財産上の利益の額

六 その他金融庁長官の定める事項

（直接募集に係る確認申請書の添付書類）

第四十三条 法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の

二 第五項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類（当該確認申請書が法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二 第一項第二号の申込みに係るものである場合を除く。）

（削る）

二 その他参考になる資料

(直接募集の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第四十三条の二 法第二十七条において準用する証券取引法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

一 特定投資信託委託業者が、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

二 特定投資信託委託業者が、その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていないと認められる状況

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)

第四十四条 法第二十八条第一項に規定する同項各号に掲げる取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。

一 当該取引に係る投資信託の名称

(削る)

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)

第二十三条 法第十三条第一項に規定する同項各号に掲げる取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。

一 当該取引に係る委託者指図型投資信託の名称

二 書面の交付を行う理由（当該取引の相手方と当該投資信託委託会社の関係を含む。）

三・四（略）

五 法第十一条第一項の規定による調査の結果

六・七（略）

2 投資信託委託会社は、法第十三条第一項各号に掲げる取引が行われたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

（利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する顧客等）

第二十四条 令第十九条第四項第五号に規定する内閣府令で定める顧客は、次に掲げるものとする。

一 投資信託委託会社が投資信託財産の宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行う場合における取引の相手方

二 投資信託委託会社が投資信託財産の特定資産に係る投資に関し助言を行う場合において、当該助言に基づき行われる当該特定資産の取引の相手方

2 令第十九条第五項第一号に規定する内閣府令で定める有価証券は、第二十二条第一項第一号及び第二号に掲げるもの以外の有価証券とする。

3 令第十九条第五項第四号に規定する内閣府令で定める金融機関は、第一百十二条第一号から第七号までに掲げるものとする。

二 書面交付を行う理由（当該取引の相手方と当該投資信託委託業者の関係を含む。）

三・四（略）

五 法第十六条の二第一項の調査の結果

六・七（略）

2 投資信託委託業者は、法第二十八条第一項各号に掲げる取引が行われたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

（令第三十条第二項第五号に規定する内閣府令で定める顧客）

第四十五条 令第三十条第二項第五号に規定する内閣府令で定める顧客は、次に掲げるものとする。

一 投資信託委託業者が投資信託財産の宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行う場合における取引の相手方

二 投資信託委託業者が投資信託財産の特定資産に係る投資に関し助言を行う場合において、当該助言に基づき行われる当該特定資産の取引の相手方

2 令第三十条第三項第一号に規定する内閣府令で定める有価証券は、第三十三条第一項第一号に掲げる有価証券以外のものとする。

3 令第三十条第三項第六号に規定する内閣府令で定める金融機関は、第一百十二条第一号から第七号までに掲げるものとする。

(運用報告書の交付を要しない場合)

第二十五条 法第十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(新設)

一 受益証券が金融商品取引所に上場されている場合

二 計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債投資信託に係るものである場合

イ 投資信託財産の運用の対象となる資産は、次に掲げる資産(以下この号において「有価証券等」という。)とすること。

(1) 第十三条第二号イ(1)から(4)まで、(7)及び(8)に掲げるもの

(2) 金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で第十三条第二号イ(1)、(3)又は(4)に掲げる有価証券の性質を有するもの

(3) 銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関、信託会社又は貸金業の規制等に関する法律施行令第一条第四号に掲げる者の貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。)の受益権

(4) 外国の者に対する権利で(3)に掲げるものの性質を有するものの

(5) 指定金銭信託
(6) 預金

(7) 手形(1)に該当するものを除く。()

(8) コールローン

ロ 投資信託財産の運用の対象となる有価証券等は、償還又は満期までの期間(ハにおいて「残存期間」という。)が一年を超えないものであつて、指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。ロ及び二において同じ。)から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるもの又は当該格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるものと同等以上に安全に運用できるものであること。

ハ 投資信託財産に組み入れる有価証券等の平均残存期間(一の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た額の合計額を、当該有価証券等の組入額の合計額で除して得た期間をいう。)が九十日を超えないこと。

ニ 投資信託財産の総額のうち(一)の法人その他の団体(へ及びびトにおいて「法人等」という。)が発行し、又は取り扱つ適格有価証券等(国債証券、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。ホにおいて同じ。)及び返済までの期間(貸付けを行う受託会社が休業している

日を除く。)が五日以内のコールローン(ホ及びびトにおいて「特定コールローン」という。)以外の有価証券等であつて、二以上の指定格付機関から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定

した格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるもの又は当該格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるものと同等以上に安全に運用できるものをいう。ホにおいて同じ。ク)の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の五以下であること。

ホ 投資信託財産の総額のうち到有価証券等(国債証券、政府保証債、特定コールローン及び適格有価証券等を除く。ヘにおいて同じ。ク)の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の五以下であること。

ヘ 投資信託財産の総額のうち一の法人等が発行し、又は取り扱う有価証券等の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の一以下であること。

ト 投資信託財産の総額のうち一の法人等が取り扱う特定コールローンの当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の二十五以下であること。

(投資信託財産に関する帳簿書類)

第二十六条 法第十五条第一項の規定により投資信託委託会社を作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

- 一 信託勘定元帳
- 二 分配収益明細簿
- 三 投資信託財産明細簿
- 四 不動産の収益状況明細表

(新設)

- 五 繰延資産の償却状況表
 - 六 受益権原簿
 - 七 受益証券基準価額帳
 - 八 投資信託財産運用指図書
 - 九 一部解約価額帳（投資信託約款において、基準価額以外の価額をもって一部解約に応じることとしている委託者指図型投資信託の場合に限る。）
 - 十 特定資産の価格等の調査結果等に関する書類
 - 2 前項各号に掲げる帳簿書類は、別表第一により作成し、当該投資信託財産の計算期間の終了後又は信託契約期間の終了後十年間これを保存しなければならない。
 - 3 外国法人である投資信託委託会社にあつては、第一項各号に掲げる帳簿書類は、国内における主たる営業所又は事務所が作成し、これを保存しなければならない。
- （投資信託約款の変更内容の届出）
- 第二十七条 法第十六条（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならない。
- 一 当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の名称
 - 二 投資信託約款の変更の内容及び理由
 - 三 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日
 - 四 投資信託約款の変更の中止に関する条件を定めるときは、その

（新設）

条件

五 書面による決議を行うときは、法第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第三十一条第二号から第七号までに掲げる事項

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 投資信託約款の変更の案

二 受託会社の同意書

三 書面による決議を行うときは、次に掲げるもの

イ 法第十七条第五項の規定による公告をする場合にあつては、

当該公告の内容を記載した書面

ロ 第三十三条に規定する書面決議参考書類

(委託者指図型投資信託の併合の届出)

第二十八条 法第十六条(第二号に係る部分に限る。)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならない。

一 当該委託者指図型投資信託の併合に係る各委託者指図型投資信託の名称

二 委託者指図型投資信託の併合後の委託者指図型投資信託の名称

三 委託者指図型投資信託の併合の内容及び理由

四 委託者指図型投資信託の併合がその効力を生ずる日

五 委託者指図型投資信託の併合の中止に関する条件を定めるとき

は、その条件

(新設)

六 書面による決議を行うときは、法第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第三十一条第二号から第七号までに掲げる事項

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 委託者指図型投資信託の併合後の投資信託約款の案
二 受託会社の同意書

三 書面による決議を行うときは、次に掲げるもの

イ 法第十七条第五項の規定による公告をする場合にあつては、当該公告の内容を記載した書面

ロ 第三十三条に規定する書面決議参考書類

(削る)

(削る)

(投資信託約款の重大な内容の変更)

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第四十五条の二 第三十六条の二の規定は、法第二十八条第三項(法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)において法第二十六条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「受益者」と読み替えるものとする。

第四十五条の三 第三十六条の三の規定は、令第三十条の二において令第二十七条の二第一項の規定を準用する場合について準用する。

(投資信託約款の重大な内容の変更)

第二十九条 法第十七条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四条第二項第一号、第二号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事項並びに第七条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(電磁的方法)

第四十六条 法第三十条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第二十五条第一項第一号、第二号、第五号から第十一号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事項並びに第三十五条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。ただし、法第二十五条第一項第六号に掲げる信託の運用に関する事項については、次に掲げるものとする。

一 投資の対象とする資産の種類

二 運用方針

三 運用方法

四 投資の対象とする資産についての保有額若しくは保有割合に係る制限又は取得できる資産の範囲に係る制限その他の運用の制限で、当該変更が当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

五 新たに投資の対象とする資産の追加又は既に投資対象としている資産の廃止で、当該変更が当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

六 前各号に掲げるもののほか、その変更の内容が当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

第三十条 法第十七条第一項第三号（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（書面による決議の決定事項）

第三十一条 法第十七条第一項第四号（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第三十二条に規定する書面決議参考書類に記載すべき事項

二 書面による議決権の行使の期限（書面による決議の日以前の時であつて、法第十七条第二項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。第五号イにおいて同じ。）の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に

（新設）

（新設）

限る。)

三 一の受益者が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該受益者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

四 第三十六条第一項第一号の欄に記載がない議決権行使書面（法第十七条第九項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する信託法第一百条第一項に規定する議決権行使書面をいう。以下同じ。）が投資信託委託会社若しくは信託会社等に提出され

、又は法第十七条第九項において準用する信託法第一百六条第一項の規定により電磁的方法により投資信託委託会社若しくは信託会社等に提供された事項のうち当該欄に記載すべきものがない場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

五 法第十七条第一項第三号（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（書面による決議の日以前の時であつて、法第十七条第二項の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

ロ 法第十七条第三項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項

において準用する場合を含む。)の承諾をした受益者に対しては、当該受益者の第三十六条第二項の請求があった時に法第七十九条において準用する信託法第一百条第一項の規定による議決権行使書面の交付(当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。)をすることとするときは、その旨

六 法第十七条第九項において準用する信託法第一百七十一条の規定による通知の方法を定めるときは、その方法

七 法第十八条第一項(法第二十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による受益権の買取請求の内容及び手続に関する事項

(投資信託及び投資法人に関する法律施行令に係る電磁的方法)

第三十二条 令第二十條第一項又は第二十二條第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(1) 送信者に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る

(新設)

る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方
法

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確
実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに
情報を記録したものを交付する方法

二 ファイルへの記録の方式

(書面決議参考書類)

第三十三条 法第十七条第九項(法第二十条第一項及び第五十四条第

一項において準用する場合を含む。)において準用する信託法第百
十条第一項の規定により交付すべき議決権の行使について参考とな
るべき事項を記載した書類(以下「書面決議参考書類」という。)
に記載すべき事項は、次条、第三十五条、第四十二条、第九十二
条及び第九十三条の定めるところによるほか、受益者の議決権の行使
について参考となると認める事項を記載することができる。

(投資信託約款の変更に関する議案)

第三十四条 投資信託約款の変更に関する議案に係る書面決議参考書

類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 投資信託約款の変更の案

二 投資信託約款で定められた受益権の内容に変更を加え、又は受
益権の価値に重大な影響を与えるおそれがあるときは、その変更
又は影響の内容及び相当性に関する事項

(新設)

(新設)

- 三 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日
- 四 投資信託約款の変更の中止に関する条件を定めるときは、その条件
- 五 投資信託約款の変更をする理由
- 六 投資信託約款の変更に関する事項について受益者の不利益となる事実

(委託者指図型投資信託の併合に関する議案)

第三十五条 委託者指図型投資信託の併合に関する議案に係る書面決議参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 委託者指図型投資信託の併合後の投資信託約款の内容
- 二 投資信託約款において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由
- 三 委託者指図型投資信託の併合に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、次に掲げる事項
 - イ 当該財産の内容及びその価額並びにこれらの事項の定められたる事項に関する事項
 - ロ 受益者に対して交付する金銭その他の財産の割当てに関する事項及び当該事項の定められたる事項に関する事項
- 四 委託者指図型投資信託の併合がその効力を生ずる日
- 五 委託者指図型投資信託の併合の中止に関する条件を定めるときは、その条件
- 六 委託者指図型投資信託の併合をする他の委託者指図型投資信託

(新設)

についての次に掲げる事項その他の当該他の委託者指図型投資信託を特定するために必要な事項

イ 委託者及び受託者の商号又は名称及び住所

ロ 投資信託契約の締結日

ハ 投資信託約款の内容

七 委託者指図型投資信託の併合をする各委託者指図型投資信託において直前に作成された財産状況開示資料等（信託法第三十七条第二項の規定により作成する同項の書類又は電磁的記録をいう。以下同じ。）の内容（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していないときは、その旨）

八 委託者指図型投資信託の併合をする各委託者指図型投資信託について、財産状況開示資料等を作成した後（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない場合にあつては、委託者指図型投資信託が設定された後）に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

九 委託者指図型投資信託の併合をする理由

十 委託者指図型投資信託の併合に関する事項について受益者の不利益となる事実

（議決権行使書面）

第三十六条 法第十七条第九項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に

（新設）

において準用する信託法第百十条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は法第十七条第九項において準用する信託法第百十一条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。）を記載する欄

二 第三十一条第三号に掲げる事項を定めたときは、当該事項

三 第三十一条第四号に掲げる事項を定めたときは、同号の取扱いの内容

四 議決権の行使の期限

五 議決権を行使すべき受益者の氏名又は名称及び当該受益者が行使することができる議決権の数又は割合

2 法第十七条第一項第三号（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を定めた場合において、第三十一条第五号ロに掲げる事項を定めたときは、投資信託委託会社又は信託会社等は、法第十七条第三項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の承諾をした受益者が請求をした時に、当該受益者に対して、法第十七条第九項において準用する信託法第百十条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

(書面による議決権行使の期限)

第三十七条 法第十七条第九項(法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。)(において準用する信託法第一百五十二条第二項に規定する内閣府令で定める時は、第三十一条第二号の行使の期限とする。

(新設)

(電磁的方法による議決権行使の期限)

第三十八条 法第十七条第九項(法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。)(において準用する信託法第一百六条第一項に規定する内閣府令で定める時は、第三十一条第五号イの行使の期限とする。

(新設)

(書面による決議の議事録)

第三十九条 法第十七条第九項(法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。)(において準用する信託法第二百二十条の規定による書面による決議の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

(新設)

2 書面による決議の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

3 書面による決議の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- 一 書面による決議が行われた日
- 二 書面による決議の結果

三 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名又は名称

(電磁的記録)

第四十条 法第十七条第十項(法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(新設)

(投資信託契約の解約の届出)

第四十一条 法第十九条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載

(新設)

した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならない。

一 当該投資信託契約に係る委託者指図型投資信託の名称

二 投資信託契約の解約の理由

三 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日

四 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件

五 書面による決議を行うときは、法第二十条第一項において準用する法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事項並びに第三十一条第二号から第七号までに掲げる事項

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 受託会社の同意書

二 書面による決議を行うときは、次に掲げるもの

イ 法第二十条第一項において準用する法第十七条第五項の規定による公告をする場合にあつては、当該公告の内容を記載した書面

ロ 第三十二条に規定する書面決議参考書類

(投資信託契約の解約に関する議案)

第四十二条 投資信託契約の解約に関する議案に係る書面決議参考書類

類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 投資信託契約の解約の相当性に関する事項
- 二 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日
- 三 投資信託契約の解約の中止に関する条件を定めるときは、その条件
- 四 直前に作成された財産状況開示資料等の内容(財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していないときは、その旨)
- 五 財産状況開示資料等を作成した後(財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない場合にあつては、委託者指図型投資信託が設定された後)に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
- 六 投資信託契約の解約の理由
- 七 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

(新設)

(削る)

(投資信託約款の変更の公告等)

第四十七条 法第三十条第一項に規定する投資信託約款の変更に係る公告及び書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

- 一 当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の名称
- 二 変更しようとする理由
- 三 変更しようとする内容
- 四 変更の予定年月日
- 五 変更に関する異議がある者は異議を述べるべき旨
- 六 異議を述べることができる期間
- 七 異議を述べる方法
- 八 異議を述べることができる期間中に異議を述べた受益者の受益権口数が当該投資信託約款の変更に係る公告の行われた日に存する当該投資信託約款に係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、変更の予定年月日をもって当該投資信託約款の変更を行う旨

九 法第三十条の二に規定する買取請求権の内容及び買取請求の手続に関する事項

(投資信託約款を変更しない場合の公告等)

第四十八条 法第三十条第五項に規定する投資信託約款を変更しない旨の公告及び書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

(削る)

- 一 当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の名称
 - 二 当初予定していた変更の内容及び予定年月日
 - 三 変更しない事項
 - 四 変更しない理由
 - 五 変更に対して異議を述べた者の当該投資信託約款に係る受益権の口数及び受益権の総口数に対する割合
- 2 投資信託委託業者は、投資信託約款を変更しないこととしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならぬ。

(投資信託約款の変更内容を記載した書面の交付等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

- 第四十八条の二 第三十六条の二の規定は、法第三十条第六項（法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）（法第三十二条第二項（法第五十九条において準用する場合を含む。）及び法第三十三条第二項（法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。））において法第二十六条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「知られたる受益者」と読み替えるものとする。

(投資信託契約の解約の公告等)

第四十九条 法第三十二条第一項に規定する投資信託契約の解約に係

(削る)

(削る)

る公告及び書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

- 一 当該投資信託契約に係る委託者指図型投資信託の名称
- 二 解約しようとする理由
- 三 解約の予定年月日
- 四 解約に異議がある者は異議を述べるべき旨
- 五 異議を述べることができる期間
- 六 異議を述べる方法
- 七 異議を述べることができる期間中に異議を述べた受益者の受益権口数が当該投資信託契約の解約に係る公告の行われた日に存する当該投資信託契約に係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、解約の予定年月日をもって当該投資信託契約の解約を行う旨
- 八 法第三十二条第三項において準用する法第三十条の二に規定する買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項

(削る)

第五十条 法第三十二条第三項において準用する法第三十条第五項に規定する投資信託約款を解約しない旨の公告及び書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

- 一 当該投資信託約款に係る委託者指図型投資信託の名称
- 二 当初予定していた解約の予定年月日
- 三 解約しない理由
- 四 解約に対して異議を述べた者の当該投資信託約款に係る受益権

の口数及び受益権の総口数に対する割合

(投資信託契約の解約の届出が不要な場合等)

第四十三条 法第二十条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 投資信託契約の解約をしようとする投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、法第二十条第一項において準用する法第十七条の規定による投資信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合

二 (略)

(投資信託契約の存続の承認の申請)

第四十四条 法第二十三条第四項の規定による承認を受けようとする投資信託委託会社は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

- 一 当該投資信託契約に係る委託者指図型投資信託の名称
- 二 投資信託契約の存続の理由
- 三 投資信託契約の存続期間

2 前項の承認申請書には、当該投資信託契約に係る投資信託財産の運用状況を記載した書類を添付しなければならない。

(削る)

第五十一条 法第三十二条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 投資信託契約の解約をしようとする投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、法第三十条第二項に規定する期間が一月を下らないこととすることが困難な場合

二 (略)

(新設)

(投資法人の資産の運用に係る禁止行為)

第五十二条 法第三十四条の三第一項第八号に規定する内閣府令で定

める行為は、次に掲げる行為とする。

一 資産の運用の範囲及びその実行に関する事項、報酬の額又は支払の時期その他の資産運用委託契約の内容の重要な部分の変更を、法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十五条第一項に規定する書面に準ずる書面を交付しないで行うこと（当該書面の交付に代えて、電磁的方法により当該書面に記載すべき事項を提供する場合にあつては、当該事項を提供しないで行うこと。）。

二 投資信託委託業者が資産運用委託契約を締結した投資法人以外の者の利益を図るため、当該投資法人の利益を害することとなる取引を行うこと（法第三十四条の三第一項第六号及び第七号並びに第二項第一号から第三号までに掲げる取引に該当する場合を除く。）。

三 他人から不当な制限又は拘束を受けて投資法人の資産の売買その他の取引を行い、又は行わないこと。

四 特定の銘柄の有価証券等について、不当に売買高若しくは取引高を増加させ、又は作為的に値付けを行うことを目的とした取引を行うこと。

五 投資法人のために証券取引行為（投資顧問業法第二条第十三項に規定する証券取引行為をいう。以下この号において同じ。）を行う場合において、当該証券取引行為の相手方の代理人になると。ただし、投資信託委託業者が証券業を営んでいる場合（当該投資信託委託業者が証券仲介業者又は許可外国証券業者（外国証

券業者に関する法律第二条第二号の二に規定する許可外国証券業者をいう。第八十二条第一号において同じ。）である場合を除く。）は、この限りでない。

2 前項第一号の書面には、法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十五条各号に掲げる事項を記載するものとする。

（利害関係人等との間の取引が禁止される行為）

第五十三条 法第三十四条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 投資信託委託業者の利害関係人等である発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が有価証券の募集、私募若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該発行者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて、当該有価証券を投資法人の資産をもって取得し、又は買付けすること。

二 投資信託委託業者の利害関係人等である不動産特定共同事業者が不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該不動産特定共同事業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業者の要請を受けて、当該不動産特定共同事業

（削る）

契約に係る匿名組合出資持分を投資法人の資産をもって取得すること。

三 投資信託委託業者の利害関係人等である匿名組合の営業者が匿名組合契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該匿名組合契約の出資額が当該匿名組合の営業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該匿名組合の営業者の要請を受けて、当該匿名組合契約に係る匿名組合出資持分を投資法人の資産をもって取得すること。

四 投資信託委託業者の利害関係人等である信託業者等が信託契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該信託契約に係る信託財産の額が当該信託業者等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託業者等の要請を受けて、当該信託契約に係る受益権を投資法人の資産をもって取得すること。

五 投資信託委託業者の利害関係人等である信託受益権販売業者が信託受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行っている場合において、当該信託受益権販売業者に対する当該信託受益権の買付けの申込みの額が当該信託受益権販売業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託受益権販売業者の要請を受けて、当該信託受益権を投資法人の資産をもって買い付けること。

(特定資産の価格の調査等)

第五十四条 法第三十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める行

(削る)

為は、第三十二条第二項各号に掲げる行為とする。

2 法第三十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、第三十二条第三項各号に掲げる事項とする。

3 法第三十四条の四第一項の調査が行われたときは、投資信託委託業者は当該調査の結果を当該調査に係る資産の運用を行う投資法人に通知しなければならない。

(資産保管会社の利害関係人等)

第五十五条 令第三十四条に規定する資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 資産保管会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該資産保管会社の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該資産保管会社の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) 当該者

(2) 当該者が法人等である場合におけるその役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。））、監査役若しくは執行役又はこれらに類する職にある者をいう。以下この条において同じ。）及び主要株主（総株主等の議決権の百分の十以上の議決権に係る株式又

(削る)

は出資を自己又は他人の名義をもって所有している株主又は出資者をいう。以下この条及び第百十三条において同じ。）

(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下同じ。）

(4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等をいう。以下この条において同じ。）及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人等をいう。以下この条において同じ。）及びその役員

ロ (1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条において同じ。）及び使用人が、当該資産保管会社の取締役若しくは執行役（これらに類する役職にある

者を含む。以下この条において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

二 資産保管会社によってその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該法人等の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

(1) 当該資産保管会社

(2) 当該資産保管会社の役員及び主要株主

(3) (2)に掲げる者の親族

(4) 当該資産保管会社の主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びに当該資産保管会社の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

(書面の交付)

第五十六条 法第三十四条の六第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 次のイからカまでに掲げる取引の区分に応じ当該イからカまでに定めるもの

イ 有価証券の売買 売買の別

ロ 有価証券指数等先物取引又は外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引（次号において「有価証券指数等先物取引等」という。） 現実指数（証券取引法第二条第二十一項に規定する現実指数をいう。）又は現実数値（同項に規定する現実数値をいう。）が約定指数（同項に規定する約定指数をいう。）又は約定数値（同項に規定する約定数値をいう。）を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

ハ 有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引又は有価証券店頭オプション取引（次号において「有価証券オプション取引等」という。） オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別

ニ 有価証券店頭指数等先渡取引 店頭現実指数（証券取引法第二条第二十五項に規定する店頭現実指数をいう。）又は店頭現実数値（同項に規定する店頭現実数値をいう。）が店頭約定指数（同項に規定する店頭約定指数をいう。）又は店頭約定数値（同項に規定する店頭約定数値をいう。）を上回った場合に金

銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

ホ 有価証券店頭指数等スワップ取引 当該取引に係る有価証券店頭指数（証券取引法第二十五条第二項に規定する有価証券店頭指数をいう。以下この条において同じ。）の数値又は有価証券の価格が当該取引の約定した期間において上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別。ただし、当該取引のいずれの当事者も相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数値又は有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを約している場合にあつては、当該取引に係る有価証券店頭指数又は有価証券ごとに当該別を判断するものとする。

ヘ 通貨等（金融先物取引法第八条第八項に規定する通貨等を含む。以下この項において同じ。）の売買 売買の別

ト 取引所金融先物取引等（金融先物取引法第二条第二項第二号に掲げる取引又は海外金融先物市場において行われる同号に掲げる取引と類似の取引に限る。）又は店頭金融先物取引（同条第四項第二号に掲げる取引に限る。） 現実の当該金融指標の数値が約定数値（同条第二項第二号に規定する約定数値をいう。）を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

チ 取引所金融先物取引等（金融先物取引法第二条第二項第三号に掲げる取引又は海外金融先物市場において行われる同号に掲

- ける取引と類似の取引に限る。)又は店頭金融先物取引(同条第四項第三号に掲げる取引に限る。) オプションを付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別
- リ 金利先渡取引 現実の指標利率の数値が取決めに係る数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別
- ヌ 為替先渡取引 為替スワップ取引の現実のスワップ幅が取決めに係るスワップ幅を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別
- ル 直物為替先渡取引 売買の別
- ヲ クレジットデリバティブ取引 当事者間で取り決めた者の信用状態等を反映した現実の利率又は価格が下落した場合(当事者間で取り決めた者の信用状態等に係る事象が発生した場合を含む。)に当該下落部分に相当する金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別
- ワ スワップ取引 スワップ取引に係る為替相場又は利率が当該スワップ取引の約定した期間において上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別。ただし、当該スワップ取引のいずれの当事者も相手方と取り決めた為替相場の価格又は利率の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを約している場合にあっては、当該スワップ取引に係る為替相場又は利率ごとに当該別を判断するものとする。

カ オプション取引 オプションを付与する立場の当事者となる
か又は取得する立場の当事者となるかの別

二 法第三十四条の六第一項第一号の取引（有価証券又は通貨等を
一定の期間後に売り戻すこと又は買い戻すことを条件とした当該
有価証券又は当該通貨等の買付け又は売付け（以下この項におい
て「現先売買」という。）を除く。）を行った事実があるときは
、当該取引に係る有価証券等（有価証券、有価証券指数（証券取
引法第二条第二十一項に規定する有価証券指数及びこの指数と類
似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先
物取引と類似の取引に係るものをいう。）、有価証券店頭指数又
はオプション（同条第一項第十号の二に規定するオプション及び
当該オプションと類似の権利であつて外国市場証券先物取引のう
ち有価証券オプション取引と類似の取引に係るものをいう。）を
いう。）の銘柄、数及び価格（有価証券指数等先物取引等及び有
価証券店頭指数等先物取引にあつては数値、有価証券オプション
取引等にあつては対価の額、有価証券店頭指数等スワップ取引に
あつては数値、価格の変化率、金利又は価格をいうものとする。
）又は当該取引に係る通貨等の種類（前号下に掲げる取引にあつ
ては数値、前号下に掲げる取引にあつては対価の額をいうものと
する。）

三 現先売買を行った事実があるときは、その旨

2 法第三十四条の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項
は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ当該各号に定める事項とす

(削る)

る。

一 不動産の取得及び譲渡、取得又は譲渡の別、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日及び当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項に関すること。

二 不動産の賃貸借、賃貸借の別、賃料、賃貸借の相手方の名称、賃貸借を行った年月日及び期間並びに当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項に関すること。

三 不動産の管理の委託及び受託、管理の委託又は受託の方法、報酬、管理の委託又は受託を行った相手方の名称、管理の委託又は受託を行った年月日及び期間並びに当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項に関すること。

3 令第三十五条第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日及び当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項に関することとする。

4 令第三十五条第三項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日及び当該地上権を特定するために必要な事項に関することとする。

(令第三十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める顧客)

第五十七条 令第三十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める顧客は、次に掲げるものとする。

(削る)

- 一 投資信託委託業者が投資法人の資産である宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行う場合における取引の相手方
- 二 投資信託委託業者が投資法人の資産である特定資産に係る投資に関し助言を行う場合において、当該助言に基づき行われる当該特定資産の取引の相手方

(利益相反のおそれがある場合の投資法人等への書面の交付)

第五十八条 法第三十四条の六第二項に規定する取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。

- 一 当該取引に係る投資法人の名称
 - 二 書面交付を行う理由(当該取引の相手方と当該投資信託委託業者の関係を含む。)
 - 三 取引を行った理由
 - 四 取引の内容(取引を行った特定資産の種類、銘柄(その他の特定資産を特定するために必要な事項)、数及び取引価格、取引の方法並びに取引を行った年月日)
 - 五 法第三十四条の四第一項の調査の結果
 - 六 当該書面の交付年月日
 - 七 その他参考になる事項
- 2 投資信託委託業者は、法第三十四条の六第二項に規定する取引が行われたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(削る)

(契約を締結している投資法人等に対する書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第五十八条の二 第三十六条の二の規定は、法第三十四条の六第三項において法第二十六条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「資産の運用を行う投資法人」と読み替えるものとする。

2 第三十六条の二の規定は、法第三十四条の六第四項において法第二十六条第三項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、「受益証券を取得しようとする者」とあるのは、「資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人(法第三十四条の六第二項に規定する特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限る。) 及び投資信託委託業者が運用の指図を行う投資信託財産(同項に規定する特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限る。) に係るすべての受益者」と読み替えるものとする。

(誇大広告をしてはならない事項)

第五十九条 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十三条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 報酬の額及び支払の時期に関する事項
- 二 賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項
- 三 投資信託委託業者の資力又は信用に関する事項

(削る)

(削る)

- 四 契約の解除に関する事項
- 五 資産の運用の範囲及びその実行に関する事項（資産の運用に係る権限の一部を令第二条各号に掲げる者に再委託する場合における当該者の名称及び当該再委託の内容を含む。）
- (資産運用委託契約締結前の書面の交付)
- 第六十条 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十四条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 投資信託委託業者の認可年月日及び認可番号
- 二 投資信託委託業者の資本金の額、その取締役及び監査役（委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。会計参与設置会社にあつては、会計参与を含む。）の氏名又は名称並びにその主要な株主又は出資者の商号、名称又は氏名
- 三 法第三十七条第二項の規定による営業報告書の縦覧に関する事項
- 四 資産運用委託契約に基づき投資法人のために行う当該投資法人の資産に係る運用の方法及び取引の種類
- 五 資産運用委託契約に基づき投資法人のために投資判断を行い、又は当該投資判断を行うとともにこれに基づく投資を行う者（以下「資産運用委託契約に係る投資判断者等」という。）の氏名
- 六 資産の運用の範囲及びその実行に関する事項（資産の運用に係る権限の一部を令第二条各号に掲げる者に再委託している場合に

おける当該者の名称及び当該再委託の内容を含む。）

2 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十四条第一項に規定する書面には、当該書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

3 前項の書面には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

(契約締結前及び契約締結時の書面の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則の準用)

第六十条の二 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則(昭和六十一年大蔵省令第五十四号)第十七条の二(第四項を除く。)の規定は、法第三十四条の七において投資顧問業法第十四条第二項(法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定を準用する場合について準用する。この場合において、「顧客」とあるのは、「投資法人」と読み替えるものとする。

第六十条の三 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則第十七条の三の規定は、令第三十六条の二において有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第三百二十三号)第七条の二第一項の規定を準用する場合について準用する。

(削る)

(削る)

(削る)

(資産運用委託契約締結時の書面の交付)

第六十一条 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十五条第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 投資信託委託業者の認可年月日及び認可番号
- 二 投資法人の商号及び本店の所在地
- 三 運用に係る委託契約期間
- 四 資産運用委託契約に係る投資法人の資産の内容及び金額
- 五 資産運用委託契約に係る投資判断者等の氏名
- 六 資産運用委託契約に基づき投資法人のために行う当該投資法人の資産に係る運用の方法及び取引の種類
- 七 資産の運用の範囲及びその実行に関する事項
- 2 法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十五条に規定する書面には、当該書面の内容を十分に読むべき旨を赤枠の中に赤字で記載しなければならない。
- 3 前項の書面には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。

(責任追及の訴えの提起の請求方法)

第六十一条の二 法第三十四条の八第三項において準用する会社法第八百四十七条第一項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法(法第七十一条第五

(削る)

項に規定する電磁的方法をいう。次条において同じ。）による提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第六十一条の三 法第三十四条の八第三項において準用する会社法第八百四十七条第四項の内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 投資法人が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）

二 請求対象者（投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者のうち、法第三十四条の八第三項において準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。）の責任又は義務の有無についての判断

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、当該者の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由

(兼業の認可申請の添付書類)

第六十二条 法第三十四条の十第三項の認可を受けようとする投資信託委託業者は、同条第四項に規定する認可申請書及びその添付書類を金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第三十四条の十第四項に規定する内閣府令で定める書類は、次

(削る)

(削る)

に掲げる書類とする。

一 理由書

二 営もつとする業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度における当該業務の収支の見込み及びその根拠を記載した書面

三 認可申請書を提出する日の直近の貸借対照表（関連する注記を含む。）

四 営もつとする業務に係る人的構成、組織等の業務執行体制を記載した書面

（兼業の認可基準）

第六十三条 金融庁長官は、法第三十四条の十第三項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 営もつとする業務に係る収支の見込みが良好なものであること。

二 営もつとする業務を行う部門と投資信託委託業又は投資法人資産運用業を行う部門が明確に分離されていること。

三 投資信託委託業又は投資法人資産運用業の公正かつ的確な遂行が阻害されるおそれがないこと。

（他の兼業業務に係る書面の提出）

第六十四条 法第三十四条の十一第一項ただし書の規定による承認を

（削る）

（削る）

受けた投資信託委託業者は、事業年度ごとに当該承認を受けた業務の取扱状況を記載した書面を作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

(他の業務を兼業する場合の禁止行為)

第六十五条 法第三十四条の十二第四号に規定する内閣府令で定める

行為は、次に掲げる行為とする。

一 不動産特定共同事業を営んでいる投資信託委託業者が不動産特定共同事業者として不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が不動産特定共同事業者である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図すること。

二 信託受益権販売業（信託業法第一条第十項に規定する信託受益権販売業をいう。第六十七条第二号において同じ。）を営んでいる投資信託委託業者が信託受益権販売業者として信託受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行っている場合において、当該信託受益権の買付けの申込みの額が信託受益権販売業者である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託受益権を投資信託財産をもって買い付けることを受託会社に指図すること。

三 他の業務を営んでいる投資信託委託業者が他の業務を通じて得

(削る)

られた法人関係情報を利用して受託会社に指図すること。

(削る)

第六十六条 法第三十四条の十三第四号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業を営んでいる投資信託委託業者が証券会社又は証券仲介業者として有価証券の募集若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行う場合において、当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が証券会社又は証券仲介業者である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該有価証券を投資信託財産をもって取得し、又は買付けけることを受託会社に指図する行為とする。

(削る)

第六十七条 法第三十四条の十四第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 不動産特定共同事業を営んでいる投資信託委託業者が不動産特定共同事業者として不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が不動産特定共同事業者である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分を取得すること。

二 信託受益権販売業を営んでいる投資信託委託業者が信託受益権販売業者として信託受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行っている場合において、当該信託受益権の買付けの申込みの額が信託受益権販売業者である当該投資信託委託業者が予定していた

額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託受益権を買い付けること。

(削る)

第六十八条 法第三十四条の十五第四号に規定する内閣府令で定める行為は、証券業を営んでいる投資信託委託業者が証券会社又は証券仲介業者として有価証券の募集若しくは売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行う場合において、当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が証券会社又は証券仲介業者である当該投資信託委託業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該有価証券を取得し、又は買い付ける行為とする。

(削る)

第四節 投資信託委託業者の監督

(投資信託委託業者の帳簿書類)

(削る)

第六十九条 法第三十六条第一項の規定により投資信託委託業者が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

- 一 投資信託財産に関する帳簿書類で次に掲げるもの
イ 信託勘定元帳
- ロ 分配收益明細簿
- ハ 投資信託財産明細簿
- ニ 不動産の収益状況明細表
- ホ 繰延資産の償却状況表
- ヘ 受益証券台帳

-
- ト 受益証券基準価額帳
 - チ 投資信託財産運用指図書
 - リ 一部解約価額帳（投資信託約款において、基準価額以外の価額をもって一部解約に応じることとしている投資信託の場合に限る。）
 - 又 運用の指図に係る権限を委託した場合における当該委託契約書
 - ル 運用の指図に係る権限を委託した場合における当該委託先との連絡票
 - ヲ 特定資産の価格等の調査結果等に関する書類
 - 二 投資法人の資産に関する帳簿書類で次に掲げるもの
 - イ 運用明細書
 - ロ 資産の運用に係る権限を再委託した場合における当該再委託契約書
 - ハ 資産の運用に係る権限を再委託した場合における当該再委託先との連絡票
 - 二 特定資産の価格等の調査結果等に関する書類
 - 三 投資信託委託業者の業務に関する帳簿書類で次に掲げるもの
 - イ 総勘定元帳（外国法人である投資信託委託業者にあつては、国内の営業所における総勘定元帳）
 - ロ 現金出納帳（外国法人である投資信託委託業者にあつては、国内の営業所における現金出納帳）
 - ハ 未収委託者報酬明細簿
-

(削る)

	二 未払収益分配金明細簿
	ホ 未払償還金明細簿
	ヘ 未払手数料明細簿
	ト 一部解約報告書
	チ 発注伝票
	リ 毎年三月末現在の法第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等の状況表
2	前項第一号に規定する投資信託財産に関する帳簿書類は、別表第五により作成し、当該投資信託財産の計算期間の終了後又は投資信託契約期間の終了後十年間これを保存しなければならない。
3	第一項第二号に規定する資産の運用を行う投資法人に関する帳簿書類は、別表第六により作成し、当該投資法人の決算の承認後又は資産運用委託契約期間の終了後十年間これを保存しなければならない。
4	第一項第三号に規定する投資信託委託業者としての業務に関する帳簿書類は、別表第七により作成し、チ及びリに掲げる書類については、その作成後五年間これを保存しなければならない。
5	外国法人である投資信託委託業者にあつては、第一項各号に掲げる帳簿書類は、国内における主たる営業所が作成し、これを保存しなければならない。
	(営業報告書の様式)
第七十条	法第三十七条第一項に規定する営業報告書は、別紙様式第

八号により正本及び副本を作成しなければならない。

2 | 営業報告書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 | 別紙様式第九号により作成した委託者指図型投資信託及び投資法人一覧表
- 二 | 別紙様式第十号により作成した外部委託の状況表
- 三 | 別紙様式第十一号により作成した有価証券明細表
- 四 | 別紙様式第十二号により作成した資産償却の状況表
- 五 | 別紙様式第十三号により作成した未払収益分配金及び未払償還金明細表
- 六 | 別紙様式第十四号により作成した支払委託金明細表
- 七 | 別紙様式第十五号により作成した引当金明細表
- 八 | 株主又は出資者こととの保有する議決権の数及び当該保有する議決権の数の総株主又は総出資者の議決権に対する割合が記載された当期末現在における株主又は出資者こととの明細簿
- 九 | 別紙様式第十六号により作成した投資信託委託業者の株式保有状況表
- 十 | 別紙様式第十七号により作成した常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の兼職状況報告書
- 十一 | 運用方針の決定に係る過程が記載された書類
- 十二 | 運用体制及び運用方針の遵守についての管理体制が記載された書類
- 十三 | 運用責任者の選定基準及び選定に当たった過程並びに運用

結果に係る評価についての基本的な考え方が記載された書類

十四 受益証券の募集の取扱い等を行う証券会社又は登録金融機関の選定基準及び選定に当たつての過程が記載された書類

十五 発注先である証券会社、証券仲介業者（当該証券仲介業者の証券取引法第六十六条の三第一項第四号に規定する所属証券会社等を含む。）又は登録金融機関の選定基準及び選定に当たつての過程が記載された書類

十六 外国法人である投資信託委託業者にあつては、その本国において作成される営業報告書又はこれに代わる書類

（営業報告書の縦覧）

第七十一条 金融庁長官は、営業報告書のうち、投資者の秘密を害するおそれのある事項及び当該投資信託委託業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、投資者の保護に必要と認められる部分を、金融庁に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（営業報告書の提出期限の特例の承認の手続等）

第七十二条 外国法人である投資信託委託業者が、令第四十二条の規定により読み替えて適用される法第三十七条第一項の規定による承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 当該承認を必要とする理由

（削る）

（削る）

-
- 2 | 当該承認を受けようとする期間
 - 2 | 前項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 1 | 当該承認申請書に記載された当該外国法人である投資信託委託業者の代表者が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
 - 2 | 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文
 - 3 | 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国法人である投資信託委託業者が、その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、営業報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後六月以内（直前の事業年度に係る営業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前の事業年度）から当該申請に係る第一号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前の事業年度までの営業報告書について、承認をするものとする。
 - 4 | 前項の承認は、同項の外国法人である投資信託委託業者が、毎事業年度経過後六月以内に次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として行われるものとする。ただし、第一号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された
-

(削る)

書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

(廃業、解散等についての公告)

第七十三条 法第三十八条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項についてしなければならない。

一 合併、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散、投資信託委託業若しくは投資法人資産運用業の廃止、分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡をしようとする理由

二 合併、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散、投資信託委託業若しくは投資法人資産運用業の廃止、分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡をしようとする年月日

三 投資信託契約の解約又は投資信託契約に関する業務の引継ぎを行う場合は、当該解約又は引継ぎに関する事項

四 直接募集を行っている場合は、当該直接募集に係る今後の取扱いに関する事項

(削る)

第四十五条から第七十六条まで 削除

第三章 委託者非指図型投資信託

(削る)

(投資信託約款の内容の届出)

第七十七条 法第四十九条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならない。

一 当該投資信託約款（法第四十九条第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この章において同じ。）に係る委託者非指図型投資信託の名称

(処分公告の方法)

第七十四条 法第四十四条の規定による監督処分の公告は、官報によるものとする。

(新設)

第三章 委託者非指図型投資信託

(届出の手續)

第七十五条 信託会社等（法第四十九条の二第一項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。）は、法第四十九条の四第一項及び法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十九条の規定による届出をするときは、別表第八上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した届出書及び同表下欄に掲げる添付書類の正本及び副本を、金融庁長官に提出しなければならない。

(新設)

-
- 二 単位型（合同して運用する信託の元本の総額を増加できないものをいう。）又は追加型（合同して運用する信託の元本の総額を増加できるものをいう。）の別
 - 三 投資の対象とする資産の種類に関する事項として次に掲げる事項
 - イ 投資の対象とする特定資産の種類
 - ロ 投資の対象とする特定資産以外の資産の種類
 - 四 投資信託財産（法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。）以下この章において同じ。）の運用方針
 - 五 合同して運用する信託の元本の設定予定額又は当初設定予定額
 - 六 設定日
 - 七 信託契約期間
 - 八 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別
 - 九 募集又は私募の期間
 - 十 募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名
 - 十一 自ら募集又は私募を行うときは、その旨
 - 十二 その他当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の特徵と認められる事項
- 2 | 前項の届出書には、投資信託約款の案を添付しなければならない。
- （投資信託約款の記載事項）
-

（投資信託約款の記載事項）

第七十八条 法第四十九条第二項第十九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 受託者の辞任及び解任並びに新たな受託者の選任に関する事項
二 (略)

三 投資信託契約(法第四十七条第一項に規定する投資信託契約をいう。以下この章において同じ。)の解約に関する事項

四 受託者が運用に係る権限を委託(当該委託に係る権限の一部を更に委託するものを含む。次条第八号及び第八十条第一号において同じ。)する場合におけるその委託の内容

五 受託者から運用に係る権限の委託を受けた者が当該権限の一部を更に委託する場合においては、当該者がその運用の指図に係る権限の一部を更に委託する者の商号又は名称及び所在の場所

六 委託者非指図型投資信託の併合(法第五十四条第一項において準用する法第十六条第二号に規定する委託者非指図型投資信託の併合をいう。以下同じ。)に関する事項

七 受益者代理人があるときは、投資信託契約において、法第五十四条第一項において準用する法第十七条第六項の規定による議決権及び法第五十四条第一項において準用する法第十八条第一項の規定による受益権買取請求権を行使する権限を当該受益者代理人の権限としていない旨

八 法第五十四条第一項において準用する法第十八条第一項の規定による受益権の買取請求に関する事項

第七十六条 法第四十九条の四第二項第十九号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 受託者の辞任及び新受託者の選任に関する事項
二 (略)

三 投資信託契約(法第四十九条の二第一項に規定する投資信託契約をいう。以下この章において同じ。)の一部解約に関する事項
四 運用に係る権限を委託する場合における当該委託の内容

(新設)

(新設)

(新設)

五 法第四十九条の十一第一項において準用する法第三十条の二に規定する反対者の買取請求権に関する事項

(投資信託約款の記載事項の細目)

第七十九条 法第四十九条第四項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 法第四十九条第二項第三号に掲げる事項 次に掲げる事項
イ・ロ (略)
- 二 法第四十九条第二項第五号に掲げる事項 次に掲げる事項
イ・ロ (略)
- 三 法第四十九条第二項第六号に掲げる事項 運用を行う資産の種類に応じ、それぞれの評価の方法、基準及び基準日に関する事項
- 四 法第四十九条第二項第七号に掲げる事項 次に掲げる事項
イ・ロ (略)
- 五 法第四十九条第二項第十号に掲げる事項 次に掲げる事項
イ 信託契約の延長事由の説明に関する事項
ロ (略)

(投資信託約款の記載事項の細目)

第七十七条 法第四十九条の四第四項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定める細目とする。

- 一 法第四十九条の四第二項第三号に掲げる事項 次に掲げる事項
イ・ロ (略)
- 二 法第四十九条の四第二項第五号に掲げる事項 次に掲げる事項
イ・ロ (略)
- 三 法第四十九条の四第二項第六号に掲げる事項 運用する資産の種類に応じ、それぞれの評価方法、基準及び基準日に関する事項
- 四 法第四十九条の四第二項第七号に掲げる事項 次に掲げる事項
イ・ロ (略)
- 五 法第四十九条の四第二項第十号に掲げる事項 次に掲げる事項
(新設)
イ (略)

八 受託者の認可取消しその他の場合における取扱いの説明に関する事項

六 法第四十九条第二項第十一号に掲げる事項 計算期間及び計算期間の特例に関する事項

七 法第四十九条第二項第十四号に掲げる事項 借入れの目的、借入限度額及び借入金の使途に関する事項並びに借入先を適格機関投資家に限る場合には、その旨

(削る)

八 法第四十九条第二項第十六号に掲げる事項 委託の報酬の額、支払時期及び支払方法に関する事項

九 法第四十九条第二項第十八号に掲げる事項 次のイ又はロに掲げる公告の方法の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ (略)

ロ 電子公告(法第五十七条第二号に規定する電子公告をいう)。

() 登記アドレス

ロ 受託者の認可取消し等に伴う取扱いの説明に関する事項

六 法第四十九条の四第二項第十一号に掲げる事項 計算期間及び計算期間の特例に関する事項

七 法第四十九条の四第二項第十四号に掲げる事項 借入れの目的、借入限度額及び借入金の使途に関する事項並びに借入先を適格機関投資家に限る場合はその旨

八 法第四十九条の四第二項第十五号に掲げる事項 運用の権限の委託の概要に関する事項

九 法第四十九条の四第二項第十六号に掲げる事項 委託の報酬の額、支払時期及び支払方法に関する事項

十 法第四十九条の四第二項第十八号に掲げる事項 次に掲げる公告の方法の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ (略)

ロ 電子公告(信託会社等(会社に限る)にあつては会社法第二

二条第三十四号に規定する電子公告をいい、信託会社等(会社を除く。)にあつては法第四十九条の十三第一項第二号に掲げる電子公告をいう。以下この号において同じ。) 公告を電子公告により行うために使用するサーバのうち電子公告による公告を行うための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、公告すべき内容である情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に入力することのみによ

(受益証券の記載事項)

第八十条 法第五十条第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 受託者が運用に係る権限を委託する場合におけるその委託の内容

二 投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示

(削る)

つて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに公告情報を記録することができるもの

(受益証券の記載事項)

第七十八条 法第四十九条の五第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 受託者が運用に係る権限を委託する場合における当該委託の内容

二 投資信託約款(法第四十九条の四第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この章及び別表第八において同じ。)に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示

(令第四十四条第六号に規定する内閣府令で定める場合)

第七十九条 令第四十四条第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 信託会社等が賃借している不動産を投資信託財産に組み入れる場合において、当該不動産の賃貸借を継続する場合

二 信託会社等が投資信託財産の不動産について賃借人の募集を行ったにもかかわらず、当該不動産を賃貸するに至らない場合において、他の賃借人の賃借条件と著しく異なる条件で当該不動産を賃借する場合

(削る)

(委託者非指図型投資信託の運用に係る禁止行為)

第八十条 法第四十九条の九第一項第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 その運用を行う投資信託財産に係る受益者以外の者の利益を毀するため、当該投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引を行うこと(法第四十九条の九第一項第三号から第六号まで及び第二項第一号から第三号までに掲げる行為に該当する場合を除く。)。

二 他人から不当な制限又は拘束を受けて投資信託財産の売買その他の取引を行うこと、又は行わないこと。

三 特定の銘柄の有価証券等について、不当に売買高を増加させ、又は作為的に値付けを行うことを目的とした取引を行うこと。

四 その運用に当たって、投資信託財産の売買その他の取引を行った後で当該取引に係る投資信託財産を特定すること。

五 一の投資信託財産の純資産総額に百分の五十を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次のイ及びロに掲げる額(これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とする。)並びに八及び二に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る有価証券先物取引等を行うこと又は継続すること。

イ 当該投資信託財産に係る先物取引等評価損(有価証券オプシ

ヨ ン取引等（有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと類似の取引及び取引所金融先物取引のうち金融先物取引法第二条第二項第三号に掲げる取引（海外金融先物市場におけるこれと類似の取引を含む。）をいう。ロにおいて同じ。）及び有価証券店頭オプション取引等（有価証券店頭オプション取引、同条第四項第三号に掲げる取引及び選択権付債券売買をいう。ロにおいて同じ。）の売付約定に係るものを除く。）

ロ 当該投資信託財産に係る有価証券オプション取引等及び有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等（オプションの行使の対象となる一又は複数の有価証券若しくは有価証券指数又はこれと類似のものをいう。）の時価とその行使価格との差額であつて当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であつて評価損となるもの

ハ 当該投資信託財産をもつて取得し現在保有している新株予約権証券に係る時価とその帳簿価額との差額であつて評価損となるもの

ニ 当該投資信託財産をもつて取得し現在保有しているオプションを表示する証券又は証書に係る時価とその帳簿価額との差額であつて評価損となるもの

六 信託会社等の監査役（委員会設置会社にあつては、会社法第四百条第四項に規定する監査委員）、その役員に類する役職にある者又は使用人と投資信託財産との間における取引（令第四十四条

に掲げる取引を除く。)を行うこと。

七 他の業務を通じて得られた法人関係情報を利用して投資信託財産の売買その他の取引を行うこと。

2 前項第五号に掲げる行為については、当該投資信託財産に係る受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募又は一般投資家私募により行われたものである場合を除く。ただし、親投資信託(委託者非指図型投資信託の信託財産(金銭に限る。))を合同して、特定資産に対する投資として運用することを目的とする委託者非指図型投資信託をいう。以下この章において同じ。)に係る行為であつて、その親投資信託の受益権を取得することを目的とする他の委託者非指図型投資信託の受益証券の取得の申込みの勧誘が募集により行われている場合は、この限りでない。

3 第一項第五号に規定する純資産総額とは、投資信託財産に係る信託勘定元帳に計上された資産総額から負債総額を控除した額に、有価証券評価損益(有価証券(有価証券先物取引及び有価証券先渡取引に係る有価証券を除く。))の評価額と当該有価証券の帳簿価額との差額をいい、証券取引所に上場されている割引債券については、当該差額から未収利息相当額を控除した額(評価損の場合には未収利息相当額を加えた額)をいう。)及び先物取引等評価損益を加減した額(邦貨建資産に加え外貨建資産を投資信託財産として取得する委託者非指図型投資信託にあつては、さらに外国投資勘定評価損益(外貨建資産について有価証券評価損益及び先物取引等評価損益に準じて算出した邦貨建の額をいう。))及び為替評価損益(買い為

-
- 替勘定又は売り為替勘定の帳簿価額と評価額との差額をいう。) を加減した額)をいう。
- 4 第一項第五号に規定する有価証券先物取引等とは、次に掲げる取引をいう。
- 一 選択権付債券売買
 - 二 有価証券先物取引
 - 三 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引
 - 四 有価証券指数等先物取引
 - 五 有価証券オプション取引
 - 六 外国市場証券先物取引
 - 七 有価証券先物取引
 - 八 有価証券店頭指数等先物取引
 - 九 有価証券店頭オプション取引
 - 十 有価証券店頭指数等スワップ取引
 - 十一 取引所金融先物取引等
 - 十二 金利先物取引
 - 十三 為替先物取引
 - 十四 直物為替先物取引
 - 十五 店頭金融先物取引
 - 十六 クレジットデリバティブ取引
 - 十七 スワップ取引
 - 十八 オプション取引
-

十九 新株予約権証券に係る取引

二十 オプションを表示する証券又は証書に係る取引

5 第三項に規定する先物取引等評価損益とは、個別の有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、取引所金融先物取引等に係る取引対象の評価額と当該取引対象の帳簿価額との差額又は個別の有価証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、金利先物取引、為替先物取引、直物証券店頭指数等スワップ取引、店頭金融先物取引、クレジットデリバティブ取引、為替先物取引、店頭金融先物取引、クレジッドデリバティブ取引、スワップ取引若しくはオプション取引における当事者が決済日における金銭の受渡額を計算する基準として定めた価格水準、指数、利率水準、為替相場その他の指標（以下この項において「指標」という。）の当該取引に係る決済日における数値が現在における当該指標の数値と同一である場合に当該取引に係る決済日において受け渡すこととなる額をいい、第一項第五号に規定する先物取引等評価損益とは、当該先物取引等評価損益のうち評価損となるものをいう。

（受益証券の募集の取扱い等に係る信託の元本の合計額）

第八十一条 令第四十七条第三号に規定する信託会社等が発行する委託者非指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行う者が当該募集の取扱い等を行う受益証券に係る委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額

（受益権原簿記載事項）

第八十一条 法第五十条第四項において準用する信託法第八十六条第一号に規定する内閣府令で定める事項は、委託者非指図型投資信託の名称とする。

2 法第五十条第四項において準用する信託法第八十六条第五号に

規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該委託者非指図型投資信託の受託者の商号又は名称及び所在の場所

二 信託監督人があるときは、次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名及び所在の場所又は住所

ロ 信託法第三百三十二条第一項ただし書又は第二項ただし書の定めがあるときは、当該定めの内容

三 受益者代理人があるときは、次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名及び所在の場所又は住所

ロ 信託法第三百三十九条第一項ただし書又は第三項ただし書の定めがあるときは、当該定めの内容

四 信託法第百八十八条に規定する受益権原簿管理人を定めるときは、その商号、名称又は氏名及び所在の場所又は住所

五 前各号に掲げるもののほか、投資信託約款の記載事項

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第八十二条 法第五十条第四項において準用する信託法第百九十条第

二項第二号に規定する内閣府令で定める方法は、同号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

は、当該募集の取扱い等を行う者が直近二事業年度において当該募集の取扱い等を行った受益証券に係る委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

2 令第四十七条第三号に規定する信託会社等が設定する委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額は、当該信託会社等が直近二事業年度において設定した委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

(利害関係人等との間の取引が禁止される行為)

第八十二条 法第四十九条の九第二項第五号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 信託会社等の利害関係人等(法第四十九条の九第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。以下この章において同じ。)である発行者、証券業を営んでいる投資信託委託業者(当該投資信託委託業者が許可外国証券業者である場合を除く。)、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が有価証券の募集、私募若しくは

売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを行っている場合において、当該発行者、投資信託委託業者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該発行者、投資信託委託業者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該発行者、投資信託委託業者、証券会社、証券仲介業者又は登録金融機関の要請を受けて、当該有価証券を投資信託財産をもって取得し、又は買い付けること。

二 信託会社等の利害関係人等である不動産特定共同事業者が不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該不動産特定共同事業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該不動産特定共同事業者の要請を受けて、当該不動産特定共同事業契約に係る匿名組合出資持分を投資信託財産をもって取得すること。

三 信託会社等の利害関係人等である匿名組合の営業者が匿名組合契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該匿名組合契約の出資額が当該匿名組合の営業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該匿名組合の営業者の要請を受けて、当該匿名組合契約に係る匿名組合出資持分を投資信託財産をもって取得すること。

四 信託会社等の利害関係人等である信託業者等が信託契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該信託契約に係る信託財産の額が当該信託業者等が予定していた額に達しないと見込まれる状

(受益者の請求によらない受益権原簿記載事項の記載等)

第八十三条 法第五十条第四項において準用する信託法第九十七条第一項各号に掲げる場合には、委託者非指図型投資信託の受託者は、受益権原簿記載事項として、当該受益権が固有財産に属するか、他の投資信託財産に属するか、当該委託者非指図型投資信託の投資信託財産に属するかの別をも記載し、又は記録しなければならない。

(受益権原簿記載事項の記載等の請求)

第八十四条 法第五十条第四項において準用する信託法第九十八条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、受益権取得者(委託者非指図型投資信託の受益権を委託者非指図型投資信託の受託者以外の者から取得した者(当該受託者を除く。))をいう。)が受益証券を提示して請求をした場合とする。

況の下で、当該信託業者等の要請を受けて、当該信託契約に係る受益権を投資信託財産をもって取得すること。

五 信託会社等の利害関係人等である信託受益権販売業者が信託受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行っている場合において、当該信託受益権販売業者に対する当該信託受益権の買付けの申込みの額が当該信託受益権販売業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該信託受益権販売業者の要請を受けて、当該信託受益権を投資信託財産をもって買い付けること。

第八十三条 削除

(同一法人の発行する株式の取得割合)

第八十四条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条第二号に規定する内閣府令で定める率は、百分の五とする。

(電子署名)

第八十五条 法第五十条第四項において準用する信託法第二百二条第三項に規定する内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいふ。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるとであること。

(削る)

(直接募集に係る取引報告書の記載事項等)

第八十五条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条に規定する取引報告書は、別表第四により作成しなければならない。

2 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、受益証券から生ずる収益金をもつて当該受益証券に係る委託者非指図型投資信託の受益証券を新たに取得する場合であつて、当該受益証券を新たに取得した顧客に対して当該取引の内容を記載した書類を定期的に交付し、かつ、個別の取引に関する当該顧客からの照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されているものとする。

3 第三十七条第三項から第七項までの規定は、信託会社等が自ら設定する委託者非指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合において、前項の規定により当該信託会社等が当該受益証券を新たに取得した顧客に対して当該取引の内容を記載した書類を定期的に交付する場合について準用する。

(直接募集に係る禁止行為)

第八十六条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条第一項第十号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(削る)

- 一 直接募集に係る取引に関し、虚偽の表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- 二 直接募集に係る取引につき、顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

(直接募集に係る事故)

第八十七条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、直接募集に係る取引につき、信託会社等の代表者等が、当該信託会社等の直接募集の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとす。

- 一 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により受益証券の取得その他の行為を行うこと。
- 二 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により受益証券の取得その他の行為を行うこと。
- 三 イからハまでに掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること。
- イ 受益証券に係る委託者非指図型投資信託の商品内容
- ロ 取引の条件
- ハ 受益証券の価格の騰貴又は下落
- 四 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。
- 五 電子情報処理組織の異常により、顧客の注文の執行を誤ること。

(削る)

六 その他法令に違反する行為を行うこと。

(直接募集に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合)

第八十八条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 裁判所の確定判決を得ている場合

二 裁判上の和解が成立している場合

三 民事調停法第十六条に定める調停が成立している場合又は同法第十七条の定めにより裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に定める期間内に異議の申立てがない場合

四 信託会社等の代表者等が前条各号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合(前条各号に規定する行為の区分ごとに当該利益を計算するものとする。ただし、同条第四号又は第五号に規定する行為にあつては、次号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除して計算するものとする。)

五 信託会社等の代表者等が前条第四号又は第五号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合(信託法(大正十一年法律第六十二号)第三十九条第一項に規定する帳簿又は顧客の注文内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。)

2 信託会社等は、前項第四号又は第五号の規定に該当する場合の事故について、金融庁長官の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、第九十条に定める事項について、金融庁長官に報告しなければならない。

(直接募集に係る金融庁長官への事故確認の申請手続)

第八十九条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類を金融庁長官に提出しなければならない。

(直接募集に係る確認申請書の記載事項)

第九十条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 信託会社等の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- 二 事故となる行為に関係した代表者等の氏名及び部署の名称
- 三 顧客の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに当該法人の代表者の氏名及び住所）
- 四 事故の概要
- 五 提供しようとする財産上の利益の額

(削る)

(削る)

六 その他金融庁長官の定める事項

(直接募集に係る確認申請書の添付書類)

第九十一条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類(当該確認申請書が法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第二号の申込みに係るものである場合を除く。)
- 二 その他参考になる資料

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)

第九十二条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十八条第一項各号に掲げる取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。

- 一 当該取引に係る投資信託の名称
- 二 書面交付を行う理由(当該取引の相手方と当該信託会社等の関係を含む。)
- 三・四 (略)

五 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第二項の調査の結果

六・七 (略)

(削る)

(利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付)

第八十六条 法第五十四条第一項において準用する法第十三条第一項に規定する同項各号に掲げる取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。

- 一 当該取引に係る委託者非指図型投資信託の名称
- 二 書面の交付を行う理由(当該取引の相手方と当該信託会社等の関係を含む。)
- 三・四 (略)

五 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による調査の結果

六・七 (略)

2 信託会社等は、法第五十四条第一項において準用する法第十三条第一項各号に掲げる取引が行われたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する顧客)

第八十七条 令第二十九条第四号に規定する内閣府令で定める顧客は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 信託会社等が投資信託財産の特定資産に係る投資に関し助言を行う場合において、当該助言に基づき行われる当該特定資産の取引の相手方

(運用報告書の交付を要しない場合)

第八十八条 法第五十四条第一項において準用する法第十四条第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、受益証券が金融商品取引所に上場されている場合とする。

(投資信託約款の変更内容の届出)

第八十九条 法第五十四条第一項において準用する法第十六条(第一号に係る部分に限る。)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならない。

一 当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の名称

2 信託会社等は、法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十八条第一項各号に掲げる取引が行われたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(令第五十二条第四号に規定する内閣府令で定める顧客)

第九十三条 令第五十二条第四号に規定する内閣府令で定める顧客は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 信託会社等が投資信託財産の特定資産に係る助言を行う場合において、当該助言に基づき行われる当該特定資産の取引の相手方

(新設)

(新設)

二 投資信託約款の変更の内容及び理由	三 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日	四 投資信託約款の変更の中止に関する条件を定めるときは、その条件	五 書面による決議を行うときは、法第五十四条第一項において準用する法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事項並びに第三十一条第二号から第七号までに掲げる事項	2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	一 投資信託約款の変更の案	二 書面による決議を行うときは、次に掲げるもの	イ 法第五十四条第一項において準用する法第十七条第五項の規定による公告をする場合にあつては、当該公告の内容を記載した書面	ロ 第三十三条に規定する書面決議参考書類	(委託者非指図型投資信託の併合の届出)	第九十条 法第五十四条第一項において準用する法第十六条(第二号に係る部分に限る。)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出して行わなければならない。	一 当該委託者非指図型投資信託の併合に係る各委託者非指図型投資信託の名称	二 委託者非指図型投資信託の併合後の委託者非指図型投資信託の名称
--------------------	-----------------------	----------------------------------	---	---------------------------------	---------------	-------------------------	--	----------------------	---------------------	---	--------------------------------------	----------------------------------

(新設)

- 三 委託者非指図型投資信託の併合の内容及び理由
 - 四 委託者非指図型投資信託の併合がその効力を生ずる日
 - 五 委託者非指図型投資信託の併合の中止に関する条件を定めるときは、その条件
 - 六 書面による決議を行うときは、法第五十四条第一項において準用する法第十七条第一項第一号及び第三号に掲げる事項並びに第三十一条第二号から第七号までに掲げる事項
- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 委託者非指図型投資信託の併合後の投資信託約款の案
 - 二 書面による決議を行うときは、次に掲げるもの
 - イ 法第五十四条第一項において準用する法第十七条第五項の規定による公告をする場合にあつては、当該公告の内容を記載した書面
 - ロ 第三十三条に規定する書面決議参考書類

(投資信託約款の重大な内容の変更)

第九十一条 法第五十四条第一項において準用する法第十七条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四十九条第二項第一号、第三号から第十二号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事項並びに第七十八条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。

(投資信託約款の重大な内容の変更)

第九十四条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第三十条第一項に規定する投資信託約款の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、法第四十九条の四第二項第一号、第三号から第十二号まで及び第十四号から第十六号までに掲げる事項並びに第七十六条各号に掲げる事項の変更であつて、当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。ただし、法第四十九条の四第二項第五号に掲げ

(削る)
(削る)
(削る)
(削る)

(削る)

(削る)

(投資信託約款の変更に関する議案)

第九十二条 投資信託約款の変更に関する議案に係る書面決議参考書

類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 投資信託約款の変更の案
- 二 投資信託約款で定められた受益権の内容に変更を加え、又は受益権の価値に重大な影響を与えるおそれがあるときは、その変更又は影響の内容及び相当性に関する事項
- 三 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日

る信託の運用に関する事項については、次に掲げるものとする。

- 一 投資の対象とする資産の種類
- 二 運用方針
- 三 運用方法
- 四 投資の対象とする資産についての保有額若しくは保有割合に係る制限又は取得できる資産の範囲に係る制限その他の運用の制限で、当該変更が当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの
- 五 新たに投資の対象とする資産の追加又は既に投資対象としていた資産の廃止で、当該変更が当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、その変更の内容が当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

(新設)

四 投資信託約款の変更の中止に関する条件を定めるときは、その条件

五 投資信託約款の変更をする理由

六 投資信託約款の変更に関する事項について受益者の不利益となる事実

(委託者非指図型投資信託の併合に関する議案)

第九十三条 委託者非指図型投資信託の併合に関する議案に係る書面決議参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 委託者非指図型投資信託の併合後の投資信託約款の内容

二 投資信託約款において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由

三 委託者非指図型投資信託の併合に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、次に掲げる事項

イ 当該財産の内容及びその価額並びにこれらの事項の定めの内容に関する事項

ロ 受益者に対して交付する金銭その他の財産の割当てに関する事項及び当該事項の定めの内容に関する事項

四 委託者非指図型投資信託の併合がその効力を生ずる日

五 委託者非指図型投資信託の併合の中止に関する条件を定めるときは、その条件

六 委託者非指図型投資信託の併合をする他の委託者非指図型投資信託についての次に掲げる事項その他の当該他の委託者非指図型

(新設)

投資信託を特定するために必要な事項

イ 受託者の商号又は名称及び住所

ロ 投資信託契約の締結日

ハ 投資信託約款の内容

七 委託者非指図型投資信託の併合をする各委託者非指図型投資信託において直前に作成された財産状況開示資料等の内容（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していないときは、その旨）

八 委託者非指図型投資信託の併合をする各委託者非指図型投資信託について、財産状況開示資料等を作成した後（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない場合にあつては、委託者非指図型投資信託が設定された後）に、重要な投資信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の投資信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

九 委託者非指図型投資信託の併合をする理由

十 委託者非指図型投資信託の併合に関する事項について受益者の不利益となる事実

（削る）

（投資信託約款の変更の公告等）

第九十五条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第三十条第一項に規定する投資信託約款の変更に係る公告及び書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

(削る)

- 一 当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の名称
 - 二 変更しようとする理由
 - 三 変更しようとする内容
 - 四 変更の予定年月日
 - 五 変更に関する異議がある者は異議を述べるべき旨
 - 六 異議を述べることができる期間
 - 七 異議を述べる方法
 - 八 異議を述べることができる期間中に異議を述べた受益者の受益権の口数が当該投資信託約款の変更に係る公告の行われた日に存する元本の総額に相当する口数の二分の一を超えないときは、変更の予定年月日をもって当該投資信託約款の変更を行う旨
 - 九 法第四十九条の十一第一項において準用する法第三十条の二に規定する買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項
- (投資信託約款を変更しない場合における公告等)
- 第九十六条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第三十条第五項に規定する投資信託約款を変更しない旨の公告及び書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。
- 一 当該投資信託約款に係る委託者非指図型投資信託の名称
 - 二 当初予定していた変更の内容及び予定年月日
 - 三 変更しない事項
 - 四 変更しない理由
 - 五 変更に対して異議を述べた者の当該投資信託約款に係る受益権

第四章 外国投資信託

(外国投資信託の届出を要しない受益証券の範囲)

第九十四条 令第三十条第二号に規定する内閣府令で定める外国投資信託の受益証券は、令第十二条第二号に掲げる証券投資信託に類する外国投資信託の受益証券とする。

(外国投資信託の受益証券の発行者の代理人)

第九十五条 外国投資信託の受益証券の発行者は、法第五十八条第一項又は法第五十九条において準用する法第十六条若しくは第十九条の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であつて当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

(外国投資信託の届出等)

第九十六条 法第五十八条第一項の規定による届出は、別紙様式第一号により作成した外国投資信託に関する届出書を金融庁長官に提出

の口数及び受益権の当該投資信託約款に係る元本の総額に相当する口数に対する割合

2 | 信託会社等は、投資信託約款を変更しないこととしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

第四章 外国投資信託

(新設)

(外国投資信託の発行者の代理人)

第九十七条 外国投資信託の受益証券の発行者は、法第五十八条第一項又は法第五十九条において準用する法第二十九条若しくは第三十一条の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であつて当該外国投資信託の受益証券の届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有する者を定めなければならない。

(外国投資信託の届出等)

第九十八条 外国投資信託の受益証券の発行者は、法第五十八条第一項の規定による届出をするときは、別紙様式第十八号により作成し

して行わなければならない。

2 法第五十八条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 受託者の辞任及び解任並びに新たな受託者の選任に関する事項

三 委託者が運用の指図に係る権限を他の者に委託する場合(委託者指図型投資信託に類するもの)に限る。(又は受託者が運用に係る権限を他の者に委託する場合(委託者非指図型投資信託に類するもの)に限る。)

四 国内において法第五十八条第一項に規定する募集の取扱い等を行う金融商品取引業者等の名称

3 法第五十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一(四) (略)

五 当該外国投資信託の運用(その指図を含む。以下この号において同じ。)に係る権限を有する者が、当該権限を他の者に委託して当該外国投資信託の運用を行わせている場合には、その委託に関する内容を明らかにした書面

(外国投資信託約款等の変更内容の届出)

第九十七条 法第五十九条において準用する法第十六条(第一号に係る部分に限る。)(の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した

た外国投資信託に関する届出書を、金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第五十八条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 受託者の辞任及び新受託者の選任に関する事項

三 委託者が運用の指図に係る権限を他の者に委託する場合(委託者指図型投資信託に類するもの)に限る。(又は受託者が運用に係る権限を他の者に委託する場合(委託者非指図型投資信託に類するもの)に限る。)

四 国内において募集の取扱い等を行う証券会社又は登録金融機関の名称

3 法第五十八条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一(四) (略)

五 当該外国投資信託の運用を行う権限を有する者が、当該権限を他の者に委託して当該外国投資信託の運用を行わせている場合には、当該委託に関する内容を明らかにした書面

(新設)

届出書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

一 当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類（以下「外国投資信託約款等」という。）に係る外国投資信託の名称

二 外国投資信託約款等の変更の内容及び理由

三 外国投資信託約款等の変更がその効力を生ずる日

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 外国投資信託約款等の変更の案

二 委託者指図型投資信託に類するもの場合には、受託者の同意書又はこれに代わる書類

三 法第五十九条において準用する法第十七条第五項の規定による公告をする場合にあつては、当該公告の内容を記載した書面

四 外国投資信託約款等の変更に関する前条第三項第一号から第四号までに係る書類に準ずる書類

（外国投資信託の併合の届出）

第九十八条 法第五十九条において準用する法第十六条（第二号に係る部分に限る。）の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

一 当該外国投資信託の併合（法第五十九条において準用する法第十六条第二号に規定する外国投資信託の併合をいう。以下この章において同じ。）に係る各外国投資信託の名称

二 外国投資信託の併合後の外国投資信託の名称

三 外国投資信託の併合の内容及び理由

（新設）

四 外国投資信託の併合がその効力を生ずる日

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 外国投資信託の併合後の外国投資信託約款等の案

二 委託者指図型投資信託に類するもの場合には、受託者の同意書又はこれに代わる書類

三 法第五十九条において準用する法第十七条第五項の規定による公告をする場合にあつては、当該公告の内容を記載した書面

四 外国投資信託の併合に関する第九十六条第三項第一号から第四号までに係る書類に準ずる書類

(削る)

(外国投資信託約款等の重大な内容の変更)

第九十九条 法第五十九条において準用する法第十七条第一項に規定する外国投資信託約款等の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、当該外国投資信託約款等の記載事項の変更であつて、当該外国投資信託約款等に係る外国投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。

(外国投資信託の発行者が変更届出等を行う際の提出書類)

第九十九条 法第五十九条において準用する法第二十九条及び第三十一条の規定による届出をする場合には、別表第十上欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した変更届出書及び同表下欄に掲げる添付書類を、金融庁長官に提出しなければならない。

(外国投資信託の信託約款の変更)

第一百条 法第五十九条において準用する法第三十条第一項に規定する外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるものは、当該外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の記載事項の変更であつて、当該外国投資信託の商品としての同一性を失わせることとなるものとする。ただし、当該外国投資信託の運用に関する事項については、次の各号に

- (削る)
- (削る)
- (削る)

(削る)

(削る)

(重大な約款の変更等の決定事項)

第百条 法第五十九条において準用する法第十七条第一項第四号に規

定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 外国投資信託の信託約款を変更しようとする場合
- イ 変更後の外国投資信託約款等
- ロ 外国投資信託約款等で定められた受益権の内容に変更を加え

掲げるものとする。

一 投資の対象とする資産の種類

二 運用方針

三 運用方法

四 投資の対象とする資産についての種類、銘柄若しくは通貨こと
の保有額若しくは保有割合に係る制限又は取得できる資産の範囲
に係る制限その他の運用の制限で、当該変更が当該外国投資信託
の信託約款又はこれに類する書類の記載事項に係る外国投資信託
の商品としての同一性を失わせることとなるもの

五 新たに投資の対象とする資産の追加又は既に投資の対象として
いる資産の廃止で、当該変更が当該外国投資信託の信託約款又は
これに類する書類の記載事項に係る外国投資信託の商品としての
同一性を失わせることとなるもの

六 前各号に掲げるもののほか、その変更の内容が当該外国投資信
託の信託約款又はこれに類する書類の記載事項に係る外国投資信
託の商品としての同一性を失わせることとなるもの

(新設)

- 、又は受益権の価値に重大な影響を与えるおそれがあるときは、その変更又は影響の内容及び相当性に関する事項
- ハ 外国投資信託約款等の変更がその効力を生ずる日
- ニ 外国投資信託約款等の変更をする理由
- ホ 外国投資信託約款等の変更に関する事項について受益者の不利益となる事実
- 二 外国投資信託の併合をしようとする場合
- イ 外国投資信託の併合後の外国投資信託約款等の内容
- ロ 外国投資信託約款等において定める受益権の内容に変更があるときは、その内容及び変更の理由
- ハ 外国投資信託の併合に際して受益者に対し金銭その他の財産を交付するときは、次に掲げる事項
- (1) 当該財産の内容及びその価額並びにこれらの事項の定める相当性に関する事項
- (2) 受益者に対して交付する金銭その他の財産の割当てに関する事項及び当該事項の定められた相当性に関する事項
- 二 外国投資信託の併合がその効力を生ずる日
- ホ 外国投資信託の併合をする他の外国投資信託についての次に掲げる事項その他の当該他の外国投資信託を特定するために必要な事項
- (1) 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所
- (2) 外国投資信託の信託契約の締結日
- (3) 外国投資信託約款等の内容

へ 外国投資信託の併合をする各外国投資信託において直前に作成された財産状況開示資料等（これに準ずる書面又は電磁的記録を含む。以下この条及び第百二条において同じ。）の内容）財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していないときは、その旨）

ト 外国投資信託の併合をする各外国投資信託について、財産状況開示資料等を作成した後（財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない場合にあつては、外国投資信託が設定された後）に、重要な外国投資信託の信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の外国投資信託の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

チ 外国投資信託の併合をする理由
リ 外国投資信託の併合に関する事項について受益者の不利益となる事実

（外国投資信託の信託契約の解約の届出）

第百一条 法第五十九条において準用する法第十九条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

- 一 外国投資信託の名称
- 二 外国投資信託の信託契約の解約の理由
- 三 外国投資信託の信託契約の解約がその効力を生ずる日

（外国投資信託の信託約款の変更の公告等）

第百一条 法第五十九条において準用する法第三十条第一項の規定による外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の変更に係る公告及び書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

- 一 当該外国投資信託の名称
- 二 変更しようとする理由

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 委託者指図型投資信託に類するもの場合には、受託者の同意書又はこれに代わる書類

二 法第五十九条において準用する法第二十条第一項において準用する法第十七条第五項の規定による公告をする場合にあっては、当該公告の内容を記載した書面

三 外国投資信託の信託契約の解約に関する第九十六条第三項第一号から第四号までに係る書類に準ずる書類

(外国投資信託の信託契約の解約の決定事項)

第二百二条 法第五十九条において準用する法第二十条第一項において準用する法第十七条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 外国投資信託の信託契約の相当性に関する事項

二 外国投資信託の信託契約の解約がその効力を生ずる日

三 直前に作成された財産状況開示資料等の内容(財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していないときは、その旨)

四 財産状況開示資料等を作成した後(財産状況開示資料等を作成すべき時期が到来していない場合)にあっては、外国投資信託が設定された後)に、重要な外国投資信託の信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の外国投資信託の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、そ

三 変更しようとする内容

四 変更の予定年月日

2 前項に規定する外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類の変更に係る公告は、当該信託約款又はこれに類する書類の変更をしようとする日の三十日前までに行わなければならない。

(委託者指図型投資信託に類する外国投資信託の契約の解約の公告等)

第二百二条 法第五十九条において準用する法第三十二条第一項の規定による委託者指図型投資信託に類する外国投資信託の契約の解約に係る公告及び書面の交付は、次に掲げる事項についてしなければならない。

一 当該外国投資信託の名称

二 解約しようとする理由

三 解約の予定年月日

2 前項に規定する委託者指図型投資信託に類する外国投資信託の契約の解約に係る公告は、当該契約の解約をしようとする日の三十日前までに行わなければならない。ただし、当該契約の解約をしようとする委託者指図型投資信託に類する外国投資信託について、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、その公告を三十日前

の内容

- 五 外国投資信託の信託契約の解約の理由
- 六 外国投資信託の信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実

第五章 投資法人

(規約の記載事項の細目)

第一百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの

イ 二 (略)

ホ 資産を主として有価証券(金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。ホにおいて同じ。)に対する投資として運用すること(有価証券等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等スワップ取引を含む。)を目的とする場合は、その旨

へ (略)

二 四 (略)

- 五 法第六十七条第一項第十三号に掲げる事項 資産運用会社に対

までに行つことが困難な場合は、この限りでない。

第五章 投資法人

(規約の記載事項の細目)

第一百五条 法第六十七条第五項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる事項に応じ、当該各号に定める細目とする。

- 一 法第六十七条第一項第七号に掲げる事項 次に掲げるもの

イ 二 (略)

ホ 資産を主として有価証券(有価証券先物取引、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等スワップ取引を含む。)に対する投資として運用することを目的とする場合は、その旨

へ (略)

二 四 (略)

- 五 法第六十七条第一項第十三号に掲げる事項 資産の運用を行う

する資産運用報酬の具体的な金額又はその計算方法及び支払の時期

六 法第六十七条第一項第十四号に掲げる事項 成立時の一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社となるべき者のすべてについて、それぞれ次に掲げるもの

イ (略)

ロ これらの者との間の契約において定めるべき事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の内容の変更に關する事項、これらの者に支払う報酬又は手数料の額(具体的な金額又はその計算方法)並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項(成立時において資産運用会社となるべき者と締結すべき契約に、資産の運用に係る権限の一部の再委託に關する規定を設ける場合においては、当該規定の内容を含む。)

七 (略)

(投資法人の設立の届出)

第七十条 設立企画人は、法第六十九条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第二号により作成した投資法人設立届出書の正本及び副本二通を、設立しようとする投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に提出しなければならない。

投資信託委託業者に対する資産運用報酬の具体的な金額又はその計算方法及び支払の時期

六 法第六十七条第一項第十四号に掲げる事項 成立時の一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社となるべき者のすべてについて、それぞれ次に掲げるもの

イ (略)

ロ これらの者との間の契約において定めるべき事項のうち、委託すべき業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の内容の変更に關する事項、これらの者に支払う報酬又は手数料の額(具体的な金額又はその計算方法)並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項(成立時において資産の運用を行う投資信託委託業者となるべき者と締結すべき契約に、法第三十四条の五第一項の規定による再委託に關する規定を設ける場合においては、当該規定の内容を含む。)

七 (略)

(投資法人の設立の届出)

第七十条 設立企画人は、法第六十九条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十九号により作成した投資法人設立届出書の正本及び副本二通を、金融庁長官に提出しなければならない。

(投資法人設立届出書の添付書類)

第百八条 前条の投資法人設立届出書には、法第六十九条第二項に規定する規約を、三通(規約が電磁的記録で作成されているときは、次条に定める電磁的記録一部)添付しなければならない。

2 法第六十九条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 (略)

二 設立企画人(法人である場合を除く。次号及び第六号において同じ。)及び設立時執行役員の候補者が法第九十八条第二号及び第三号に該当しない旨の官公署の証明書(当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合を除く。)

三 別紙様式第三号により作成した設立企画人及び設立時執行役員の候補者が法第九十八条第四号及び第五号(当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合には、同条第二号から第五号まで)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

四 別紙様式第四号又は第五号により作成した設立企画人及び設立時執行役員の候補者の履歴書又は沿革

五 設立企画人が法人である場合にあつては、別紙様式第六号により作成した当該法人の主要な株主又は出資者の氏名又は名称、その保有する議決権の数等を記載した書面並びに定款及び登記事項証明書又はこれらに代わる書面

(投資法人設立届出書の添付書類)

第百八条 前条の投資法人設立届出書には、法第六十九条第二項に規定する規約を、三通(規約が電磁的記録で作成されているときは、第十一条の二に定める電磁的記録一部)添付しなければならない。

2 法第六十九条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一 (略)

二 設立企画人(法人である場合を除く。次号及び第六号において同じ。)及び設立時執行役員の候補者が法第九条第二項第六号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合を除く。)

三 別紙様式第二十号により作成した設立企画人及び設立時執行役員の候補者が法第九条第二項第六号イ及びロ(当該設立企画人又は設立時執行役員の候補者が外国人である場合には、同号イからロまで)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

四 別紙様式第二十一号又は第二十二号の二により作成した設立企画人及び設立時執行役員の候補者の履歴書又は沿革

五 設立企画人が法人である場合にあつては、別紙様式第二十二号により作成した当該法人の主要な株主又は出資者の氏名又は名称、その保有する議決権の数等を記載した書面並びに定款及び登記事項証明書又はこれらに代わる書面

六 設立企画人が法第六十六条第三項第二号に掲げる者（令第五十条第二項第一号に掲げる者を除く。）である場合にあっては、別紙様式第七号により作成した当該者に該当することを証明する書面及びその根拠となる書類

七（略）

（投資法人設立届出書に添付すべき電磁的記録）

第百八条の二 法第六十九条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）（X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。）

2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 ポリユーム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 申請者の商号
二 申請年月日

六 設立企画人が法第六十六条第三項第二号に掲げる者である場合にあっては、別紙様式第二十三号により作成した当該者に該当することを証明する書面及びその根拠となる書類

七（略）

（新設）

(投資法人設立に係る届出の受理)

第九十九条 財務局長又は福岡財務支局長(以下「財務局長等」という。)は、投資法人設立届出書を受理したときは、投資法人設立届出書の副本及び規約各一通(規約が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面一通)に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び規約を届出者に還付しなければならない。

(投資法人が成立しなかった場合の届出)

第一百十条 投資法人が成立しなかった場合には、設立企画人は、速やかに、別紙様式第八号により作成した投資法人の不成立に関する届出書を、当該投資法人に係る投資法人設立届出書を受理した財務局長等に提出しなければならない。

2 (略)

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第一百十一条 法第七十一条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 設立時執行役員の候補者と成立時に法第八十八条第一項第四号に規定する委託契約(以下「資産運用委託契約」という。)を締結すべき者との利害関係の有無及び利害関係があるときは、そ

(投資法人設立に係る届出の受理)

第九十九条 金融庁長官は、投資法人設立届出書を受理したときは、投資法人設立届出書の副本及び規約各一通(規約が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面一通)に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び規約を届出者に還付しなければならない。

(投資法人が成立しなかった場合の届出)

第一百十条 投資法人が成立しなかった場合には、設立企画人は、速やかに、別紙様式第二十四号により作成した投資法人の不成立に関する届出書を、金融庁長官に提出しなければならない。

2 (略)

(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)

第一百十一条 法第七十一条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 設立時執行役員の候補者と成立時に資産運用委託契約を締結すべき者との利害関係の有無及び利害関係があるときは、その内容

の内容

三〇五 (略)

六 当該設立時募集投資口に係る投資証券の募集が、金融商品取引法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当するものにあつては、その旨

七 (略)

(払込取扱機関)

第一百十二条 法第七十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇七 (略)

八 金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、同法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務を行う者に限る。)

(申込みをしようとする者に対する通知事項の細目)

第一百三十三条 法第七十一条第三項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 設立時執行役員候補者 氏名及び住所並びに当該候補者が次に掲げる者の一又は二以上に該当する場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

イ 設立企画人の親族(配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族

三〇五 (略)

六 当該設立時募集投資口に係る投資証券の募集が、証券取引法第二条第三項第一号に掲げる場合に該当するものにあつては、その旨

七 (略)

(銀行等)

第一百十二条 法第七十一条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇七 (略)

八 証券会社

(申込みをしようとする者に対する通知事項の細目)

第一百三十三条 法第七十一条第三項に規定する内閣府令で定める細目は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 設立時執行役員候補者 氏名及び住所並びに当該候補者が次に掲げる者の一又は二以上に該当する場合には、それぞれの区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 設立企画人の親族 当該設立企画人の氏名及び親族関係の内

に限る。以下同じ。) 当該設立企画人の氏名及び親族関係の

内容

ロ (略)

八 設立企画人が法人である場合におけるその主要株主(総株主等の議決権の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人(仮設人を含む。)の名義をもって所有している株主又は出資者をいう。) 当該設立企画人の名称及び保有している議決権の数

二・ホ (略)

二 (略)

(実質的に支配することが可能となる関係)

第二百二十条 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十二条第一項本文に規定する内閣府令で定める設立時投資主は、成立後の投資法人(当該投資法人の子法人(法第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。以下同じ。))を含む。)が、当該成立後の投資法人の投資主となる設立時投資主である会社等(会社、組合(外国会社を含む。))、組合(外国における組合に相当するものを含む。))その他これらに準ずる事業体をいう。以下この条及び第六十条第一項において同じ。) の議決権(会社法第三百八条第一項その他これに準ずる同法以外の法令(外国の法令を含む。))の規定により行使することができないとされる議決権を含み、同法第四百二十三条第一項に規定する役員等(会計監査人を除く。))の選任及び定款の変更

容

ロ (略)

八 設立企画人が法人である場合におけるその主要株主 当該設立企画人の名称及び保有している議決権の数

二・ホ (略)

二 (略)

(実質的に支配することが可能となる関係)

第二百二十条 法第七十三条第四項において準用する会社法第七十二条第一項本文に規定する内閣府令で定める設立時投資主は、成立後の投資法人(当該投資法人の子法人(法第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。以下同じ。))を含む。)が、当該成立後の投資法人の投資主となる設立時投資主である会社等(会社、組合(外国における組合に相当するものを含む。))その他これらに準ずる事業体をいう。以下この条及び第六十条第一項において同じ。) の議決権(会社法第三百八条第一項その他これに準ずる同法以外の法令(外国の法令を含む。))の規定により行使することができないとされる議決権を含み、同法第四百二十三条第一項に規定する役員等(会計監査人を除く。))の選任及び定款の変更に関する議案(これら

に関する議案（これらの議案に相当するものを含む。）の全部につき株主総会（これに相当するものを含む。）において議決権を行使することができない株式（これに相当するものを含む。）に係る議決権を除く。）の総数の四分の一以上を有することとなる場合における当該成立後の投資法人の投資主となる設立時投資主である会社等（当該設立時投資主であるもの以外の者が当該創立総会の議案につき議決権を行使することができない場合（当該議案を決議する場合に限る。）における当該設立時投資主を除く。）とする。

（自己投資口の処分の方法）

第二百三十条 法第八十条第三項（法第八十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める処分の方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 その投資証券が金融商品取引所に上場されている有価証券である投資口 取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。）において行う取引による売却

- 二 その投資証券が店頭売買有価証券である投資口 店頭売買有価証券市場（金融商品取引法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）において行う取引による売却

三 （略）

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

の議案に相当するものを含む。）の全部につき株主総会（これに相当するものを含む。）において議決権を行使することができない株式（これに相当するものを含む。）に係る議決権を除く。）の総数の四分の一以上を有することとなる場合における当該成立後の投資法人の投資主となる設立時投資主である会社等（当該設立時投資主であるもの以外の者が当該創立総会の議案につき議決権を行使することができない場合（当該議案を決議する場合に限る。）における当該設立時投資主を除く。）とする。

（自己投資口の処分の方法）

第二百三十条 法第八十条第三項（法第八十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める処分の方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 その投資証券が証券取引所に上場されている有価証券である投資口 取引所有価証券市場において行う取引による売却

- 二 その投資証券が店頭売買有価証券である投資口 店頭売買有価証券市場において行う取引による売却

三 （略）

（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）

第百三十五条 法第八十三条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 規約に定められた事項（法第八十三条第一項第一号から第六号までに掲げる事項を除く。）であつて、当該投資法人に対して募集投資口の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項

二 投資法人の資産に属する不動産（以下この号において「投資不動産」という。）に関する次に掲げる事項

イ 地域別、用途別及び賃貸の用又はそれ以外の用の別に区分した投資不動産について、各物件の名称、所在地、用途、面積、構造、所有権又はそれ以外の権利の別及び価格（規約に定める評価方法及び基準により評価した価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格をいう。以下この号において同じ。）

ロ 価格の評価方法及び評価者の氏名又は名称

ハ 担保の内容

ニ 不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。ホにおいて同じ。）

ホ 不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行つていない場合には、その旨）及び調査者の氏名又は名称

ヘ 各物件の投資比率（当該物件の価格がすべての物件の価格の合計額に占める割合をいう。）

ト 投資不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（トにおいて

第百三十五条 法第八十三条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、規約に定められた事項（同項第一号から第六号までに掲げる事項を除く。）であつて、当該投資法人に対して募集投資口の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項とする。

て「テナント」という。)がある場合には、次に掲げる事項(やむを得ない事情により記載できないものにあつては、その旨

(1) テナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一定の日における稼働率

(2) 主要な物件(一体として使用されていると認められる土地に係る建物又は施設であつて、その賃料収入の合計がすべての投資不動産に係る賃料収入の合計の百分の十以上であるものをいう。)がある場合には、当該主要な物件ごとのテナントの総数、賃料収入の合計、賃貸面積の合計、賃貸可能面積の合計及び過去五年間の一定の日における稼働率

(3) 主要なテナント(当該テナントの賃貸面積の合計がすべての投資不動産に係る賃貸面積の合計の百分の十以上であるものをいう。)がある場合には、その名称、業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金又は保証金その他賃貸借契約に関して特記すべき事項

(資産運用委託契約の概要として記載する内容)

第百二十六条 法第八十三条第二項に規定する内閣府令で定める細目は、すべての資産運用会社につき、それぞれ次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 それらの者との間の契約において定める事項のうち、委託すべ

(資産運用委託契約の概要として記載する内容)

第百二十六条 法第八十三条第二項に規定する内閣府令で定める細目は、すべての投資信託委託業者につき、それぞれ次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 それらの者との間の契約において定める事項のうち、委託すべ

き業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の変更に関する事項、それらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（これらの者との間の契約に、資産の運用に係る権限の一部の再委託に関する規定を設ける場合においては、当該規定の内容を含む。）

（申込みをしようとする者に対して通知を要しない場合）

第百三十七条 法第八十三条第五項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、投資法人が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

一 当該投資法人が金融商品取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二（略）

（投資口の端数処理の方法）

第百三十八条 法第八十八条第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 その投資証券が金融商品取引所に上場されている有価証券である投資口 取引所金融商品市場において行う取引による売却

二・三（略）

き業務の内容、契約期間及び当該期間中の解約に関する事項、契約の変更に関する事項、それらの者に支払う報酬又は手数料の額（具体的な金額又はその計算方法）並びにその支払の時期及び方法その他重要な事項（これらの者との間の契約に、法第三十四条の五第一項の規定による再委託に関する規定を設ける場合においては、当該規定の内容を含む。）

（申込みをしようとする者に対して通知を要しない場合）

第百三十七条 法第八十三条第五項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、投資法人が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

一 当該投資法人が証券取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二（略）

（投資口の端数処理の方法）

第百三十八条 法第八十八条第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 その投資証券が証券取引所に上場されている有価証券である投資口 取引所有価証券市場において行う取引による売却

二・三（略）

(吸収合併契約の承認に関する議案)

第百四十九条 執行役員が吸収合併契約の承認に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 当該投資法人が吸収合併消滅法人(法第百四十七条第一項第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下同じ。)である場合において、法第九十条の二第一項の決定をした日における第百九十三条第一項各号(第四号及び第五号を除く。)に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

四 (略)

(資産運用委託契約の承認に関する議案)

第百五十一条 執行役員が資産運用会社との資産運用委託契約の承認に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、当該資産運用委託契約を締結しようとする資産運用会社(法第二百七条第三項に規定する承認については、資産運用委託契約を締結した資産運用会社)の名称、住所及び沿革並びに当該委託契約書の内容を記載しなければならない。

(投資主総会参考書類の記載の特則)

第百五十四条 投資主総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるも

(吸収合併契約の承認に関する議案)

第百四十九条 執行役員が吸収合併契約の承認に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 当該投資法人が吸収合併消滅法人(法第百四十七条第一項第一号に規定する吸収合併消滅法人をいう。以下同じ。)である場合において、法第九十条の二第一項の決定をした日における第百九十三条各号(第二号、第五号及び第六号を除く。)に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

四 (略)

(資産運用委託契約の承認に関する議案)

第百五十一条 執行役員が投資信託委託業者との資産運用委託契約の承認に関する議案を提出する場合には、投資主総会参考書類には、当該契約を締結しようとする投資信託委託業者(法第二百七条第三項に規定する承認については、資産運用委託契約を締結した投資信託委託業者)の名称、住所及び沿革並びに当該委託契約書の内容を記載しなければならない。

(投資主総会参考書類の記載の特則)

第百五十四条 投資主総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるも

のを除く。)に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を発出する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置(第百十四条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。)を使用する方法によつて行われるものに限る。)をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定めがある場合に限る。

一 (略)

二 投資法人の計算に関する規則(平成十八年内閣府令第四十七号(第七十三条第一項第一号から第十九号まで、第七十四条第一号から第四号まで(会計監査人に係るものを除く。))及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三・四 (略)

2 (略)

(監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者)

第百六十四条 法第百条第六号に規定する監督役員の職務の遂行に支

のを除く。)に係る情報を、当該投資主総会に係る招集通知を発出する時から当該投資主総会の日から三月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置(第百十四条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項において同じ。)を使用する方法によつて行われるものに限る。)をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した投資主総会参考書類を投資主に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の規約の定めがある場合に限る。

一 (略)

二 投資法人の計算に関する規則(平成十八年内閣府令第四十七号(第七十三条第一項第一号から第二十一号まで、第七十四条第一号から第四号まで(会計監査人に係るものを除く。))及び第七十五条第一号に掲げる事項を投資主総会参考書類に記載することとしている場合における当該事項

三・四 (略)

2 (略)

(監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者)

第百六十四条 法第百条第六号に規定する監督役員の職務の遂行に支

障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一〇七（略）

八 当該投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者（金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この号及び第二百零八条第八号において同じ。）若しくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である金融商品仲介業者又はこれらの者のうちの二若しくは二以上であったもの

九（略）

（投資法人のその他一般事務）

第六十九條 法第七十七條第一号に掲げる事務を委託する契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該事務を受託する一般事務受託者は、顧客の知識、経験、財産の状況及び投資口又は投資法人債を引き受ける目的を十分勘案して、投資口又は投資法人債の引受けの申込みの勧誘を行うべき旨

二（略）

二〇四（略）

（申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合）

第七十九條 法第三十九條の四第四項に規定する内閣府令で定め

障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一〇七（略）

八 当該投資法人の発行する投資口若しくは投資法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた登録金融機関若しくは法第九十六條第二項に規定する一般事務受託者たる投資信託委託業者の役員、使用人若しくは子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの二若しくは二以上であったもの

九（略）

（投資法人のその他一般事務）

第六十九條 法第七十七條第一号に掲げる事務を委託する契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該事務を受託する一般事務受託者は、顧客の知識、経験及び財産の状況を十分勘案して、投資口又は投資法人債の引受けの申込みの勧誘を行うべき旨

二（略）

二〇四（略）

（申込みをしようとする者に対する通知を要しない場合）

第七十九條 法第三十九條の四第四項に規定する内閣府令で定め

る場合は、次に掲げる場合であつて、投資法人が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

一 当該投資法人が金融商品取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二 (略)

(投資法人債原簿記載事項の記載等の請求)

第八十三条 法第三十九條の七において準用する会社法第六百九十一條第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 投資法人債取得者(投資法人債を投資法人債発行人以外の者から取得した者(当該投資法人債発行人を除く。))をいう。以下この条において同じ。)が、投資法人債権者として投資法人債原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該投資法人債取得者の取得した投資法人債に係る法第三十九條の七において準用する会社法第六百九十一條第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二 丁四 (略)

2 (略)

る場合は、次に掲げる場合であつて、投資法人が同条第一項の申込みをしようとする者に対して同項各号に掲げる事項を提供している場合とする。

一 当該投資法人が証券取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二 (略)

(投資法人債原簿記載事項の記載等の請求)

第八十三条 法第三十九條の七において準用する会社法第六百九十一條第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 投資法人債取得者(投資法人債を投資法人債発行人以外の者から取得した者(当該投資法人債発行人を除く。))をいう。以下この条において同じ。)が投資法人債権者として投資法人債原簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該投資法人債取得者の取得した投資法人債に係る法第三十九條の七において準用する会社法第六百九十一條第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二 丁四 (略)

2 (略)

(投資法人債管理者の資格)

第八百八十四条 法第百三十九条の九第八項において準用する会社法第七百三条第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 担保付社債信託法第三条の免許を受けた者
- 二 九 (略)

(短期投資法人債の発行の要件)

第九百九十二条 法第百三十九条の十三第一号イに規定する内閣府令で定める目的は、次に掲げるものとする。

- 一 特定資産(令第九十八条の二各号に掲げる資産に限る。次項第二号において同じ。)の取得に必要な資金の調達
 - 二 次に掲げる不動産の修繕(事故、災害その他の事由により緊急に必要なものに限る。)に必要な資金の調達
 - イ 投資法人が有する不動産
 - ロ 投資法人が有する令第九十八条の二第二号に規定する信託の受益権に係る信託財産に属する不動産
 - 三 前号イ又はロに掲げる不動産の賃借人に対する敷金又は保証金の返還に必要な資金の調達
 - 四 投資証券又は投資法人債の発行により資金の調達をしようとする場合における当該発行までの間に必要な資金の調達
- 2 法第百三十九条の十三第一号ハに規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

(投資法人債管理者の資格)

第八百八十四条 法第百三十九条の九第八項において準用する会社法第七百三条第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 担保付社債信託法第五条第一項の免許を受けた者
- 二 九 (略)

(投資法人債に付すことができる物上担保)

第九百九十二条 法第百三十九条の十一において読み替えて適用する担保付社債信託法第四条第四号に規定する内閣府令で定める物上担保は、次に掲げるものとする。

- 一 特定資産に係る質(法第百三十九条の十一において読み替えて適用する担保付社債信託法第四条第一号から第三号までに掲げる質を除く。)
- 二 譲渡担保(特定資産に係るものに限る。)

一 発行を予定する短期投資法人債について指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。次項第一号において同じ。）から同令第九条の五に規定する格付を取得していること。

二 前項第一号の目的により短期投資法人債を発行する場合にあつては、同号の特定資産の取得に係る契約を締結し、又は当該契約の締結の見込みが確実であること。

三 前項第二号の目的により短期投資法人債を発行する場合にあつては、同号の不動産の修繕に係る契約を締結し、又は当該契約の締結の見込みが確実であること。

四 前項第三号の目的により短期投資法人債を発行する場合にあつては、賃貸借契約の終了の見込みが確実であること。

五 前項第四号の目的により短期投資法人債を発行する場合にあつては、元本の償還について、当該短期投資法人債の総額の払込みのあつた日から六月未満の日とする確定期限の定めがあること。

3 | 法第百三十九条の十三第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げるすべての要件を満たす場合とする。

一 発行を予定する短期投資法人債について指定格付機関から企業内容等の開示に関する内閣府令第九条の五に規定する格付を取得していること。

二 次のいずれかに該当すること。

イ いずれかの特定短期投資法人債（発行を予定する短期投資法人債の発行により調達した資金をもって償還が行われる短期投

資法人債をいう。ロ及び次項において同じ。）が第一項第一号から第三号までに掲げる目的により発行された場合であつて、発行を予定する短期投資法人債の元本の償還について、当該特定短期投資法人債の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあること。

ロ いずれかの特定短期投資法人債が第一項第四号に掲げる目的により発行された場合であつて、発行を予定する短期投資法人債の元本の償還について、当該特定短期投資法人債の総額の払込みのあつた日から六月未満の日とする確定期限の定めがあること。

4 前項第二号イ及びロにおいて、特定短期投資法人債（この項の規定により特定短期投資法人債とみなされる短期投資法人債を含む。）の発行により調達した資金をもつて償還が行われる短期投資法人債は、特定短期投資法人債とみなす。

（吸収合併消滅法人の事前開示事項）

第九十三条 法第四十九條第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 合併対価の相当性に関する事項
- 二 合併対価について参考となるべき事項
- 三 計算書類等に関する事項
- 四 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続法人の債務（法第四十九條の四第一項の規定により吸収合併について異

（吸収合併消滅法人の事前開示事項）

第九十三条 法第四十九條第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第四十七條第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと。）の相当性に関する事項
- 二 当該吸収合併存続法人の規約の定め
- 三 吸収合併存続法人についての次に掲げる事項

議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）
の履行の見込みに関する事項

五 吸収合併契約等備置開始日（法第四百九条第一項各号に掲げる日のいずれか早い日をいう。第五項において同じ。）後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

2 この条において「合併対価」とは、吸収合併存続法人が吸収合併に際して吸収合併消滅法人の投資主に対してその投資口に代えて交付する当該吸収合併存続法人の投資口をいう。

3 第一項第一号に規定する「合併対価の相当性に関する事項」とは、次に掲げる事項その他法第四百七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項とする。

一 合併対価の総数の相当性に関する事項

二 吸収合併存続法人と吸収合併消滅法人とが共通支配下関係（投資法人の計算に関する規則第二条第二項第十一号に規定する共通支配下関係をいう。以下この号において同じ。）にあるときは、

当該吸収合併消滅法人の投資主（当該吸収合併消滅法人と共通支配下関係にある投資主を除く。）の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあつては、その旨）

4 第一項第二号に規定する「合併対価について参考となるべき事項」とは、次に掲げる事項その他これに準ずる事項（法第四百九条第一項に規定する書面又は電磁的記録にこれらの事項の全部又は一部の記載又は記録をしないことにつき吸収合併消滅法人の総投資主

イ 最終営業期間（各営業期間に係る計算書類（法第二百二十九条第二項に規定する計算書類をいう。以下同じ。））、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書につき法第三百一十一条第二項の承認を受けた場合における当該各営業期間のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書（最終営業期間がない場合にあつては、吸収合併存続法人の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終営業期間の末日（最終営業期間がない場合にあつては、吸収合併存続法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日（法第四百九条第一項各号に掲げる日のいずれか早い日をいう。次号イ及び第六号において同じ。）後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終営業期間が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終営業期間の末日後に生じた事象の内容に限る。）

四 吸収合併消滅法人についての次に掲げる事項

イ 吸収合併消滅法人において最終営業期間の末日（最終営業期間がない場合にあつては、吸収合併消滅法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの

の同意がある場合にあつては、当該同意があつたものを除く。）とする。

一 当該吸収合併存続法人の規約の定め

二 次に掲げる事項その他の合併対価の換価の方法に関する事項

イ 合併対価を取引する市場

ロ 合併対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

三 合併対価に市場価格があるときは、その価格に関する事項

5 第一項第三号に規定する「計算書類等に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一 吸収合併存続法人についての次に掲げる事項

イ 最終営業期間（各営業期間に係る計算書類（法第二百二十九条第二項に規定する計算書類をいう。以下同じ。））、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書につき法第三百三十一条第二項の承認を受けた場合における当該各営業期間のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）に係る計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書（最終営業期間がない場合にあつては、吸収合併存続法人の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終営業期間の末日（最終営業期間がない場合にあつては、吸収合併存続法人の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終営業期間が

間に新たな最終営業期間が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終営業期間の末日後に生じた事象の内容に限る。）

）

ロ 吸収合併消滅法人において最終営業期間がないときは、吸収合併消滅法人の成立の日における貸借対照表

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続法人の債務（法第四百九条の四第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）

の履行の見込みに関する事項

六 吸収合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

存することとなる場合にあつては、当該新たな最終営業期間の
末日後に生じた事象の内容に限る。）

二| 吸収合併消滅法人についての次に掲げる事項

イ| 吸収合併消滅法人において最終営業期間の末日（最終営業期
間がない場合にあつては、吸収合併消滅法人の成立の日）後に
重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の投資法人の財産
の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（
吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの
間に新たな最終営業期間が存することとなる場合にあつては、
当該新たな最終営業期間の末日後に生じた事象の内容に限る。
）

ロ| 吸収合併消滅法人において最終営業期間がないときは、吸収
合併消滅法人の成立の日における貸借対照表

（投資口の端数処理の方法）

第百九十九条 法第百四十九条の第十七第一項に規定する内閣府令で定
める方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定
める方法とする。

一 その投資証券が金融商品取引所に上場されている有価証券であ
る投資口 取引所金融商品市場において行う取引による売却

二・三 （略）

（清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者）

第百九十九条 法第百四十九条の第十七第一項に規定する内閣府令で定
める方法は、次の各号に掲げる投資口の区分に応じ、当該各号に定
める方法とする。

一 その投資証券が証券取引所に上場されている有価証券である投
資口 取引所有価証券市場において行う取引による売却

二・三 （略）

（清算監督人の職務遂行に支障を来すおそれのある者）

第二百条 法第五十一条第六項において準用する法第百条第六号に規定する清算監督人の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一〇七 (略)

八 当該清算投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等若しくは金融商品仲介業者若しくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である金融商品仲介業者又はこれらの者のうちの二若しくは二以上であつたもの

九 (略)

(清算執行人等の報酬の額の決定)

第二百一条 管轄財務局長等(投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)をいう。以下同じ。)は、清算執行人及び清算監督人の意見を聴いた上で、法第五十四条第二項(法第百五十四条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による報酬の額を定めるものとする。

(金銭分配請求権が行使される場合における残余財産の価格)

第二百四条 法第五十八条第三項において準用する会社法第五百五条第三項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する残余財産の価格とす

第二百条 法第五十一条第六項において準用する法第百条第六号に規定する清算監督人の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一〇七 (略)

八 当該清算投資法人の発行する投資口若しくは投資法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた登録金融機関若しくは法第九十六条第二項に規定する一般事務受託者たる投資信託委託業者の役員、使用人若しくは子会社の役員若しくは使用人又はこれらの者のうちの二若しくは二以上であつたもの

九 (略)

(清算執行人等の報酬の額の決定)

第二百一条 金融庁長官は、清算執行人及び清算監督人の意見を聴いた上で、法第五十四条第二項(法第百五十四条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による報酬の額を定めるものとする。

(金銭分配請求権が行使される場合における残余財産の価格)

第二百四条 法第五十八条第三項において準用する会社法第五百五条第三項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもって同号に規定する残余財産の価格とす

る方法とする。

一 (略)

二 行使期限日において当該残余財産が公開買付け等（金融商品取引法第二十七条の二第六項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。）の対象であるときは、当該行使期限日における当該公開買付け等に係る契約における当該残余財産の価格

2 (略)

（検査役等の報酬の額の算定手続）

第二百十二条 管轄財務局長等は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の意見を聴いた上で、法第八十三条において準用する法第五十四条第二項の規定による報酬の額を定めるものとする。

一 三 (略)

第二節 投資法人の登録等

（投資法人の登録申請手続）

第二百十三条 法第八十七条の登録を受けようとする投資法人は、別紙様式第九号により作成した登録申請書に、当該登録申請書の写し二通及び法第八十八条第二項に規定する書類一部を添付して、

る方法とする。

一 (略)

二 行使期限日において当該残余財産が公開買付け等（証券取引法第二十七条の二第六項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。）の対象であるときは、当該行使期限日における当該公開買付け等に係る契約における当該残余財産の価格

2 (略)

（検査役等の報酬の額の算定手続）

第二百十二条 金融庁長官は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の意見を聴いた上で、法第八十三条において準用する法第五十四条第二項の規定による報酬の額を定めるものとする。

一 三 (略)

第二節 投資法人の登録等

（投資法人の登録申請手続）

第二百十三条 法第八十七条の規定による金融庁長官の登録を受けようとする投資法人は、別紙様式第二十八号により作成した登録申請書に、当該登録申請書の写し二通及び法第八十八条第二項に規

管轄財務局長等に提出しなければならない。

(投資法人の登録申請書の添付書類)

第二百十五條 法第八十八條第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一〜四 (略)

五 執行役員及び監督役員が法第九十八條第二号及び第三号に該当しない旨の官公署の証明書(当該執行役員又は監督役員が外国人である場合を除く。)

六 別紙様式第十号により作成した執行役員が法第九十八條第四号及び第五号(当該執行役員が外国人である場合には、同条第二号から第五号まで)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

七 別紙様式第十一号により作成した監督役員が法第百條第一号から第五号まで(同条第一号の規定に基づく法第九十八條第二号及び第三号を除く。)及びこの府令第六十四條各号(当該監督役員が外国人である場合には、法第百條第一号から第五号まで及びこの府令第六十四條各号)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

八 別紙様式第十二号又は第十三号により作成した執行役員及び監督役員並びに設立企画人(法人である場合には、その法人の役員及び設立企画人としての職務を行う使用者)の履歴書又は沿革

定する書類一部を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

(投資法人の登録申請書の添付書類)

第二百十五條 法第八十八條第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類(官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。

一〜四 (略)

五 執行役員及び監督役員が法第九條第二項第六号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(当該執行役員又は監督役員が外国人である場合を除く。)

六 別紙様式第二十九号により作成した執行役員が法第九條第二項第六号ハ及びニ(当該執行役員が外国人である場合には、同号イからニまで)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

七 別紙様式第三十号により作成した監督役員が法第百條第一号から第五号まで(同条第一号の規定に基づく法第九條第二項第六号イ及びロを除く。)及びこの府令第六十四條各号(当該監督役員が外国人である場合には、法第百條第一号から第五号まで及びこの府令第六十四條各号)のいずれにも該当しないことを誓約する書面

八 別紙様式第三十一号又は第三十二号の二により作成した執行役員及び監督役員並びに設立企画人(法人である場合には、その法人の役員及び設立企画人としての職務を行う使用者)の履歴書又

は沿革

九 資産の運用を行う投資信託委託業者との間で締結した資産運用委託契約書の写し

十・十一 (略)

十二 資産の運用を行う投資信託委託業者が運用に係る権限の一部を法第三十四条の五第一項に規定する者に再委託した場合には、その再委託契約書の写し

十三 (略)

(登録の実施)

第二百六条 金融庁長官は、法第八十九条第一項の規定により登録をするときは、別紙様式第二十八号の第二面から第八面までを投資法人登録簿につづることにより行うものとする。

2 金融庁長官は、法第八十九条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第三十二号により作成した登録済通知書により行うものとする。

(投資法人登録簿等の縦覧)

第二百七条 投資法人の登録をした金融庁長官は、その登録をした投資法人に係る投資法人登録簿及び投資法人登録簿に登録された事項を、金融庁に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

九 資産運用会社との間で締結した資産の運用に係る委託契約書の写し

十・十一 (略)

十二 資産運用会社が資産の運用に係る権限の一部を再委託した場合には、その再委託契約書の写し

十三 (略)

(登録の実施)

第二百六条 財務局長等は、法第八十九条第一項の規定により登録をするときは、別紙様式第九号の第二面から第八面までを投資法人登録簿につづることにより行うものとする。

2 財務局長等は、法第八十九条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第十四号により作成した登録済通知書により行うものとする。

(投資法人登録簿等の縦覧)

第二百七条 投資法人の登録をした財務局長等は、その登録をした投資法人に係る投資法人登録簿及び投資法人登録簿に登録された事項を、当該投資法人の本店の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(登録の拒否の通知)

第二百十八条 財務局長等は、法第九十条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第十五号により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

(登録事項変更の届出)

第二百十九条 登録投資法人は、法第九十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第十六号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合に
応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者に変更があつた場合 新たに資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者となつた者に係る第二百十五号第九号から第十一号までに掲げる書面のうちそれぞれ該当する書面

五 資産運用会社が資産の運用に係る権限の一部を再委託した場合の当該再委託を受けた者に変更があつた場合 新たに再委託を受けることとなつた者に係る第二百十五号第十二号に掲げる書面

六 (略)

(登録の拒否の通知)

第二百十八条 金融庁長官は、法第九十条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第三十三号により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

(登録事項変更の届出)

第二百十九条 登録投資法人は、法第九十一条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第三十四号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し二通及び次の各号に掲げる場合に
応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 資産の運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社又は一般事務受託者に変更があつた場合 新たに資産の運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社又は一般事務受託者となつた者に係る第二百十五号第九号から第十一号までに掲げる書面のうちそれぞれ該当する書面

五 資産の運用を行う投資信託委託業者が運用に係る権限の一部を法第三十四条の五第一項に規定する者に再委託した場合の当該再委託を受けた者に変更があつた場合 新たに再委託を受けることとなつた者に係る第二百十五号第十二号に掲げる書面

六 (略)

(削る)

(解散の届出)

第二百二十条 法第九十二条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第十七号により作成した解散届出書の正本及び副本に、次に掲げる書類を添付して、管轄財務局長等に提出しなければならない。

一・二 (略)

第三節 投資法人の業務等

(投資主の保護に欠けるおそれのない場合)

第二百二十二条 令第一百七十六条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 資産運用会社が賃借している不動産を登録投資法人の資産に組み入れる場合において、当該不動産の賃貸借を継続する場合
- 二 資産運用会社が登録投資法人の不動産について賃借人の募集を行ったにもかかわらず、当該不動産を賃貸するに至らない場合において、他の賃借人の賃借条件と著しく異なる条件で当該不動産を賃借する場合

(広告類似行為)

2 金融庁長官は、前項の届出があった場合は、当該届出に係る事項を投資法人登録簿に登録するものとする。

(解散の届出)

第二百二十条 法第九十二条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第三十六号により作成した解散届出書の正本及び副本に、同項各号に定める者が次に掲げる書類を添付して、第二百十六条第一項の登録をした金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

第三節 投資法人の業務等

(投資主の保護に欠けるおそれのない場合)

第二百二十二条 令第一百七十七条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 投資信託委託業者が賃借している不動産を登録投資法人の資産に組み入れる場合において、当該不動産の賃貸借を継続する場合
- 二 投資信託委託業者が登録投資法人の不動産について賃借人の募集を行ったにもかかわらず、当該不動産を賃貸するに至らない場合において、他の賃借人の賃借条件と著しく異なる条件で当該不動産を賃借する場合

(投資証券の募集等に係る取引報告書の記載事項)

第二百一十三条 法第九十七條において準用する金融商品取引法第三十七條各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者又は同条第九項に規定する特定信書事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

- 一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法
- 二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、投資証券募集等契約（法第九十七條において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七條の三第一項に規定する投資証券募集等契約をいう。以下同じ。）の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法
- 三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

第二百一十三条 法第九十七條において準用する証券取引法第四十一条第一項に規定する取引報告書は、別表第十一により作成しなればならない。

2 法第九十七條において準用する証券取引法第四十一条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、投資証券の投資口から生ずる分配金をもつて当該投資証券に係る投資法人の新たに発行される投資口を取得する場合であつて、当該投資口に係る投資証券を新たに取得した顧客に対して当該取引の内容を記載した書類を定期的に交付し、かつ、個別の取引に関する当該顧客からの照会に対して、速やかに回答できる体制が整備されているものとする。

3 第三十七條第三項から第七項までの規定は、前項の規定により特定投資信託委託業者等（法第九十七條に規定する特定投資信託委託業者等をいう。）が当該投資口を新たに取得した顧客に対して当該取引の内容を記載した書類を定期的に交付する場合について準用する。

イ 投資証券募集等契約に係る投資証券の名称、銘柄又は通称

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする設立企画人の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ 令第二百一十一条第四項第一号に掲げる事項（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示されているものに限る。）

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）

(2) 第二百三十条に規定する目論見書（同条の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）

（投資証券の募集等の業務の内容についての広告等の表示方法）

第二百二十四条 特定設立企画人等（法第九十七条に規定する特定設立企画人等をいう。以下同じ。）がその行う投資証券の募集等の業務の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

（投資証券の募集等に係る禁止行為）

第二百二十四条 法第九十七条において準用する証券取引法第四十条第一項第十号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 投資証券の募集等又は投資証券等（法第一百七十七条第三号に規定する投資証券等をいう。次号、次条及び第二百三十三条において同じ。）の募集の取扱い等に係る取引に関し、虚偽の表示又は重

2 特定設立企画人等が行う投資証券の募集等の業務の内容について広告等をするときは、令第二百一十一条第三項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

3 特定設立企画人等が行う投資証券の募集等の業務の内容について一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。第二百二十七条第一項第二号において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第二百一十一条第四項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第二百二十五条 令第二百一十一条第三項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、投資証券募集等契約に関して顧客が支払うべき対価（当該投資証券募集等契約に係る投資証券の価格を除く。以下この条、第二百二十八条第七号、第二百三十一条及び第二百三十四条第四号において「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該投資証券募集等契約に係る投資証券の価格に対する割合を含む。以下この項において同じ。）の概要及

要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

二 投資証券の募集等又は投資証券等の募集の取扱い等に係る取引につき、顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

（投資証券の募集等に係る事故）

第二百二十五条 法第九十七条において準用する証券取引法第四十条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、投資証券の募集等又は投資証券等の募集の取扱い等に係る取引につき、特定設立企画人等（法第九十七条に規定する特定設立企画人等をいう。以下同じ。）又は特定投資信託業者等（同条に規定する特定投資信託業者等をいう。以下同じ。）が、当該特定設立企画人等が行う投資証券の募集等又は特定投資信託業者等が行う投資証券等の募集の取扱い等の業務に関し、次に掲げる行為を行うことによ

び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

2 前項の投資証券募集等契約に係る投資法人の資産が金融商品取引法第二条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる有価証券に表示されるべき権利又は同条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利（当該投資法人の発行する投資証券等（法第一百七十七条第三号に規定する投資証券等をいう。第二百五十二条において同じ。）を除く。以下「投資信託受益権等」という。）に対して出資され、又は拠出されるものである場合には、前項の手数料等には、当該投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料等を含むものとする。

3 前項の投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出される場合には、当該他の投資信託受益権等を同項の投資信託受益権等とみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により第二項の投資信託受益権等とみなされた投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出される場合について準用する。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第二百二十六条 令第二百一十一条第三項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、当該投資証券募集等契約に関する重要な事項について

り顧客に損失を及ぼしたものとす。

一 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により投資証券等の取得その他の行為を行うこと。

二 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により投資証券等の取得その他の行為を行うこと。

三 次のイから八までに掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること。

イ 投資証券等に係る投資法人の商品内容

ロ 取引の条件

ハ 投資証券等の価額の騰貴又は下落

四 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。

五 電子情報処理組織の異常により、顧客の注文の執行を誤ること。

六 その他法令に違反する行為を行うこと。

（投資証券の募集等に係る金融庁長官の事故確認が不要の場合）

第二百二十六条 法第九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に

て顧客の不利益となる事実とする。

掲げる場合とする。

- 一 裁判所の確定判決を得ている場合
 - 二 裁判上の和解が成立している場合
 - 三 民事調停法第十六条に定める調停が成立している場合又は同法第十七条の定めにより裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に定める期間内に異議の申立てがない場合
 - 四 特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等が前条各号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合（前条各号に規定する行為の区分ごとに当該利益を計算するものとする。ただし、同条第四号又は第五号に規定する行為にあつては、次号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除して計算するものとする。）
 - 五 特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等が前条第四号又は第五号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合（帳簿書類（投資信託委託業者にあつては第六十九条第一項に規定する帳簿書類を、信託会社等にあつては信託法第三十九条第一項に規定する帳簿をいう。）又は顧客の注文内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。）
- 2 | 設立企画人（設立企画人が法人である場合は、当該法人の代表者）又は投資信託委託業者は、前項第四号又は第五号の規定に該当する場合の事故において、金融庁長官の確認を得ずに顧客に対して財

(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第二百二十七条 令第二百一十一条第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イ 有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。)

ロ 有線ラジオ放送(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第二条の有線ラジオ放送をいう。)の業務を行う者

ハ 電気通信役務利用放送(電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。)の業務を行う者

二 特定設立企画人等又は当該特定設立企画人等が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項

産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、第二十八条に定める事項について、金融庁長官に報告しなければならない。

(投資証券の募集等に係る金融庁長官への事故確認の申請手続)

第二百二十七条 法第百九十七条において準用する証券取引法第四十条の二第五項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類を金融庁長官に提出しなければならない。

と同一のものに限る。()を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2 令第二百一十一条第四項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第二百二十三条第三号二に掲げる事項とする。

(誇大広告をしてはならない事項)

第二百二十八条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 投資証券募集等契約の解除に関する事項

二 投資証券募集等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項

三 投資証券募集等契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項

四 投資証券募集等契約に係る金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)又は金融商品市場に類似する市場で外国に所在するものに関する事項

五 設立企画人の資力又は信用に関する事項

六 設立企画人の投資証券の募集等の業務の実績に関する事項

(投資証券の募集等に係る確認申請書の記載事項)

第二百二十八条 法第九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 設立企画人が法人である場合の当該設立企画人又は投資信託委託業者の名称又は商号及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名(設立企画人が個人の場合には、その者の氏名及び住所)

二 事故となる行為に関係した者の氏名及び部署の名称

三 顧客の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに当該法人の代表者の氏名及び住所)

四 事故の概要

五 提供しようとする財産上の利益の額

六 その他金融庁長官の定める事項

七 投資証券募集等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

(契約締結前交付書面の記載方法)

第二百二十九条 契約締結前交付書面には、法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号並びに第二百三十二条第三号及び第四号に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

3 特定設立企画人等は、契約締結前交付書面には、第二百三十二条第一号に掲げる事項及び法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

(投資証券の募集等に係る確認申請書の添付書類)

第二百二十九条 法第九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類(当該確認申請書が法第九十七条において準用する証券取引法第四十二条の二第一項第二号の申込みに係るものである場合を除く。)

二 その他参考になる資料

第二百三十条 法第九十七條において準用する金融商品取引法第二十七條の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客に対し同法第二條第十項に規定する目論見書（前條に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。）を交付している場合（目論見書に当該事項のすべてが記載されていない場合にあつては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項のすべてが記載されている書面を一体のものとして交付している場合を含む。）又は同法第十五條第二項第二号に掲げる場合とする。

2 金融商品取引法第三十四條の二第四項、金融商品取引法施行令第十五條の二十二及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第 号）第五十六條の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第二百三十一條 法第九十七條において準用する金融商品取引法第三十七條の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、投資証券募集等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該投資証券募集等契約に係る投資証券の価格に対する割合を含む。以下この項において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算

（新設）

（新設）

方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

2 第二百二十五条第二項から第四項までの規定は、前項の手数料等について準用する。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第二百三十二条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

二 当該投資証券募集等契約に係る投資証券の譲渡に制限がある場合にあつては、その旨及び当該制限の内容

三 顧客が行う投資証券の募集等に係る取引について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由

四 顧客が行う投資証券の募集等に係る取引について当該設立企画人その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項

イ 当該者

(新設)

- ロ 当該者の業務又は財産の状況の変化により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由
- 五 当該投資証券募集等契約に関する租税の概要
- 六 当該投資証券募集等契約の終了の事由がある場合にあつては、その内容
- 七 当該設立企画人の概要
- 八 顧客が当該設立企画人に連絡する方法
- 九 当該設立企画人が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。以下同じ。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称）

（情報通信の技術を利用した提供）

第二百三十三条 金融商品取引業等に関する内閣府令第五十六条の規定は、法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において同法第三十四条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。

2 金融商品取引業等に関する内閣府令第五十七条の規定は、令第二百一十一条第五項において金融商品取引法施行令第十五条の二十二の規定を準用する場合について準用する。

（契約締結時交付書面の記載事項）

（新設）

第二百三十四条 投資証券募集等契約が成立したときに作成する法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載して作成しなければならない。

- 一 当該設立企画人の商号、名称又は氏名
- 二 当該投資証券募集等契約の概要（当該投資証券募集等契約に係る投資証券の銘柄、数及び価格を含む。）
- 三 当該投資証券募集等契約の成立の年月日
- 四 当該投資証券募集等契約に係る手数料等に関する事項
- 五 顧客の氏名又は名称
- 六 顧客が当該設立企画人に連絡する方法

（禁止行為）

第二百三十五条 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（金融商品取引法第二十一条に規定する特定投資家をいう。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第百九十七号において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第二号から第五号まで及び第七号に掲げる事項について顧客の知識、経験、財産の状況及び投資証券募集等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明

（新設）

（新設）

をすることなく、投資証券募集等契約を締結する行為

イ 契約締結前交付書面

ロ 第二百三十条に規定する場合にあつては、同条に規定する目論見書（同条の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）

二 投資証券募集等契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

三 投資証券募集等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

四 投資証券募集等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

（事故）

第二百三十六条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、投資証券の募集等に係る取引につき、特定設立企画人等が、当該特定設立企画人等が行う投資証券の募集等の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとする。

一 次に掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をするこ

（新設）

と。

- イ 投資証券の商品内容
- ロ 取引の条件
- ハ 投資証券の価格の騰貴又は下落
- ニ 過失又は電子情報処理組織の異常により事務処理を誤ること。
- 三 その他法令に違反する行為を行うこと。

(事故の確認を要しない場合)

第二百三十七条 法第九十七條において準用する金融商品取引法第三十九條第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 裁判所の確定判決を得ている場合
- 二 裁判上の和解（民事訴訟法（平成八年法律第九九号）第二百七十五條第一項に定めるものを除く。）が成立している場合
- 三 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十六條に規定する調停が成立している場合又は同法第十七條の規定により裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八條第一項に規定する期間内に異議の申立てがない場合
- 四 認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十九條の十三において準用する同法第七十七條の二第一項に規定するあつせんをいう。）による和解が成立している場合
- 五 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三條第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規

(新設)

- 定する機関におけるあつせんによる和解が成立している場合又は当該機関における仲裁手続による仲裁判断がされている場合
- 六 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合
- 七 認証紛争解決事業者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第四号に規定する認証紛争解決事業者をいい、投資証券の募集等に係る取引に係る紛争が同法第六条第一号に規定する紛争の範囲に含まれるものに限る。）が行う認証紛争解決手続（同法第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）による和解が成立している場合
- 八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合
- イ 当該和解の手続について弁護士又は司法書士（司法書士法）昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に掲げる事務を行う場合に限る。（）が顧客を代理していること。
- ロ 当該和解の成立により特定設立企画人等が顧客に対して支払をすることとなる額が千万円（イの司法書士が代理する場合にあつては、司法書士法第三条第一項第七号に規定する額）を超えないこと。
- ハ 口の支払が事故（法第九十七号）において準用する金融商品取引法第三十九条第三項に規定する事故をいう。以下この条から第二百三十九条までにおいて同じ。）による損失の全部又は

一部を補てんするために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面が特定設立企画人等に交付されていること。

九 特定設立企画人等が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。

十 特定設立企画人等が前条第二号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。）

2 前項第九号の利益は、前条各号に掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同条第二号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第十号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

3 設立企画人は、第一項第九号又は第十号に掲げる場合において、法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けないで、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第二百三十九条各号に掲げる事項を、所管金融庁長官等に報告しなければならない。

(事故の確認の申請)

第二百三十八条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする者は、同条第五項の規定による申請書及びその添付書類の正本一通並びにこれらの写し一通を、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

(新設)

(確認申請書の記載事項)

第二百三十九条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

- 一 設立企画人の商号、名称又は氏名
- 二 事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地
- 三 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項
 - イ 事故となる行為に関係した者の氏名又は部署の名称
 - ロ 顧客の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - ハ 事故の概要
 - ニ 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由
 - ホ 申込み若しくは約束又は提供をしようとする財産上の利益の額
- 四 その他参考となるべき事項

(確認申請書の添付書類)

第二百四十条 法第九十七條において準用する金融商品取引法第二十九條第五項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2 前項の規定は、法第九十七條において準用する金融商品取引法第二十九條第五項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百四十一条 法第九十七條において準用する金融商品取引法第四十條第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

二 その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他業務上知り得た公表されていない特別の情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保

(新設)

(投資証券の募集等の業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第二百三十条 法第九十七條において準用する証券取引法第四十三條第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

一 特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等が、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況

二 特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等が、その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を、適切な業務の

するための措置を講じていないと認められる状況

(投資証券の募集等に係る設立企画人の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第二百四十二条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、当該設立企画人の親法人等(令第十七条第一号に規定する親法人等をいう。以下同じ。又は子法人等(同条第二号に規定する子法人等をいう。以下同じ。))と資産の売買その他の取引を行うこと。

二 当該設立企画人との間で投資証券募集等契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該顧客との間で当該投資証券募集等契約を締結すること。

三 何らの名義によつてするかを問わず、法第九十七条において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項の規定による禁止を免れること。

(行為規制の適用除外の例外)

運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていないと認められる状況

(新設)

第二百四十三条 法第九十七條において準用する金融商品取引法第四十五條ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、同法第三十七條の四の規定の適用について顧客からの投資証券の募集等に係る取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合とする。

(監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者)

第二百四十四條 法第二百條第三号に規定する登録投資法人の監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該登録投資法人の監督役員の親族を、その役員若しくは使用人又は子会社の役員若しくは使用人としている金融商品取引業者(法第二十一條第一項に規定する金融商品取引業者をいう。次号において同じ。)

- 二 当該登録投資法人の監督役員に無償又は通常の取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与をしている金融商品取引業者

(特定資産の価格の調査等)

第二百四十五條 法第二百一條第一項に規定する内閣府令で定める行為は、第二十二條第二項各号に掲げる行為とする。

2 法第二百一條第一項に規定する内閣府令で定める事項は、第二十二條第三項各号に掲げる特定資産の区分に応じ、当該各号に定める

(新設)

(監督役員と利害関係を有する投資信託委託業者)

第二百三十一條 法第二百條第三号に規定する投資法人の監督役員と利害関係を有する投資信託委託業者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 当該投資法人の監督役員の親族を、その役員若しくは使用人又は子会社の役員若しくは使用人としている投資信託委託業者

- 二 当該投資法人の監督役員に無償又は通常の取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済的利益の供与をしている投資信託委託業者

(新設)

事項とする。

3 法第二百一条第一項の規定による調査が行われたときは、資産運用会社は当該調査の結果を当該調査に係る資産の運用を行う投資法人に通知しなければならない。

(書面の交付)

第二百四十六条 法第二百三条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 売買の別、有価証券現実数値(金融商品取引法第二十八条第八項第三号口に規定する有価証券現実数値をいう。) が有価証券約定数値(同号口に規定する有価証券約定数値をいう。) を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか若しくは当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別又はオプション(金融商品取引法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。 以下同じ。) を付与する立場の当事者となるか若しくは取得する立場の当事者となるかの別その他取引における当事者の立場を示すものであって、これらに準ずるもの

二 法第二百三条第一項第一号の取引(有価証券又は通貨等を一定の期間後に売り戻すこと又は買い戻すことを条件とした当該有価証券又は当該通貨等の買付け又は売付け(以下この項において「現先売買」という。) を除く。) を行った事実があるときは、当該取引に係る次に掲げる事項

イ 銘柄、対象通貨その他取引に係る名称又は種類であってこれ

(新設)

らに準ずるもの

ロ 件数その他取引に係る数量であつてこれに準ずるもの

ハ 単価、対価の額、約定数値その他取引一単位当たりの金額又は数値であつてこれらに準ずるもの

三 現先売買を行った事実があるときは、その旨

2 法第二百三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、

次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 不動産の取得及び譲渡 取得又は譲渡の別、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日及び当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項

二 不動産の賃貸借 賃貸借の別、賃料、賃貸借の相手方の名称、賃貸借を行った年月日及び期間並びに当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項

三 不動産の管理の委託及び受託 管理の委託又は受託の方法、報酬、管理の委託又は受託を行った相手方の名称、管理の委託又は受託を行った年月日及び期間並びに当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項

3 令第二百二十五条第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日及び当該不動産の所在、地番その他の当該不動産を特定するために必要な事項とする。

4 令第二百二十五条第三項第二号に規定する内閣府令で定める事項は

、価格、取得又は譲渡の相手方の名称、取得又は譲渡を行った年月日及び当該地上権を特定するために必要な事項とする。

（利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する顧客）

第二百四十七条 令第二百二十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 資産運用会社が投資法人の資産である宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行う場合における取引の相手方
- 二 資産運用会社が投資法人の資産である特定資産に係る投資に關し助言を行う場合において、当該助言に基づき行われる当該特定資産の取引の相手方

（利益相反のおそれがある場合の投資法人等への書面の交付）

第二百四十八条 法第二百三条第二項に規定する取引に係る書面の交付は、次に掲げる事項について記載した書面により行わなければならない。

- 一 当該取引に係る投資法人の名称
- 二 書面の交付を行う理由（当該取引の相手方と当該資産運用会社との関係を含む。）
- 三 取引を行った理由
- 四 取引の内容（取引を行った特定資産の種類、銘柄（その他の特定資産を特定するために必要な事項）、数及び取引価格、取引の方法並びに取引を行った年月日）

（新設）

（新設）

五 法第二百一条第一項の規定による調査の結果

六 当該書面の交付年月日

七 その他参考になる事項

2 資産運用会社は、法第二百三条第二項に規定する取引が行われたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(責任追及の訴えの提起の請求方法)

第二百四十九条 法第二百四条第三項において準用する会社法第八百

四十七条第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者

二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第二百五十条 法第二百四条第三項において準用する会社法第八百四

十七条第四項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 投資法人が行った調査の内容(次号の判断の基礎とした資料を含む)。

二 請求対象者(資産運用会社のうち、法第二百四条第三項におい

(新設)

(新設)

て準用する会社法第八百四十七条第一項の規定による請求に係る前条第一号に掲げる者をいう。次号において同じ。）の責任又は義務の有無についての判断

三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、当該者の責任を追及する訴えを提起しないときは、その理由

(資産の保管に係る業務を金融商品取引業者に委託することができ
る資産)

第二百五十一条 法第二百八条第二項に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 デリバティブ取引に係る権利
(削る)
- (削る)
- (削る)
- (削る)

(資産保管会社とすることが適当な法人)

第二百五十二条 法第二百八条第二項第三号に規定する内閣府令で定める法人は、当該登録投資法人の資産のうち次に掲げる資産の保管に係る業務を適正に遂行するに足りる一定の財産的基礎及び人的構成を有する法人(法第二百一条第一項に規定する利害関係人等を除

(資産の保管に係る業務を証券会社に委託することができる資産)

第二百三十二条 法第二百八条第二項第二号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 有価証券指数等先物取引に係る権利
- 三 有価証券オプション取引に係る権利
- 四 外国市場証券先物取引に係る権利
- 五 有価証券店頭指数等先物取引に係る権利
- 六 有価証券店頭指数等オプション取引に係る権利
- 七 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利

(資産保管会社とすることが適当な法人)

第二百三十三条 法第二百八条第二項第三号に規定する内閣府令で定める法人は、当該登録投資法人の資産のうち次に掲げる資産の保管に係る業務を適正に遂行するに足りる一定の財産的基礎及び人的構成を有する法人(利害関係人等を除く。)とする。

く。)とする。

一 (略)

二 金銭債権(令第三条第七号に掲げるものをいう。)

三 (略)

2 (略)

(投資法人の資産の分別保管方法)

第二百五十三条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法

は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 資産保管会社が自己で保管する投資法人の資産等(混蔵して保管される投資法人の資産等を除く。次号において同じ。) 法第二百九条の二の規定により資産保管会社が自己の固有財産と分別して保管しなければならない投資法人の資産等(以下この条において「投資法人資産等」という。)の保管場所について自己の固有財産である資産その他の投資法人資産等以外の資産(以下この条において「固有資産等」という。)の保管場所と明確に区分し、かつ、当該投資法人資産等についての投資法人の資産等であるかが直ちに判別できる状態で保管する方法

二・三 (略)

四 資産保管会社が第三者をして保管させる投資法人の資産等 当該第三者における自己の顧客である投資法人のための口座について

一 (略)

二 金銭債権

三 (略)

2 (略)

(投資法人の資産の分別保管方法)

第二百三十四条 法第二百九条の二に規定する内閣府令で定める方法

は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 一 資産保管会社が自己で保管する投資法人の資産等(混蔵して保管される投資法人の資産等を除く。次号において同じ。) 法第二百九条の二の規定により資産保管会社が自己の固有財産と分別して保管しなければならない投資法人の資産等(以下この条において「投資法人資産等」という。)の保管場所について自己の固有財産である資産その他の投資法人資産等以外の資産(投資法人の資産に係る権利を行使する際に必要とする当該資産に係る権利を証する書類その他の書類以外の書類を含む。以下この条において「固有資産等」という。)の保管場所と明確に区分し、かつ、当該投資法人資産等についての投資法人の資産等であるかが直ちに判別できる状態で保管する方法

二・三 (略)

四 資産保管会社が第三者をして保管させる投資法人の資産等 当該第三者における資産保管会社の顧客である投資法人のための口座について

て自己の取引のための口座と区分する方法その他の方法により、投資法人資産等に係る持分その他の権利が直ちに判別でき、かつ、当該投資法人資産等に係る各投資法人の持分その他の権利が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させる方法（外国の第三者をして保管させる場合のうち、外国の法令上当該第三者をして投資法人資産等に係る持分その他の権利と固有資産等に係る持分その他の権利とを区分して管理させることができないときその他当該第三者において投資法人資産等に係る持分その他の権利が直ちに判別できる状態で保管させることができないことについて特にやむを得ない事由があると認められるとき）は、当該投資法人資産等に係る各投資法人の持分その他の権利が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させる方法（略）

第四節 投資法人の監督

（投資法人の帳簿書類）

第二百五十四条（略）

2 前項の帳簿書類は、別表第二により作成し、当該投資法人の決算の承認後（商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より）十年間これを保存しなければならない。

（資産保管会社の帳簿書類）

座について自己の取引のための口座と区分する等の方法により、投資法人資産等に係る持分その他の権利が直ちに判別でき、かつ、当該投資法人資産等に係る各投資法人の持分その他の権利が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させる方法（外国の第三者をして保管させる場合のうち、外国の法令上当該第三者をして投資法人資産等に係る持分その他の権利と固有資産等に係る持分その他の権利とを区分して管理させることができない場合その他当該第三者において投資法人資産等に係る持分その他の権利が直ちに判別できる状態で保管させることができないことについて特にやむを得ない事由があると認められる場合）は、当該投資法人資産等に係る各投資法人の持分その他の権利が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させる方法（略）

第四節 投資法人の監督

（投資法人の帳簿書類）

第二百三十五条（略）

2 前項の帳簿書類は、別表第十二により作成し、当該投資法人の決算の承認後（商業帳簿については、その帳簿の閉鎖の時より）十年間これを保存しなければならない。

（資産保管会社の帳簿書類）

第二百五十五条 (略)

2 前項の帳簿書類は、別表第三により作成し、投資法人の決算の承認後十年間これを保存しなければならない。

(登録投資法人の営業報告書の様式)

第二百五十六条 法第二百十二条に規定する営業報告書は、別紙様式

第十八号により作成しなければならない。

2 登録投資法人は、前項の営業報告書を提出しようとするときは、当該営業報告書の正本及び副本に計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びに附属明細書を添付して管轄財務局長等に提出しなければならない。

(削る)

(投資法人の臨時報告書の様式)

第二百五十七条 登録投資法人は、法第二百五条第一項に規定する臨時報告書を、別紙様式第十九号により作成し、その正本及び副本を管轄財務局長等に提出しなければならない。

第二百三十六条 (略)

2 前項の帳簿書類は、別表第十三により作成し、投資法人の決算の承認後十年間これを保存しなければならない。

(登録投資法人の営業報告書の様式)

第二百三十七条 法第二百十二条に規定する営業報告書は、別紙様式

第三十七号により作成しなければならない。

2 登録投資法人は、前項の営業報告書を提出しようとするときは、当該営業報告書の正本及び副本に計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びに附属明細書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(投資法人の純資産状況表の提出)

第二百三十八条 法第二百三条第二項の規定に基づき、登録投資法人は、別紙様式第三十八号により毎月末現在における投資法人の純資産状況表を作成し、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。

(投資法人の臨時報告書の様式)

第二百三十九条 登録投資法人は、法第二百五条第一項に規定する臨時報告書を、別紙様式第三十九号により作成し、その正本及び副本を金融庁長官に提出しなければならない。

第二百五十八条 (略)

第六章 外国投資法人

(外国投資法人の届出を要しない外国投資証券の範囲)

第二百五十九条 令第二百二十八条第二号に規定する内閣府令で定めるものは、資産を主として有価証券(金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。)に対する投資として運用する外国投資法人であつて、次に掲げる事項のすべてを規約又はこれに相当する書類に定めたものの発行する外国投資証券(投資証券に類するものに限る。以下この条において同じ。)とする。

- 一 当該外国投資法人の資産を令第十二条第二号イの規定に準じて運用する旨
- 二 当該外国投資証券の募集に応じる者は、令第十二条第二号ロの規定に準じて当該外国投資証券を取得しなければならない旨
- 三 当該外国投資証券と当該外国投資法人が有する株式との交換を行う場合には、令第十二条第二号ハの規定に準じて交換を行う旨
- 四 当該外国投資証券が外国金融商品市場に上場される旨

(外国投資法人等の代理人)

第二百六十条 外国投資法人若しくはその設立企画人に相当する者又は破産管財人若しくは清算人若しくはこれらに相当する義務を負つ

第二百四十条 (略)

第六章 外国投資法人

(新設)

(外国投資法人等の代理人)

第二百四十一条 外国投資法人若しくはその設立企画人に相当する者又は破産管財人若しくは清算人若しくはこれらに相当する義務を負

者（以下この条において「外国投資法人等」という。）は、法第二百二十条第一項、第二百二十一条第一項又は第二百二十二条第一項若しくは第二項の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であつて当該届出に関する一切の行為につき当該外国投資法人等を代理する権限を有するものを定めなければならない。

（外国投資法人の届出等）

第二百六十一条 外国投資法人又はその設立企画人に相当する者は、法第二百二十条第一項の規定による外国投資法人の届出をするときは、別紙様式第二十号により作成した外国投資法人に関する届出書を、金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第二百二十条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 資産運用会社に相当する者の分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡に関する事項

二 資産保管会社に相当する者の辞任及び新たな資産保管会社に相当する者の選任に関する事項

三 資産運用会社に相当する者が資産の運用に係る権限を他の者に再委託する場合におけるその再委託の内容

3 法第二百二十条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に

う者（以下この条において「外国投資法人等」という。）は、法第二百二十条第一項、第二百二十一条第一項又は第二百二十二条第一項若しくは第二項の規定による届出を行う場合には、国内に住所を有する者であつて当該外国投資法人の届出に関する一切の行為につき当該外国投資法人等を代理する権限を有するものを定めなければならない。

（外国投資法人等の届出等）

第二百四十二条 外国投資法人又はその設立企画人に相当する者は、法第二百二十条第一項の規定による外国投資法人の届出をするときは、別紙様式第四十号により作成した外国投資法人に関する届出書を、金融庁長官に提出しなければならない。

2 法第二百二十条第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 資産の運用を行う投資信託委託業者又はこれに相当する者の分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡に関する事項

二 資産保管会社又はこれに相当する者の辞任及び新たな資産保管会社又はこれに相当する者の選任に関する事項

三 資産の運用を行う投資信託委託業者又はこれに相当する者が運用に係る権限を他の者に再委託する場合における当該再委託の内容

3 法第二百二十条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に

掲げる書類とする。

一～四 (略)

五 当該外国投資法人の資産の運用に係る権限を有する者が、当該権限を他の者に委託して当該外国投資法人の資産の運用を行わせている場合は、その委託に関する内容を明らかにした書類

(外国投資法人の変更の届出)

第二百六十二条 法第二百一十一条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

一 当該外国投資法人の名称

二 当該変更の内容及び理由

三 当該変更がその効力を生ずる日

四 当該変更の中止に関する条件を定めたときは、その条件

2 法第二百一十一条第二項において準用する法第二百二十条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 当該外国投資法人の規約又はこれに相当する書類の変更の案

二 当該変更に関する前条第三項第一号から第四号までに掲げる書類に準ずる書類

(削る)

掲げる書類とする。

一～四 (略)

五 当該外国投資法人の資産の運用を行う者が、当該権限を他の者に委託して当該外国投資法人の運用を行わせている場合は、当該委託に関する内容を明らかにした書類

(新設)

(外国投資法人の変更届出等)

第二百四十三条 法第二百一十一条第一項並びに第二百二十二条第一項及び第二項の規定による届出をする場合には、別表第十四上欄に

第二百六十三条 (略)

(外国投資法人の解散の届出)

第二百六十四条 法第二百二十二条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出して行わなければならない。

- 一 当該外国投資法人の名称
- 二 当該解散の理由
- 三 当該解散がその効力を生ずる日
- 四 当該解散の中止に関する条件を定めたときは、その条件

2 前項の届出書には、当該解散に関する第二百六十一条第三項第一号から第四号までに掲げる書類に準ずる書類を添付しなければならない。

第七章 雑則

(委託者指図型投資信託における自己取引禁止の適用除外)

第二百六十五条 法第二百二十三条の三第二項及び第三項の規定によりみなして適用する金融商品取引法第四十二条の二に規定する内閣

掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる事項を記載した届出書及び同表下欄に掲げる添付書類を、金融庁長官に提出しなければならない。

第二百四十四条 (略)

(新設)

第七章 雑則

(新設)

府令に定める同条第一号に掲げる行為は、金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十八条各号に掲げる行為及び次に掲げる行為とする。

- 一 運用財産の宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 二 不動産の管理業務を行う場合において、運用財産の不動産の管理を受託することを内容とした運用を行うこと。
- 三 不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二十四条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。以下同じ。）を営む場合において、次に掲げるすべての場合に該当する場合に運用財産の不動産を取得することを内容とした運用を行うこと。
 - イ 一の運用財産の運用を終了させるために行うものである場合
 - ロ 不動産が不動産特定共同事業契約（不動産特定共同事業法第二十三条第三項第二号に掲げる不動産特定共同事業契約をいう。以下同じ。）に係る不動産取引の目的である場合
- 四 次に掲げる場合において運用財産の不動産を賃借することを内容とした運用を行うこと。
 - イ 自己が賃借している不動産を運用財産に組み入れる場合において、当該不動産の賃貸借を継続する場合
 - ロ 運用財産の不動産について賃借人の募集を行ったにもかかわらず、当該不動産を賃貸するに至らない場合において、他の賃借人の賃借条件と著しく異ならない条件で当該不動産を賃借す

る場合

五 個別の取引ごとにすべての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により不動産の売買を行うことを内容とした運用を行うこと。

(委託者指図型投資信託における投資信託財産相互取引禁止の適用除外等)

第二百六十六条 法第二百二十三条の三第二項及び第三項の規定によりみなして適用する金融商品取引法第四十二条の二に規定する内閣府令に定める同条第二号に掲げる行為は、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十九条第一項各号に掲げる行為及び同項第一号イに掲げる要件を満たす不動産の売買（不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行うものに限る。）を行うことを内容とした運用を行うこととする。

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第二百六十七条 法第二百二十三条の三第二項及び第三項の規定によりみなして適用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百五十三号各号に掲げる行為及び当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘を

(新設)

(新設)

する場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う投資運用業（金融商品取引法第二十八条第四項の投資運用業をいう。）に関して当該不動産特定共同事業契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこととする。

（運用明細書）

第二百六十八条 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合における金融商品取引業等に関する内閣府令の規定の適用については、同令第七十条第一項第三号中「銘柄」とあるのは「銘柄（取引の対象が不動産等（不動産、不動産の賃借権又は地上権をいう。以下この項において同じ。）である場合にあつては所在、地番その他の当該不動産等を特定するために必要な事項、取引の対象が有価証券、デリバティブ取引に係る権利又は不動産等以外の資産である場合にあっては当該資産の種類及び内容）」と、同項第五号中「件数又は数量に準ずるもの」とあるのは「件数又は数量に準ずるもの、取引の対象が不動産等である場合にあつては数量及び面積」とする。

（委託者非指図型投資信託における自己取引禁止の適用除外）

第二百六十九条 法第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条

（新設）

（新設）

- の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二に規定する内閣府令に定める同条第一号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。
- 一 信託財産の宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行うことを内容とした運用を行うこと。
 - 二 不動産の管理業務を行う場合において、信託財産の不動産の管理を受託することを内容とした運用を行うこと。
 - 三 不動産特定共同事業を営む場合において、次に掲げるすべての場合に該当する場合に信託財産の不動産を取得すること。
 - イ 一の信託財産の運用を終了させるために行うものである場合
 - ロ 不動産が不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的である場合
 - 四 次に掲げる場合において信託財産の不動産を賃借することを内容とした運用を行うこと。
 - イ 自己が賃借している不動産を信託財産に組み入れる場合において、当該不動産の賃貸借を継続する場合
 - ロ 信託財産の不動産について賃借人の募集を行ったにもかかわらず、当該不動産を賃貸するに至らない場合において、他の賃借人の賃借条件と著しく異なる条件で当該不動産を賃借する場合
 - 五 登録金融機関業務（金融商品取引業等に関する内閣府令第一条第三項第二十一号に規定する登録金融機関業務をいう。以下同じ。）として、信託財産に係る次に掲げる取引の取次ぎを行うこと

を内容とした運用を行うこと。

イ 有価証券の売買

ロ デリバティブ取引

六 次に掲げる要件のすべてを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ 個別の取引ことにすべての受益者に当該取引の内容及び当該取引を行うとする理由を説明し、当該受益者の同意を得たものであること。

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) 取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における有価証券の売買

(2) 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引

(3) 不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行う不動産の取引

(4) 前日の公表されている最終の価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行う取引

七 その他投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務の信用を失墜させるおそれのないものとして所管金融庁長官等の承認を受けた取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(委託者非指図型投資信託における投資信託財産相互間取引禁止の

適用除外)

第二百七十條 法第二百二十三條の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四條の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二條の二において準用する金融商品取引法第四十二條の二に規定する内閣府令で定める同條第一号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる要件のすべてを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ 次のいずれかの場合に該当するものであること。

(1) 一の信託財産の運用を終了させるために行うものである場合

(2) 投資信託契約(法第四十七條に規定する投資信託契約をいう。以下同じ。)の解約に伴う解約金の支払に應ずるために行うものである場合

(3) その資産について、法令の規定又は法第四十九條第一項に規定する投資信託約款に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合

(4) 双方の信託財産について、運用の方針、運用財産の額及び市場の状況に照らして当該取引を行うことが必要かつ合理的と認められる場合

ロ 対象特定資産取引であつて、第三項で定めるところにより公正な価額により行うものであること。

(新設)

- 二 次に掲げる要件のすべてを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- イ 個別の取引ごとにすべての受益者に当該取引の内容及び当該取引を行うおととする理由を説明し、当該受益者の同意を得たものであること。
- ロ 前条第六号ロ(1)から(4)までのいずれかに該当するものであること。
- 三 その他投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務の信用を失墜させるおそれのないものとして金融庁長官の承認を受けた取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 2 前項第一号ロの「対象特定資産取引」とは、次に掲げる取引をいう。
- 一 次に掲げる有価証券及び金融商品取引法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券（次に掲げる有価証券に該当するものを除く。）であつて次に掲げる有価証券に係る権利を表示するものの売買
- イ 金融商品取引所に上場されている有価証券
- ロ 店頭売買有価証券
- ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの
- (1) の
- 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。）

-
- (2) 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券で当該有価証券の性質を有するものを含む。）のうち、その価格が認可金融商品取引業協会又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されるもの
- (3) 金融商品取引法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券
- 二 市場デリバティブ取引
 - 三 外国市場デリバティブ取引
 - 四 不動産の売買
- 3 第一項第一号ロの対象特定資産取引は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。
- 一 前項第一号イに掲げる有価証券の売買 取引所金融商品市場において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの
 - 二 前項第一号ロに掲げる有価証券の売買 店頭売買有価証券市場において行うもの又は前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額若しくはこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの
 - 三 前項第一号ハに掲げる有価証券の売買 前日の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額により行うもの
-

- 四 前項第二号に掲げる取引 金融商品市場において行うもの
- 五 前項第三号に掲げる取引 外国金融商品市場において行うもの
- 六 前項第四号に掲げる取引 不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査した価格により行うもの

(委託者非指図型投資信託の信託財産の運用に関する禁止行為)

第二百七十一条 法第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 自己の監査役(委員会設置会社にあつては、会社法第四百条第四項に規定する監査委員)、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(第二百六十九条各号に掲げる行為を除く。)
- 二 自己又は第三者の利益を図るため、受益者の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 三 第三者の利益を図るため、その行う信託財産の運用に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと(法第二百二十三条の三第五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第二号及び法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替えて適用

(新設)

する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第二項第三号に掲げる行為を除く。）。

四 他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運用を行うこと。

五 有価証券の売買その他の取引等について、不当に取引高を増加させ、又は作爲的な値付けをすることを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

六 第三者の代理人となつて当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（登録金融機関業務又は宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業として当該第三者を代理して行うもの並びにあらかじめ個別の取引ことにすべての受益者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て行うものを除く。）。

七 信託財産の運用に関し、取引の申込みを行った後で信託財産を特定すること。

八 信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売

買であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合にあつては、当該選択権付債券売買の契約が解除される取引をいう。以下同じ。）を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うこと。

2 前項（第八号に係る部分に限る。）の規定は、信託財産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の私募により行われている場合（当該受益証券を取得することを目的とする他の信託財産に係る受益証券について、その取得の申込みの勧誘が有価証券の募集により行われている場合を除く。）には、適用しない。

（信託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第二百七十二条 法第二百二十三条の三第五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、当該信託会社の親法人等又は子法人等と資産の売買その他の取引を行うこと。
- 二 当該信託会社の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（新設）

三 当該信託会社の親法人等又は子法人等が有価証券の引受け等（金融商品取引法第二条第八項第六号から第九号までに掲げる行為をいう。次条第二号において同じ。）を行つている場合において、当該親法人等又は子法人等に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行つ委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とした運用を行うこと。

四 当該信託会社の親法人等又は子法人等が不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行つ委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して当該不動産特定共同事業契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこと。

五 何らの名義によつてするかを問わず、法第二百二十三条の三第五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項の規定による禁止を免れること。

（金融機関の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）

第二百七十三条 法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替え

（新設）

て適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 当該金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受けに係る主幹事会社である場合において、当該有価証券の募集又は売出しの条件に影響を及ぼすために、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して実勢を反映しない作為的な相場を形成することを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

二 当該金融機関の親法人等又は子法人等が有価証券の引受け等を行っている場合において、当該親法人等又は子法人等に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して当該有価証券を取得し、又は買付けけることを内容とした運用を行うこと。

三 当該金融機関の親法人等又は子法人等が不動産特定共同事業契約の締結に係る勧誘をする場合において、当該不動産特定共同事業契約の締結額が当該親法人等又は子法人等が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該親法人等又は子法人等の要請を受けて、その行う委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う業務に関して当該不動産特定共同事業契約に係る出資の持分を取得することを内容とした運用を行うこと。

四 何らの名義によつてするかを問わず、法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十四条の三第二項の規定による禁止を免れること。

(参考人等に支給する旅費その他の費用)

第二百七十四条 法第二十六条第七項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六十条第三項、第二百十九条第三項及び第二百二十三条第三項において準用する金融商品取引法第九十条の規定により、参考人又は鑑定人には、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)の二級の職員に支給する旅費に相当する旅費を支給する。

2 鑑定人には、所管金融庁長官等が必要と認める場合においては、前項の規定による旅費のほか、相当な費用を支給することができる。

(登録の移管)

第二百七十五条 管轄財務局長等は、法第九十一条第一項の規定による届出があつた場合(本店の所在場所の変更であつて管轄財務局長等の管轄区域外に投資法人の本店の所在場所を変更するものの届出があつた場合に限る。)は、当該届出書、投資法人登録簿のうち

(参考人等に支給する旅費その他の費用)

第二百四十五条 法第四十九条において準用する証券取引法第九十条の規定により、参考人又は鑑定人には、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の規定により一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表(一)の二級の職員に支給する旅費に相当する旅費を支給する。

(新設)

(登録の移管)

第二百四十六条 投資法人が現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長(以下この条において「管轄財務局長」という。)は、第二百十九条第一項第二号の届出があつた場合(同項第二号に規定する本店の所在場所の変更であつて管轄財務局長の管轄区域外

当該投資法人に係る部分その他の書類を、当該届出に係る変更後の本店の所在地を管轄する財務局長等に送付するものとする。

- 2 前項の規定による送付を受けた財務局長等は、当該届出に係る事項を投資法人登録簿に登録するものとする。

(經由官庁)

第二百七十六条 申請書その他法、令及びこの府令に規定する書類(以下この条において「申請書等」という。)を財務局長等に提出しようとする者は、当該者の本店の所在地又は本店が置かれることとなる所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

(標準処理期間)

第二百七十七条 金融庁長官等は、次の各号に掲げる承認、確認、許可又は登録に関する申請があつた場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をす

るよう努めるものとする。

に投資法人の本店の所在場所を変更するものの届出があつた場合に限る。)は、当該届出書、投資法人登録簿のうち当該投資法人に係る部分その他の書類を、当該届出に係る変更後の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。以下この条において同じ。)に送付するものとする。

- 2 前項の規定による送付を受けた財務局長は、当該届出に係る事項を投資法人登録簿に登録するものとする。

(經由官庁)

第二百四十七条 投資法人に係る登録申請書その他法、令及びこの府令に規定する書類(以下この条において「登録申請書等」という。)を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする者は、当該投資法人の本店の所在地又は本店が置かれることとなる所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該登録申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

(新設)

- 一 法第二十三条第四項及び法第九十七条において準用する金融商品取引法第四十四条の三第一項ただし書の承認、法第一百五十五条第一項及び法第一百五十四条の三第二項において準用する会社法第三百七十一条第二項及び第四項並びに法第二百五条第二項の許可、法第八十七条の登録並びに法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認 一月
 - 二 法第二十三条の三第一項の規定により適用する金融商品取引法第三十五条第四項の承認（法第二百二十三条の三第一項の規定により適用する金融商品取引法第二十九条の二第二項第二号に規定する特定投資運用行為（以下この号において「特定投資運用行為」という。）を行う業務に係るものに限る。）及び法第二百二十三条の三第一項の規定により適用する金融商品取引法第二十九条の登録（特定投資運用行為を行う業務に係るものに限る。） 二月
- 2 前項の期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。
 - 一 当該申請を補正するために要する期間
 - 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
 - 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

（削る）

（標準処理期間）
第二百四十八条 内閣総理大臣、金融庁長官、財務局長及び福岡財務

(削る)

項目	記載事項	添付書類
業務の方法の変更 (法第十条の二)	1 変更の内容 2 変更予定年月日 3 変更の理由	1 変更後の当該業務に係る業務の方法を記載した書面(案) 2 当該業務に係る業務の方法を記載した書面の新旧対照表 3 変更内容が次に掲げる事項に該当する場合は、それぞれ次に定める書類

別表第一(第十七条関係)

支局長は、法、令又はこの府令の規定による認可、承認、確認、許可又は登録に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務所に到達してから一月以内(令第二百二十二条第二項に掲げる命令その他の処分については二月以内)に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、当該期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

- 一 当該申請を補正するために要する期間
- 二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間
- 三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

少	資本金の額の減
額	1 現在の資本金の
2 1	定款 株主総会議事録（株主 ける書類 から第十四号までに掲 第十一項第十号 第七号に掲げる事項 (3) 第十二条第六号又は 第十号に掲げる事項) 締結に関する部分に限 は資産運用委託契約の に係る投資信託契約又 した計画書（当該変更 る計画書に準じて作成 び同条第三項に規定す 号までに掲げる書類及 一項第八号から第十四 げる事項 第十一項第 (2) 第十二条第一号に掲 げる事項 第十一項 第十号から第十四号ま でに掲げる書類 (1) 法第八条第四項第一 号又は第二号に掲げる 事項 第十一項 第十号から第十四号ま

(削る)

別表第二(第十九条関係)	
項目	記載事項
資本金の額の増 加 (法第十条の三 第一項)	1 現在の資本金の額 2 変更後の資本金の額 3 変更の方法 4 変更予定年月日 5 変更の理由
	1 定款 2 株主総会議事録その他必要な手続があったことを証する書面 3 変更後の株主名簿 4 資本金の額の変更手続を記載した書面
	2 変更後の資本金の額 3 変更の方法 4 変更予定年月日 5 変更の理由
	総会の議決が必要ない場合は取締役会議事録)その他必要な手続があったことを証する書面 3 変更後の株主名簿 4 減資を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度の収支及び純資産額の見込みを記載した書面 5 資本金の額の変更手続を記載した書面

商号の変更 (法第十条の三 第一項)	支店その他の営業所の設置 (法第十条の三 第二項)
1 新商号 2 旧商号 3 変更予定年月日 4 変更の理由	1 設置した支店その他の営業所の名称及び所在地 2 設置年月日 3 設置の理由
1 変更後の定款 2 株主総会議事録(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面)	1 当該支店その他の営業所の構造及び規模を記載した書面 2 当該支店その他の営業所の所在地を明らかにした地図 3 当該支店その他の営業所の業務内容及び配置人員 4 当該支店その他の営業所の設置に係る所要資金及びその調達方法を記載した書面 5 当該支店その他の営業所の設置が投資信託委託

他の営業所の廃止	本店、支店その他の営業所の位置の変更 (法第十条の三第二項)	本店、支店その他の営業所の名称の変更 (法第十条の三第二項)	本店、支店その他の営業所の位置の変更 (法第十条の三第二項)
1 廃止した本店、支店その他の営業	4 変更の理由 3 変更年月日 2 変更後の名称	1 変更前の名称及び所在地	1 名称及び変更前の所在地 2 変更後の所在地 3 変更年月日 4 変更の理由
1 取締役会議事録その他必要な手続があったこと		4 当該位置変更に係る投資信託委託業者の財産及び収支状況に及ぼす影響を記載した書面	1 変更後の本店、支店その他の営業所の構造及び規模を記載した書面 2 変更後の本店、支店その他の営業所の所在地を明らかにした地図 3 当該位置変更に係る所要資金及びその調達方法を記載した書面 業者の財産及び収支状況に及ぼす影響を記載した書面

<p>止 （法第十条の三 第二項）</p>	<p>所名及び廃止前の 所在地 2 廃止年月日 3 廃止の理由</p>	<p>を証する書面 2 当該本店、支店その他 の営業所の廃止が投資信 託委託業者の財産及び収 支状況に及ぼす影響を記 載した書面</p>
<p>取締役、会計参 与、監査役若し くは執行役又は 重要な使用人の 氏名又は名称の 変更 （法第十条の三 第二項）</p>	<p>1 就任又は退任し た取締役、会計参 与、監査役若し くは執行役又は重 要な使用人の氏名又 は名称、役職名及 び代表権の有無 2 就任又は退任年 月日</p>	<p>1 会社の登記事項証明書 （取締役、会計参与、監 査役又は執行役に異動が あつた場合に限る。） 2 就任をした取締役、会 計参与、監査役若し くは執行役又は重要な使用 人に係る第十一条第一項第 二号から第五号までに掲 げる書類</p>
<p>取締役、会計参 与、監査役若し くは執行役又は 重要な使用人の 住所の変更 （法第十条の三 第二項）</p>	<p>1 住所の変更があ つた取締役、会計 参与、監査役若し くは執行役又は重 要な使用人の氏名 又は名称、役職名 及び代表権の有無</p>	<p>住所の変更があつた取締役 、会計参与、監査役若し くは執行役又は重要な使用 人に係る第十一条第一項第二 号に掲げる書類</p>

	2 住所の変更年月日	
兼業業務の廃止 (法第十条の三 第二項)	1 廃止年月日 2 廃止の理由	1 取締役会議事録その他 必要な手続があったこと を証する書面 2 当該兼業業務の廃止が 投資信託委託業者の財産 及び収支の状況に及ぼす 影響を記載した書面
投資信託委託業者が証券業を営む場合における法第三十四条の十一第二項の規定により営む業務の内容の変更 (法第十条の三第二項)	1 変更の内容 2 変更予定年月日 3 変更の理由	1 定款 2 変更後の当該兼業業務に係る業務の方法を記載した書面 3 当該兼業業務に係る業務の方法を記載した書面の新旧対照表 4 変更後の当該兼業業務に係る業務の細則を記載した書面 5 当該兼業業務に係る業務の細則を記載した書面の新旧対照表
投資信託約款の	1 投資対象	1 当該投資信託約款(案

内容 (法第二十六条 第一項)	(1) 投資対象とする 特定資産の種類	(2) 受託会社の承諾書
(2) (1)以外の投資 の対象とする資 産の種類 2 証券投資信託に あつては、株式投 資信託(公社債投 資信託以外の証券 投資信託をいう。)又は公社債投資 信託(第六条第二 号イに規定する公 社債投資信託をい う。)の別 3 単位型(元本の 追加をすることが できない投資信託 をいう。)又は追 加型(元本の追加 をすることができ る投資信託をいう		

	<p>12 その他当該投資 信託の特徴と認め られる事項</p>	
<p>投資信託約款の 変更 (法第二十九条)</p>	<p>1 当該投資信託約 款に係る投資信託 の名称 2 変更の内容 3 変更予定年月日 4 変更の理由 5 受益者が異議を 述べることができ る期間 6 異議を述べる方 法 7 買取請求の手續 に関する事項</p>	<p>1 当該投資信託約款に係 る新旧対照表 2 受託会社の同意書 3 当該投資信託約款に係 る投資信託の投資信託財 産の直近の運用状況を記 載した書面(法第三十条 第一項に規定する当該変 更の内容が重大なもの の場合に限る。)</p>
<p>投資信託契約の 解約 (法第三十一条)</p>	<p>1 当該投資信託契 約に係る投資信託 の名称 2 解約予定年月日</p>	<p>1 受託会社の同意書 2 当該投資信託契約に係 る投資信託の投資信託財</p>

投資信託委託業	<p>投資信託委託業者の法第三十四条の十第一項の規定により営む業務の兼営（法第三十四条の十第二項）</p>	
1 兼業業務の内容	<p>1 兼業業務の内容</p> <p>2 兼業業務の開始予定年月日</p> <p>3 兼業業務を営むうとする理由</p>	<p>3 解約の理由</p> <p>4 受益者が異議を述べることができない期間</p> <p>5 異議を述べる方法</p> <p>6 買取請求の手續に関する事項</p>
1 定款	<p>1 定款</p> <p>2 当該兼業業務に係る業務の方法を記載した書面</p> <p>3 当該兼業業務に係る業務の細則を記載した書面</p> <p>4 当該兼業業務の開始を予定する日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度の収支の見込みを記載した書面</p> <p>5 当該兼業業務につき作成する契約書（案）又は約款（案）</p>	<p>産の直近の運用状況を記載した書面</p> <p>3 公告の内容を記載した書面</p>

<p>者が証券業を営む場合における法第三十四条の十一第二項の規定により営む業務の兼営 (法第三十四条の十一第二項)</p>	<p>2 兼業業務の開始 予定年月日 3 兼業業務を営む うとする理由</p>	<p>2 当該兼業業務に係る業務の方法を記載した書面 3 当該兼業業務に係る業務の細則を記載した書面</p>
<p>投資信託委託業者の合併、分割による事業の全部若しくは一部の承継又は事業の全部若しくは一部の譲渡(以下「合併等」という。) (法第三十八条第一項)</p>	<p>1 合併等の相手方 2 合併等の年月日 3 合併等の方法 4 合併等の理由</p>	<p>1 合併等の契約書(新設分割の場合は新設分割計(画書)) 2 株主総会議事録その他必要な手続があったことを証する書面 3 合併等の当事者の最近の貸借対照表(関連する注記を含む。) 4 合併等の当事者の投資 信託財産の内容 5 合併等の相手方が投資 信託委託業者でない場合は、当該会社の事業の内容並びに最近二事業年度</p>

<p>の貸借対照表（関連する注記を含む。）、損益計算書（関連する注記を含む。）及び株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。）又は利益の処分若しくは損失の処理に関する書類</p>	<p>6 合併後存続する会社、分割により事業を承継した会社又は譲受会社の合併等をした日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度から起算して三事業年度の収支の見込みを記載した書面</p> <p>7 合併等の手続を記載した書面</p>	<p>8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第十五条から第十六条までの規定によ</p>
---	---	---

<p>投資信託委託業者についての破産手続開始の決定、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散又は投資信託委託業者若しくは投資法人資産運用業の廃止</p> <p>(法第三十八条第一項)</p>	<p>1 破産手続開始の決定の内容又は株主総会における解散若しくは廃止の決議の内容</p> <p>2 破産手続開始の決定を受けた年月日又は解散若しくは廃止の年月日</p> <p>3 破産手続開始の原因又は解散若しくは廃止の理由</p>	<p>9 投資信託契約を解約し投資信託財産を償還する場合には、その償還の方法を明らかにした書面</p> <p>1 株主総会議事録(会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあっては、当該場合に該当することを証する書面)</p> <p>2 投資信託財産の内容を明らかにした書面</p> <p>3 投資信託契約を解約し投資信託財産を償還する場合には、その償還の方法を明らかにした書面</p> <p>4 投資信託契約に関する業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐ場合には、その引継ぎの方法を明</p>
--	---	---

(削る)

項 目	記 載 事 項	添 付 書 類
投資信託委託業者の合併等、合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散又は投資信託委託業若しくは投資法人資産運用業の廃止の公告 (法第三十八条第三項)	1 公告の内容 2 公告を行った日 刊新聞紙名又は公告アドレス 3 公告年月日	5 投資法人との間の契約関係の処理その他投資法人資産運用業の廃止に伴う事務内容を記載した書面 6 清算の方法及び清算の手続を記載した書面

別表第三(第二十一条関係)

投資信託委託業者の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあっては、執行役）の兼職（法第十三条）	1 兼職会社名 2 兼職会社の役職名及び代表権の有無 3 兼職予定年月日 4 兼職の理由		投資信託委託業者の法第三十四条の十の規定により営む業務以
1 当該取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の履歴書 2 当該兼職の承認申請に係る投資信託委託業者の同意書 3 兼職しようとする会社の定款、直近の事業報告並びに最近における財産及び損益状況を記載した書面 4 投資信託委託業者と兼職会社との取引関係を記載した書面 5 当該取締役（委員会設置会社にあつては、執行役）の兼職会社での職務内容及び職務に従事する態様を記載した書面	1 兼業業務の内容 2 兼業業務の開始 3 兼業業務に係る業務の方法を記載した書面 3 当該兼業業務に係る業	1 定款 2 当該兼業業務に係る業務の方法を記載した書面 3 当該兼業業務に係る業	2 兼業業務の開始 3 兼業業務に係る業務の方法を記載した書面 3 当該兼業業務に係る業

外の業務の兼営 (法第三十四条 の十一第一項た だし書)	3 兼業業務を営む うとする理由	4 務の細則を記載した書面 当該兼業業務の開始を 予定する日の属する事業 年度及び当該事業年度の 翌事業年度から起算して 三事業年度の収支の見込 みを記載した書面 5 当該兼業業務につき作 成する契約書(案)又は 約款(案)
投資信託委託業 者の法第三十四 条の十の規定に より営む業務以 外の業務の内容 及び方法の変更 (法第三十四条 の十一第六項)	1 変更の内容 2 変更予定年月日 3 変更の理由	1 定款 2 変更後の当該兼業業務 に係る業務の方法を記載 した書面(案) 3 当該兼業業務に係る業 務の方法を記載した書面 の新旧対照表 4 変更後の当該兼業業務 に係る業務の細則を記載 した書面(案) 5 当該兼業業務に係る業 務の細則を記載した書面 の新旧対照表

(削る)

別表第四(第三十七条第一項、第八十五条第一項関係)

<p>投資信託契約の 存続</p>	<p>1 存続の理由 2 存続期間</p>	<p>6 当該兼業業務の変更を 予定する日の属する事業 年度及び当該事業年度の 翌事業年度から起算して 三事業年度の収支の見込 み</p>
<p>(法第四十五条 第四項)</p>	<p>1 実行予定年月日</p>	<p>1 実行予定日以降の投資 信託契約の締結、当該投 資信託契約に基づく投資 信託の販売計画その他の 事業計画及び収支見込み を記載した書面</p>
<p>(法第四十七条 第三項)</p>	<p>2 延期の理由</p>	<p>2 実行予定日以降の資産 運用委託契約の締結、投 資法人資産運用業の事業 計画及び収支見込みを記 載した書面</p>

別表第一（第二十六条第二項関係）		
帳簿書類の種類	記載事項	備考
	記載要領等	

別表第五（第六十九条第二項関係）		
帳簿書類の種類	記載事項	備考
	記載要領等	
	取引報告書 の取引の別、顧客名、約定年月日、銘柄、数量、単価、金額、手数料、税額及び営業所名	<p>記載を省略することができる。</p> <p>イ 証券会社</p> <p>ロ 登録金融機関</p> <p>ハ 証券取引法第二十条第三項第一号に規定する適格機関投資家（イ及びロに掲げる者を除く。）</p> <p>営業所名については顧客（次に掲げる者に限る。）の同意がある場合に限り、</p> <p>写しを一部保存しておくこと。</p>

投資信	(略)	受益権 原簿	(略)
投資信託財	(略)	法第六条第七項において準用する信託法第百八十六条各号に掲げる事項	(略)
指図の内容には、次	(略)	法第六条第七項において準用する信託法第百九十七条第一項に規定する場合に該当する場合は、第十条に定めるところにより受益権原簿を作成しなければならぬ。	(略)
投資信託財産の運用	(略)	投資信託委託会社が、各受益権に係る法第四条第一項に規定する投資信託約款を金融商品取引業等に関する内閣府令第百五十七条第一項第十号イに掲げる帳簿書類として保存している場合にあつては、第十四条第一項に規定する事項及び同条第二項第五号に掲げる事項は受益権原簿に記載されているものとみなす。	(略)

投資信	(略)	受益証 券台帳	(略)
投資信託財	(略)	投資信託財産に係る投資信託の名称、受益証の発行及び消却年月日、券種、記番号、発行、消却、及び残存枚数並びにその口数	(略)
指図の内容には、次	(略)	記名式については、上記のほか、受益者の住所、氏名を記載すること。	(略)
投資信託財産の運用	(略)	受益証券発行帳、受益証券記番号帳、記名式受益証券台帳に分別して記載することができるとができる。	(略)

託財産 運用指 図書	産に係る投 資信託の名 称、指図年 月日、指図 (指図に係 る権限の全 部又は一部 の委託を受 けた者の指 図を含む。 (の内容、 受託者及び 委託者の名 称	に掲げる資産ごとに それぞれ次に定める 事項を記載すること 。 (1) 指定資産 売買 の別等(第二百四 十六条第一項第一 号に掲げる事項を いう。)、銘柄) 取引の対象となる 金融商品、金融指 標その他これらに 相当するものを含 む。(、数量)数 量がない場合に あつては、件数又は 数量に準ずるもの 。(、約定価格) 金融商品取引業等 に関する内閣府令 第一百五十八条第一 項第十一号に掲げ る事項をいう。(指図のほか、法第十 二条に規定する株主権 行使の指図及び新株 予約権の行使の指図 についても必要事項 を記載した指図書を 作成すること(これ らの指図書につい ては、受託者こと に別紙とする方法に 代えて、銘柄ごと に別紙とすることが できる。)
託財産 運用指 図書	産に係る投 資信託の名 称、指図年 月日、指図 の内容、受 託者及び委 託者の名称	に掲げる資産ごとに それぞれ次に定める 事項を記載すること 。 (1) 指定資産 売買 の別、銘柄、数量 、単価、取引の種 類、発注先証券会 社名等	指図のほか、法第二 十二条に規定する株 主権行使の指図及び 新株予約権の行使の 指図についても必要 事項を記載した指図 書を作成すること(こ れらの指図書につ いては、受託者こと に別紙とする方法に 代えて、銘柄ごと に別紙とすることが できる。)

、取引の種類、発
注先金融商品取引
業者名等

(2) 不動産、不動産
の賃借権及び地上
権 売買の別、当
該不動産の所在、
地番その他当該不
動産を特定するた
めに必要な事項、
数量・面積、売買
価格、取引の相手
方

(3) (1)及び(2)以外の
特定資産及び特定
資産以外の資産
売買の別、当該資
産の種類及び内容
、数量、売買価格
、取引の相手方
指図書は受託者ごと
に別紙とすること。
なお、指図書の控え

(2) 不動産、不動産
の賃借権及び地上
権 売買の別、当
該不動産の所在、
地番その他当該不
動産を特定するた
めに必要な事項、
数量・面積、売買
価格、取引の相手
方

(3) (1)及び(2)以外の
特定資産及び特定
資産以外の資産
売買の別、当該資
産の種類及び内容
、数量、売買価格
、取引の相手方
指図書は受託者ごと
に別紙とすること。
なお、指図書の控え

(削る)

果等に 関する 書類	譲渡又は貸 付の別及び 当該取引年 月日、特定 資産の価格 等の調査の 委託先、委 託契約年月 日、調査年 月日(期間)、調査結 果報告年月 日、調査結 果の概要、 当該調査す る資産が不 動産の場合 は不動産鑑 定士の鑑定 評価結果の 概要	調査結果の概要には 当該特定資産の調査 価格のほか、第二十 二条第三項各号の特 定資産の区分ことに 同号に定める事項に ついて記載すること 。
------------------	--	--

別表第六(第六十九条第三項関係)

果等に 関する 書類	譲渡又は貸 付の別及び 当該取引年 月日、特定 資産の価格 等の調査の 委託先、委 託契約年月 日、調査年 月日(期間)、調査結 果報告年月 日、調査結 果の概要、 当該調査す る資産が不 動産の場合 は不動産鑑 定士の鑑定 評価結果の 概要	調査結果の概要には 当該特定資産の調査 価格のほか、第二十 三条第三項各号の特 定資産の区分ことに 同号に定める事項に ついて記載すること 。
------------------	--	--

帳簿	書類	の種類	運用明細書	資産の運用に係る権限を再委託した場合における当該再委託の先との連絡票	特定資産の価
帳簿	書類	の種類	運用明細書	資産の運用に係る権限を再委託した場合における当該再委託の先との連絡票	特定資産の価
	記載事項		運用年月日、運用の内容、資産保管会社名、資産保管会社への連絡日時		特定資産の種類及び内
	記載要領等		運用の内容には、売買の別、銘柄、数量、単価、取引の種類、発注先証券会社名等を記載すること。	第三十四条各号に掲	委託先について、令
	備考		複数の投資法人と資産運用委託契約を締結している場合には、投資法人ごとに作成すること。	調査結果の報告書（不動産鑑定書又はそ	

格等の 調査結 果等に 関する 書類	容、特定資 産の取得、 譲渡又は貸 付の別及び 当該取引年 月日、特定 資産の価格 等の調査の 委託先、委 託契約年月 日、調査年 月日(期間)、調査結 果報告年月 日、調査結 果の概要、 当該調査す る資産が不 動産の場合 は不動産鑑 定士の鑑定 評価の結果 の概要	げる区分を記載する こと。 調査結果の概要には 、当該特定資産の調 査価格のほか、第五 十六条第三項及び第 四項の特定資産の区 分ごとに同項に掲げ る事項について記載 すること。	の写しを含む。()を 保存すること。
--------------------------------	---	--	------------------------

(削る)

別表第七(第六十九条第四項関係)

帳簿	書類	種類	総勘定元帳	一部解約報告書
記載事項	勘定科目、計上月日、借方、貸方、残高	勘定科目欄には、第七十条の営業報告書のうち、貸借対照表及び損益計算書の様式に示されている科目を掲記し、借方欄、貸方欄に変動状況を記載すること。	勘定科目欄には、第七十条の営業報告書のうち、貸借対照表及び損益計算書の様式に示されている科目を掲記し、借方欄、貸方欄に変動状況を記載すること。	受益者名、約定月日、受益証券の名称、数量、単価、金額、手数料、源泉徴収税額
記載要領等	勘定科目欄には、第七十条の営業報告書のうち、貸借対照表及び損益計算書の様式に示されている科目を掲記し、借方欄、貸方欄に変動状況を記載すること。	勘定科目欄には、第七十条の営業報告書のうち、貸借対照表及び損益計算書の様式に示されている科目を掲記し、借方欄、貸方欄に変動状況を記載すること。	勘定科目欄には、第七十条の営業報告書のうち、貸借対照表及び損益計算書の様式に示されている科目を掲記し、借方欄、貸方欄に変動状況を記載すること。	受益者名、約定月日、受益証券の名称、数量、単価、金額、手数料、源泉徴収税額
備考	総勘定元帳の科目について日々の変動及び残高を記載した日計表を作成する場合は、当該日計表のつづりをもって総勘定元帳とすることができ。	総勘定元帳の科目について日々の変動及び残高を記載した日計表を作成する場合は、当該日計表のつづりをもって総勘定元帳とすることができ。	総勘定元帳の科目について日々の変動及び残高を記載した日計表を作成する場合は、当該日計表のつづりをもって総勘定元帳とすることができ。	受益者名、約定月日、受益証券の名称、数量、単価、金額、手数料、源泉徴収税額

	<p>1 投資信託財産又は投資法人の名称</p>	<p>1 発行時に作成すること。</p> <p>2 受託者又は資産保管会社ごとに別つづりとし、かつ、日付順につづり込んで保存すること。</p>	<p>1 コンピュータへの直接入力により作成する場合は、発行順に一覧表形式で作成することができる。</p> <p>2 同一日において価格が変動しない投資信託受益証券及び投資証券に係るものについては、銘柄、募集若しくは一部解約の別又は売買の別、発注数量、発注日及び約定日の記載をもって上記の記載に代えることができる。</p> <p>3 一括注文に係る発注伝票について</p>
<p>発注伝票（指定資産の発注に係る場合に 限る。）</p>	<p>1 投資信託財産又は投資法人の名称</p> <p>2 受託者又は資産保管会社 の名称</p> <p>3 指定資産の種類、銘柄、売買の別、発注数量、約定数量及び指し値又は成行の別</p> <p>4 取引の種類、発注日時</p>	<p>1 発行時に作成すること。</p> <p>2 受託者又は資産保管会社ごとに別つづりとし、かつ、日付順につづり込んで保存すること。</p> <p>3 複数の投資法人の資産について合同運用を行っている場合には、それぞれ投資法人ごとに約定数量を記載するとともに、その配分基準を記載すること。</p> <p>4 複数の投資信託財産又は投資法人に係る同一有価証券の同一銘柄の注</p>	<p>1 コンピュータへの直接入力により作成する場合は、発行順に一覧表形式で作成することができる。</p> <p>2 同一日において価格が変動しない投資信託受益証券及び投資証券に係るものについては、銘柄、募集若しくは一部解約の別又は売買の別、発注数量、発注日及び約定日の記載をもって上記の記載に代えることができる。</p> <p>3 一括注文に係る発注伝票について</p>

<p>約定日時 及び約定 価格</p>	<p>文を一括して証券 会社に発注する場 合（以下「一括注 文」という。）に は、投資信託財産 又は投資法人の名 称、受託者又は資 産保管会社の名称 及び約定時間につ いては記載を省略 できるものとする 。ただし、この場 合においては、投 資信託財産又は投 資法人ごとに発注 伝票の記載事項の 内容を明らかにし た書面を添付する ものとする。なお 、約定価格につい ては、あらかじめ 発注先証券会社と の間で合意がある</p>	<p>は、銘柄順かつ日 付順につづり込ん で保存するものと する。</p>
<p>5 先物取 引につい ては、限 月及び新 規又は決 済の別</p>	<p>6 オプシ ョン取引 及び選択 権付債券 売買につ いては権 利行使期 間、プツ ト又はコ ールの別 、新規、 権利行使 、転売、 買戻し又</p>	

(削る)

別表第八（第七十五条関係）

	<p>は相殺の別、限月及び対価の額又は選択権料</p>	<p>場合は、同一日における同一銘柄の売買の単価を平均した単価で記載することができる。</p>	
<p>利害関係人等</p>	<p>利害関係人等である法人等の名称</p>	<p>該当する法人はすべて記載すること。投資信託委託業者への出資額及び就任取締役名又は就任執行役名は、令第二十条第一号に該当する者について記載すること。</p>	<p>利害関係人等について、その資本関係、人的関係又は受益証券の募集の取扱い等の状況を記載した資料を保存すること。</p>
<p>表の状況</p>	<p>、利害関係人等たる法人等の業務の概要、投資信託委託業者への出資額、投資信託委託業者への就任取締役名又は就任執行役名</p>		

項目	記載事項	添付書類
投資信託約款の内容 (法第四十九条の四第一項)	1 投資対象 (1) 投資の対象とする特定資産の種類 (2) (1)以外の投資の対象とする資産の種類 2 単位型(元本の追加をすることができない投資信託をいう。)又は追加型(元本の追加をすることができ投資信託をいう。)の別 3 当該投資信託約款に係る投資信託の名称 4 募集期間 5 法第二条に規定する公募、適格機関投資家私募又は	当該投資信託約款(案)

(法第四十九条 変更 投資信託約款の 変更)	1 当該投資信託約 款に係る投資信託 の名称	11 その他当該投資 信託の特徴と認め られる事項	10 当該投資信託の 投資信託財産の運 用方針	9 募集の取扱い又 は私募の取扱いを 行う証券会社又は 登録金融機関名(自 ら受益証券の募 集等を行う場合は 、その旨)	8 信託期間	7 設定日	6 合同して運用す る信託の元本の総 額	別 一般投資家私募の
	2 当該投資信託約款に係 る新旧対照表	1 当該投資信託約款に係						

(削る)

(削る)

別表第九 削除

別表第十(第九十九条関係)

の十一第一項において準用する法第二十九条)	2 変更の内容 3 変更予定年月日 4 変更の理由	3 公告の内容を記載した書面(法第四十九条の十一第一項において準用する法第三十条第一項に規定する当該変更の内容が重大なものである。)
-----------------------	---------------------------------------	--

項 目 外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類	1 記載事項 1 当該信託約款又はこれに類する書類に係る外国投資	1 添付書類 1 当該信託約款又はこれに類する書類に係る新旧対照表
------------------------------	---	--

外国投資信託契	の内容の変更 (法第五十九条 において準用す る法第二十九条	1 当該契約に係る	の 2 信託の名称 3 変更の内容 4 変更予定年月日 5 変更の理由
1 受託者の同意書又はこ	2 受託者の同意書又はこ れに代わる書類 3 当該信託約款又はこれ に類する書類に係る外国 投資信託の投資信託財産 の直近の運用状況を記載 した書面(法第五十九条 において準用する法第三 十条第一項に規定する当 該変更の内容が重大なも の場合に限る。)	4 公告の内容を記載した 書面(法第五十九条にお いて準用する法第三十条 第一項に規定する当該変 更の内容が重大なもの の場合に限る。)	5 当該信託約款又はこれ に類する書類の変更に關 する第九十八条第三項第 一号から第四号までに掲 げる書類に準ずる書類

(削る)

約の解約	外国投資信託の名	れに代わる書類
(法第五十九条において準用する法第三十一条)	2 解約予定年月日 3 解約の理由	2 当該信託契約に係る外国投資信託の投資信託財産の直近の運用状況を記載した書面
		3 公告の内容を記載した書面
		4 当該信託契約の解約に関する第九十八条第三項第一号から第四号までに掲げる書類に準ずる書類

別表第十一(第二百二十三条第一項関係)	書類の種類	記載事項	備考
取引報告書	売付け又は買取り若しくはその他の取引の別、顧客名、約定年月日、銘柄、数量、単価、金額、手数料、税額及び営業所名	写しを一部保存しておくこと。	営業所名については顧客(次に掲げる者に限る。)の同意がある場合に限り、記載を省略することができる。

別表第二(第二百五十四条第二項関係)			
帳簿	書類	の種類	書類の種類
(略)	(略)	(略)	(略)
記載事項	記載要領等	備考	
特定資産の価額等の調査結果等に 関する書類	特定資産の種類及び内容、特定資産の取得、譲渡又は貸付の別及び 当該取引年	委託先について、令 第二百二十四条各号に掲げる区分を記載すること。	第二百四十五条第三項の規定により資産運用会社から通知を受けた調査結果の報告書の写し(不動産鑑定書の写しを含む)を保存すること

別表第十二(第二百三十五条第二項関係)			
帳簿	書類	の種類	書類の種類
(略)	(略)	(略)	(略)
記載事項	記載要領等	備考	
特定資産の価額等の調査結果等に 関する書類	特定資産の種類及び内容、特定資産の取得、譲渡又は貸付の別及び 当該取引年	委託先について、令 第三十四条各号に掲げる区分を記載すること。	第五十四条第三項の規定により投資信託委託業者から通知を受けた調査結果の報告書の写し(不動産鑑定書の写しを含む)を保存すること

イ 証券会社
ロ 登録金融機関
ハ 証券取引法第二十条第三項第一号に規定する適格機関投資家(イ及びロに掲げる者を除く。)

別表第三 (第二百五十五条第二項関係)			
帳簿書類の種類	記載事項	記載要領等	備考
	<p>月日、特定資産の価格等の調査の委託先、委託契約年月日、調査年月日(期間)、調査結果報告年月日、調査結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合不動産鑑定の士による鑑定の結果の評価の結果の概要</p>	<p>査価格のほか、第十二条第三項各号の特定資産の区分ごとに同項の掲げる事項について記載すること。</p>	

別表第十三 (第二百三十六条第二項関係)			
帳簿書類の種類	記載事項	記載要領等	備考
	<p>月日、特定資産の価格等の調査の委託先、委託契約年月日、調査年月日(期間)、調査結果報告年月日、調査結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合不動産鑑定の士による鑑定の結果の評価の結果の概要</p>	<p>査価格の他、第六条第三項及び第四項の特定資産の区分ごとに同項の掲げる事項について記載すること。</p>	

有価証券 明細簿	受入年月日 、受入元、 受入原因、 出庫年月日 、出庫先、 出庫原因、 その他資産 の種類、数	受入元及び出庫先は 、取引の相手方（金 融商品取引所その他 の取引所を通じて行 われている場合は、 当該取引所の名称又 は商号）を記載する こと。 受入原因及び出庫原 因は、売買等当該取 引の発生原因を記載 すること。	複数の投資法人の資 産保管会社となつて いる場合には、投資 法人ごとに作成する こと。
（略）	（略）	（略）	（略）
その他 資産保 管明細 簿	受入年月日 、受入元、 受入原因、 出庫年月日 、出庫先、 出庫原因、 その他資産 の種類、数	受入元及び出庫先は 、取引の相手方を記 載すること。 受入原因及び出庫原 因は、売買等当該取 引の発生原因を記載 すること。	複数の投資法人の資 産保管会社となつて いる場合には、投資 法人ごとに作成する こと。

有価証券 明細簿	受入年月日 、受入元、 受入原因、 出庫年月日 、出庫先、 出庫原因、 その他資産 の種類、数	受入元及び出庫先は 、取引の相手方（証 券取引所等を通じて 行われている場合は 、当該証券取引所名 ）を記載すること。 受入原因及び出庫原 因は、売買等当該取 引の発生原因を記載 すること。	複数の投資法人の資 産保管会社となつて いる場合には、投資 法人ごとに作成する こと。
（略）	（略）	（略）	（略）
その他 資産保 管明細 簿	受入年月日 、受入元、 受入原因、 出庫年月日 、出庫先、 出庫原因、 その他資産 の種類、数	受入元及び出庫先は 、取引の相手方を記 載すること。 受入原因及び出庫原 因は、売買等当該取 引の発生原因を記載 すること。	複数の投資法人の資 産保管会社となつて いる場合には、投資 法人ごとに作成する こと。

量又は金額 、 残高		
------------------	--	--

(削る)

量又は金額 、 残高		
------------------	--	--

別表第十四(第二百四十二条関係)

項目	記載事項	添付書類
外国投資法人の届出内容の変更 (法第二百二十一条第一項)	1 当該外国投資法人の名称 2 変更の内容 3 変更予定年月日 4 変更の理由	1 当該外国投資法人の規約又はこれに類する書類に係る新旧対照表 2 変更後の規約又はこれに類する書類(案) 3 当該外国投資法人の直近の運用状況を記載した書面 4 当該外国投資法人の規約又はこれに類する書類の変更に関する第二百四十二条第三項第一号から第四号までに掲げる書類に準ずる書類
外国投資法人の解散 (法第二百二十二条第一項及び	1 当該外国投資法人の名称 2 解散(予定)年月日	1 当該外国投資法人の清算報告書若しくはこれに代わる書類(第一項の届出の場合)又は直近の運

	3 解散の理由
用状況を記載した書面（ 第二項の届出の場合） 2 解散の理由を明らかに する書面 3 当該外国投資法人の解 散に関する第二百四十二 条第三項第一号から第四 号までに掲げる書類に準 ずる書類	

(別紙様式第1号(第10条関係))

別紙様式第1号(第10条関係)

(日本工業規格A4)

(第1面)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請者

所在地

商号

代表者の

役職氏名

電話番号() - 印

認可申請書

投資信託及び投資法人に関する法律第6条の規定による認可を受けたいので、
同法第8条の規定に基づき認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事
項は、事実と相違ありません。

記

営もうとする業務

(第2面)

1. 商号

2. 資本金の額

3. 本店、支店その他の営業所の名称及び所在の場所

名称	設置年月日	所在の場所
本店	年 月 日	

.....	年 月 日	
.....	年 月 日	
.....	年 月 日	
.....	年 月 日	

(記載上の注意)

外国法人にあっては、国内における営業所のうち、その主たる営業所を明示すること。

4. 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。会計参与設置会社にあつては、会計参与を含む。)並びに重要な使用人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	役職名	代表権の有無	常勤・非常勤	住所	最終の職歴

(記載上の注意)

1. 外国法人にあっては、会社法第817条第1項に規定する日本における代表者を明示すること。

2. 「最終の職歴」には、当該投資信託委託業者になろうとする法人に従事する以前に従事していた他の法人その他の団体の名称及び最終職歴を記載すること。

(削る)

別紙様式第2号(第11条第1項第4号関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

氏名又は名称 _____ 印

誓 約 書

私こと _____ は、投資信託及び投資法人に関する法律第9条第2項第6号ハからヨまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第9条第2項第6号ハからヨ」とあるのは、「第9条第2項第6号イからヨ」とする。

(別紙様式第3号(第11条第1項第5号関係))

(日本工業規格A4)

履 歴 書

(ふりがな) 氏 名	住 所	年 月 日 (歳)
役 職	生年月日	年 月 日 (歳)
期 間	内 容	
自 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
至 _____ 年 _____ 月 _____ 日		
職 歴		
期 間	賞 罰 の 内 容	

上記のとおり相違ありません。		
年	月	日
氏名		印

(記載上の注意)

1. 「職歴」は、法第9条第2項第3号に掲げる法律に基づく業務又は当該業務に関連する業務に従事していた場合には、その職歴をすべて記載すること。
2. 「賞罰」は、法第9条第2項第3号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令に基づき行政処分についても記載すること。
3. 本人自身が署名押印すること。

(別紙)

別紙様式第3号の2(第11条第1項第5号関係)

(日本工業規格A4)

沿革

(ふりがな)		
名称		
(ふりがな)		
代表者の氏名		
住所	(郵便番号 -)	
	電話番号()	-
設立年月日		
設立の経緯		
設	年月	沿革の内容

立 後 の 沿 基		
賞 罰	年月日	賞 罰 の 内 容
上記のとおり相違ありません。		
年 月 日		代表者の氏名
		印

(記載上の注意)

1. 「名称」は、登記簿上の名称を記載すること。
2. 「賞罰」は、法第9条第2項第3号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令に基づく行政処分についても記載すること。

(削る)

別紙様式第4号(第11条第1項第10号関係)

(日本工業規格A4)

投資信託委託業及び投資法人資産運用業に係る収支及び純資産額の見込み

(単位：百万円)

科 目	開 業 年 度	一 営 業 年 度	二 営 業 年 度	三 営 業 年 度
営 業 収 益				
投資信託委託業に係る収益 (A)				
投資法人資産運用業に係る収益 (B)				

その他				
営業収益計				
営業費用	二投 二投 資託 資私 委託 委託 費用 費用 業務 業務	二投 二投 資託 資私 委託 委託 費用 費用 業務 業務	二投 二投 資託 資私 委託 委託 費用 費用 業務 業務	二投 二投 資託 資私 委託 委託 費用 費用 業務 業務
支払手数料	-	-	-	-
受益証券発行費	-	-	-	-
委託計算費	-	-	-	-
事務委託費	-	-	-	-
人件費				
不動産関係費				
租税公課				
通信交通費				
調査研究費				
広告宣伝費				
その他				
営業費用計	(C)	(D)	(C)	(D)
営業損益	(A-C)	(B-D)	(A-C)	(B-D)
営業外収益				
.....				
営業外収益計				
営業外費用				
.....				
営業外費用計				
営業外損益				
経常損益				

特別損益				
税引前当期純利益(又は税引前当期純損失)				
法人税等調整額				
(税引後)当期純利益(又は当期純損失)				
純資産額				

(注) 上記の収支及び純資産額の見込みは、投資信託委託業務の開始時期を(年 月)、投資法人資産運用業の開始時期を(年 月)として算出した。

(記載上の注意)

営業費用のうち、支払手数料、受益証券発行費、委託計算費、事務委託費は、投資信託委託業に係るものみについて記載すること。

(別紙様式第5号(第11条第1項第12号関係))

(日本工業規格A4)

主要な株主又は出資者の名簿

総株主等の議決権の総数(a)	個	割合 (b/a)	投資信託委託業者との関係
氏名、商号又は名称	保有する議決権の数(b)	個	%

計	個	%	

(記載上の注意)

1. 「総株主等の議決権」とは、令第20条第1号イ(2)及び(4)から(6)までを除く。(3)に規定する総株主等の議決権をいう。
2. 「議決権」とは、令第20条第1号イ(2)及び(4)から(6)までを除く。(3)に規定する議決権をいう。
3. 保有する議決権の数が多い順序に従い10名(法人を含む。)について記載すること。

(別紙様式第6号(第11条第3項関係))

(別紙様式第6号(第11条第3項関係))

(日本工業規格A4)

1. 投資信託契約締結計画書

(単位:百万円)

	株式投資信託		公社債投資信託		不動産投資信託		その他の投資信託		合計(A~D)
	単位数	追加型	単位数	追加型	単位数	追加型	単位数	追加型	
開業年度	年月~年月		年月~年月		年月~年月		年月~年月		
計									

一事業年度	年月～年月																			
	年月～年月																			
	年月～年月																			
二事業年度	計																			
	年月～年月																			
	年月～年月																			
三事業年度	年月～年月																			
	年月～年月																			
	年月～年月																			
計	計																			
	年月～年月																			
	年月～年月																			

(記載上の注意)

1. 株式投資信託とは、公社債投資信託以外の証券投資信託をいい、公社債投資信託とは、第6条第2号イに規定する公社債投資信託をいい、不動産投資信託とは、主として不動産に対する投資として運用する投資信託をいう。
2. その他の投資信託には、株式投資信託、公社債投資信託、不動産投資信託以外の投資信託を記載すること。
3. 単位型投資信託とは、元本の追加信託をすることができない投資信託をいい、追加型投資信託とは、元本の追加信託をすることができる投資信託をいう。
4. 投資信託の種類ごとに、その設定しようとする信託元本の額及び追加信託の額を四半期ごとに記載すること。

(日本工業規格A4)

2. 資産運用委託契約締結計画書

	株 式		公 社 債		不 動 産		そ の 他		合 計	
	投資法人 数	投資運用 額	投資法人 数	投資運用 額	投資法人 数	投資運用 額	投資法人 数	投資運用 額	投資法人 数	投資運用 額
開業年度	年月～年月	百万 円		百万 円		百万 円		百万 円		百万 円
	年月～年月									
	年月～年月									
	年月～年月									
計										
一事業年度	年月～年月									
	年月～年月									
	年月～年月									
	年月～年月									
計										
二事業年度	年月～年月									
	年月～年月									
	年月～年月									
	年月～年月									
計										
三事業年度	年月～年月									
	年月～年月									
	年月～年月									
	年月～年月									
計										

(記載上の注意)
 投資法人の主たる投資対象資産の種類ごとに、資産運用委託契約を締結しよ
 うとする投資法人数及び資産運用額を四半期ごとに記載すること。

(別紙様式第6号の2(第19条の2第4項関係))

別紙様式第6号の2(第19条の2第4項関係)

(日本工業規格A4)

対象議決権保有届出書

年 月 日

金融庁長官 殿

商号、名称又は氏名 印

所在地又は住所(居所)

届出義務発生日 年 月 日

1 提出者が対象議決権を保有する投資信託委託業者又は投資信託委託業者持株
 会社に関する事項

投資信託委託業者又は 投資信託委託業者持株 会社の商号	
-----------------------------------	--

2 提出者に関する事項

1 個人	2 法人
(ふりがな)	
商号、名称又は氏名	
(ふりがな)	
所在地又は住所(居所)	
電話番号	

保有の目的	
提出者及び特別の関係にある者が保有する議決権の数	(A)
提出者が保有する議決権の数	
特別の関係にある者が保有する議決権の数	
投資信託委託業者又は投資信託委託業者持株会社の総株主又は総出資者の議決権数	(B)
議決権保有割合	$(A / B \times 100)$

(記載上の注意)

1 一般的事項

(1) この様式において「議決権」とは、法第9条第3項に規定する議決権をいう。

(2) この様式において「特別の関係にある者」とは、令第14条の2第1項に規定する特別の関係にある者をいう。

2 個別事項

(1) 届出義務発生日

総株主又は総出資者の議決権の100分の20以上の議決権（法第9条第5項の規定により保有しているとみなされる議決権を含む。）の保有者となった日を記載すること。

(2) 提出者に関する事項

イ 「1 個人 2 法人」欄は、該当する番号を で囲むこと。

ロ 個人の場合は、「代表者の氏名」欄は空欄とすること。

ハ 「保有の目的」欄には、「純投資」、「政策投資」、「経常参加」、「支配権の取得」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。

三 議決権の数を記載する欄には、その日の取引が全て終了した後の提出者及び特別の関係にある者が現に保有する投資信託委託業者又は投資信託委託業者持株会社の議決権の数を記載すること。
ホ 「提出者が保有する議決権の数」欄には、法第9条第5項第1号の規定により保有しているとみなされる議決権の数も含めて記載すること。

(削る)

別紙様式第7号(第20条関係)

30 cm 以上	30 cm 以上
投資信託委託業者認可票 認可番号 内閣総理大臣 第 _____ 号 (投資信託委託業者の商号)	

(記載上の注意)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第9条の規定により法第6条の認可を受けたものとみなされる投資信託委託業者にあつては、認可番号に代えて、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第9条の規定により法第6条の認可を受けたとみなされた投資信託委託業者である旨を表示すること。

(削る)

別紙様式第8号(第70条第1項関係)

(日本工業規格A4)
第 期 [年 月 日から 年 月 日まで] 営業報告書
金融庁長官 殿

年 月 日提出

投資信託委託業者名 _____ 印

所在地 _____ 印

代表者名 _____ 印

(一) 業務の状況

(1) 当期の業務概況

(2) 投資信託の設定、解約及び償還の状況

区分	設定		解約	償還		期中増減	残存	
	ファンド数	元本額 百万円		ファンド数	元本額 百万円		ファンド数	元本額 百万円
単位型投資信託 追加型投資信託		百万円	百万円		百万円	百万円		百万円
株式投資信託計								
単位型投資信託 追加型投資信託								
追加型投資信託								
公社債投資信託計								
単位型投資信託 追加型投資信託								
追加型投資信託								
不動産投資信託計								
単位型投資信託 追加型投資信託								
追加型投資信託								
その他投資信託計								
単位型投資信託 追加型投資信託								
追加型投資信託								

投資信託計							
合計							
親投資信託受益証券							

(3) 投資信託財産の保有資産の売買等の状況
 有価証券の売買状況

区分	売付		買付		合計		備考
	株数	金額	株数	金額	株数	金額	
株券	千株	百万円	千株	百万円	千株	百万円	
新株予約権証券							
国債証券							
地方債証券							
特殊債証券							
社債証券							
(うち新株引受権付社債証券)							
その他の社債							
親投資信託受益証券							

先物取引等の状況

区分	売付	買付	合計	備考
	百万円	百万円	百万円	
株式に係る取引	百万円	百万円	百万円	
債券に係る取引				
先物取引				
その他				

オゾン取引	株式に係る取引					
	債券に係る取引					
	その他					

不動産の売買等の状況

区分	売付	買付	合計	備考
貸用	建物			
	土地			
貸用以外	建物			
	土地			
その他				

その他の特定資産の売買等の状況

区分	売付	買付	合計	備考
	百万円	百万円	百万円	

(4) 投資法人との資産運用委託契約の状況

対象区分	前期末		新規		解約		運用による		当期末	
	契約数	資産額	契約数	資産額	契約数	減額	期中増減額	期中増減額	契約数	資産額
オーナー型投資法人		百万円					百万円	百万円		百万円
クローズド型投資法人										
計										

不動産	オーファンド型 投資法人								
	クローズド 型投資法人								
	社								
その他	オーファンド型 投資法人								
	クローズド 型投資法人								
	社								
	オーファンド型 投資法人								
	クローズド 型投資法人								
	合 計								

(5) 自ら行った受益証券、投資証券及び投資法人債券の募集（募集取扱い）状
況

受益証券の募集状況

区 分	フアン ド数		募集人数 人	募集額 (a) 百万円	設定額 (b) 百万円	比 率 (a/b) %
単位型投資 信託						
追加型投資 信託						
株式投資信託 社						
単位型投資 信託						

追加型投資 信託					
公社債投資信 託計					
単位型投資 信託					
追加型投資 信託					
不動産投資信 託計					
単位型投資 信託					
追加型投資 信託					
その他投資信 託計					
合 計					

投資証券の募集取扱状況

区 分	契約数	募集取 扱人数	募集取扱額(a) 百万円	資産総額(b) 百万円	比 率 (a/b) %
オープン型 投資法人		人			
クローズド 型投資法人					
計					

名	名	名	名	名
---	---	---	---	---

(7) 株主総会決議事項の要旨

(2) 経理の状況

(1) 貸借対照表

年 月 日

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	内訳金額	科 目	内訳金額
流動資産	千円	流動負債	千円
現金		短期借入金	
預金		預り金	
有価証券		未払金	
短期貸付金		未払収益分配金	
支払委託金		未払償還金	
支払分配金		未払手数料	
償還金		その他未払金	
前払費用		未払費用	
前払入金		未払法人税等	
未収委託者報酬		繰延税金負債	
未収運用受託報酬		前受金	
未収収益		前受収益	
繰延税金資産		・	
・		流動負債計	
・		固定負債	
・		長期借入金	
貸倒引当金		退職給付引当金	
流動資産計		繰延税金負債	
固定資産		負債のれん	
有形固定資産			

建物 器具備品 土地 無形固定資産 のれん 協会基金 投資その他の資産 投資有価証券 関係会社株式 出資 長期貸付金 関係会社長期貸付金 繰延税金資産 貸倒引当金 固定資産 繰延資産 創立費 資産合計		・ 固定負債 負債合計	純資産 の部	千円 千円

(2) 損益計算書

[年 月 日から
年 月 日まで]

部	租 税 公 課 不 動 産 賃 借 料 退 職 給 付 費 用 貸 倒 引 当 金 繰 入 固 定 資 産 減 価 償 却 費 諸 経 費 一 般 管 理 費 計		
	営 業 利 益 (又 は 営 業 損 失)		
の	営 業 外 収 益 受 取 配 当 金 有 価 証 券 利 息 受 取 利 息 有 価 証 券 売 却 益 有 価 証 券 償 還 益 営 業 外 収 益 計 営 業 外 費 用 支 払 利 息 有 価 証 券 売 却 損 貸 倒 消 却 営 業 外 費 用 計		
	経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)		
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益 臨 時 利 益 特 別 利 益 計 特 別 損 失 臨 時 損 失		

.....		
特別損失計		
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)		
法人税等		
法人税等調整額		
xxx		
当期純利益(又は当期純損失)		

③ 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(単位：千円)

株主資本			
資本金	前期末残高		
	当期変動額	新株の発行	
	当期末残高		
資本剰余金			
資本準備金	前期末残高		
	当期変動額	新株の発行	
	当期末残高		
その他資本剰余金	前期末残高		
	当期変動額		
	当期末残高		
資本剰余金合計	前期末残高		
	当期変動額		
	当期末残高		
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高		
	当期変動額	剰余金の配当	
	当期末残高		
その他利益剰余金			

××積立金	前期末残高	
	当期変動額	
繰越利益剰余金	前期末残高	
	当期変動額	剰余金の配当 当期純利益
利益剰余金合計	前期末残高	
	当期変動額	
自己株式	前期末残高	
	当期変動額	自己株式の処分
株主資本合計	前期末残高	
	当期変動額	
評価・換算差額等	前期末残高	
	当期変動額(純額)	
その他有価証券 評価差額金	前期末残高	
	当期変動額(純額)	
繰延ヘッジ損益	前期末残高	
	当期変動額(純額)	
土地再評価差額 金	前期末残高	
	当期変動額(純額)	
評価・換算差額 等合計	前期末残高	
	当期変動額	
	当期末残高	

新株予約権	前期末残高	
	当期変動(純額)	
	当期末残高	
純資産合計	前期末残高	
	当期変動額	
	当期末残高	

(記載上の注意)

1. 業務の状況

(1) 当期の業務概況

当期における営業活動に関する概況、営業成績の概況その他投資信託委託業者に係る重要事項の概要を記載すること。

(2) 投資信託の設定、解約及び償還の状況

イ 投資信託元本について、当期中における設定、解約、償還、期中増減及び期末残存元本を記載すること。「親投資信託受益証券」の欄は親投資信託ごとに区分して記載すること。

ロ 法第2条第131項から第151項までに規定する公募、適格機関投資家私募、一般投資家私募ごとに記載すること。

(3) 投資信託財産の保有資産の売買等の状況

イ 投資信託委託業者の運用に係るすべての投資信託財産について、当期中に行われた有価証券の売買並びに有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプцион取引、取引所金融先物取引及び外国の市場において行われるこれらの取引と類似の取引並びに有価証券先渡取引、有価証券店頭指数等先渡取引及び有価証券店頭オプцион取引並びに不動産売買等の状況を記載すること。

なお、これら以外の資産の売買等の状況については、当該資産を主たる投資対象としている場合に限り、その状況を記載すること。

ロ 「有価証券の売買状況」は、有価証券先物取引及び有価証券先渡取引を除いた計数を記載すること。

ハ 「先物取引等の売買状況」中、先物取引の欄には、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプцион取引、取引所金融

先物取引（金融オプシオン取引を除く。）及び外国の市場において行われるこれらの取引と類似の取引並びに有価証券先渡取引及び有価証券店頭指数等先渡取引に係る取引契約額及びオプシオン取引の欄には、有価証券オプシオン取引、有価証券店頭オプシオン取引及び金融オプシオン取引に係る取引額を記載すること。

(4) 投資法人との資産運用委託契約の状況

イ 投資法人との間に締結した資産運用委託契約の契約資産について、前期末残高、当期中における新規、解約、期中増減及び当期末残高を記載すること。

ロ 資産運用委託契約期間の終了以外の理由により解約となったものについては、その理由を注記すること。

ハ 法第2条第13項から第15項までに規定する公募、適格機関投資家私募、一般投資家私募ごとに記載すること。

ニ 対象欄の「有価証券」、「不動産」、「その他」は、投資法人の主たる投資対象資産ごとの分類であり、当該分類に従い、投資法人の主たる投資対象ごとに記載すること。

(5) 自ら行った受益証券、投資証券及び投資法人債券の募集（募集取扱い）状況

イ 投資信託委託業者が自ら設定する投資信託の受益証券の数、募集（私募を含む。）人数及び金額並びに投資信託委託業者が自らその資産の運用を行っている投資法人の発行する投資証券又は投資法人債券の数、募集の取扱い（私募の取扱いを含む。）、人数及び金額を記載すること。

ロ 投資証券の募集状況については、投資信託委託業者が募集の取扱いをした投資証券に係る投資口の出資総額を記載すること。

ハ 法第2条第13項から第15項までに規定する公募、適格機関投資家私募、一般投資家私募ごとに記載すること。

(6) 役員及び使用人の状況

イ 当期末現在における役員及び使用人の状況を記載し、当期中において増減があった場合には、その事情を注記すること。

ロ 外国法人である投資信託委託業者にあっては、国内における役員（国内における代表者を含む。）及び使用人について記載することとし、当該投資信託委託業者全体の役員について、注記すること。

(7) 株主総会決議事項の要旨

定時及び臨時株主総会開催の年月日及び決議事項の要旨を簡潔に記載すること。

2. 経理の状況

経理の状況に係る書類の作成については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第2章から第5章までによるほか、次によるものとする。

(1) 貸借対照表

イ 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項を注記すること。

― 資産が担保に供されていること。

― の資産内容及びその金額

― 担保に係る債務の金額

ロ 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産ごと一括した引当金の金額）を注記すること。

ハ 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額（一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額）を注記すること。

ニ 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨を注記すること。

ホ 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額を注記すること。

ヘ 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び

執行役に対する金銭債権があるときは、その総額を注記すること。

ト 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額を注記すること。

チ 当該投資信託委託業者の親会社である株式会社の株式の各表示区分別の金額を注記すること。

(2) 損益計算書

イ 役員報酬の範囲額を注記すること。

ロ 営業外損益は、通常の営業活動によらずに発生する損益で、特別損益に属さないものを計上すること。

ハ 特別損益は、臨時損益の額を計上すること。

ニ 損益計算書に記載された税引前当期純利益額又は当期純損失額が、法人税法（昭和40年法律第34号）の規定に基づき算定される課税所得金額又は欠損金額と異なる場合には、その差異の内容を記載した明細書を添付すること。

(3) 株主資本等変動計算書

イ 各項目について期中における変動がない場合には、「前期末残高及び当期末残高」のみを表示することができる。

ロ その他利益剰余金及び評価・換算差額等については、それらの内訳科目の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各金額を注記により開示することができる。この場合、その他利益剰余金及び評価・換算差額等の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載すること。

ハ 各合計額の記載は省略することができる。

ニ 株主資本の各項目について表中の変動事由以外の変動事由に基づく当期変動額があるときは、当該変動事由及び当期変動額についても記載すること。また、株主資本以外の各項目は、変動事由ごとにその金額を記載することができる。これらの場合、株主資本等変動計算書又は注記により表示することができる。

ホ 外国法人である投資信託委託業者にあっては、株主資本等変動計算書に代わり、これに準じた利益の処分又は損失の処理に関する書類を

作成すること。

(別添)

別紙様式第9号(第70条第2項第1号関係)

(日本工業規格A4)

委託者指図型投資信託及び投資法人一覧表

(1) 投資信託(年 月末)

投資信託名	設定年月日	信託期間	当初設定額	純資産総額	特定資産組入比率		基準価額の騰落率	過去1年間の収益金込み基準価額の騰落率	設定来年平均受益者利回り	備考
					特定資産	比率				
			百万円	百万円		%	円	%	%	

(記載上の注意)

1. 単位型株式投資信託、追加型株式投資信託、単位型公社債投資信託、追加型公社債投資信託、単位型不動産投資信託、追加型不動産投資信託、単位型その他投資信託、追加型その他投資信託及び親投資信託ごとに分けて記載すること。
2. 記載は、設定日の順序で記載すること。なお、他の投資信託委託業者から引き継いだ投資信託財産がある場合には、その旨及び当該投資信託財産を引き継いだ年月日を備考欄に記載すること。
3. 特定資産組入比率について、特定資産の欄には組入比率50%以上の特定資産の種類を、比率欄には当該特定資産の組入比率を記載すること。

- なお、組入比率50%以上の特定資産がない場合、組入比率が一番高い特定資産の種類及び当該特定資産の組入比率を記載すること。
4. 追加型投資信託については、設定来年平均受益者利回りの記載を要しない。
5. 運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、備考欄に外部委託先名を付記すること。
- また、他の投資信託委託業者から業務を引き継いだ場合は、その旨及び当該引継ぎをした年月日を備考欄に記載すること。

(2) 投資法人（ 年 月末）

投資法人名	設立年月日	当期中間出資額	純資産額	特定資産組入比率		1口当たりの純資産額	過去1年間の分配金込み払戻金額の騰落率	設定来年平均利回り	備考
				特定資産	比率				
		百万円	百万円		%	円	%	%	

(記載上の注意)

- クローズド・エンド型投資法人及びオープン・エンド型投資法人に分けて、かつ、その主たる投資対象資産により株式、公社債、不動産、その他の資産ごとに分けて記載すること。
- 記載は、資産運用委託契約を締結した日の順序で記載すること。なお、投資法人の設立の当初から資産運用を受託していない場合は、その旨を備考欄に付記すること。

3. 特定資産組入比率について、特定資産の欄には組入比率50%以上の特定資産の種類を、比率欄には当該特定資産の組入比率を記載すること。なお、組入比率50%以上の特定資産がない場合、組入比率が一番高い特定資産の種類及び当該特定資産の組入比率を記載すること。
4. オープン・エンド型投資法人については、設定来年平均運用利回りの記載を要しない。
5. 運用に係る再委託を行っている場合は、備考欄に再委託先名を付記すること。なお、投資法人の設立の当初から資産運用を受託していない場合は、他の投資信託委託業者から業務を引き継いだ場合は、その旨及び当該引継ぎした年月日を備考欄に記載すること。

(別紙様式第10号(第70条第2項第2号関係))

(別紙様式第10号(第70条第2項第2号関係))

(日本工業規格A4)

外部委託の状況表

(1) 投資信託(年 月末)

外部委託先名	投資信託の数	委託の割合		投資信託の純資産総額	委託の割合		備考
		全部	50%以下		全部	50%以下	
	本	本	本	百万円	百万円	百万円	

合 計	()				()				
-----	-----	--	--	--	-----	--	--	--	--

(記載上の注意)

1. 外部委託先ごとに記載すること。
2. ()には、投資信託委託業者が設定している投資信託の本数を記載すること。
3. 備考欄には、当該外部委託先について、主な委託の内容を記載すること。

(2) 投資法人(年 月末)

再委託先 名	投資法人 の数	委託の割合			投資法人 の純資産 額	委託の割合			備考
		全部 超	50% 以下	法人		全部 超	50% 以下	法人	
	法人	法人	法人	法人	百万円	百万円	百万円	百万円	
合 計	()				()				

(記載上の注意)

1. 再委託先ごとに記載すること。
2. ()には、投資信託委託業者が運用している投資法人の本数を記載すること。
3. 備考欄には、当該再委託先について、主な再委託の内容を記載すること。

(別る)

別紙様式第11号 (第70条第2項第3号関係)

(日本工業規格A4)

有価証券明細表

株 式	銘柄	株数	取得価額	貸借対照表 計上額	摘要
	計		千株	千円	千円
公 社	銘柄	券面総額	取得価額	貸借対照表 計上額	摘要
	計	千円	千円	千円	
その 他の 有価 証券	種類及び銘柄		取得価額又は 出資総額	貸借対照表 計上額	摘要
	計	—	千円	千円	

- (記載上の注意)
1. 株式欄、公社債欄及びその他の有価証券欄は、それぞれ流動資産に属するものと、固定資産に属するものとに区分して記載すること。
 2. 出資証券は、その他の有価証券欄に記載し、出資口数を摘要欄に記載すること。
 3. 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準としたたな卸方法及び評価基準を摘要欄に記載すること。

(別紙様式第12号(第70条第2項第4号関係))

(別紙様式第12号(第70条第2項第4号関係))

(日本工業規格A4)

資産償却の状況表

	取得 原価	期中増減		期中償却 累計額	期末 残高	償却 累計 率	償却 方法	償却範囲 額に対する	
		増加 額	減少 額					当期 額	累計 額
有形固定資産 建物 備品器具 無形固定資産 営業権 協会基金 繰延資産 創立費 計	千円	千円	千円	千円	千円	%		千円	千円

(記載上の注意)

1. 期中増減欄には、取得原価のうち当期中の増減に係るものを記載することとし、著しい増減については、その事由を注記すること。
2. 償却累計率欄には、償却額累計の取得原価に対する割合を記載すること。
3. 償却方法欄には、投資信託委託業者が採用している減価償却の基準（税法と同一基準の場合は、その旨）及び定率法、定額法等の区別を記載すること。
4. 償却範囲額に対する過不足額欄には、当期償却額及び償却額累計について、税法上認められる範囲額に対する過不足額を記載すること。

(別紙様式第13号(第70条第2項第5号関係))

(別紙様式第13号(第70条第2項第5号関係))

(日本工業規格A4)

未払収益分配金及び未払い償還金明細表

未払金の区分	信託財産の種類	前期末	期中残	期中支	当期末	摘要
		残高	生額	払額	残高	
収益分配金	株式投資	千円	千円	千円	千円	
	公社債投資	()	()	()	()	
	不動産投資	()	()	()	()	
	その他投資	()	()	()	()	
	計	()	()	()	()	
償還金	株式投資	()	()	()	()	
		()	()	()	()	

公社債投信 不動産投信 その他投信	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(記載上の注意)

1. 証券会社及び登録金融機関へ支払を委託している分については、()
内書すること。その際、期中発生額欄には、期中に新たに支払を委託した
金額を、期中支払額欄には、期中において受益者に支払われた額及び投資
信託委託業者に返済された額の総を記載すること。
2. 消滅時効によって支払債務を免れた金額については、期中支払額に含め
るものとし、その旨及び当該金額を摘要欄に記載すること。

別紙様式第14号（第70条第2項第6号関係）

（日本工業規格A4）

支払委託金明細表

会社名	収益分配金	償還金	計
	千円	千円	千円
合 計			

(記載上の注意)

支払を委託した証券会社及び登録金融機関ごとに記載すること。

(別る)

(削る)

別紙様式第15号(第70条第2項第7号関係)

(日本工業規格A4)

引当金明細表

区分	前期末残高	期中増加額	期中減少額		当期末残高	摘要
			目的使用	その他		
	千円	千円	千円	千円	千円	
計						

(記載上の注意)

1. 区分欄には、減価償却引当金以外の引当金について記載すること。
2. 各引当金について計上の理由、計算の基礎その他の設定の根拠を記載すること。
3. 期中減少額欄のうち、目的使用欄には、当該引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩し額を記載することとし、その他欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、その理由を摘要欄に記載すること。

(削る)

別紙様式第16号(第70条第2項第9号関係)

(日本工業規格A4)

投資信託委託業者の株式保有状況表(年 月末日現在)

前期末現在の状況		当期中の移動状況			当期末現在の状況						
銘柄	保有帳簿	月末評	年月	売買等	数量	単価	取引	銘柄	保有	帳簿	月末評
	株数	価額	日	の別		金額	取引の	銘柄	株数	価額	価額
							理由				

別紙様式第1号（第96条第1項関係）

（日本工業規格A4）
（第1面）
（略）
（第2面）

届出事項

（法第58条第1項第1号から第4号まで及び第96条第2項各号に掲げる事項）
（記載上の注意）
1.～4.（略）

別紙様式第2号（第107条関係）

（日本工業規格A4）
（第1面）
年 月 日

財務（支）局長 殿

設立企画人

住所
氏名
印
（法人にあっては、商号又は名称
及び代表者の氏名）
電話番号（ ）

（略）

（第2面）

- 1.・2.（略）
3. 設立しようとする投資法人の概要
(1)・(2)（略）
- (3) 金融商品取引法第2条第3項に規定する募集又は私募の別

別紙様式第18号（第98条第1項関係）

（日本工業規格A4）
（第1面）
（略）
（第2面）

届出事項

（法第58条第1項第1号から第4号まで及び第98条第2項に掲げる事項）
（記載上の注意）
1.～4.（略）

別紙様式第19号（第107条関係）

（日本工業規格A4）
（第1面）
年 月 日

金融庁長官 殿

設立企画人

住所
氏名
印
（法人にあっては、商号又は名称
及び代表者の氏名）
電話番号（ ）

（略）

（第2面）

- 1.・2.（略）
3. 設立しようとする投資法人の概要
(1)・(2)（略）
- (3) 証券取引法第2条第3項に規定する募集又は私募の別

(4)～(9) (略)
(記載上の注意)
(略)

別紙様式第3号(第108条第2項第3号関係)

(日本工業規格A4)
年 月 日
財務(支)局長 殿
氏 名 印

誓 約 書
私こと 〃は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第4号及び第5号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。
(記載上の注意)
外国人である場合には、誓約書面中「第98条第4号及び第5号」とあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。

別紙様式第4号(第108条第2項第4号関係)

(日本工業規格A4)
設立企画人及び設立時執行役員の候補者の履歴書
(表略)

(記載上の注意)
1. 「賞罰」は、法、法第98条第5号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令に基づく行政処分についても記載すること。
2. (略)

別紙様式第5号(第108条第2項第4号関係)

(日本工業規格A4)
設立企画人の候補者の法人役員の沿革
〃

(4)～(9) (略)
(記載上の注意)
(略)

別紙様式第20号(第108条第2項第3号関係)

(日本工業規格A4)
年 月 日
金融庁長官 殿
氏 名 印

誓 約 書
私こと 〃は、投資信託及び投資法人に関する法律第9条第2項第6号A及びBのいずれにも該当しない者であることを誓約します。
(記載上の注意)
外国人である場合には、誓約書面中「第9条第2項第6号A及びB」とあるのは、「第9条第6号AからB」とする。

別紙様式第21号(第108条第2項第4号関係)

(日本工業規格A4)
設立企画人及び設立時執行役員の候補者の履歴書
(表略)

(記載上の注意)
1. 「賞罰」は、法、法第9条第2項第3号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令に基づく行政処分についても記載すること。
2. (略)

別紙様式第21号の2(第108条第2項第4号関係)

(日本工業規格A4)
設立企画人の候補者の法人役員の沿革
〃

(表略)

(記載上の注意)

1. (略)
2. 「賞罰」は、法、法第98条第5号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令に基づき行政処分についても記載すること。

別紙様式第6号(第108条第2項第5号関係)

(日本工業規格A4)

主要な株主又は出資者の名簿

(表略)

(記載上の注意)

1. 「総株主等の議決権」とは、第108条第2項第5号イに規定する総株主等の議決権をいう。
2. 「議決権」とは、第108条第2項第5号イに規定する議決権をいう。
3. (略)

別紙様式第7号(第108条第2項第6号関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

証明者

住所

商号又

は名称

代表者名

電話番号()

印 印

(表略)

(記載上の注意)

1. (略)
2. 「賞罰」は、法、法第9条第2項第3号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令に基づき行政処分についても記載すること。

別紙様式第22号(第108条第2項第5号関係)

(日本工業規格A4)

主要な株主又は出資者の名簿

(表略)

(記載上の注意)

1. 「総株主等の議決権」とは、令第20条第1号イ(2)及び(4)から(6)までを除く。に規定する総株主等の議決権をいう。
2. 「議決権」とは、令第20条第1号イ(2)及び(4)から(6)までを除く。に規定する議決権をいう。
3. (略)

別紙様式第23号(第108条第2項第6号関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

金融庁長官 殿

証明者

住所

商号又

は名称

代表者名

電話番号()

印 印

証 明 書

(略)

別紙様式第8号(第110条第1項関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

設立企画人

住 所

氏 名

印

〔法人にあっては、商号又は名称
及び代表者の氏名〕

電話番号()

投資法人の不成立に関する届出書

下記事由により投資法人が成立しなかったため、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第110条第1項の規定により届け出ます。

記

1. ~ 3. (略)

(別紙様式第9号(第213条関係))

別紙様式第9号(第213条関係)

(日本工業規格A4)

(第1面)

年 月 日

証 明 書

(略)

別紙様式第24号(第110条第1項関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

金融庁長官 殿

設立企画人

住 所

氏 名

印

〔法人にあっては、商号又は名称
及び代表者の氏名〕

電話番号()

投資法人の不成立に関する届出書

下記事由により投資法人が成立しなかったため、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第110条第1項の規定により届け出ます。

記

1. ~ 3. (略)

別紙様式第25号から第27号まで 削除

別紙様式第28号(第213条関係)

(日本工業規格A4)

(第1面)

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 住所 商号 執行役員名 電話番号() - 印

投資法人登録申請書

投資信託及び投資法人に関する法律第187条の規定により投資法人の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(第2・3面)

*登録番号 財務(支)局長 第 号 (年 月 日)

(記載上の注意)

(略)

1. 投資法人設立届出書受理年月日及び受理番号

受理年月日	年	月	日	受理番号	財務(支)局長 第 号
-------	---	---	---	------	-------------

2. 規約記載事項等

(1)～(10) (略)

(11) 資産運用会社に対する報酬額又は支払基準

(12)・(13) (略)

(記載上の注意)

1.～4. (略)

(第4面)

3. (略)

(第5面)

4. 資産の運用を行う資産運用会社

金融庁長官 殿

申請者 住所 商号 執行役員名 電話番号() - 印

投資法人登録申請書

投資信託及び投資法人に関する法律第187条の規定により投資法人の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(第2・3面)

*登録番号 金融庁長官 第 号 (年 月 日)

(記載上の注意)

(略)

1. 投資法人設立届出書受理年月日及び受理番号

受理年月日	年	月	日	受理番号	金融庁長官 第 号
-------	---	---	---	------	-----------

2. 規約記載事項等

(1)～(10) (略)

(11) 投資信託委託業者又は認可投資顧問業者に対する報酬額又は支払基準

(12)・(13) (略)

(記載上の注意)

1.～4. (略)

(第4面)

3. (略)

(第5面)

4. 資産の運用を行う投資信託委託業者又は認可投資顧問業者

(表略)

5. 資産の運用を行う資産運用会社と締結した資産運用に係る委託契約の概要

6. ~15. (略)

別紙様式第10号 (第215条第6号関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

誓 約 書
氏 名 印

私こと は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第4号及び第5号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第98条第4号及び第5号」とあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。

別紙様式第11号 (第215条第7号関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

誓 約 書
氏 名 印

私こと は、投資信託及び投資法人に関する法律第98条第4号及び第5号、第100条第2号から第5号まで並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第164条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(表略)

5. 資産の運用を行う投資信託委託業者又は認可投資顧問業者と締結した資産運用に係る委託契約の概要

6. ~15. (略)

別紙様式第29号 (第215条第6号関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

金融庁長官 殿

誓 約 書
氏 名 印

私こと は、投資信託及び投資法人に関する法律第9条第2項第6号A及びBのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)

外国人である場合には、誓約書面中「第9条第2項第6号A及びB」とあるのは、「第9条第2項第6号AからBまで」とする。

別紙様式第30号 (第215条第7号関係)

(日本工業規格A4)

年 月 日

金融庁長官 殿

誓 約 書
氏 名 印

私こと は、投資信託及び投資法人に関する法律第9条第2項第6号A及びB、第100条第2号から第5号まで並びに投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第164条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

(記載上の注意)
外国人である場合には、誓約書面中「第98条第4号及び第5号」とあるのは、「第98条第2号から第5号まで」とする。

別紙様式第12号(第215条第8号関係)

(日本工業規格A4)

執行役員及び監督役員並びに設立企画人の履歴書

(表略)

(記載上の注意)

1. 「賞罰」は、法、法第98条第5号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令に基づく行政処分についても記載すること。
2. (略)

別紙様式第13号(第215条第8号関係)

(日本工業規格A4)

設立企画人の法人役員の沿革

(表略)

(記載上の注意)

1. (略)
2. 「賞罰」は、法、法第98条第5号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令に基づく行政処分についても記載すること。

別紙様式第14号(第216条第2項関係)

(日本工業規格A4)

文書番号
年 月 日

(商号)

(記載上の注意)
外国人である場合には、誓約書面中「第9条第2項第6号ハ及びニ」とあるのは、「第9条第2項第6号イからニまで」とする。

別紙様式第31号(第215条第8号関係)

(日本工業規格A4)

執行役員及び監督役員並びに設立企画人の履歴書

(表略)

(記載上の注意)

1. 「賞罰」は、法、法第9条第2項第3号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令に基づく行政処分についても記載すること。
2. (略)

別紙様式第31号の2(第215条第8号関係)

(日本工業規格A4)

設立企画人の法人役員の沿革

(表略)

(記載上の注意)

1. (略)
2. 「賞罰」は、法、法第9条第2項第3号に掲げる法律又はこれらに相当する外国の法令に基づく行政処分についても記載すること。

別紙様式第32号(第216条第2項関係)

(日本工業規格A4)

文書番号
年 月 日

(商号)

(執行役員の氏名) 殿

財務(支)局長

印

登録済通知書

年 月 日付で申請のあった 投資法人の登録については、

下記のとおり登録したので通知する。

記

1. 登録番号 財務(支)局長 第 号
2. (略)

別紙様式第15号(第218条関係)

(日本工業規格A4)

文書番号
年 月 日

(商号)

(執行役員の氏名) 殿

財務(支)局長

印

登録拒否通知書

年 月 日付で申請のあった 投資法人の登録については、

下記理由により拒否したので通知する。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 財務(支)局長に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき審査請求をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づき処分の取消しの訴えを提起することができる。

記

拒否理由

別紙様式第16号(第219条関係)

(日本工業規格A4)

(執行役員の氏名) 殿

金融庁長官

印

登録済通知書

年 月 日付で申請のあった 投資法人の登録については、

下記のとおり登録したので通知する。

記

1. 登録番号 金融庁長官 第 号
2. (略)

別紙様式第33号(第218条関係)

(日本工業規格A4)

文書番号
年 月 日

(商号)

(執行役員の氏名) 殿

金融庁長官

印

登録拒否通知書

年 月 日付で申請のあった 投資法人の登録については、

下記理由により拒否したので通知する。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき審査請求をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づき処分の取消しの訴えを提起することができる。

記

拒否理由

別紙様式第34号(第219条第1項関係)

(日本工業規格A4)

(第1面)
年 月 日

____財務(支)局長 殿
届出者 登録番号 _____財務(支)局長 第 号
住所 商号
執行役員名 電話番号() - 印
電話番号() -
(略)

(別る)

別紙様式第17号 (第220条関係)
(日本工業規格A4)
年 月 日
____財務(支)局長 殿

届出者 住所
氏名
電話番号() -

(略)

別紙様式第18号 (第256条第1項関係)
(日本工業規格A4)

第 期 { 年 月 日から
年 月 日まで } 営業報告書
____財務(支)局長 殿

(第1面)
年 月 日

____金融庁長官 殿
届出者 登録番号 _____金融庁長官 第 号
住所 商号
執行役員名 電話番号() - 印
電話番号() -
(略)

別紙様式第35号 削除

別紙様式第36号 (第220条関係)
(日本工業規格A4)
年 月 日
____金融庁長官 殿

届出者 住所
氏名
電話番号() -

(略)

別紙様式第37号 (第237条第1項関係)
(日本工業規格A4)

第 期 { 年 月 日から
年 月 日まで } 営業報告書
____金融庁長官 殿

年 月 日提出
 登録番号 財務(支)局長 第 号 印
 商 号
 所在地
 執行役員名
 印

業 務 の 状 況

- (1)・(2) (略)
 (3) 保有有価証券の売買等の状況
 有価証券の売買状況

区 分	売 付		買 付		合 計		備 考
	株数	金額	株数	金額	株数	金額	
株 券	千株	百万円	千株	百万円	千株	百万円	
新株予約権証券							
国 債 証 券							
地 方 債 証 券							
特 殊 債 券							
社 債 券							
(うち転換社債型新株予約権付社債)							
そ の 他							
計							

- ~ (略)
 (4)・(5) (略)
 (削る)

年 月 日提出
 登録番号 金融庁長官 第 号 印
 商 号
 所在地
 執行役員名
 印

業 務 の 状 況

- (1)・(2) (略)
 (3) 保有有価証券の売買等の状況
 有価証券の売買状況

区 分	売 付		買 付		合 計		備 考
	株数	金額	株数	金額	株数	金額	
株 券	千株	百万円	千株	百万円	千株	百万円	
新株予約権証券							
国 債 証 券							
地 方 債 証 券							
特 殊 債 券							
社 債 券							
(うち新株引受権付社債券)							
そ の 他							
計							

- ~ (略)
 (4)・(5) (略)
 別紙様式第38号(第238条関係)

金融庁長官 殿

(日本工業規格A4)
 年 月 日

登録番号 金融庁長官 第 号

商 号

所 在 地

執行役員名

印

投資法人の純資産状況表（ 年 月末日現在）

1. 純資産増減状況

前月末残高		追加入資		出資の払戻し		運用増減	当月末残高	
投資口数	出資金額	投資口数	出資金額	払戻口数	払戻金額		投資口数	出資金額
<input type="checkbox"/>	百万円	<input type="checkbox"/>	百万円	<input type="checkbox"/>	百万円	百万円	<input type="checkbox"/>	百万円

2. 投資信託委託業者別運用資産額

投資信託委託業者名	当 月 末 運 用 資 産 額
	百万円
	百万円
	百万円

3. オープン・エンド型又はクローズド・エンド型の別

4. 証券取引法第2条第3項に規定する公募又は私募の別

5. 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別

（記載上の注意）

1. 「オープン・エンド型」とは、投資主の請求により投資口の払戻しをするものをいい、「クローズド・エンド型」とは、投資主の請求により投資口の払戻しをしないものをいう。

2. 「4. 公募又は私募の別」中、「公募」とは、証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集をいい、「私募」とは同項に規定する有価証券の私募をいう。

3. 「5. 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別」中、「公募」と、「適格機関投資家私募」、「一般投資家私募」とは、それぞれ法第2条第13項から第15項までに規定するものをいう。

別紙様式第19号 (第257条関係)

(日本工業規格A4)
年 月 日

財務(支)局長 殿

登録番号 財務(支)局長 第 号
住 所
商 号
執行役員名
電話番号() - ()
印
(略)

別紙様式第20号 (第261条第1項関係)

(日本工業規格A4)
(第1面)
年 月 日

財務(支)局長 殿

発行者 法人名
代表者の役職氏名
本店の所在地
代理人の氏名又は名称
代理人の住所又は所在地
事務連絡者氏名
事務連絡場所
電話番号() - ()
(略)

(第2面)

届出事項

(法第220条第1項第1号から第6号まで及び第261条第2項に規定する事項)
(記載上の注意)

別紙様式第39号 (第239条関係)

(日本工業規格A4)
年 月 日

金融庁長官 殿

登録番号 金融庁長官 第 号
住 所
商 号
執行役員名
電話番号() - ()
印
(略)

別紙様式第40号 (第242条第1項関係)

(日本工業規格A4)
(第1面)
年 月 日

金融庁長官 殿

発行者 法人名
代表者の役職氏名
本店の所在地
代理人の氏名又は名称
代理人の住所又は所在地
事務連絡者氏名
事務連絡場所
電話番号() - ()
(略)

(第2面)

届出事項

(法第220条第1項第1号から第6号まで及び第242条第2項に規定する事項)
(記載上の注意)

<p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 法第220条第1項第3号に規定する資産の管理及び運用に関する事項のうち、資産の運用を行う<u>資産運用会社</u>に相当する者又は資産保管会社に相当する者については、名称、資本金の額及び事業の内容並びに業務の概要を記載すること。</p>	<p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 法第220条第1項第3号に規定する資産の管理及び運用に関する事項のうち、資産の運用を行う<u>投資信託委託業者</u>に相当する者又は資産保管会社に相当する者については、名称、資本金の額及び事業の内容並びに業務の概要を記載すること。</p>
---	---

改正案

現行

<p>(目的)</p> <p>第一条 この府令は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）に基づく投資信託財産（法第三条第二号若しくは第四十八条又は法第五十九条において準用する法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。以下この章において同じ。）の計算に関する事項その他の事項について、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この府令は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）に基づく投資信託財産（法第十四条第一項若しくは第四十九条の三又は法第五十九条において準用する法第三十三条第一項本文の投資信託財産をいう。以下この章において同じ。）の計算に関する事項その他の事項について、必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「適格機関投資家私募」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「投資口」、「投資証券」又は「外国投資信託」とは、それぞれ法第一条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、適格機関投資家私募、投資信託委託会社、投資法人、投資口、投資証券又は外国投資信託をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この府令において、「委託者指図型投資信託」、「特定資産」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」、「有価証券店頭指数等先渡取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指数等スワップ取引」、「受益証券」、「適格機関投資家私募」、「投資信託委託業者」、「投資法人」、「投資口」、「投資証券」又は「外国投資信託」とは、それぞれ法第一条に規定する委託者指図型投資信託、特定資産、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション</p>

2
(略)

(計算期間の特例)

第九条 法第四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 計算期間が投資信託財産（法第三条第二号に規定する投資信託財産をいう。以下この章において同じ。）設定後最初の計算期間であつて二年未満である場合
- 二 計算期間の初日から一年を経過した日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日であるときは、その翌営業日を当該計算期間の末日とする場合

(削る)

(削る)

2
(略)

(計算期間の特例)

第九条 法第二十五条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 計算期間が投資信託財産（法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。以下この章において同じ。）設定後最初の計算期間であつて二年未満である場合
- 二 計算期間の初日から一年を経過した日（次号及び第四号において「応当日」という。）が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日、一月二日、一月三日又は十二月二十九日から十二月三十一日までの日（次号及び第四号において「休日等」という。）である場合において、その翌日を当該計算期間の末日とする場合
- 三 応当日及びその翌日が休日等である場合において、応当日の翌々日を当該計算期間の末日とする場合
- 四 応当日からその翌々日までが休日等である場合において、応当日から起算して三日後の日を当該計算期間の末日とする場合

(純資産の部の区分)

第二十条 (略)

2 元本等に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
。この場合において、第三号に掲げる項目については、控除項目とする。

一・二 (略)

三 買取受益権(法第十八条第一項の規定により受益権の買取りを行った場合における当該受益権をいう。以下同じ。)

3 5 (略)

(元本の部)

第二十一条 元本の部には、次に掲げる額を表示しなければならない。

一 元本の額

二 元本調整引当額(元本を当該計算期間に収益の分配に充当する場合におけるその充当する金額)

(剰余金等の計算)

第五十二条 投資信託委託会社は、次に掲げる項目に従って、剰余金の増減及び収益の分配の内容を明らかにしなければならない。

一 六 (略)

2 計算期間中に委託者指図型投資信託の一部解約を行うことができ

(純資産の部の区分)

第二十条 (略)

2 元本等に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
。この場合において、第三号に掲げる項目については、控除項目とする。

一・二 (略)

三 買取受益権(法第三十条の二第一項の規定により受益証券の買取りを行った場合における当該受益証券をもって表示される当該投資信託財産の受益権をいう。以下同じ。)

3 5 (略)

(元本の部)

第二十一条 元本の部には、元本及び収益の分配において元本を充当する場合は元本取崩額を表示しなければならない。

(剰余金等の計算)

第五十二条 投資信託委託業者は、次に掲げる項目に従って、剰余金の増減及び収益の分配の内容を明らかにしなければならない。

一 六 (略)

2 計算期間中に委託者指図型投資信託の一部解約を行うことができ

る旨投資信託約款（法第四条第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この章において同じ。）に表示のある委託者指図型投資信託にあつては、一部解約に伴う当期純利益金額の分配額は前項第一号の当期純利益金額又は当期純損失金額から当該金額を減算する形式により、一部解約に伴う当期純損失金額の分配額は同号の当期純利益金額又は当期純損失金額から当該金額を加算する形式により、表示しなければならない。

（剰余金増加額又は欠損金減少額の区分表示）

第五十三条 前条第一項第三号の剰余金増加額又は欠損金減少額は、次に掲げる項目その他その発生原因を示す名称を付した項目に細分して表示しなければならない。

一～三（略）

四 元本調整引当額

2（略）

3 元本を当該計算期間に収益の分配に充当する場合におけるその充当する金額は、第一項第四号に掲げる項目をもつて表示しなければならない。

（剰余金減少額又は欠損金増加額の区分表示）

第五十四条 第五十二条第一項第四号の剰余金減少額又は欠損金増加額は、次に掲げる項目その他その発生原因を示す名称を付した項目に細分して表示しなければならない。

る旨投資信託約款（法第二十五条第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この章において同じ。）に表示のある委託者指図型投資信託にあつては、一部解約に伴う当期純利益金額の分配額は前項第一号の当期純利益金額又は当期純損失金額から当該金額を減算する形式により、一部解約に伴う当期純損失金額の分配額は同号の当期純利益金額又は当期純損失金額から当該金額を加算する形式により、表示しなければならない。

（剰余金増加額又は欠損金減少額の区分表示）

第五十三条 前条第一項第三号の剰余金増加額又は欠損金減少額は、次に掲げる項目その他その発生原因を示す名称を付した項目に細分して表示しなければならない。

一～三（略）

四 元本取崩額

2（略）

3 元本を取り崩して当該計算期間の収益の分配に充当する場合には、当該取崩金額は、第一項第四号に掲げる項目をもつて表示しなければならない。

（剰余金減少額又は欠損金増加額の区分表示）

第五十四条 第五十二条第一項第四号の剰余金減少額又は欠損金増加額は、次に掲げる項目その他その発生原因を示す名称を付した項目に細分して表示しなければならない。

一〇三 (略)

四 元本調整戻入額

2 (略)

3 第五十二条の規定による計算により、第二十一条第二号の元本調整引当額を減算する場合には、当該減算額は第一項第四号に掲げる項目をもって表示しなければならない。

(貸借対照表に関する注記)

第五十五条の六 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一〇四 (略)

五 重要な係争事件に係る損害賠償義務、手形遡求債務その他これらに準ずる債務(受託会社(法第九条に規定する受託会社をいう。以下同じ。))が信託事務を処理するため自己に過失なくして受けた損害を含み、負債の部に計上したものを除く。))があるときは、当該債務の内容及び金額

六 未払費用又は前払費用のうち、当該投資信託財産に関して負担する費用として受託会社が負担する費用又は投資信託委託会社若しくは受託会社に対する報酬等(法第四条第二項第十一号に規定する投資信託約款の定めに従い支払われる信託報酬その他の手数料をいう。次条第一号及び第五十五条の九第二項第二号において同じ。))を当該費用が属する項目ごとに、他の費用と区分して表示していない場合は、当該投資信託委託会社及び受託会社ことの

一〇三 (略)

四 元本繰入額

2 (略)

3 第五十二条の規定による計算により、第二十一条の元本取崩額を減算する場合には、当該減算額は第一項第四号に掲げる項目をもって表示しなければならない。

(貸借対照表に関する注記)

第五十五条の六 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一〇四 (略)

五 重要な係争事件に係る損害賠償義務、手形遡求債務その他これらに準ずる債務(受託会社(法第十五条第一項第一号に規定する受託会社をいう。以下同じ。))が信託事務を処理するため自己に過失なくして受けた損害を含み、負債の部に計上したものを除く。))があるときは、当該債務の内容及び金額

六 未払費用又は前払費用のうち、当該投資信託財産に関して負担する費用として受託会社が負担する費用又は投資信託委託業者若しくは受託会社に対する報酬等(法第二十五条第一項第十一号に規定する投資信託約款の定めに従い支払われる信託報酬その他の手数料をいう。次条及び第五十五条の九において同じ。))を当該費用が属する項目ごとに、他の費用と区分して表示していない場合は、当該投資信託委託業者及び受託会社ことの当該費用の性質

当該費用の性質を示す適当な名称を付した当該費用に係る金額

七十一 (略)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第五十五条の七 損益及び剰余金計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該投資信託財産に関して負担する費用として受託会社が負担する費用又は投資信託委託会社若しくは受託会社に対する報酬等を当該費用が属する項目ごとに、他の費用と区分して表示していない場合(前条第六号に規定する場合を除く。)は、当該投資信託委託会社及び受託会社ごとの当該費用の性質を示す適当な名称を付した当該費用に係る金額

二 四 (略)

(関連当事者との取引に関する注記)

第五十五条の九 (略)

2 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項に規定する注記を要しない。

一 (略)

二 当該投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社及び受託会社に対する報酬等の給付

三 (略)

3 (略)

を示す適当な名称を付した当該費用に係る金額

七十一 (略)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第五十五条の七 損益及び剰余金計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該投資信託財産に関して負担する費用として受託会社が負担する費用又は投資信託委託業者若しくは受託会社に対する報酬等を当該費用が属する項目ごとに、他の費用と区分して表示していない場合(前条第六号に規定する場合を除く。)は、当該投資信託委託業者及び受託会社ごとの当該費用の性質を示す適当な名称を付した当該費用に係る金額

二 四 (略)

(関連当事者との取引に関する注記)

第五十五条の九 (略)

2 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項に規定する注記を要しない。

一 (略)

二 当該投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託業者及び受託会社に対する報酬等の給付

三 (略)

3 (略)

4 前三項に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一 当該投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社

二 当該投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託会社の利害関係人等（法第十一条第一項に規定する利害関係人等をいう。以下同じ。）

三（略）

（その他の注記）

第五十五条の十一 その他の注記は、次の各号に掲げる区分に応じた当該各号に掲げるもののほか、貸借対照表又は損益及び剰余金計算書により投資信託財産又はその損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

一・二（略）

三 親投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号。以下「規則」という。）第十三条第二号ロに規定する親投資信託をいう。以下この号及び第五十八条において同じ。） 当該投資信託財産に係る次に掲げる事項
イ（略）
ロ 期末元本額及びその内訳として当該親投資信託の受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額

第五十七条 投資信託委託会社は、別紙様式第一号により附属明細表を作成しなければならない。この場合において、附属明細表として

4 前三項に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一 当該投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託業者

二 当該投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託業者の利害関係人等（法第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。）

三（略）

（その他の注記）

第五十五条の十一 その他の注記は、次の各号に掲げる区分に応じた当該各号に掲げるもののほか、貸借対照表又は損益及び剰余金計算書により投資信託財産又はその損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

一・二（略）

三 親投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号。以下「規則」という。）第六条第二号ロに規定する親投資信託をいう。以下この号及び第五十八条において同じ。） 当該投資信託財産に係る次に掲げる事項
イ（略）
ロ 期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額

第五十七条 投資信託委託業者は、別紙様式第一号により附属明細表を作成しなければならない。この場合において、附属明細表として

表示すべきものは、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 信用取引契約残高明細表

三 デリバティブ取引の契約額等及び時価の状況表

四・五 (略)

六 その他特定資産(法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下同じ。)の明細表

七 (略)

2 前項第四号の「為替予約取引」とは、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引(デリバティブ取引に該当するものを除く。)をいう。

(運用報告書の表示事項等)

第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 (略)

二 運用状況の推移(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号。以下「令」という。)(第十二条第二号に掲げる証券投資信託にあつては、当該投資信託財産の純資産額の変動と株価指数の変動との連動率を表す指標を含む。)

表示すべきものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 規則第二十七条第四項に規定する有価証券先物取引等(同項第一号、第十九号及び第二十号に掲げる取引を除く。)(の契約額等及び時価の状況表

(新設)

三・四 (略)

五 その他特定資産の明細表

六 (略)

2 前項第三号の「為替予約取引」とは、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引(金融先物取引(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第一項に規定する金融先物取引に該当するものを除く。)をいう。

(運用報告書の表示事項等)

第五十八条 法第三十三条第一項本文に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 (略)

二 運用状況の推移(令第八条第二号に定める証券投資信託にあつては、当該投資信託財産の純資産額の変動と株価指数の変動との連動率を表す指標を含む。)

三・四（略）

五 投資信託の受益証券（親投資信託の受益証券を除く。）、親投資信託の受益証券及び投資法人の投資証券につき、銘柄ごとに、次に掲げる事項

イ 水（略）

六（略）

七 デリバティブ取引につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額

八（略）

（削る）

九 令第三条第六号に規定する約束手形につき、当期末現在における債権額及び当該投資信託財産の計算期間中における売買総額

三・四（略）

五 投資信託の受益証券（親投資信託の受益証券を除く。以下この項において同じ。）、親投資信託の受益証券及び投資法人の投資証券につき、銘柄ごとに、次に掲げる事項

イ 水（略）

六（略）

七 有価証券先物取引（証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引をいう。以下この号において同じ。）、外国有価証券市場（同条第八項第三号ロに規定する外国有価証券市場をいう。）において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先渡取引（同条第二十四項に規定する有価証券先渡取引をいう。）、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引につき、それぞれの種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額

八（略）

九 令第三条第十一号に掲げる金銭債権につき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額及び当該投資信託財産の計算期間中における債権の種類ごとの売買総額

十 令第三条第十二号に規定する手形につき、当期末現在における債権額及び当該投資信託財産の計算期間中における売買総額

十 令第三条第七号に規定する金銭債権につき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額及び当該投資信託財産の計算期間中における債権の種類ごとの売買総額

(削る)

(削る)

十一 令第三条第八号に規定する匿名組合出資持分につき、種類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容

十二 (略)

十三 当期末現在における令第三条第一号若しくは第三号から第八号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率(同条第一号の有価証券にあつては、株式、新株予約権証券、公社債、委託者指図型投資信託の受益証券、親投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率。第三項において同じ。)

十四 法第十一条第一項の規定に基づき、特定資産の価格等の調査が行われた場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称並びに

(新設)

十一 令第三条第十三号に掲げる金融先物取引に係る権利につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額

十二 令第三条第十四号に規定する金融デリバティブ取引に係る権利につき、種類ごとに、当期末現在における取引契約残高又は取引残高及び当該投資信託財産の計算期間中における取引契約金額又は取引金額

十三 令第三条第十五号から第十七号までに掲げる資産につき、種類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容

十四 (略)

十五 当期末現在における令第三条第一号、第八号から第十二号まで若しくは第十五号から第十七号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率(同条第一号の有価証券にあつては、株式、新株予約権証券、公社債、委託者指図型投資信託の受益証券、親投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率。第三項において同じ。)

十六 法第十六条の二第一項の規定に基づき、特定資産の価格等の調査が行われた場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称並

当該調査の結果及び方法の概要

十五 (略)

十六 当該投資信託財産の計算期間中における利害関係人等との取引の状況及び当該利害関係人等に支払われた売買委託手数料の総額

十七 投資信託委託会社が第一種金融商品取引業(金融商品取引法

(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第一項に規定する第

一種金融商品取引業をいう。)又は第二種金融商品取引業(同条

第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。)を行っている

場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における当該投

資信託委託会社との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社に

支払われた売買委託手数料の総額

(削る)

十八 投資信託委託会社が宅地建物取引業(宅地建物取引業法(昭

和二十七年法律第七十六号)第二条第二号に規定する宅地建物

取引業をいう。)を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財

産の計算期間中における宅地建物取引業者(同条第三号に規定す

びに当該調査の結果及び方法の概要

十七 (略)

十八 当該投資信託財産の計算期間中における法第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等との取引の状況及び当該利害関係人等に支払われた売買委託手数料の総額

(新設)

十九 投資信託委託業者が証券業(証券取引法第二条第八項又は外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第四

号に規定する証券業をいう。)を営んでいる場合にあつては、当

該投資信託財産の計算期間中における証券会社等(法第十五条第

二項第三号イに規定する証券会社等をいう。)である投資信託委

託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われ

た売買委託手数料の総額

二十 投資信託委託業者が宅地建物取引業(宅地建物取引業法(昭

和二十七年法律第七十六号)第二条第二号に規定する宅地建物

取引業をいう。)を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財

産の計算期間中における宅地建物取引業者(同条第三号に規定す

る宅地建物取引業者をいう。)である投資信託委託会社との間の取引の状況及び当該投資信託委託会社に支払われた手数料の総額

十九 投資信託委託会社が不動産特定共同事業(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。)を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者(同条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。)である投資信託委託会社との間の取引の状況

二十一(略)

2 当該投資信託財産につき親投資信託の受益証券を組み入れている場合には、当該親投資信託の受益証券につき、直前の計算期間に係る前項第一号から第十五号までに掲げる事項について併せて表示するものとする。

3 第一項第五号に規定する親投資信託の総額、同項第十一号に規定する令第三条第八号に掲げる特定資産の価格、同項第十三号に規定する投資信託財産総額に対する比率並びに同項第十五号に規定する基準価額の算定に当たつて、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第八号口に規定する価格を使用するものとする。

4 第一項第十五号に掲げる事項は、その要旨を表示することができる。ただし、投資信託財産の状況を的確に判断することができなくなる場合は、この限りでない。

5 第一項第十五号に掲げる事項の表示に当たつては、当期末現在に

る宅地建物取引業者をいう。)である投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた手数料の総額

二十一 投資信託委託業者が不動産特定共同事業(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。)を営んでいる場合にあつては、当該投資信託財産の計算期間中における不動産特定共同事業者(同条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。)である投資信託委託業者との間の取引の状況

二十二(略)

2 当該投資信託財産につき親投資信託の受益証券を組み入れている場合には、当該親投資信託の受益証券につき、直前の計算期間に係る前項第一号から第十七号までに掲げる事項について併せて表示するものとする。

3 第一項第五号に規定する親投資信託の総額、同項第十三号に規定する令第三条第十五号から第十七号までに掲げる資産の価格、同項第十五号に規定する投資信託財産総額に対する比率及び同項第十七号に規定する基準価額の算定に当たつて、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第八号口に規定する価格を使用するものとする。

4 第一項第十七号に掲げる事項は、その要旨を表示することができる。ただし、投資信託財産の状況を的確に判断することができなくなる場合は、この限りでない。

5 第一項第十七号に掲げる事項の表示に当たつては、当期末現在に

おける資産、負債及び元本の状況については第二節の規定により作成された当期末現在における貸借対照表に、当該投資信託財産の計算期間中の損益の状態については第三節の規定により作成された当該投資信託財産の計算期間中の損益及び剰余金計算書に代えることができる。

6 (略)

(削る)

7 | 投資信託委託会社は、投資信託財産の計算期間の終了後又は次条に定める期間の終了後及び投資信託契約（法第三条に規定する投資信託契約をいう。）期間の終了後、遅滞なく、当該投資信託財産の運用報告書を作成しなければならない。

(削る)

(運用報告書の作成等の期日)

第五十九条 法第十四条第一項に規定する内閣府令で定める投資信託財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

一 計算期間が六月未満の投資信託財産（次号に該当するものを除

おける資産、負債及び元本の状況については第二節の規定により作成された当期末現在における貸借対照表に、当該投資信託財産の計算期間中の損益の状態については第三節の規定により作成された当該投資信託財産の計算期間中の損益及び剰余金計算書に代えることができる。

6 (略)

7 | 受益証券の取得の申込みの勧誘を適格機関投資家私募の方法により行い、かつ、その投資信託約款において受益者に運用報告書を交付しない旨を定めた投資信託財産については、前各項の規定は適用しない。

8 | 投資信託委託業者は、投資信託財産の計算期間の終了後又は次条に定める期間の終了後及び投資信託契約（法第四条に規定する投資信託契約をいう。）期間の終了後、遅滞なく、当該投資信託財産の運用報告書を作成しなければならない。

9 | 投資信託委託業者は、投資信託財産の運用報告書を作成した場合には、当該運用報告書を、遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。

(運用報告書の作成等の期日)

第五十九条 法第三十三条第一項本文に規定する内閣府令で定める投資信託財産及び期日は、次の各号に掲げる投資信託財産の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

一 その計算期間が六月未満の投資信託財産（次号に該当するもの

く。六月

二 計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、投資信託約款において次に掲げる事項のすべてを定めている公社債投資信託（規則第十三条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。）に係るものである場合 一年

イ 投資信託財産の運用の対象となる資産は、次に掲げる資産（以下この号において「有価証券等」という。）又はデリバティブ取引（価格変動、金利変動及び為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とするものに限る。）に係る権利とすること。

(1) 第十三条第二号イ(1)から(4)まで、(7)及び(8)に掲げるもの
(2) 金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で第十三条第二号イ(1)、(3)又は(4)に掲げる有価証券の性質を有するもの

(3) 銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関及び金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第二百二十一号）（第一条の九各号に掲げる金融機関、信託会社又は貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）（第一条第四号に掲げる者の貸付債権を信託する信託（当該信託に係る契約の際における受益者が委託者であるものに限る。）の受益権

(4) 外国の者に対する権利で(3)に掲げるものの性質を有するも

を除く。六月

二 その計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、当該投資信託財産に係る投資信託約款に次に掲げる事項が表示されている公社債投資信託（規則第六条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。） 一年

イ 規則第六条第二号イに掲げる有価証券以外の資産への投資としての運用が、預金、手形、指定金銭信託及びコールローンに限られていること。

ロ 当該投資信託財産の運用の対象となる有価証券、預金、手形、指定金銭信託及びコールローン（以下この号において「有価証券等」という。）は、償還又は満期までの期間（以下この号において「残存期間」という。）が一年を超えないものであつて、一以上の指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）（第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。）以下この号において同じ。）から同令第九条の第四第五項第一号ホに規定する特定格付（以下この号において「特定格付」という。）のうち、第三位以上の特定格付が付与された長期有価証券（発行から償還までの期間が一年以上の有価証券をいう。）以下この号において同じ。）若しくは特定格付のうち第二位以上の特定格付が付与された短期有価証券（発行から償還までの期間が一年未満の有価証券をいう。）以下この号において同じ。）又はこれらの特定格付が付与された有価証券と同等以上に安全に運用できるものであること。

の

(5) 指定金銭信託

(6) 預金

(7) 手形(1)に該当するものを除く。

(8) コールローン

ロ 投資信託財産の運用の対象となる有価証券等は、償還又は満期までの期間(八において「残存期間」という。)が一年を超えないものであつて、取得時において二以上の指定格付機関(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。ロ及びニにおいて同じ。)から金融庁長官が指定格付機関(ことに指定した格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるもの又は当該格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるものと同等級以上に安全に運用できるものであること。

ハ 投資信託財産に組み入れる有価証券等の平均残存期間(一の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た額の合計額を、当該有価証券等の組入額の合計額で除して得た期間をいう。)が百八十日を超えないこと。

ニ 投資信託財産の総額のうち一の法人その他の団体(銀行及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第一項に規定する協同組織金融機関(ホにおいて「銀行等」という。))を除く。)が発行し、又は取り扱う適格有価証券等(次に掲げる有価証券等以外の有価証券等であつて、二以上の指定格付機関

ハ 当該投資信託財産に組み入れる有価証券等の平均残存期間(

一の有価証券等の残存期間に当該有価証券等の組入額を乗じて得た合計額を、当該有価証券等の組入額の合計額で除した期間をいう。)が九十日を超えないこと。

ニ 当該投資信託財産の総額のうち一、一の法人等が発行し、又は取り扱う有価証券等(国債、政府保証債及び返済までの期間(貸付けを行う当該委託者指図型投資信託の受託者である会社が休業している日を除く。))が五日以内のコールローン(ホ及びトにおいて「特定コールローン」という。))を除く。))であつて、二以上の指定格付機関から特定格付のうち第二位以上の特定格付が付与された長期有価証券及び特定格付のうち第一位の特定格付が付与された短期有価証券並びにこれらの特定格付が付与された有価証券と同等級以上に安全に運用できるもの(ホにおいて「適格有価証券」という。))の当該純資産総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の五以下であること。

ホ 投資信託財産の総額のうち一有価証券等(国債、政府保証債、特定コールローン及び適格有価証券等を除く。以下この号において同じ。))の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の五以下であること。

ヘ 投資信託財産の総額のうち一の法人等が発行し、又は取り扱う有価証券等の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の一以下であること。

から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるもの又は当該格付が付与されたイ(1)から(4)までに掲げるものと同等以上に安全に運用できるものという。ホ及びヒへにおいて同じ。()の当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、取得時において百分の五以下であること。

(1) 国債証券

(2) 政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。へにおいて同じ。)

(3) 返済までの期間(貸付けを行う受託会社が休業している日を除く。()が五日以内のコールローン(へ及びチにおいて「特定コールローン」という。)

(4) 指定金銭信託(当該指定金銭信託の受託者が受託銀行(受託会社である銀行をいい、当該受託会社が当該投資信託財産を他の銀行に信託した場合にあつては、当該他の銀行を含む。()であり、かつ、当該指定金銭信託の満期までの期間)当該指定金銭信託の受託者が休業している日を除く。()が二日以内のもの(へにおいて「特定指定金銭信託」という。()に限る。)

(5) イ(5)から(8)までに掲げるもの(二(4)に掲げるものを除く。()のうち、二(1)及び(2)を担保とするもの又は国若しくは日本銀行が保証するもの

ホ 投資信託財産の総額のうち一の銀行等が発行した適格有価

ト 投資信託財産の総額のうち一の法人等が取り扱う特定コールローンの当該総額の計算の基礎となつた価額の占める割合が、百分の二十五以下であること。

証券等の当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、取得時において、次の(1)又は(2)に掲げる適格有価証券等の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める割合以下であること。

- (1) 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十二条ノ二に規定する短期商工債、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の四第一項に規定する短期債、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債、一般振替機関の監督に関する命令（平成十四年内閣府法務省令第一号）第三十八条第二項に規定する短期外債、金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券、預金、手形及びコールローン 百分の十

- (2) (1)に掲げるもの以外の適格有価証券等 百分の五

へ 投資信託財産の総額のうち到有価証券等（国債証券、政府保証債、特定コールローン、特定指定金銭信託及び適格有価証券等を除く。以下この号において同じ。）の当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、取得時において百分の十以下であること。

ト 投資信託財産の総額のうち一の法人その他の団体（チにおいて「法人等」という。）が発行し、又は取り扱う有価証券等の当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が、取得時において百分の一以下であること。

チ 投資信託財産の総額のうちの一の法人等が取り扱う特定コー
ルローンの当該総額の計算の基礎となった価額の占める割合が
、百分の二十五以下であること。

2 (略)

(外貨建資産等の会計処理)

第六十条 (略)

2 前項の規定により外貨建資産等を邦貨建資産等と区分して整理する
場合において、外貨建証券(外国通貨をもつて表示される有価証
券をいう。以下同じ。)が金融商品取引法第二条第十六項に規定す
る金融商品取引所に上場されているときは、当該外貨建証券は、本
邦通貨をもつて表示し、他の外貨建資産等と区分して整理するもの
とする。

3 (略)

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間
について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資
信託に係る投資信託財産(法第四十八条に規定する投資信託財産を
いう。以下この条において同じ。)の貸借対照表について、第四十
五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投
資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から
第五十五条の十一まで(第五十五条の九第四項第三号を除く。)の

2 (略)

(外貨建資産等の会計処理)

第六十条 (略)

2 前項の規定により外貨建資産等を邦貨建資産等と区分して整理する
場合において、外貨建証券(外国通貨をもつて表示される有価証
券をいう。以下同じ。)が証券取引法第二条第十六項に規定する証
券取引所に上場されているときは、当該外貨建証券は、本邦通貨を
もつて表示し、他の外貨建資産等と区分して整理するものとする。

3 (略)

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間
について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資
信託に係る投資信託財産(法第四十九条の三に規定する投資信託財
産をいう。以下この条において同じ。)の貸借対照表について、第
四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係
る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二
から第五十五条の十一まで(第五十五条の九第四項第三号を除く。)

規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条及び第五十九条（同条第一項第二号を除く。）の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定 第九条各号列記 以外の部分	読み替えられる字句 第四条第三項	読み替える字句 第四十九条第三項
第九条第一号	第三条第二号	第四十八条
第二十条第二項 第三号	第十八条第一項	第五十四条第一項において 準用する法第十八条第一項
(略)	(略)	(略)
第五十二条第二 項	一部解約 第四条第一項	解約 第四十九条第一項
第五十三条第一 項第一号	一部解約	解約
第五十三条第一 項第二号	(略)	(略)
第五十四条第一 項	一部解約	解約

（）の規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条及び第五十九条（同条第一項第二号を除く。）の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定 第九条各号列記 以外の部分	読み替えられる字句 第二十五条第二項	読み替える字句 第四十九条の四第三項
第九条第一号	第十四条第一項	第四十九条の三
第二十条第二項 第三号	第三十条の二第一項	第四十九条の十一第一項に おいて準用する法第三十条 の二第一項
(略)	(略)	(略)
第五十二条第二 項	第二十五条第一項	第四十九条の四第一項
(新設)	(新設)	(新設)
第五十三条第一 項第二号	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

項第一号	(略)	受託会社(法第九條に規定する受託会社)	(略)	信託会社等(法四十七條第一項に規定する信託会社等)
第五十五條の六 第五号	(略)	投資信託委託会社若しくは受託会社	(略)	信託会社等
第五十五條の六 第六号	(略)	投資信託委託会社若しくは受託会社	(略)	信託会社等
第五十五條の七 第一号	(略)	投資信託委託会社若しくは受託会社 投資信託委託会社及び受託会社	(略)	信託会社等 信託会社等 信託会社等に対する
第五十五條の九 第一項第一号	(略)	運用の指図を行う投資信託委託会社及び受託会社	(略)	運用を行う信託会社等
第五十五條の九 第四項第一号	資信託委託会社	運用の指図を行う投資信託委託会社	運用を行う信託会社等	運用を行う信託会社等

項第一号	(略)	受託会社(法第十五條第一項第一号に規定する受託会社)	(略)	信託会社等(法四十九條の二第一項に規定する信託会社等)
第五十五條の六 第五号	(略)	投資信託委託業者若しくは受託会社	(略)	信託会社等
第五十五條の六 第六号	(略)	投資信託委託業者若しくは受託会社	(略)	信託会社等
第五十五條の七 第一号	(略)	投資信託委託業者若しくは受託会社 投資信託委託業者及び受託会社	(略)	信託会社等 信託会社等 信託会社等に対する
第五十五條の九 第二項第一号	(略)	運用の指図を行う投資信託委託業者及び受託会社	(略)	運用を行う信託会社等
第五十五條の九 第四項第一号	資信託委託業者	運用の指図を行う投資信託委託業者	運用を行う信託会社等	運用を行う信託会社等

第五十五条の九 第四項第一号	運用の指図を行う投 資信託委託会社	運用を行う信託会社等	(略)	(略)	(削る)	第五十八条第一 項各号列記以外 の部分	第十四条第一項	第五十四条第一項において 準用する法第十四条第一項	(削る)	第五十八条第一 項第十四号及び 第十六号	第十一条第一項	第五十四条第一項において 準用する法第十一条第一項	(削る)	(削る)	第五十八条第一 項第十八号	宅地建物取引業者を いう	宅地建物取引業者をい い、 同法第七十七条第二項の規 定により宅地建物取引業者 とみなされる信託会社(宅 地建物取引業法施行令(昭 和三十九年政令第三百八十
	第十一條第一項	第五十四條第一項において 準用する法第十一條第一項				(略)	(削る)	(削る)		(略)							

第五十五条の九 第四項第一号	運用の指図を行う投 資信託委託業者	運用を行う信託会社等	(略)	(略)	(略)	第五十五条の十 一第三号	第六条第二号ロ	第八十条第二項	(略)	第五十八条第一 項第十六号	第十六条の二第一項	第四十九条の十一第一項に おいて準用する法第三十三 条第一項本文	(略)	(略)	第五十八条第一 項第十八号	第十五条第二項第一 号	第四十九条の九第二項第一 号	法第十五条第二項第一号ホ
	第十五条第二項第一 号	第四十九条の九第二項第一 号				(略)	(略)	(略)		(略)	(略)							

<p>第五十八條第一 項第十九号</p>	<p>不動産特定共同事業 者をいう</p> <p>三号（第九条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関及び銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十七号）附則第十一条の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き宅地建物取引業を営んでいる銀行並びに宅地建物取引業法第七十七条第一項の政令で定める信託会社を含む。）を含む</p> <p>不動産特定共同事業者をい い、同法第四十六条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社（不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第 四百十三号）第九条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関及</p>
<p>第五十八條第一 項第二十一号</p>	<p>同条第五項</p>
<p>法第十五条第二項第一号ハ</p>	

第五十八條第七項	第三條	び銀行法等の一部を改正する法律附則第十二條の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き不動産特定共同事業を営んでいる銀行並びに不動産特定共同事業法第四十六條第一項の政令で定める信託会社を含む。）を含む
第五十九條第一項各号列記以外の部分	第十四條第一項	第五十四條第一項において準用する法第十四條第一項
(略)	(略)	(略)

(外国投資信託の運用報告書の表示事項等)

第六十三條 法第五十九條において準用する法第十四條第一項に規定する外国投資信託に係る投資信託財産(令第三十一條第一項の規定により読み替えられた法第十四條第一項に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。)の運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 五 (略)

第五十八條第八項	第四條	第四十九條の二第一項
第五十九條第一項各号列記以外の部分	第三十三條第一項本文	第四十九條の十一第一項において準用する法第三十三條第一項本文
(略)	(略)	(略)

(外国投資信託の運用報告書の表示事項等)

第六十三條 法第五十九條において準用する法第三十三條第一項本文に規定する外国投資信託に係る投資信託財産(令第五十三條の規定により読み替えられた法第三十三條第一項本文の投資信託財産をいう。以下この条において同じ。)の運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 五 (略)

六| 投資の対象とするデリバティブ取引に係る権利の主な種類

七| 九| (略)

十| 投資の対象とする令第三条第八号に掲げる特定資産又はこれらに類似する資産の主な種類

十一| 前各号に掲げるもののほか、当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書の表示事項（当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書につき特段の定めのない場合においては、第五十八条第一項各号に掲げる表示事項に準ずる事項）

2 (略)

(削る)

(新設)

六| 八| (略)

九| 投資の対象とする令第三条第十三号から第十七号までに掲げる資産又はこれらに類似する資産の主な種類

十| 前各号に掲げるもののほか、当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書の表示事項（当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書につき特段の定めのない場合においては、第五十八条第一項に掲げる表示事項に準ずる事項）

2 (略)

3| 外国投資信託の受益証券の発行者は、当該外国投資信託に係る投資信託財産の運用報告書を作成した場合には、当該運用報告書を、

遅滞なく、金融庁長官に提出しなければならない。

別紙様式第1号（第57条関係）
附 属 明 細 表

第1 有価証券明細表

(1)・(2) 略

（表示上の注意）

- 1 先物取引に係る有価証券及び受入担保金代用有価証券を除く。
- 2 投資信託財産が保有する有価証券のうち信用取引等に係る保証金代用有価証券又は委託証拠金代用有価証券等として金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）に差し入れられている有価証券については、その旨を、貸付けを行っている有価証券については、貸付株式数又は貸付券面額を備考欄等に表示すること。ただし、利害関係人等に対して貸し付けている有価証券については、貸付株式数又は貸付券面額を内書（括弧書）で表示すること。
- 3 外貨建証券は、次の事項を表示すること。

- (1) 通貨の種類ごとに当該通貨をもって表示するとともに金額欄を小計し、小計金額には邦貨換算額も併せて括弧書として表示すること。
- (2) 通貨の種類ごとに、その銘柄数、組入株式時価比率、組入債券時価比率及び小計金額の合計金額に対する比率を注記すること。
- (3) 合計金額欄は、邦貨額をもって表示し、外貨建証券の邦貨換算額を内書（括弧書）すること。

第2 信用取引契約残高明細表

（単位： ）

銘 柄	信 用 取 引		備 考
	売 建 株 数	証 価 額	

別紙様式第1号（第57条関係）
附 属 明 細 表

第1 有価証券明細表

(1)・(2) 略

（表示上の注意）

- 1 有価証券明細表は、先物取引に係る有価証券及び受入担保金代用有価証券を除く。
- 2 投資信託財産が保有する有価証券のうち信用取引等に係る保証金代用有価証券又は委託証拠金代用有価証券等として証券会社等に差し入れられている有価証券については、その旨を、貸付けを行っている有価証券については、貸付株式数又は貸付券面額を備考欄等に表示すること。（法第15条第2項第1号又は法第49条の9第2項第1号に規定する利害関係人等に対して貸し付けている有価証券については、貸付株式数又は貸付券面額を内書（括弧書）で表示すること。）
- 3 外貨建証券は、次の事項を表示すること。

- (1) 通貨の種類ごとに、当該通貨をもって表示するとともに金額欄を小計し、小計金額には邦貨換算額も併せて括弧書として表示すること。
- (2) 通貨の種類ごとに、その銘柄数、組入株式時価比率、組入債券時価比率及び小計金額の合計金額に対する比率を注記すること。
- (3) 合計金額欄は、邦貨額をもって表示し、外貨建証券の邦貨換算額を内書（括弧書）すること。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（単位： ）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価
			うち1年超	
市	先 物 取 引			
	建 売 建 買 オフショーン取引			

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(単位：)

区分	種類	契約額等		時価
		うち1年超		
市場取引	先物取引	売	建	
		買	建	
	オプション取引			
	売	建		
	コール			
	プット			
	コール			
	プット			
			
			
市場取引	先渡取引			
	売	建		
	買	建		
	為替予約取引			

「有価証券店頭指数等スワップ取引」等規則第27条第4項（同項第1号、第19号及び第20号を除く。）に規定する有価証券先物取引等及び為替予約取引について、その具体的な取引名（債券先物取引、株価指数先物取引等）を表示すること。

3 通貨を対象物とする取引については、取引の種類ごとに主要な通貨（契約額のおおむね10%以上を占める通貨）により区分して表示すること。

4 「契約額等」の欄には、先物取引、オプション取引及び先渡取引については契約額を、スワップ取引については、想定元本額を表示すること。

5 時価の算定方法を注記すること。
(新設)

<p>(表示上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 不動産を信託する信託の受益権、主として不動産を投資対象とする匿名組合出資持分権等の不動産に係る権利については、当該権利の目的である不動産について第4不動産等明細表に準じた表を作成すること。</p> <p><u>第6</u> (略)</p> <p>別紙様式第2号(第58条第1項第20号関係) (略)</p>	<p>(表示上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 不動産を信託する信託の受益権、主として不動産を投資対象とする匿名組合出資持分権等の不動産に係る権利については、当該権利の目的である不動産について第3不動産等明細表に準じた表を作成すること。</p> <p><u>第5</u> (略)</p> <p>別紙様式第2号(第58条第1項第22号関係) (略)</p>
---	---

投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この府令において「有価証券」、「デリバティブ取引」、「投資法人」、「投資口」、「投資主」、「投資法人債」、「資産運用会社」、「資産保管会社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ法第二条に規定する有価証券、デリバティブ取引、投資法人、投資口、投資主、投資法人債、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>（資産の評価の特例）</p> <p>第六条 次に掲げる有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第一項第二十号</u>に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべき</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この府令において、「特定資産」、「有価証券」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」、「有価証券店頭指数等先物取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指数等スワップ取引」、「投資信託委託業者」、「投資法人」、「投資口」、「投資主」、「投資信託業者」、「投資法人債」、「資産保管会社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ法第二条に規定する特定資産、有価証券、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、投資信託委託業者、投資法人、投資口、投資主、投資法人債、資産保管会社又は一般事務受託者をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>（資産の評価の特例）</p> <p>第六条 次に掲げる有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第一項第十号</u>の三に掲げる有価証券であつてこれらの有価証券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利のうちこれらの有価証券に表示されるべき</p>

きものを含む。()については、前条の規定にかかわらず、営業期間の末日における時価を付さなければならない(満期保有目的の債券を除く。)。

一 金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、これに類似する外国に所在するものを含む。)に上場されている有価証券

二 店頭売買有価証券(金融商品取引法第二条第八項第十号八に規定する店頭売買有価証券をいう。)

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの

イ 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号まで、第十号、第十一号、第十三号及び第十九号に掲げる有価証券(同項第十七号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。)において同じ。)

ロ 金融商品取引法第一条第九号に掲げる有価証券のうち、その価格が認可金融商品取引業協会(同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。)又は外国において設立されているこれと類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの

2 (略)

(関連当事者との取引に関する注記)

第六十七条 (略)

ものを含む。()については、前条の規定にかかわらず、営業期間の末日における時価を付さなければならない(満期保有目的の債券を除く。)。

一 証券取引所(証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所をいい、これに類似する外国に所在するものを含む。)に上場されている有価証券(同法第八十条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物を除く。)

二 店頭売買有価証券(証券取引法第二条第八項第七号八に規定する店頭売買有価証券をいう。)

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券で、次に掲げるもの

イ 証券取引法第二条第一項第一号から第四号まで、第七号、第七号の二、第七号の四及び第十号の二に掲げる有価証券(同項第九号に掲げる有価証券であつて、これらの有価証券の性質を有するものを含む。)において同じ。)

ロ 証券取引法第二条第六号に掲げる有価証券のうち、その価格が証券業協会(同条第十三項に規定する証券業協会をいう。)又は外国において設立されている当該協会と類似の性質を有する団体の定める規則に基づいて公表されているもの

2 (略)

(関連当事者との取引に関する注記)

第六十七条 (略)

<p>2 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項に規定する注記を要しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 資産運用会社に対する資産運用報酬(法第六十七条第一項第十号に規定する規約の定めに従い支払われた資産運用報酬をいう。)の給付</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前三項に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 当該投資法人の主要投資主(自己又は他人の名義をもって当該投資法人の発行済投資口の総口数の百分の十以上の投資口(次に掲げる投資口を除く。)を保有している投資主をいう。第七十五条第一号において同じ。)及びその近親者(二親等内の親族をいう。以下この項において同じ。)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 金融商品取引業(金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。)を行う者が引受け又は売出しを行う業務により取得した投資口</p> <p>ハ 金融商品取引法第五十六条の二十四第一項に規定する業務を行う者がその業務として所有する投資口</p> <p>七・八 (略)</p> <p>九 当該投資法人の資産運用会社及び当該資産運用会社の利害関係</p>	<p>2 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項に規定する注記を要しない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 投資信託委託業者に対する資産運用報酬(法第六十七条第一項第十三号に規定する規約の定めに従い支払われた資産運用報酬をいう。)の給付</p> <p>四・五 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前三項に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 当該投資法人の主要投資主(自己又は他人の名義をもって当該投資法人の発行済投資口の総口数の百分の十以上の投資口(次に掲げる投資口を除く。)を保有している投資主をいう。第七十五条第一号において同じ。)及びその近親者(二親等内の親族をいう。以下この項において同じ。)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 証券業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した投資口</p> <p>ハ 証券取引法第五十六条の二十四第一項に規定する業務を営む者がその業務として所有する投資口</p> <p>七・八 (略)</p> <p>九 当該投資法人の資産の運用を行う投資信託委託業者及び当該投</p>
---	---

人等（法第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。以下同じ。）

十 当該投資法人の資産保管会社

（投資法人の現況に関する事項）

第七十三条 前条第一号に規定する「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。

一～五（略）

六 デリバティブ取引につき、種類ごとに、当該営業期間中における取引契約金額又は取引金額

七（略）

（削る）

八 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第

投資信託委託業者の利害関係人等（法第三十四条の三第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。）

十 当該投資法人の資産の保管を行う資産保管会社

（投資法人の現況に関する事項）

第七十三条 前条第一号に規定する「投資法人の現況に関する事項」とは、次に掲げる事項その他当該投資法人の現況に関する重要な事項とする。

一～五（略）

六 有価証券先物取引（証券取引法第二条第二十項に規定する有価証券先物取引をいう。以下同じ。）、外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券先物取引（同条第二十四項に規定する有価証券先物取引をいう。）、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等スワップ取引につき、それぞれの種類ごとに、当該営業期間中における取引契約金額又は取引金額

七（略）

八 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下「令」という。）第三条第十一号に掲げる金銭債権につき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額及び当該投資法人の営業期間中における種類ごとの売買総額

九 令第三条第十二号に規定する手形につき、当期末現在における

四百八十号。以下「令」という。）第三条第六号に規定する約束手形につき、当期末現在における債権額及び当該投資法人の営業期間中における売買総額

九 令第三条第七号に規定する金銭債権につき、種類ごとに、当期末現在における債権の総額及び当該投資法人の営業期間中における種類ごとの売買総額

(削る)

(削る)

十 令第三条第八号に規定する匿名組合出資持分につき、種類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容

十一 特定資産（法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下同じ。）以外の資産につき、種類ごとに、当期末現在における当該資産の主な内容

十二 当期末現在における令第三条第一号若しくは第三号から第八号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の資産総額に対する比率（同条第一号の有価証券にあつては、株式、公社債又は新株予約権証券のそれぞれの総額の資産総額に対する比率）

十三 法第二百一条第一項の規定により、特定資産の価格等の調査が行われた場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称並びに

債権額及び当該投資法人の営業期間中における売買総額

(新設)

十 令第三条第十三号に掲げる金融先物取引に係る権利につき、種類ごとに、当該営業期間中における取引契約金額又は取引金額

十一 令第三条第十四号に規定する金融デリバティブ取引に係る権利につき、種類ごとに、当該営業期間中における取引契約金額又は取引金額

十二 令第三条第十五号から第十七号までに掲げる資産につき、種類ごとに、当期末現在における運用対象資産の主な内容

十三 特定資産以外の資産につき、種類ごとに、当期末現在における当該資産の主な内容

十四 当期末現在における令第三条第一号、第八号から第十二号までに掲げる第十五号から第十七号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の資産総額に対する比率（同条第一号の有価証券にあつては、株式、公社債又は新株予約権証券のそれぞれの総額の資産総額に対する比率）

十五 法第三十四条の四第一項の規定により、特定資産の価格等の調査が行われた場合には、当該調査を行った者の氏名又は名称並

当該調査の結果及び方法の概要

十四 当期末における資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者の名称

十五 資産運用会社が第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。）又は第二種金融商品取引業（同条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。）を行っている場合にあつては、当該営業期間中における当該資産運用会社との間の取引の状況及び当該資産運用会社に支払われた売買委託手数料の総額（削る）

十六 資産運用会社が宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当該営業期間中における宅地建物取引業者（同条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。）である当該資産運用会社との間の取引の状況及び当該

びに当該調査の結果及び方法の概要

十六 当期末における資産の運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者の名称
（新設）

十七 資産の運用を行う投資信託委託業者が証券業（証券取引法第二条第八項又は外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第四号に規定する証券業をいう。）を営んでいる場合（許可外国証券業者（同条第二号の二に規定する許可外国証券業者をいう。）である場合を除く。）にあつては、当該営業期間中における証券会社又は証券仲介業者（証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。）である当該投資信託委託業者との間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた売買委託手数料の総額

十八 資産の運用を行う投資信託委託業者が宅地建物取引業（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第二号に規定する宅地建物取引業をいう。）を営んでいる場合にあつては、当該営業期間中における宅地建物取引業者（同条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。）である当該投資信託委託業者と

資産運用会社に支払われた手数料の総額

十七 資産運用会社が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）を営んでいる場合にあっては、当該営業期間中における不動産特定共同事業者（同条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。）である当該資産運用会社との間の取引の状況

十八～二十 （略）

2 （略）

（投資法人の役員等に関する事項）

第七十四条 第七十二条第二号に規定する「投資法人の役員等に関する事項」とは、次に掲げる事項その他投資法人の役員等（役員及び会計監査人をいう。以下同じ。）（当該営業期間の直前の営業期間の終結の日の翌日以降に在任していた者であつて、当該営業期間の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する重要な事項とする。

一～十一 （略）

十二 当該投資法人の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が当該投資法人の子法人（重

の間の取引の状況及び当該投資信託委託業者に支払われた手数料の総額

十九 資産の運用を行う投資信託委託業者が不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。）を営んでいる場合にあっては、当該営業期間中における不動産特定共同事業者（同条第五項に規定する不動産特定共同事業者をいう。）である当該投資信託委託業者との間の取引の状況

二十～二十二 （略）

2 （略）

（投資法人の役員等に関する事項）

第七十四条 第七十二条第二号に規定する「投資法人の役員等に関する事項」とは、次に掲げる事項その他投資法人の役員等（役員及び会計監査人をいう。以下同じ。）（当該営業期間の直前の営業期間の終結の日の翌日以降に在任していた者であつて、当該営業期間の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する重要な事項とする。

一～十一 （略）

十二 当該投資法人の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この条において同じ。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が当該投資法人の子法人（重

要なものに限る。()の計算関係書類(これに相当するものを含む。
()の監査(法又は金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)()の規定によるものに限る。)()をしているときは、その事実

第八十条 各営業期間に係る投資法人の計算書類に係る附属明細書には、別紙様式により次に掲げる事項を表示するほか、投資法人の貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表及び資産運用報告の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

一・二 (略)

三 デリバティブ取引の契約額等及び時価の状況表

四〇六 (略)

七 繰延資産の償却の状況表(第九号及び第十号に掲げるものを除く。)

八〇十一 (略)

2 前項第四号の「為替予約取引」とは、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引(デリバティブ取引に該当するものを除く。)(をいう。

要なものに限る。()の計算関係書類(これに相当するものを含む。
()の監査(法又は証券取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)()の規定によるものに限る。)()をしているときは、その事実

第八十条 各営業期間に係る投資法人の計算書類に係る附属明細書には、別紙様式により次に掲げる事項を表示するほか、投資法人の貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、注記表及び資産運用報告の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

一・二 (略)

三 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十九号)第二十七条第四項に規定する有価証券先物取引等(同項第一号、第十九号及び第二十号に掲げる取引を除く。)(の契約額等及び時価の状況表

四〇六 (略)

七 繰延資産の償却の状況表(第九号及び第十号に掲げる者を除く。)

八〇十一 (略)

2 前項第四号の「為替予約取引」とは、当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買取引(金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第一項に規定する金融先物取引に該当するものを除く。)(をいう。

別紙様式（第80条第1項関係）

附 属 明 細 書

第1 有価証券明細表

(1)・(2) (略)

(表示上の注意)

1 (略)

2 投資法人が保有する有価証券のうち信用取引等に係る保証金代用有価証券又は委託証拠金代用有価証券等として金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）に差し入れられている有価証券については、その旨を、貸付けを行っている有価証券については、貸付株式数又は貸付券面額を備考欄等に表示すること。ただし、利害関係人等に対して貸し付けている有価証券については、貸付株式数又は貸付券面額を内書（括弧書）で表示すること。

3 (略)

第2 信用取引契約残高明細表

(単位：)

(表略)

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(単位：)

区分	種類	契約額等		時価
		うち1年超		
市場取引	先物取引			
	売	建		
	買	建		
	オプション取引			
	売	建		
		コーポ		
		ット		
		建		
		買		
		コー		
		ル		

別紙様式（第79条第1項関係）

附 属 明 細 書

第1 有価証券明細表

(1)・(2) (略)

(表示上の注意)

1 (略)

2 投資法人が保有する有価証券のうち信用取引等に係る保証金代用有価証券又は委託証拠金代用有価証券等として証券会社等に差し入れられている有価証券については、その旨を、貸付けを行っている有価証券については、貸付株式数又は貸付券面額を備考欄等に表示すること。ただし、法第34条の3第2項第1号に規定する利害関係人等に対して貸し付けている有価証券については、貸付株式数又は貸付券面額を内書（括弧書）で表示すること。

3 (略)

第2 信用取引契約残高明細書

(単位：)

(表略)

第3 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(単位：)

区分	種類	契約額等		時価
		うち1年超		
市場取引	先物取引			
	売	建		
	買	建		
	オプション取引			
	売	建		
		コーポ		
		ット		
		建		
		買		
		コー		
		ル		

<p><u>3 通貨を対象物とする取引については、取引の種類ごとに主要な通貨（契約額のおおむね10%以上を占める通貨）により区分して表示すること。</u></p> <p><u>4 時価の算定方法を注記すること。</u></p> <p>第4～第10（略）</p>	<p><u>1、「有価証券店頭指数等先渡し取引」、有価証券店頭オプцион取引」、「有価証券店頭指数等スワップ取引」等第79条第1項第3号に規定する取引及び為替予約取引について、その具体的な取引名（債券先物取引、株価指数先物取引等）を表示すること。</u></p> <p><u>3 通貨を対象物とする取引については、取引の種類ごとに主要な通貨（契約額のおおむね10%以上を占める通貨）により区分して表示すること。</u></p> <p><u>4 「契約額等」の欄には、先物取引、オプцион取引及び先渡し取引については契約額を、スワップ取引については、想定元本額を表示すること。</u></p> <p><u>5 時価の算定方法を注記すること。</u></p> <p>第4～第10（略）</p>
--	--

投資法人の会計監査に関する規則（平成十八年内閣府令第四十八号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この府令において「投資法人」、「資産運用会社」、「資産保管会社」又は「一般事務受託者」とは、それぞれ法第二条に規定する投資法人、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者をいう。</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 営業期間 法第二百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 清算投資法人 法第五百五十条の三に規定する清算投資法人をいう。</p> <p>四・五 (略)</p> <p>（意思疎通）</p> <p>第三条 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、執行役員、監督役員若しくは役員会又は清算執行人、清算監督人若しくは清算人会は、会計監査人の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この府令において、「投資法人」、「営業期間」又は「清算投資法人」とは、それぞれ法第二条第十九項に規定する投資法人、法第二百二十九条第二項に規定する営業期間又は法第五百五十条の三に規定する清算投資法人をいう。</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（新設）</p> <p>一 (略)</p> <p>（新設）</p> <p>二・三 (略)</p> <p>（意思疎通）</p> <p>第三条 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、執行役員、監督役員若しくは役員会又は清算執行人、清算監督人若しくは清算人会は、会計監査人の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない</p>

<p>い。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該投資法人の一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会計監査人は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該投資法人の親法人(法第八十一条第一項に規定する親法人をいう。)及び子法人(法第七十七条の二第一項に規定する子法人をいう。)の会計監査人との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。</p>	<p>い。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該投資法人の一般事務受託者、資産の運用を行う投資信託委託業者及び資産保管会社</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会計監査人は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該投資法人の親法人及び子法人の会計監査人との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。</p>
--	--

改正案

現行

<p>第八条（略）</p> <p>2 特定目的会社は、業務開始届出又は新計画届出（法第十一条第一項の規定による届出をいう。以下同じ。）に際し、前項第一号又は第二号括弧書に掲げる書類を提出したときは、同項第一号に規定する信託を設定し、又は同項第二号括弧書に規定する契約を締結した後、速やかに当該信託又は契約に係る契約書の副本又は謄本を管轄財務局長に提出しなければならない。</p>	<p>第八条（略）</p> <p>2 特定目的会社は、業務開始届出又は法第十一条第一項の規定による届出（第二十三条及び第三十二条において「新計画届出」という。）に際し、前項第一号又は第二号括弧書に掲げる書類を提出したときは、同項第一号に規定する信託を設定し、又は同項第二号括弧書に規定する契約を締結した後、速やかに当該信託又は契約に係る契約書の副本又は謄本を管轄財務局長に提出しなければならない。</p>
<p>第九条 法第四条第三項第六号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三箇月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 特定資産を譲り受けるために入札の方法による競争（以下「競争入札」という。）に参加する場合であつて法第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定により第七条第一項第一号に掲げる契約の契約書の副本又は謄本の添付を省略するときは、当該競争入札に係る実施要項を記載した書面若しくはこれに準ずる書面（当該競争入札を実施する者が作成し、</p>	<p>第九条 法第四条第三項第六号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三箇月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>（新設）</p>

複数の者に交付したものに限り。) 又はその写し

十一 資産流動化計画に従い信託の受益権を譲り受けようとする場合は、当該信託に係る契約又はその予約の契約書の副本又は謄本
(当該契約書の副本又は謄本を提出できない場合は、当該信託に係る契約の契約書案)

2 特定目的会社は、業務開始届出又は新計画届出に際し、前項第十号括弧書に規定する契約書案を提出したときは、同号括弧書に規定する契約を締結した後、速やかに当該信託に係る契約書の副本又は謄本を管轄財務局長に提出しなければならない。

(優先出資に係る発行及び消却に関する事項)

第十三条 法第五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 各発行ごとの種類別の発行口数、払込金額又はその算定方法及び募集等(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。)の方法

七〜十三 (略)

(特定資産に関する事項)

第十八条 法第五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新設)

(新設)

(優先出資に係る発行及び消却に関する事項)

第十三条 法第五条第一項第二号イに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 各発行ごとの種類別の発行口数、払込金額又はその算定方法及び募集等(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第一条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。)の方法

七〜十三 (略)

(特定資産に関する事項)

第十八条 法第五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

七 次に掲げる場合であつて、第二号から第五号までに掲げる事項（第五号に掲げる事項については、ロの場合に限る。）の内容が確定していないときは、その内容を確定するための要件及び手続きイ・ロ (略)

八 次に掲げる要件のすべてを満たす場合

(1) (略)

(2) 発行される資産対応証券が、担保付社債信託法の規定により担保が付された特定社債であること。

(3) (略)

八 (略)

(その他資産流動化計画記載事項)

第二十一条 法第五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 優先出資又は特定社債について、少数私募（金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募のうち、同項第二号ロに該当するものをいう。第百十一条において同じ。）を行う場合は、資産流動化計画の謄本又は抄本を交付する旨

四〇十二 (略)

一〇六 (略)

七 次に掲げる場合であつて、第二号から第五号までに掲げる事項（第五号に掲げる事項については、ロの場合に限る。）の内容が確定していないときは、その内容を確定するための要件及び手続きイ・ロ (略)

八 次に掲げる要件のすべてを満たす場合

(1) (略)

(2) 発行される資産対応証券が、担保付社債信託法の規定又は法第百三十条第二項の規定により担保が付された特定社債であること。

(3) (略)

八 (略)

(その他資産流動化計画記載事項)

第二十一条 法第五条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 優先出資又は特定社債について、少数私募（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募のうち、同項第二号ロに該当するものをいう。第百十一条において同じ。）を行う場合は、資産流動化計画の謄本又は抄本を交付する旨

四〇十二 (略)

(業務開始届出等に係る特例)

第二十二条 法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する特定資産の取得その他の内閣府令で定めるものは、特定資産の取得、資金の借入れ(特定目的借入れを含む。)及び特定資産を譲り受けるための競争入札への参加とする。

2 (略)

3 法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する法第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のうち内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 特定資産を譲り受けるために競争入札に参加する場合(第九条第十号に掲げる書類を業務開始届出書に添付して提出する場合に限る。)

二 前号に掲げる場合以外の場合 第八条第一項各号に掲げる書類
贖本及び第八条第一項各号に掲げる書類

(追加届出)

第二十三条 法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)の規定により資産流動化計画に前条第二項各号に掲げる事項の記載若しくは記録を省略して業務開始届出又は新計画届出を行った特定目的会社が資産対応証券を発行するときは、別紙様式第八号により作成した届出書(以下この条において「追加届出書」という。)に、その副本一通及び次に掲げる資料一部(第四号イ及

(業務開始届出等に係る特例)

第二十二条 法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する特定資産の取得その他の内閣府令で定めるものは、特定資産の取得及び資金の借入れ(特定目的借入れを含む。)とする。

2 (略)

3 法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する法第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のうち内閣府令で定めるものは、第八条第一項各号に掲げる書類とする。

(新設)

(新設)

(追加届出)

第二十三条 法第七条第二項(法第十一条第五項において準用する場合を含む。)の規定により資産流動化計画に前条第二項各号に掲げる事項の記載若しくは記録を省略して業務開始届出又は新計画届出を行った特定目的会社が資産対応証券を発行するときは、別紙様式第八号により作成した届出書(以下この条において「追加届出書」という。)に、その副本一通及び次に掲げる資料一部(第三号イ及

び口に掲げる書類については、二部()を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 特定資産を譲り受けるために競争入札に参加した場合であつて

法第七条第一項(法第十一条第五項において準用する場合を含む

。)の規定により第七条第一項第一号に掲げる契約の契約書の副

本又は謄本の添付を省略したときは、当該副本又は謄本

四・五 (略)

2 管轄財務局長は、追加届出書を受理したときは、追加届出書の副本及び前項第四号イ若しくは口の書類又は同号八の電磁的記録に記録された事項を記載した書面一部に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び書類を届出者に還付しなければならない。

(資産流動化計画以外の事項の変更に係る届出)

第二十七条 特定目的会社は、法第九条第一項の規定による届出(法

第四条第二項各号(第五号を除き、法第十一条第五項において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更に係るものに限る。)を行

おうとするときは、別紙様式第九号により作成した法第九条第二項に規定する届出書(以下この条及び次条において「変更届出書」という。)に、その副本一通及び次の各号に掲げる場合に₁当該各号に定める書類一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

び口に掲げる書類については、二部()を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

三・四 (略)

2 管轄財務局長は、追加届出書を受理したときは、追加届出書の副本及び第一項第三号イ若しくは口の書類又は同号八の電磁的記録に記録された事項を記載した書面一部に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び書類を届出者に還付しなければならない。

(資産流動化計画以外の事項の変更に係る届出)

第二十七条 特定目的会社は、法第九条第一項の規定による届出(法

第四条第二項各号(第五号を除き、法第十一条第五項において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更に係るものに限る。)を行

おうとするときは、別紙様式第九号により作成した法第九条第二項に規定する届出書(以下この条及び次条において「変更届出書」という。)に、その副本一通及び次の各号に掲げる場合に₁当該各号に定める書類一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 取締役、監査役又は重要使用人に変更があつた場合 新たに取締役、監査役又は重要使用人となつた者に係る第九條第一項第二号から第五号までに掲げる書面

四 会計参与に変更があつた場合 新たに会計参与となつた者に係る第九條第一項第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる書面

五・六 (略)

2・3 (略)

(特定出資信託)

第三十八條 法第二十八條第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項及び法第三十三條第三項において読み替えて準用する法第三十條第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 信託管理人、信託監督人及び受益者代理人(特定出資信託が特定目的信託である場合は、代表権利者又は特定信託管理者)の氏名又は名称及び住所

四・七 (略)

(特定社員名簿記載事項の記載等の請求)

第三十九條 法第三十條第二項において準用する会社法第百三十三條第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする

一・二 (略)

三 取締役、監査役又は重要使用人に変更があつた場合 新たに取締役、監査役又は重要使用人となつた者に係る第九條第二号から第五号までに掲げる書面

四 会計参与に変更があつた場合 新たに会計参与となつた者に係る第九條第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる書面

五・六 (略)

2・3 (略)

(特定出資信託)

第三十八條 法第二十八條第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項及び法第三十三條第三項において読み替えて準用する法第三十條第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 信託管理人(特定出資信託が特定目的信託である場合は、代表権利者又は特定信託管理者)の氏名又は名称及び住所

四・七 (略)

(特定社員名簿記載事項の記載等の請求)

第三十九條 法第三十條第二項において準用する会社法第百三十三條第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする

一 特定出資取得者（法第三十一条第二項に規定する特定出資取得者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、特定社員として特定社員名簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該特定出資取得者の取得した特定出資に係る法第三十条第二項において準用する会社法第百三十三条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二 五（略）

（特定出資取得者からの承認の請求）

第四十条 法第三十一条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定出資取得者が、特定社員として特定社員名簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該特定出資取得者の取得した特定出資に係る法第三十一条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二・三（略）

（募集特定出資等の申込みをしようとする者に対する通知を要しな

一 特定出資取得者（法第三十一条第二項に規定する特定出資取得者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が特定社員として特定社員名簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該特定出資取得者の取得した特定出資に係る法第三十条第二項において準用する会社法第百三十三条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二 五（略）

（特定出資取得者からの承認の請求）

第四十条 法第三十一条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定出資取得者が特定社員として特定社員名簿に記載若しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該特定出資取得者の取得した特定出資に係る法第三十一条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二・三（略）

（募集特定出資等の申込みをしようとする者に対する通知を要しな

い場合)

第四十四条 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百三条第四項又は法第四十条第四項若しくは第二百二十二条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、特定目的会社が法第三十六条第五項において準用する会社法第二百三条第一項又は法第四十条第一項若しくは第二百二十二条第一項の申込みをしようとする者に対して、これらの項の各号に掲げる事項を提供している場合とする。

一 当該特定目的会社が金融商品取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二 (略)

(優先資本金の額の減少)

第五十八条 法第一百十条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類(法第二百六条の規定に基づき種類を異にする優先出資を発行する場合に限る。)とする。

(計算書類に関する事項)

第五十九条 法第一百一十一条第二号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

い場合)

第四十四条 法第三十六条第五項において準用する会社法第二百三条第四項又は法第四十条第四項若しくは第二百二十二条第四項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、特定目的会社が法第三十六条第五項において準用する会社法第二百三条第一項又は法第四十条第一項若しくは第二百二十二条第一項の申込みをしようとする者に対して、これらの項の各号に掲げる事項を提供している場合とする。

一 当該特定目的会社が証券取引法の規定に基づき目論見書に記載すべき事項を電磁的方法により提供している場合

二 (略)

(優先資本金の額の減少)

第五十八条 法第一百十条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類(法第二百六条の規定に基づき種類又は発行の時期を異にする優先出資を発行する場合に限る。)とする。

(計算書類に関する事項)

第五十九条 法第一百一十一条第二号に規定する内閣府令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二（略）

三 公告対象会社が法第百四条第八項に規定する特定目的会社である場合において、当該特定目的会社が金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合 その旨

四・五（略）

（特定社債の種類）

第六十四条 法第百二十五条において準用する会社法第六百八十一条第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇八（略）

九 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第百三十条において特定社債を社債とみなして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

（特定社債原簿記載事項の記載等の請求）

第六十七条 法第百二十五条において準用する会社法第六百九十一条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定社債取得者（特定社債を特定社債発行会社以外の者から取得した者（当該特定社債発行会社を除く。）をいう。以下この条において同じ。）が、特定社債権者として特定社債原簿に記載若

一・二（略）

三 公告対象会社が法第百四条第八項に規定する特定目的会社である場合において、当該特定目的会社が証券取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度に係る有価証券報告書を提出している場合 その旨

四・五（略）

（特定社債の種類）

第六十四条 法第百二十五条において準用する会社法第六百八十一条第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇八（略）

九 特定社債が担保付特定社債であるときは、法第百三十条第一項において特定社債を社債とみなして適用する担保付社債信託法第十九条第一号、第十一号及び第十三号に掲げる事項

（特定社債原簿記載事項の記載等の請求）

第六十七条 法第百二十五条において準用する会社法第六百九十一条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定社債取得者（特定社債を特定社債発行会社以外の者から取得した者（当該特定社債発行会社を除く。）をいう。以下この条において同じ。）が特定社債権者として特定社債原簿に記載若し

しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該特定社債取得者の取得した特定社債に係る法第百二十五条において準用する会社法第六百九十一条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二丁四 (略)

2 (略)

(特定社債管理者の資格)

第六十八条 法第百二十七条第八項において準用する会社法第七百三条第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 担保付社債信託法第三条の免許を受けた者
- 二丁九 (略)

第七十六条 削除

(金銭分配請求権が行使される場合における残余財産の価格)

しくは記録がされた者又はその一般承継人に対して当該特定社債取得者の取得した特定社債に係る法第百二十五条において準用する会社法第六百九十一条第一項の規定による請求をすべきことを命ずる確定判決を得た場合において、当該確定判決の内容を証する書面その他の資料を提供して請求をしたとき。

二丁四 (略)

2 (略)

(特定社債管理者の資格)

第六十八条 法第百二十七条第八項において準用する会社法第七百三条第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 担保付社債信託法第五条第一項の免許を受けた者
- 二丁九 (略)

(特定社債に付することができる物上担保)

第七十六条 法第百三十条第一項において特定社債を社債とみなして適用する担保付社債信託法第四条第十五号に規定する内閣府令で定める物上担保は、次に掲げるものとする。

- 一 担保付社債信託法第四条第一号から第二号ノ二までに掲げる質以外の質
- 二 譲渡担保

(金銭分配請求権が行使される場合における残余財産の価格)

第八十二条 法第七十八條第四項において準用する会社法第五百五条第三項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもつて同号に規定する残余財産の価格とする方法とする。

- 一 (略)
- 二 行使期限日において当該残余財産が公開買付け等(金融商品取引法第二十七条の二第六項(同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づき制度をいう。)の対象であるときは、当該行使期限日における当該公開買付け等に係る契約における当該残余財産の価格

2 (略)

(特定資産の譲受けの契約の要件等)

第八十九条 法第七十九條に規定する内閣府令において規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 金融商品取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書(当該有価証券届出書に係る同法第五条第四項に規定する参照書類を含む。)

二 金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書

- 三 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第五項において準用する同法第一項に規定する有価証券報告書及びその添付書類

第八十二条 法第七十八條第四項において準用する会社法第五百五条第三項第一号に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる額のうちいずれか高い額をもつて同号に規定する残余財産の価格とする方法とする。

- 一 (略)
- 二 行使期限日において当該残余財産が公開買付け等(証券取引法第二十七条の二第六項(同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づき制度をいう。)の対象であるときは、当該行使期限日における当該公開買付け等に係る契約における当該残余財産の価格

2 (略)

(特定資産の譲受けの契約の要件等)

第八十九条 法第七十九條に規定する内閣府令において規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 証券取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書(当該有価証券届出書に係る同法第五条第四項に規定する参照書類を含む。)

二 証券取引法第二条第十項に規定する目論見書

- 三 証券取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第五項において準用する同法第一項に規定する有価証券報告書及びその添付書類

- 四 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の五第三項において準用する同条第一項に規定する半期報告書
- 五 金融商品取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の五第四項に規定する臨時報告書
- 六 (略)

(業務の委託)

第九十条 法第二百条第三項第三号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

- 一 (三) (略)
- 四 金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項(第三号から第六号までを除く。)の規定により有価証券とみなされる権利(指名債権を除く。)
- 五 (十七) (略)

(特定目的借入れの借入先)

第九十三条 法第二百十条第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 適格機関投資家(金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。次条において同じ。)であつて、前号に掲げる者以外のもの

- 四 証券取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の五第三項において準用する同条第一項に規定する半期報告書
- 五 証券取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の五第四項に規定する臨時報告書
- 六 (略)

(業務の委託)

第九十条 法第二百条第三項第三号に規定する内閣府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

- 一 (三) (略)
- 四 証券取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項(第三号及び第五号を除く。)の規定により有価証券とみなされる権利(指名債権を除く。)
- 五 (十七) (略)

(特定目的借入れの借入先)

第九十三条 法第二百十条第二号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 (略)
- 二 適格機関投資家(証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。次条において同じ。)であつて、前号に掲げる者以外のもの

(資金の借入れの制限)

第九十四条 法第二十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

一 資産流動化計画に第二十条各号に掲げる事項が記載され、又は記録されており、かつ、借入金の使途が次に掲げるもののいずれかであること。

イ・ロ (略)

八 特定資産の取得に係る調査その他の特定資産を取得するための準備として必要な行為をすること(その支出に充てられる資金の借入れの時点で、当該借入れに係る債務の弁済が、一定の期間内に資産流動化計画に定められた方法に基づき行われる資産対応証券の発行若しくは特定目的借入れの実行又は当該支出に係る資金の還付により得られる資金をもってなされることとされている場合に限る。)。

二 特定資産を取得すること(当該取得に充てられる資金の借入れの時点で、その借入れに係る債務の弁済が、一定の期間内に資産流動化計画に定められた方法に基づき行われる資産対応証券の発行若しくは特定目的借入れの実行又は当該取得に係る資金の還付により得られる資金をもってなされることとされている場合に限る。)。

ホ (略)

二 (略)

三 借入れを行う特定目的会社が業務開始届出を行っていること。

(資金の借入れの制限)

第九十四条 法第二十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

一 資産流動化計画に第二十条各号に掲げる事項が記載され、又は記録されており、かつ、借入金の使途が次に掲げるもののいずれかであること。

イ・ロ (略)

八 特定資産の取得に係る調査その他の特定資産を取得するための準備として必要な行為をすること(当該支出に充てられる資金の借入れの時点で、その借入れに係る債務の弁済が、一定の期間内に資産流動化計画に定められた方法に基づき行われる資産対応証券の発行又は特定目的借入れの実行により得られる資金をもってなされることとされている場合に限る。)。

二 特定資産を取得すること(当該取得に充てられる資金の借入れの時点で、その借入れに係る債務の弁済が、一定の期間内に資産流動化計画に定められた方法に基づき行われる資産対応証券の発行又は特定目的借入れの実行により得られる資金をもってなされることとされている場合に限る。)。

ホ (略)

二 (略)

三 借入れを行う特定目的会社が業務開始届出を行っていること。

ただし、借入金の使途が第一号八に掲げるもの又は特定資産の取得のための手付金（手付金その他の名義をもって交付し、代金に充当される金銭であつて、特定資産の取得のための契約の予約締結後特定目的会社による予約完結権行使前に支払われるものをいう。）（若しくは契約保証金（競争入札の落札者が支払う保証金をいう。）の支払（同号八に掲げるものに該当するものを除く。）である場合は、この限りでない。

（受益権に関する事項）

第百八条 法第二百二十六条第一項第三号イに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 異なる種類の内容の受益権を定める場合は、次に掲げる事項

イハ（略）

二 法第二百三十条第一項第四号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権（以下この条及び第百十六条において「社債的受益権」という。）を定める場合は、その旨並びに各社債的受益権ごとの令第五十二条第一号の配当を行う時期及び配当額並びに元本の額

2
（略）

（その他資産信託流動化計画記載事項）

ただし、借入金の使途が第一号八又は特定資産の取得のための手付金（手付金その他の名義をもって交付し、代金に充当される金銭であつて、特定資産の取得のための契約の予約締結後特定目的会社による予約完結権行使前に支払われるものをいう。）（の支払である場合はこの限りでない。

（受益権に関する事項）

第百八条 法第二百二十六条第一項第三号イに規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 異なる種類の内容の受益権を定める場合は、次に掲げる事項

イハ（略）

二 法第二百三十条第四号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権（以下この条及び第百十六条において「社債的受益権」という。）を定める場合は、その旨並びに各社債的受益権ごとの令第五十二条第一号の配当を行う時期及び配当額並びに元本の額

2
（略）

（その他資産信託流動化計画記載事項）

第百十一条 法第二百二十六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～八 (略)

(削る)

九・十 (略)

(資産信託流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類)

第百十三条 法第二百二十七条第二項において準用する法第九条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

第百十一条 法第二百二十六条第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～八 (略)

九 法第二百二十九条第六号に規定する公告方法を電子公告(信託会社等(会社に限る。))にあつては会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいい、信託会社等(会社を除く。)にあつては法第二百八十八条第一項第三号に掲げる電子公告をいう。以下この号及び第二百二十二条において同じ。(としよつとするとときは、公告アドレス(公告を電子公告により行うために使用するサーバのうち、電子公告による公告を行うための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、公告すべき内容である情報の提供を受け手がその使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))に入力することのみによつて当該情報の内容閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに公告情報を記録することができるものをいう。以下同じ。)

十・十一 (略)

(資産信託流動化計画の変更が法の規定に基づき行われたことを証する書類)

第百十三条 法第二百二十七条第二項において準用する法第九条第三項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一・二 (略)

三 法第二百六十九条第一項第三号に規定する軽微な内容の変更である場合 次に掲げる書類及び法第二百七十条の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面

イハ (略)

(削る)

四 法第二百六十九条第一項第四号に規定する投資者の保護に反しないことが明らかな変更である場合 次に掲げる書類及び法第二百七十条の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面

イロ (略)

八 第二百二十三条第二項第三号に掲げる場合は、資産信託流動化計画に記載し、又は記録された要件を充足し、かつ、資産信託流動化計画に記載し、又は記録された手続を経たことを証する書面

(特定目的信託契約)

第百十五条 法第二百二十九条第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一五 (略)

(特定目的信託契約の方式)

第百十六条 特定目的信託契約の契約書には、次に掲げる事項を記載

一・二 (略)

三 法第二百六十九条第一項第三号に規定する軽微な内容の変更である場合 次に掲げる書類及び法第二百七十条の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面

イハ (略)

二 当該変更の内容が第二百二十二条第一項第四号に該当する場合は、当該変更の理由を記載した書面

四 法第二百六十九条第一項第四号に規定する投資者の保護に反しないことが明らかな変更である場合 次に掲げる書類及び法第二百七十条の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面

イロ (略)

八 第二百二十二条第二項第三号に掲げる場合は、資産信託流動化計画に記載された要件を充足し、かつ、資産信託流動化計画に記載された手続を経たことを証する書面

(特定目的信託契約)

第百十五条 法第二百二十九条第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一五 (略)

(特定目的信託契約の方式)

第百十六条 特定目的信託契約の契約書には、次に掲げる事項を記載

し、又は記録することとする。ただし、第四号から第二十一号までに掲げる事項について資産信託流動化計画に記載し、又は記録した場合は、この限りでない。

一～八 (略)

九 特定資産が法第二百三十条第一項第二号に規定する政令で定める特定資産である場合は、同号に規定する政令で定める条件

十～十三 (略)

十四 権利者名簿管理人(法第二百三十四条第五項第十一号に規定する権利者名簿管理人をいう。)又は登録機関を置く場合は、その旨並びにその氏名又は名称及び住所

十五 権利者名簿の基準日を指定する場合は、指定する日

十六～十九 (略)

二十 受託信託会社等が固有財産により金融商品取引法第二条第八項第六号の行為を行う場合は、その旨及び当該行為に関する事項

二十一 (略)

(資金の借入れ及び費用の負担の禁止の例外)

第一百七十七条 法第二百三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

一 資産信託流動化計画に第一百十条第一号口に掲げる事項が記載され、又は記録されていること。

二・三 (略)

することとする。ただし、第四号から第二十一号までに掲げる事項について資産信託流動化計画に記載した場合は、この限りでない。

一～八 (略)

九 特定資産が法第二百三十条第二号に規定する政令で定める特定資産である場合は、同号に規定する政令で定める条件

十～十三 (略)

十四 権利者名簿管理人(法第二百三十五条第三項に規定する権利者名簿管理人をいう。)又は登録機関を置く場合は、その旨並びにその氏名又は名称及び住所

十五 権利者名簿の閉鎖期間又は基準日を指定する場合は、指定する期間又は日

十六～十九 (略)

二十 受託信託会社等が固有財産により証券取引法第二条第八項第四号の行為を行う場合は、その旨及び当該行為に関する事項

二十一 (略)

(資金の借入れ及び費用の負担の禁止の例外)

第一百七十七条 法第二百三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。

一 資産信託流動化計画に第一百十条第一号口に掲げる事項が記載されていること。

二・三 (略)

(権利者名簿記載事項)

第二百二十条 法第二百三十六条第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 権利者名簿管理人を定めたときは、その氏名又は名称及び住所
- 二 記名式の受益証券をもって表示される受益権について譲渡の制限があるときは、その旨及びその内容
- 三 前二号に掲げるもののほか、当該受益証券に係る特定目的信託契約の条項

(受託信託会社等が記名式の受益証券を取得した場合の特例)

第二百二十条の二 受託信託会社等が記名式の受益証券の全部又は一部を取得した場合において、当該受益証券が消滅しなかつたときは、受託信託会社等は、権利者名簿に記載又は記録される事項として、当該受益証券が固有財産に属するか、他の信託財産に属するか、又は当該受益証券に係る特定目的信託の信託財産に属するかの別をも記載し、又は記録しなければならない。

(権利者名簿記載事項の記載等の請求)

第二百二十条の三 法第二百三十六条第二項において準用する信託法(平成十八年法律第百八号)第百九十八条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、受益証券取得者(受益証券を受託信託会社等以外の者から取得した者(当該受託信託会社等を除く。))をいう。()が

(新設)

(新設)

(新設)

受益証券を提示して請求をした場合とする。

(計算書類等の作成期日)

第二百一十一条 受託信託会社等は、特定目的信託契約の締結の日(資産信託流動化計画に第六十六条第三号に掲げる事項の記載又は記録がある場合は、特定目的信託契約の効力が発生する日。以下この条において「締結日」という。)から二週間以内に、締結日現在の信託財産に係る貸借対照表を作成しなければならない。

第二百一十二条 (略)

(特定目的信託契約の変更)

第二百一十三条 法第二百六十九条第一項第三号に規定する内閣府令で定める軽微な内容は、次に掲げる内容とする。

一 一 三 (略)

(削る)

2 法第二百六十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一 二 (略)

三 資産信託流動化計画に、当該資産信託流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための要件及び手続の記載又は記録があり、当該記載

(計算書類等の作成期日)

第二十号 受託信託会社等は、特定目的信託契約の締結の日(資産信託流動化計画に第五十四条第三号に掲げる事項の記載がある場合は、特定目的信託契約の効力が発生する日。以下この条において「締結日」という。)から二週間以内に、締結日現在の信託財産に係る貸借対照表を作成しなければならない。

第二百一十一条 (略)

(特定目的信託契約の変更)

第二百一十二条 法第二百六十九条第一項第三号に規定する内閣府令で定める軽微な内容は、次に掲げる内容とする。

一 一 三 (略)

四 公告方法を電子公告とした場合における公告アドレスの変更

2 法第二百六十九条第一項第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 一 二 (略)

三 資産信託流動化計画に、当該資産信託流動化計画に記載すべき事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための要件及び手続の記載があり、当該記載に従って資産信託流動

又は記録に従って資産信託流動化計画に記載し、又は記録すべき事項の内容を確定したことによる場合

第二百二十四条 (略)

(削る)

(受益証券の募集等の相手方に交付すべき書類)

第二百二十六条 法第二百八十六条第四項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

(電磁的方法)

第二百二十八条 法第四十条第三項及び法第二百四十二条第五項において準用する信託法第八十条第三号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府

化計画に記載すべき事項の内容を確定したことによる場合

第二百二十三条 (略)

(特定目的信託契約の変更をした場合の公告の方法)

第二百二十四条 法第二百七十条の受託信託会社等が第二百二十二条第一項第四号の変更を行ったときの公告は、次に掲げる方法によるものとする。

一 変更前の公告アドレスで行い、変更後の公告アドレス及び次回の公告は変更後の公告アドレスで行う旨を表示する方法

二 変更前の公告アドレスにおいて、変更後の公告アドレスを表示し、変更後の公告アドレスで行う方法

(受益証券の募集等の相手方に交付すべき書類)

第二百二十六条 法第二百八十六条第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一・二 (略)

(電磁的方法)

第二百二十八条 法第四十条第三項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第三百十條 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一〇十六 (略)

十七 法第二百四十九條第一項において準用する会社法第七百三十

一條第三項第二号

十八 法第二百五十條第三項において準用する法第六十二條第三項第二号

十九 法第二百六十四條第五項において準用する会社法第四百四十

一條第三項第三号

二十 法第二百六十七條第一項第二号

二十一 法第二百七十五條第五項において準用する会社法第四百四

十二條第三項第三号

二十二 法第二百七十九條第三項において準用する会社法第四百四

十二條第三項第三号

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第三百十一條 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、

一・二 (略)

2・3 (略)

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第三百十條 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一〇十六 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(電磁的記録の備置きに関する特則)

第三百十一條 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定めるものは、

特定目的会社の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて特定目的会社の支店において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

一～四 (略)

五 法第二百六十四条第四項

(検査役による電磁的記録に記録された事項の提供)

第三百三十三条 次に掲げる規定(以下この条において「検査役提供規定」という。)に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的方法のうち、検査役提供規定により電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

一～四 (略)

別表 特定資産の内容の記載事項表(第十八条、第一百七条、第一百九十九条関係)

番号	特定資産の区分	特定資産の内容
(略)	(略)	(略)
六 自動車(道路運		
1	自動車の種別、車名、型式及び車	

特定目的会社の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて特定目的会社の支店において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

一～四 (略)

(新設)

(検査役による電磁的記録に記録された事項の提供)

第三百三十三条 次に掲げる規定(以下この条において「検査役提供規定」という。)に規定する内閣府令で定める方法は、電磁的方法のうち、検査役提供規定により当該検査役提供規定の電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

一～四 (略)

別表 特定資産の内容の記載事項表(第十六条、第五十五条、第六十条関係)

番号	特定資産の区分	特定資産の内容
(略)	(略)	(略)
六 自動車(道路運		
1	自動車の種別、車名、型式及び車	

	送車両法第一条 第二項に規定する自動車をいう。	体番号、原動機の型式並びに現在の使用の本拠 2 道路運送車両法の規定による登録又は検査を受けている場合は、現在の自動車登録番号又は車両番号及び初年度登録年月又は初年度検査年 3 その他当該自動車を特定するに足る事項
(略)	(略)	(略)
十七 信託の受益権又はこれを表示する有価証券	1 受託者及び委託者並びに信託管理人、信託監督人及び受益者代理人（特定目的信託の受益権にあつては、代表権利者又は特定信託管理者）の氏名又は名称及び住所 2 信託の目的、信託財産の管理方法、信託終了の事由その他信託の条項 3 信託財産の内容に関する事項	

別紙様式第2号（第9条第1項第3号・第27条第1項第3号関係）

（日本工業規格A4）

（略）

	送車両法第二条 第一項に規定する自動車をいう。	体番号、原動機の型式並びに現在の使用の本拠 2 道路運送車両法の規定による登録又は検査を受けている場合は、現在の自動車登録番号又は車両番号及び初年度登録年月又は初年度検査年 3 その他当該自動車を特定するに足る事項
(略)	(略)	(略)
十七 信託の受益権又はこれを表示する有価証券	1 受託者、委託者及び信託管理人（特定目的信託の受益権にあつては、代表権利者又は特定信託管理者）の氏名又は名称及び住所 2 信託の目的、信託財産の管理方法、信託終了の事由その他信託の条項 3 信託財産の内容に関する事項	

別紙様式第2号（第9条第3号・第27条第1項第3号関係）

（日本工業規格A4）

（略）

別紙様式第3号(第9条第1項第4号・第27条第1項第3号・同項第4号関係)	(日本工業規格A4)	別紙様式第3号(第9条第4号・第27条第1項第3号・同項第4号関係)	(日本工業規格A4)
(略)		(略)	
別紙様式第4号(第9条第1項第4号・第27条第1項第4号関係)	(日本工業規格A4)	別紙様式第4号(第9条第4号・第27条第1項第4号関係)	(日本工業規格A4)
(略)		(略)	
別紙様式第5号(第9条第1項第5号・第27条第1項第3号関係)	(日本工業規格A4)	別紙様式第5号(第9条第5号・第27条第1項第3号関係)	(日本工業規格A4)
(略)		(略)	
別紙様式第6号(第9条第1項第7号・第27条第1項第4号関係)	(日本工業規格A4)	別紙様式第6号(第9条第7号・第27条第1項第4号関係)	(日本工業規格A4)
(略)		(略)	
別紙様式第7号(第9条第1項第8号・第27条第1項第5号関係)	(日本工業規格A4)	別紙様式第7号(第9条第8号・第27条第1項第5号関係)	(日本工業規格A4)
(略)		(略)	
別紙様式第13号(第100条第1項関係)		別紙様式第13号(第100条第1項関係)	

<p style="text-align: right;">(日本工業規格A4) (第1面)</p> <p style="text-align: center;">第 期 事業報告書 年 年 月 月 日から 年 年 月 月 日まで</p> <p>(略)</p> <p>1. ～ 4. (略) (記載上の注意)</p> <p>1. ～ 4. (略) (第2面)</p> <p>5. (略) (記載上の注意)</p> <p>1. ～ 3. (略) (第3面)</p> <p>6. 資産対応証券及び借入れの状況 (1) (略) (記載上の注意)</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 「募集方法」は、公募(金融商品取引法第2条第3項第1号又は第2号)、プロ私募(同項第2号イ)又は少数数私募(同号ロ)のいずれかを記載すること。</p> <p>4. (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p>	<p style="text-align: right;">(日本工業規格A4) (第1面)</p> <p style="text-align: center;">第 期 事業報告書 年 年 月 月 日から 年 年 月 月 日まで</p> <p>(略)</p> <p>1. ～ 4. (略) (記載上の注意)</p> <p>1. ～ 4. (略) (第2面)</p> <p>5. (略) (記載上の注意)</p> <p>1. ～ 3. (略) (第3面)</p> <p>6. 資産対応証券及び借入れの状況 (1) (略) (記載上の注意)</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 「募集方法」は、公募(証券取引法第2条第3項第1号)、プロ私募(同項第2号イ)、少数数私募(同号ロ)のいずれかを記載すること。</p> <p>4. (略)</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p>
---	---

資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第百三十号）（第六条関係）

改正案

資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令

（趣旨）

第一条 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第二百八条第二項の特定譲渡人が資産対応証券の募集等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。）の取扱いを行うときの届出方法並びに法第二百九条第一項の規定により特定目的会社が資産対応証券の募集等を行う場合及び特定譲渡人が資産対応証券の募集等の取扱いを行う場合において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十七条、第三十七条の三第一項、第三十七条の四第一項、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十四条の三及び第四十五条の内閣府令で定めるもの等は、この府令の定めるところによる。

（資産対応証券の募集等の取扱いの届出）

第三条 法第二百八条第二項の規定による届出を行おうとする特定譲渡人は、別紙様式により作成した届出書に、その副本一通及び次に

現行

資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令

（趣旨）

第一条 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第二百八条第二項の特定譲渡人が資産対応証券の募集等（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。）の取扱いを行うときの届出方法並びに法第二百九条において準用する証券取引法（以下単に「証券取引法」という。）第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十二条の二及び第四十五条の内閣府令で定めるもの等は、この府令の定めるところによる。

（資産対応証券の募集等の取扱いの届出）

第三条 法第二百八条第二項の規定による届出を行おうとする特定譲渡人は、別紙様式により作成した届出書に、その副本一通及び次に

掲げる書類一部を添付して、当該特定譲渡人の本店又は主たる事務所所在地（特定譲渡人が個人である場合にあつては、その住所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。次項において「管轄財務局長」という。）に提出しなければならない。

一～三（略）

2（略）

（広告類似行為）

第四条 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、資産対応証券の募集等に関する契約又はその募集等の取扱いに関する契約

掲げる書類一部を添付して、当該特定譲渡人の本店又は主たる事務所所在地（特定譲渡人が個人である場合にあつては、その住所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下「管轄財務局長」という。）に提出しなければならない。

一～三（略）

2（略）

（取引報告書の記載事項）

第四条 証券取引法第四十一条第一項に規定する取引報告書は、別表に定めるところにより作成しなければならない。

以下「募集等契約」という。）の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 募集等契約に係る資産対応証券の名称、銘柄又は通称

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする特定目的会社又は特定譲渡人の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称

ハ 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第四十七条の二第二項第一号に掲げる事項（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさを表示されているものに限る。）

ニ 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）

(2) 第十一条に規定する目論見書（同条の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）

(募集等業務の内容についての広告等の表示方法)

第五条 特定目的会社又は特定譲渡人がその行う募集等業務の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 特定目的会社又は特定譲渡人がその行う募集等業務の内容について広告等をするときは、令第四十七条の二第一項第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

3 特定目的会社又は特定譲渡人がその行う募集等業務の内容について一般放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二十一条第三号の二に規定する一般放送事業者をいう。第八条第一項第二号において同じ。)の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲げる方法(音声により放送をさせる方法を除く。)により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第四十七条の二第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第六条 令第四十七条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定める

(情報通信の技術を利用する方法に係る証券会社に関する内閣府令の準用)

第五条 証券会社に関する内閣府令(平成十年総理府令・大蔵省令第三十二号)第三十条の二の規定は、証券取引法第四十一条第一項において準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

第六条 証券会社に関する内閣府令第三十条の三の規定は、資産の流

ものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、募集等契約に関して顧客が支払うべき対価（当該募集等契約に係る資産対応証券の価格を除く。以下この条、第九条第七号、第十二条及び第十六条第四号において「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該募集等契約に係る資産対応証券の価格に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第七条 令第四十七条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、当該募集等契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実とする。

（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等）

第八条 令第四十七条の二第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）第四十条において証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の六において準用する同令第十五条の五第一項の規定を準用する場合について準用する。

（禁止行為）

第七条 証券取引法第四十二条第一項第十号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引に関し、虚偽の表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- 二 資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引につき、顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

（事故）

第八条 証券取引法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引につき、特定譲渡人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、当該特定譲渡

イ 有線テレビジョン放送事業者（有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。）

ロ 有線ラジオ放送（有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条の有線ラジオ放送をいう。）の業務を行う者

ハ 電気通信役務利用放送（電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。）の業務を行う者

二 特定目的会社若しくは特定譲渡人又は当該特定目的会社若しくは特定譲渡人が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容（一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。）を電気通信回線を利用して顧客に閲覧させる方法

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの並びにこれらに類するもの

2 令第四十七条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、第四条第三号二に掲げる事項とする。

人が行う資産対応証券の募集等の取扱いに関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたもの（以下「事故」という。）とする。

一 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により資産対応証券の取得その他の行為を行うこと。

二 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により資産対応証券の取得その他の行為を行うこと。

三 次のイからハまでに掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること。

イ 資産対応証券の内容

ロ 取引の条件

ハ 資産対応証券の価額の騰貴又は下落

四 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。

五 電子情報処理組織の異常により、顧客の注文の執行を誤ること。

六 その他法令に違反する行為を行うこと。

(誇大広告をしてはならない事項)

第九条 準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 募集等契約の解除に関する事項
- 二 募集等契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- 三 募集等契約に係る損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する事項
- 四 募集等契約に係る金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)又は金融商品市場に類似する市場で外国に所在するものに関する事項
- 五 特定目的会社又は特定譲渡人の資力又は信用に関する事項
- 六 特定目的会社又は特定譲渡人の資産対応証券の募集等の業務の実績に関する事項
- 七 募集等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

(事故の確認が不要の場合)

第九条 証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 裁判所の確定判決を得ている場合
 - 二 裁判上の和解(民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百七十五条第一項に定めるものを除く。)が成立している場合
 - 三 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十六条に定める調停が成立している場合又は同法第十七条の定めにより裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に定める期間内に異議の申立てがない場合
 - 四 特定譲渡人が同条各号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相当額を上回らない場合(同条各号に規定する行為の区分ごとに当該利益を計算するものとする。ただし、同条第四号又は第五号に規定する行為にあつては、次号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除して計算するものとする。)
 - 五 特定譲渡人が前条第四号又は第五号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合(顧客の注文内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。)
- 特定譲渡人は、前項第四号又は第五号の規定に該当する場合の事

(契約締結前交付書面の記載方法)

第十条 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づき日本工業規格(以下この条において「日本工業規格」という。)Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号並びに第十三条第三号及び第四号に掲げる事項の概要及び同項第五号に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

3 特定目的会社又は特定譲渡人は、契約締結前交付書面には、第十三条第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

故において、管轄財務局長の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、第九条に定める事項について、当該財務局長に報告しなければならない。

(事故の確認申請手続)

第十条 証券取引法第四十二条の二第五項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類の正本一通及びその写し一通を管轄財務局長に提出しなければならない。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十一条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客に対し、金融商品取引法第二十条第十項に規定する目論見書(前条に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。)を交付している場合(目論見書に当該事項のすべてが記載されていない場合にあつては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項のすべてが記載されている書面を一体のものとして交付している場合を含む。)又は同法第十五条第二項第二号に掲げる場合とする。

2 金融商品取引法第三十四条の二第四項、金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十五条の二十二及び金融商品取引法等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第 号)第五十六条の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第十二条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、募集等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該募集等契約に係る資産対応証券の価格に対する割合を含む。以下この条において同じ。)及び当該金額の合計額若しくはその上限額

(確認申請書の記載事項)

第十一条 証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定譲渡人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名(特定譲渡人が個人である場合にあつては、その者の氏名及び住所)

二 事故となる行為に関係した者の氏名又は部署の名称

三 顧客の氏名及び住所(法人にあつては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに当該法人の代表者の氏名及び住所)

四 事故の概要

五 提供しようとする財産上の利益の額

六 その他金融庁長官の定める事項

(確認申請書の添付書類)

第十二条 証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類(当該確認申請書が証券取引法第四十二条の二第一項第一号の申込みに係るものである場合を除く。)

二 その他参考になる資料

又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第十三条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
 - 二 当該募集等契約に係る資産対応証券の譲渡に制限がある場合にあっては、その旨及び当該制限の内容
 - 三 顧客が行う募集等契約に係る取引について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 当該指標
 - ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由
 - 四 顧客が行う募集等契約に係る取引について当該特定目的会社又は特定譲渡人その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項
 - イ 当該者
 - ロ 当該者の業務又は財産の状況の変化により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由
- 五 当該募集等契約に関する租税の概要

(業務の状況につき是正を加えることが必要な場合)

第十三条 証券取引法第四十三条第一号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

- 一 特定譲渡人が、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況
- 二 特定譲渡人が、その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていないと認められる状況

- 六 当該募集等契約の終了の事由がある場合にあつては、その内容
- 七 当該特定目的会社又は特定譲渡人の概要
- 八 顧客が当該特定目的会社又は特定譲渡人に連絡する方法
- 九 当該特定目的会社又は特定譲渡人が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。以下同じ。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称）

（情報通信の技術を利用した提供）

第十四条 金融商品取引業等に関する内閣府令第五十六条の規定は、準用金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において金融商品取引法第三十四条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。

（弊害防止措置）

第十四条 証券取引法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 特定譲渡人（特定譲渡人が法人である場合に限る。以下この号において同じ。）との間で資産対応証券の募集等の取扱いに関する契約を締結することを条件としてその親法人（法人が当該特定譲渡人の総株主の議決権（証券取引法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この号において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この号において同じ。）の名義をもって所有している場合における当該法人をいう。）又は子法人（当該特定譲渡人が他の法人の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している

(電磁的方法の種類及び内容)

第十五条 金融商品取引業等に関する内閣府令第五十七条の規定は、令第四十八条において金融商品取引法施行令第十五条の二十二の規定を準用する場合について準用する。

(契約締結時交付書面の記載事項)

第十六条 募集等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該特定目的会社又は特定譲渡人の商号、名称又は氏名
- 二 当該募集等契約の概要(当該募集等契約に係る資産対応証券の銘柄、数及び価格を含む。)
- 三 当該募集等契約の成立の年月日
- 四 当該募集等契約に係る手数料等に関する事項

場合における当該他の法人をいう。)がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該特定譲渡人が当該顧客との間で当該契約を締結すること(証券取引法第四十五条第二号に掲げる行為を除く。)

二 何らの名義によつてするかを問わず、証券取引法第四十五条の規定による禁止を免れること。

(新設)

(新設)

五 顧客の氏名又は名称

六 顧客が当該特定目的会社又は特定譲渡人に連絡する方法

(禁止行為)

第十七条 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項について顧客の知識、経験、財産の状況及び募集等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、募集等契約を締結する行為

イ 契約締結前交付書面

ロ 第十一条に規定する場合にあつては、同条に規定する目論見書（同条の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）

二 募集等契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

三 募集等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又は

(新設)

これを提供させる行為を含む。）

四 募集等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

（事故）

第十八条 準用金融商品取引法第三十九条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、募集等契約に係る取引につき、特定目的会社又は特定譲渡人の代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下「代表者等」という。）が、当該特定目的会社又は特定譲渡人の募集等業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとす。

一 次に掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること。

イ 資産対応証券の商品内容

ロ 取引の条件

ハ 資産対応証券の価格の騰貴又は下落

二 過失又は電子情報処理組織の異常により事務処理を誤ること。

三 その他法令に違反する行為を行うこと。

（事故の確認を要しない場合）

第十九条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（新設）

（新設）

- 一 裁判所の確定判決を得ている場合
- 二 裁判上の和解（民事訴訟法（平成八年法律第九号）第二百七十五条第一項に定めるものを除く。）が成立している場合
- 三 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第十六条に規定する調停が成立している場合又は同法第十七条の規定により裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に規定する期間内に異議の申立てがない場合
- 四 認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十九条の十三において準用する同法第七十七条の二第一項に規定するあつせんをいう。）による和解が成立している場合
- 五 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせんによる和解が成立している場合又は当該機関における仲裁手続による仲裁判断がされている場合
- 六 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合
- 七 認証紛争解決事業者（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第二条第四号に規定する認証紛争解決事業者をいい、募集等契約に係る取引に係る紛争が同法第六条第一号に規定する紛争の範囲に含まれるものに限る。）が行つた認証紛争解決手続（同法第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）による和解が成立している場合

- 八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合
- イ 当該和解の手續について弁護士又は司法書士（司法書士法）昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に掲げる事務を行う場合に限り、（）が顧客を代理していること。
- ロ 当該和解の成立により特定目的会社又は特定譲渡人が顧客に対して支払をすることとなる額が千万円（イの司法書士が代理する場合にあつては、司法書士法第三条第一項第七号に規定する額）を超えないこと。
- 八 口の支払が事故（準用金融商品取引法第三十九条第三項に規定する事故をいう。第十号及び第二十一条において同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面が特定目的会社又は特定譲渡人に交付されていること。
- 九 特定目的会社又は特定譲渡人が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。
- 十 特定目的会社又は特定譲渡人の代表者等が前条第一号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（顧客の注文の内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。）
- 前項第九号の利益は、前条各号に掲げる行為の区分ごとに計算す

るものとする。この場合において、同条第二号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第十号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

3 特定目的会社又は特定譲渡人は、第一項第九号又は第十号に掲げる場合において、準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けないで、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第二十一条各号に掲げる事項を、管轄財務局長（当該特定目的会社又は特定譲渡人の本店又は主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）をいう。次条において同じ。）に報告しなければならない。

（事故の確認の申請）

第二十条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする者は、同条第五項の規定による申請書及びその添付書類の正本一通並びにこれらの写し一通を、管轄財務局長に提出しなければならない。

（新設）

（確認申請書の記載事項）

第二十一条 準用金融商品取引法第三十九条第五項に規定する内閣府

（新設）

令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定目的会社又は特定譲渡人の商号、名称又は氏名
- 二 事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地
- 三 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項
 - イ 事故となる行為に係る代表者等の氏名又は部署の名称
 - ロ 顧客の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - ハ 事故の概要
 - ニ 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由
 - ホ 申込み若しくは約束又は提供をしようとする財産上の利益の額
- 四 その他参考となるべき事項

（確認申請書の添付書類）

第二十二條 準用金融商品取引法第三十九条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2 前項の規定は、準用金融商品取引法第三十九条第五項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずる

（新設）

おそれがあるもの)

第二十三条 準用金融商品取引法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

- 一 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況
- 二 その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他業務上知り得た公表されていない特別の情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていないと認められる状況

(特定譲渡人の親会社又は子会社が関与する行為の制限)

第二十四条 準用金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、当該特定目的会社又は特定譲渡人の親法人等(金融商品取引法第三十一条の四第五項に規定する親法人等をいう。以下この条において同じ。)又は子法人等(同条第六項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。)と募集等契約に係る取引を行うこと。

- 二 当該特定目的会社又は特定譲渡人との間で募集等契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対し

(新設)

(新設)

て通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引
を行っていることを知りながら、当該顧客との間で当該募集等契
約を締結すること。

三 何らの名義によつてするかを問わず、準用金融商品取引法第四
十四条の三第一項の規定による禁止を免れること。

(行為規制の適用除外の例外)

第二十五条 準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣
府令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七条の四の規定の
適用について顧客からの募集等契約に係る取引に関する照会に対し
迅速やかに回答し、その体制が整えられている場合とみなす。

別紙様式（第3条第1項関係）

(略)

資産対応証券の募集等取扱業務開始届出書

(略)

なお、上記資産対応証券募集等の取扱いに当たっては、資産の流動化に関する
法律第209条第1項において準用する金融商品取引法の規定を遵守して行います。

(記載上の注意)

1. ～ 4. (略)

5. 「募集形態」には、公募（金融商品取引法第2条第3項第1号又は第2号）
、大口私募（同項第2号イ）又は少人数私募（同号ロ）のいずれかを記載する
こと。

(新設)

別紙様式（第3条第1項関係）

(略)

資産対応証券の募集等取扱業務開始届出書

(略)

なお、上記資産対応証券募集等の取扱いに当たっては、資産の流動化に関する
法律第209条において準用する証券取引法の規定を遵守して行います。

(記載上の注意)

1. ～ 4. (略)

5. 「募集形態」には、証券取引法第2条第3項第1号、同項第2号イ又は同号
ロのいずれかを記載すること。

6. ～ 8. (要)

(削る)

6. ～ 8. (要)

別表(第四条関係)

書類の種類	記事事項	備考
取引報告書	顧客名、約定年月日、銘柄、数量、単価、金額、手数料、特定譲渡人名	写しを一部保存しておくこと。

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第二百八十六条第一項において準用する法第二百八条第二項の原委託者が受益証券の募集等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。）を行うときの届出方法並びに法第二百八十六条第一項において準用する法第二百九条第一項の規定により原委託者が受益証券の募集等を行う場合において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十七条、第三十七条の三第一項、第三十七条の四第一項、第三十八条、第三十九条、第四十条、第四十四条の三及び第四十五条の内閣府令で定めるもの等は、この府令の定めるところによる。</p> <p>（広告類似行為）</p> <p>第四条 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用い</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第二百八十六条第一項において準用する法第二百八条第二項の原委託者が受益証券の募集等（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。）を行うときの届出方法並びに法第二百八十六条第一項において準用する法第二百九条において準用する証券取引法（以下単に「証券取引法」という。）第四十一条第一項、第四十二条第一項、第四十二条の二及び第四十五条の内閣府令で定めるもの等は、この府令の定めるところによる。</p> <p>（取引報告書の記載事項）</p> <p>第四条 証券取引法第四十一条第一項に規定する取引報告書は、別表に定めるところにより作成しなければならない。</p>

- て送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。
- 一 法令又は法令に基づき行政官庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法
- 二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、受益証券の募集等に関する契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法
- 三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）
- イ 受益証券の名称、銘柄又は通称
- ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする原委託者の商号、名称若しくは氏名又はこれらの通称
- ハ 資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第七十二条の二第二項第一号に掲げる事項（当該事項の文字又は数字が当該事項以外の事項の

文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なる大きさで表示されているものに限る。）

二 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面
(以下「契約締結前交付書面」という。)

(2) 第十一条に規定する目論見書(同条の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面)

(受益証券の募集等の業務の内容についての広告等の表示方法)

第五条 原委託者がその行う受益証券の募集等の業務の内容について
広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)
をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる
事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 原委託者がその行う受益証券の募集等の業務の内容について広告
等をするときは、令第七十二条の二第一項第二号に掲げる事項の文
字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きな
ものと著しく異なる大きさで表示するものとする。

3 原委託者がその行う受益証券の募集等の業務の内容について一般
放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二
号の二に規定する一般放送事業者をいう。第八条第一項第二号にお
いて同じ。)の放送設備により放送をさせる方法又は同項各号に掲

(情報通信の技術を利用する方法に係る証券会社に関する内閣府令
の準用)

第五条 証券会社に関する内閣府令(平成十年総理府令・大蔵省令第
三十二号)第三十条の二の規定は、証券取引法第四十一条第二項に
おいて準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合について
準用する。

ける方法（音声により放送をさせる方法を除く。）により広告をするときは、前項の規定にかかわらず、令第七十二条の二第二項第一号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（顧客が支払うべき対価に関する事項）

第六条 令第七十二条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、受益証券の募集等に関する契約に関して顧客が支払うべき対価（当該受益証券の価格を除く。以下この条、第九条第七号、第十二条及び第十六条第四号において「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該受益証券の価格に対する割合を含む。以下この条において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第七条 令第七十二条の二第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、当該受益証券の募集等に関する契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実とする。

第六条 証券会社に関する内閣府令第三十条の三の規定は、資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）第四十八条において証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の六において準用する同令第十五条の五第一項の規定を準用する場合について準用する。

（禁止行為）

第七条 証券取引法第四十二条第一項第十号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 受益証券の募集等に係る取引に関し、虚偽の表示又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法に準ずる方法等)

第八条 令第七十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる者の放送設備により放送をさせる方法

イ 有線テレビジョン放送事業者(有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第百十四号)第二条第四項の有線テレビジョン放送事業者をいう。)

ロ 有線ラジオ放送(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第百三十五号)第二条の有線ラジオ放送をいう。)

ハ 電気通信役務利用放送(電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)第二条第一項の電気通信役務利用放送をいう。)

二 原委託者又は当該原委託者が行う広告等に係る業務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容(一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法又は前号に掲げる方法により提供される事項と同一のものに限る。)

三 常時又は一定の期間継続して屋内又は屋外で公衆に表示させる

二 受益証券の募集等に係る取引につき、顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為

(事故)

第八条 証券取引法第四十二条の二第三項に規定する内閣府令で定めるものは、受益証券の募集等に係る取引につき、原委託者の代表者、代理人、使用人その他の使用人が、当該原委託者が行う受益証券の募集等に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものの(以下「事故」という。)

一 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により受益証券の取得その他の行為を行うこと。

二 顧客の注文内容について確認しないで、当該顧客の計算により受益証券の取得その他の行為を行うこと。

三 次のイからハまでに掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をすること。

イ 受益証券の内容

ロ 取引の条件

ハ 受益証券の価額の騰貴又は下落

四 顧客の注文の執行において、過失により事務処理を誤ること。

五 電子情報処理組織の異常により、顧客の注文の執行を誤ること。

六 その他法令に違反する行為を行うこと。

方法であつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、
広告板、建物その他の工作物等に掲出させ、又は表示させるもの
並びにこれらに類するもの

2 令第七十二条の第二項第二号に規定する内閣府令で定める事項
は、第四条第三号二に掲げる事項とする。

(誇大広告をしてはならない事項)

第九条 準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する内閣府令で
定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 受益証券の募集等に関する契約の解除に関する事項
- 二 受益証券の募集等に関する契約に係る損失の全部若しくは一部
の負担又は利益の保証に関する事項
- 三 受益証券の募集等に関する契約に係る損害賠償額の予定(違約
金を含む。)に関する事項
- 四 受益証券の募集等に関する契約に係る金融商品市場(金融商品
取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ
。)又は金融商品市場に類似する市場で外国に所在するものに關
する事項
- 五 原委託者の資力又は信用に関する事項
- 六 原委託者の受益証券の募集等の業務の実績に関する事項
- 七 受益証券の募集等に関する契約に関して顧客が支払うべき手続
料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に
関する事項

(事故の確認が不要の場合)

第九条 証券取引法第四十二条の二第三項ただし書に規定する内閣府
令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 裁判所の確定判決を得ている場合
- 二 裁判上の和解(民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百七
十五条第一項に定めるものを除く。)が成立している場合
- 三 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十六条に定
める調停が成立している場合又は同法第十七条の定めにより裁判
所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に定める期間内に
異議の申立てがない場合
- 四 原委託者が同条各号に規定する行為により顧客に損失を及ぼし
た場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に
対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円相
当額を上回らない場合(同条各号に規定する行為の区分)ことに当
該利益を計算するものとする。ただし、同条第四号又は第五号に
規定する行為にあつては、次号に掲げる場合において申し込み、
約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除して計算するもの

(契約締結前交付書面の記載方法)

第十条 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号並びに第十三条第三号及び第四号に掲げる事項を枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

3 原委託者は、契約締結前交付書面には、第十三条第一号に掲げる

とする。）

5 原委託者が前条第四号又は第五号に規定する行為により顧客に損失を及ぼした場合（顧客の注文内容の記録により事故であることが明らかである場合に限る。）

2 原委託者は、前項第四号又は第五号の規定に該当する場合の事故において、管轄財務局長の確認を得ずに顧客に対して財産上の利益の提供を申し込み、約束し、又は提供したときは、当該申し込み、約束又は提供をした日の属する月の翌月末までに、第九条に定める事項について、当該財務局長に報告しなければならない。

(事故の確認申請手続)

第十条 証券取引法第四十二条の二第五項の規定により確認申請書を提出しようとする者は、確認申請書及びその添付書類の正本一通並びにその写し一通を管轄財務局長に提出しなければならない。

事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十一条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、当該顧客に対し、金融商品取引法第二十条第十項に規定する目論見書(前条に規定する方法に準ずる方法により当該契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。)を交付している場合(目論見書に当該事項のすべてが記載されていない場合にあつては、当該目論見書及び当該事項のうち当該目論見書に記載されていない事項のすべてが記載されている書面を一体のものとして交付している場合を含む。)又は同法第十五条第二項第二号に掲げる場合とする。

2 金融商品取引法第三十四条の二第四項、金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十五条の二十二及び金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第 号)第五十六条の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第十二条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、受益証券の募集等に関する契約に関して顧客

(確認申請書の記載事項)

第十一条 証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 原委託者の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名(原委託者が個人である場合にあつては、その者の氏名及び住所)

二 事故となる行為に係した者の氏名又は部署の名称

三 顧客の氏名及び住所(法人にあつては、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに当該法人の代表者の氏名及び住所)

四 事故の概要

五 提供しようとする財産上の利益の額

六 その他金融庁長官の定める事項

(確認申請書の添付書類)

第十二条 証券取引法第四十二条の二第五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する

が支払すべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該受益証券の価格に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

（契約締結前交付書面の記載事項）

第十三条 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨
- 二 当該受益証券の募集等に関する契約に係る受益証券の譲渡に制限がある場合にあつては、その旨及び当該制限の内容
- 三 顧客が行う受益証券の募集等に係る取引について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由

四 顧客が行う受益証券の募集等に係る取引について当該原委託者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

項

イ 当該者

書類（当該確認申請書が証券取引法第四十二条の二第一項第二号の申込みに係るものである場合を除く。）

二 その他参考になる資料

（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）

第十三条 証券取引法第四十三条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げるものとする。

- 一 原委託者が、その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況
- 二 原委託者が、その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報を含む。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていないと認められる状況

- ロ 当該者の業務又は財産の状況の変化により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由
- 五 当該受益証券の募集等に関する契約に関する租税の概要
- 六 当該受益証券の募集等に関する契約の終了の事由がある場合にあっては、その内容
- 七 当該原委託者の概要
- 八 顧客が当該原委託者に連絡する方法
- 九 当該原委託者が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。以下同じ。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあっては、その名称）

（情報通信の技術を利用して提供する方法）

第十四条 金融商品取引業等に関する内閣府令第五十六条の規定は、準用金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において金融商品取引法第三十四条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。

（弊害防止措置）

第十四条 証券取引法第四十五条第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 原委託者（原委託者が法人である場合に限る。以下この号において同じ。）との間で受益証券の募集等に関する契約を締結することを条件としてその親法人（法人が当該原委託者の総株主の議決権（証券取引法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この号において同じ。）の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この号において同じ。）の名義をもって所有している場合における

(電磁的方法の種類及び内容)

第十五条 金融商品取引業等に関する内閣府令第五十七条の規定は、令第四十八条において金融商品取引法施行令第十五条の二十二の規定を準用する場合について準用する。

(契約締結時交付書面の記載事項)

第十六条 受益証券の募集等に関する契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面(次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該原委託者の商号、名称又は氏名
- 二 当該受益証券の募集等に関する契約の概要(当該受益証券の銘柄、数及び価格を含む。)

る当該法人をいう。)又は子法人(当該原委託者が他の法人の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該他の法人をいう。)がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該原委託者が当該顧客との間で当該契約を締結すること(証券取引法第四十五条第二号に掲げる行為を除く。)

- 二 何らの名義によつてするかを問わず、証券取引法第四十五条の規定による禁止を免れること。

(新設)

(新設)

- 三 当該受益証券の募集等に関する契約の成立の年月日
- 四 当該受益証券の募集等に関する契約に係る手数料等に関する事項
- 五 顧客の氏名又は名称
- 六 顧客が当該原委託者に連絡する方法

(禁止行為)

第十七条 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項について顧客の知識、経験、財産の状況及び募集等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、受益証券の募集等に関する契約を締結する行為
- イ 契約締結前交付書面
- ロ 第十一条に規定する場合にあつては、同条に規定する目論見書（同条の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）
- 二 受益証券の募集等に関する契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表

(新設)

示をする行為

三 受益証券の募集等に関する契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

四 受益証券の募集等に関する契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

（事故）

第十八条 準用金融商品取引法第三十九条第三項に規定する内閣府令で定めるものは、受益証券の募集等に係る取引につき、原委託者の代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下「代表者等」という。）が、当該原委託者の受益証券の募集等の業務に関し、次に掲げる行為を行うことにより顧客に損失を及ぼしたものとす。

一 次に掲げるものについて顧客を誤認させるような勧誘をするこ
と。

イ 受益証券の商品内容

ロ 取引の条件

ハ 受益証券の価格の騰貴又は下落

二 過失又は電子情報処理組織の異常により事務処理を誤ること。

三 その他法令に違反する行為を行うこと。

（新設）

(事故の確認を要しない場合)

第十九条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 裁判所の確定判決を得ている場合

二 裁判上の和解(民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百七十五条第一項に定めるものを除く。)が成立している場合

三 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十六条に規定する調停が成立している場合又は同法第十七条の規定により裁判所の決定が行われ、かつ、同法第十八条第一項に規定する期間内に異議の申立てがない場合

四 認定投資者保護団体のあつせん(金融商品取引法第七十九条の十三において準用する同法第七十七条の二第一項に規定するあつせんをいう。)による和解が成立している場合

五 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせんによる和解が成立している場合又は当該機関における仲裁手続による仲裁判断がされている場合

六 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合

七 認証紛争解決事業者(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第五十一号)第二条第四号に規定する認証紛争解決事業者をいい、受益証券の募集等に係る取引に係る

(新設)

紛争が同法第六条第一号に規定する紛争の範囲に含まれるものに限る。）が行う認証紛争解決手続（同法第二条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。）による和解が成立している場合

八 和解が成立している場合であつて、次に掲げるすべての要件を満たす場合

イ 当該和解の手続について弁護士又は司法書士（司法書士法）昭和二十五年法律第九十七号）第三条第一項第七号に掲げる事務を行う場合に限る。）が顧客を代理していること。

ロ 当該和解の成立により原委託者が顧客に対して支払をするこ
ととなる額が千万円（イの司法書士が代理する場合にあつては、司法書士法第三条第一項第七号に規定する額）を超えないこと。

八 ロの支払が事故（準用金融商品取引法第三十九条第三項に規定する事故をいう。第十号及び第二十一条において同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行われるものであることをイの弁護士又は司法書士が調査し、確認したことを証する書面が原委託者に交付されていること。

九 原委託者の代表者等が前条各号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合で、一日の取引において顧客に生じた損失について顧客に対して申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益が十万円に相当する額を上回らないとき。

十 原委託者の代表者等が前条第二号に掲げる行為により顧客に損失を及ぼした場合（顧客の注文の内容の記録により事故であるこ

とが明らかである場合に限る。）

2 前項第九号の利益は、前条各号に掲げる行為の区分ごとに計算するものとする。この場合において、同条第二号に掲げる行為の区分に係る利益の額については、前項第十号に掲げる場合において申し込み、約束し、又は提供する財産上の利益の額を控除するものとする。

3 原委託者は、第一項第九号又は第十号に掲げる場合において、準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けず、顧客に対し、財産上の利益を提供する旨を申し込み、若しくは約束し、又は財産上の利益を提供したときは、その申込み若しくは約束又は提供をした日の属する月の翌月末日までに、第二十一条各号に掲げる事項を、管轄財務局長に報告しなければならない。

（事故の確認の申請）

第二十条 準用金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする者は、同条第五項の規定による申請書及びその添付書類の正本一通並びにこれらの写し一通を、管轄財務局長に提出しなければならない。

（確認申請書の記載事項）

第二十一条 準用金融商品取引法第三十九条第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 原委託者の商号、名称又は氏名

（新設）

（新設）

二 事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の名称及び所在地

三 確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項

イ 事故となる行為に係る代表者等の氏名又は部署の名称

ロ 顧客の氏名及び住所（法人にあつては、商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び代表者の氏名）

ハ 事故の概要

ニ 補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由

ホ 申込み若しくは約束又は提供をしようとする財産上の利益の額

四 その他参考となるべき事項

（確認申請書の添付書類）

第二十二條 準用金融商品取引法第三十九條第五項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2 前項の規定は、準用金融商品取引法第三十九條第五項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

（業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの）

第二十三條 準用金融商品取引法第四十條第二号に規定する内閣府令

（新設）

（新設）

で定める状況は、次に掲げる状況とする。

- 一 その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていないと認められる状況
- 二 その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他業務上知り得た公表されていない特別の情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じていないと認められる状況

(原委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第二十四条 準用金融商品取引法第四十四条の三第一項第四号に規定

する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、当該原委託者の親法人等(金融商品取引法第三十一条の四第五項に規定する親法人等をいう。以下この条において同じ。)又は子法人等(同条第六項に規定する子法人等をいう。以下この条において同じ。)と受益証券の募集等に係る取引を行うこと。

- 二 当該原委託者との間で受益証券の募集等に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該顧客との間で当該受益証券

(新設)

の募集等に関する契約を締結すること。

三 何らの名義によつてするかを問わず、準用金融商品取引法第四
十四条の三第一項の規定による禁止を免れること。

(行為規制の適用除外の例外)

第二十五条 準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する内閣
府令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七条の四の規定の
適用について顧客からの受益証券の募集等に係る取引に関する照会
に按じ速やかに対応せざる体制が整備されていなくならないこと。

別紙様式（第3条第1項関係）

(略)

受益証券の募集等業務開始届出書

(略)

なお、上記証券募集等に当たつては、資産の流動化に関する法律第286条第1
項において準用する同法第209条第1項において準用する金融商品取引法の規定
を遵守して行います。

(記載上の注意)

1. ～ 4. (略)

5. 「募集形態」には、公募（金融商品取引法第2条第3項第1号又は第2号）
、プロ私募（同項第2号イ）又は少人数私募（同号ロ）のいずれかを記載する
こと。

6. ～ 8. (略)

(新設)

別紙様式（第3条第1項関係）

(略)

受益証券の募集等業務開始届出書

(略)

なお、上記証券募集等に当たつては、資産の流動化に関する法律第286条第1
項において準用する第209条において準用する証券取引法の規定を遵守して行い
ます。

(記載上の注意)

1. ～ 4. (略)

5. 「募集形態」には、証券取引法第2条第3項第1号、同項第2号イ又は同号
ロのいずれかを記載すること。

6. ～ 8. (略)

(削る)

別表(第四条関係)

書類の種類	記載事項	備考
取引報告書	顧客名、約定年月日、銘柄、数量、単価、金額、手数料、原委託者名	写しを一部保存しておくこと。

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 社債的受益権 法第二百三十条第一項第四号に規定する、信託期間中の金銭の分配についてあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(信託帳簿等の作成)</p> <p>第三条 信託法（平成十八年法律第百八号）第三十七条第一項の規定による信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録（以下この条及び第六条において「信託帳簿」という。）の作成又は電磁的記録の作成は、この条の定めるところによる。</p> <p>2 信託帳簿は、一の書面その他の資料として作成することを要せず、他の目的で作成された書類又は電磁的記録をもって信託帳簿とすることができる。</p> <p>第四条 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 社債的受益権 法第二百三十条第四号に規定する、信託期間中の金銭の分配についてあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第三条 (略)</p>

(資産の評価)

第五条 資産については、信託帳簿に信託価額を付さなければならない。
い。

2～6 (略)

(負債の評価)

第六条 負債については、信託帳簿に債務額を付さなければならない。
い。

2 次に掲げる負債については、計算期間の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

- 一 将来の費用又は損失(収益の控除を含む。以下この号において同じ。)の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該計算期間の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金

二 前号に掲げる負債のほか、計算期間の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第七条 計算書類(貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この条及び第九条において同じ。)の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項(次項において「会計方針」という。)であつて次に掲げる

(資産の評価)

第四条 資産については、この府令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、その信託価額を付さなければならない。

2～6 (略)

(新設)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第五条 計算書類(貸借対照表及び損益計算書をいう。以下この条及び第七条において同じ。)の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項(次項において「会計方針」という。)であつて次に掲げる

事項は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、この限りではない。

一～四 (略)

(削る)

2 (略)

第八条 (略)

(関連当事者との取引に関する注記)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 前三項に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一～六 (略)

七 当該特定目的信託の受託信託会社等の主要株主（自己又は他人の名義をもって当該受託信託会社等の総株主又は総出資者の議決権の総数の百分の十以上の議決権（次に掲げる株式（出資を含む）。以下この号において同じ。）に係る議決権を除く。）を保有している株主又は出資者をいう。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。以下この項において同じ。）

イ (略)

ロ 金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十
五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。以下同
じ。）を行う者が引受け又は売出しを行う業務により取得した

事項（重要性の乏しいものを除く。）は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

一～四 (略)

五 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

2 (略)

第六条 (略)

(関連当事者との取引に関する注記)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 前三項に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

一～六 (略)

七 当該特定目的信託の受託信託会社等の主要株主（自己又は他人の名義をもって当該受託信託会社等の総株主又は総出資者の議決権の総数の百分の十以上の議決権（次に掲げる株式（出資を含む）。以下この号において同じ。）に係る議決権を除く。）を保有している株主又は出資者をいう。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。以下この項において同じ。）

イ (略)

ロ 証券業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した株式

株式

八 金融商品取引法第五十六条の二十四第一項に規定する業務を行う者がその業務として所有する株式

八〇十 (略)

(削る)

(追加情報の注記)

第十一条 この府令に定めるもののほか、貸借対照表又は損益計算書により特定目的信託の財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

(元本等の部の区分)

第二十九条 (略)

二・三 (略)

4 第二項第二号の項目について、当該事業年度に係る金銭の分配の額が当該事業年度終了の時における純資産価格(その有する資産の帳簿価格の合計額からその有する負債の帳簿価格の合計額を減算した金額をいう。)から元本の額を控除した金額を上回る金額がある場合には、その上回る部分の金額を受益権調整引当額として表示しなければならない。

八 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第五十六条の二十四第一項に規定する業務を営む者がその業務として所有する株式

八〇十 (略)

第八条及び第九条 削除

(注記の追加)

第十一条 この府令で定めるもののほか、貸借対照表又は損益計算書により特定目的信託の財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は、貸借対照表又は損益計算書に注記しなければならない。

(元本等の部の区分)

第二十九条 (略)

二・三 (略)

4 第二項第二号の項目を取崩して利益処分に充当した金額がある場合には、受益権取崩額として表示しなければならない。

5}8 (略)

(元本等の欠損の注記)

第五十五条 貸借対照表上の純資産額から資産につき時価を付すものとした場合(第五条第三項及び第六項第一号の場合を除く。)における当該資産の評価差額金(利益又は損失として計上したものを除く。)を控除した額が、元本の額を下回る場合には、その差額を注記しなければならない。

(利益処分計算)

第六十七条 (略)

2 資産につき時価を付すものとした場合(第五条第三項及び第六項第一号の場合を除く。)においては、その資産の評価差額金(利益又は損失として計上したものを除く。)は、前項第一号の当期末処分利益から当該金額を控除する形式により、当該評価差額金を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。

第六十八条 第二十九条第四項の場合において、受益権調整引当額を当期の利益処分に充当する場合には、当該受益権調整引当額は、前条第一項第一号の当期末処分利益(社債的受益権を発行している場合にあつては、社債的受益権収益分配後当期末処分利益)に当該金額を加算する形式により、受益権調整引当額として表示しなければならない。

5}8 (略)

(元本等の欠損の注記)

第五十五条 貸借対照表上の純資産額から資産につき時価を付すものとした場合(第四条第三項及び第六項第一号の場合を除く。)における当該資産の評価差額金(利益又は損失として計上したものを除く。)を控除した額が、元本の額を下回る場合には、その差額を注記しなければならない。

(利益処分計算)

第六十七条 (略)

2 資産につき時価を付すものとした場合(第四条第三項及び第六項第一号の場合を除く。)においては、その資産の評価差額金(利益又は損失として計上したものを除く。)は、前項第一号の当期末処分利益から当該金額を控除する形式により、当該評価差額金を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。

第六十八条 社債的受益権以外の受益権を取崩して当期の利益処分に充当する場合には、当該取崩金額は、前条第一項第一号の当期末処分利益(社債的受益権を発行している場合にあつては、社債的受益権収益分配後当期末処分利益)に当該金額を加算する形式により、受益権取崩益として表示しなければならない。

<p>第七十条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第六十七条の利益処分により、第二十九条第四項の<u>受益権調整引当額</u>を減算する場合には、当該減算額は<u>受益権調整戻入額</u>として表示しなければならない。</p> <p>(損失処理計算)</p> <p>第七十一条 損失処理計算においては、次に掲げる項目に従って損失処理の内容を明らかにしなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>受益権調整引当益</u>(第六十八条の<u>受益権調整引当益</u>をいう。)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(附属明細書)</p> <p>第七十三条 附属明細書には、この府令に定めるもののほか、貸借対照表、損益計算書並びに信託財産の管理及び運用に係る報告書の表示を補足する重要な事項を表示しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第七十条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第六十七条の利益処分により、第二十九条第四項の<u>受益権取崩額</u>を減算する場合には、当該減算額は<u>受益権戻入額</u>として表示しなければならない。</p> <p>(損失処理計算)</p> <p>第七十一条 損失処理計算においては、次に掲げる項目に従って損失処理の内容を明らかにしなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>受益権取崩益</u>(第六十八条の<u>受益権取崩益</u>をいう。)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(附属明細書)</p> <p>第七十三条 附属明細書には、この府令で定めるもののほか、貸借対照表、損益計算書並びに信託財産の管理及び運用に係る報告書の表示を補足する重要な事項を表示しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
---	---

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 関連当事者 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>へ 主要株主（自己又は他人の名義をもって株式会社の総株主の議決権の総数の百分の十以上の議決権（次に掲げる株式に係る議決権を除く。）を保有している株主をいう。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。以下同じ。）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。第十五号） 五十八条において同じ。）を行う者が引受け又は売出しを行う業務により取得した株式</p> <p>(3) 金融商品取引法第百五十六条の二十四第一項に規定する業務を行う者がその業務として所有する株式</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 関連当事者 次に掲げる者をいう。</p> <p>イ ホ (略)</p> <p>へ 主要株主（自己又は他人の名義をもって株式会社の総株主の議決権の総数の百分の十以上の議決権（次に掲げる株式に係る議決権を除く。）を保有している株主をいう。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。以下同じ。）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 証券業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した株式</p> <p>(3) 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百五十六条の二十四第一項に規定する業務を営む者がその業務として所有する株式</p>

<p>ト・チ (略)</p> <p>三〇五 (略)</p> <p>(関係当事者との取引に関する注記)</p> <p>第五十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前三項に規定する「関係当事者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 〇三 (略)</p> <p>四 当該特定目的会社の主要社員(自己又は他人の名義をもって当該特定目的会社の総特定社員又は総社員の議決権の総口数の百分の十以上の議決権(次に掲げる特定出資又は優先出資に係る議決権を除く。)を保有している特定社員又は優先出資社員をいう。)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 金融商品取引業を行う者が引受け又は売出しを行う業務により取得した優先出資</p> <p>ハ 金融商品取引法第五十六条の二十四第一項に規定する業務を行う者がその業務として所有する優先出資</p> <p>五〇七 (略)</p>	<p>ト・チ (略)</p> <p>三〇五 (略)</p> <p>(関係当事者との取引に関する注記)</p> <p>第五十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前三項に規定する「関係当事者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 〇三 (略)</p> <p>四 当該特定目的会社の主要社員(自己又は他人の名義をもって当該特定目的会社の総特定社員又は総社員の議決権の総口数の百分の十以上の議決権(次に掲げる特定出資又は優先出資に係る議決権を除く。)を保有している特定社員又は優先出資社員をいう。)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 証券業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した優先出資</p> <p>ハ 証券取引法第五十六条の二十四第一項に規定する業務を営む者がその業務として所有する優先出資</p> <p>五〇七 (略)</p>
--	--

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（平成十八年内閣府令第四十六号）（第十条関係）

改正案	現行
<p>（特例旧特定目的会社登録簿のその他の記載事項）</p> <p>第三条 法第二百三十条第八項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員（法第二百三十条第八項第三号に規定する役員をいう。以下同じ。）が他の法人の常務に従事し、又は事業を営んでいるときは、当該役員の氏名並びに当該他の法人の商号若しくは名称及び業務の種類又は当該事業の種類</p> <p>（特例旧特定目的会社登録簿等の縦覧）</p> <p>第四条 法第二百三十条第七項の規定により同条第二項の登録を受けたものとみなされた特例旧特定目的会社が現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長は、その登録をしたとみなされた特例旧特定目的会社に係る特例旧特定目的会社登録簿（同条第九項の規定により特例旧特定目的会社登録簿とみなされたものをいう。以下同じ。）及び特例旧特定目的会社登録簿に登録された当該特例旧特定目的会社の資産流動化実施計画（同条第十項に規定するものをいう。以下同じ。）を、当該特例旧特定目的会社の主たる事業所の</p>	<p>（特例旧特定目的会社登録簿のその他の記載事項）</p> <p>第三条 法第二百三十条第九項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 役員（法第二百三十条第九項第三号に規定する役員をいう。以下同じ。）が他の法人の常務に従事し、又は事業を営んでいるときは、当該役員の氏名並びに当該他の法人の商号若しくは名称及び業務の種類又は当該事業の種類</p> <p>（特例旧特定目的会社登録簿等の縦覧）</p> <p>第四条 法第二百三十条第八項の規定により同条第二項の登録を受けたものとみなされた特例旧特定目的会社が現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長は、その登録をしたとみなされた特例旧特定目的会社に係る特例旧特定目的会社登録簿（同条第十項の規定により特例旧特定目的会社登録簿とみなされたものをいう。以下同じ。）及び特例旧特定目的会社登録簿に登録された当該特例旧特定目的会社の資産流動化実施計画（同条第十一項に規定するものをいう。以下同じ。）を、当該特例旧特定目的会社の主たる事業所の</p>

所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

2 特例旧特定目的会社は、法第二百三十条第二十二項の規定により変更後の資産流動化実施計画を提出する場合には、当該変更された資産流動化実施計画に、その写し一部を添付して、管轄財務局長（特例旧特定目的会社の主たる事業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）をいう。以下同じ。）に提出しなければならぬ。

3 前項の規定にかかわらず、特例旧特定目的会社が法第二百三十条第二十三項の規定により、変更された資産流動化実施計画を添付する場合にあつては、その写しの添付は不要とする。

（資産流動化計画の計画期間及び当該計画期間に関する事項）

第五条 法第二百三十条第十一項第一号に規定する資産流動化計画の計画期間及び当該計画期間に関する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二百三十条第十一項第一号に掲げる資産流動化計画の計画期間（特定資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日（法第二百三十四条第一項の資産流動化計画に従つて、優先出資の消却又は残余財産の分配並びに特定社債及び特定約束手形に係る債務の履行を完了する日をいう。）までの期間であつて、特例旧特

の所在地を管轄する財務局（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

2 特例旧特定目的会社は、法第二百三十条第二十三項の規定により変更後の資産流動化実施計画を提出する場合には、当該変更された資産流動化実施計画に、その写し一部を添付して、管轄財務局長（特例旧特定目的会社の主たる事業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）をいう。以下同じ。）に提出しなければならぬ。

3 前項の規定にかかわらず、特例旧特定目的会社が法第二百三十条第二十四項の規定により、変更された資産流動化実施計画を添付する場合にあつては、その写しの添付は不要とする。

（資産流動化計画の計画期間及び当該計画期間に関する事項）

第五条 法第二百三十条第十二項第一号に規定する資産流動化計画の計画期間及び当該計画期間に関する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二百三十条第十二項第一号に掲げる資産流動化計画の計画期間（特定資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日（法第二百三十四条第一項の資産流動化計画に従つて、優先出資の消却又は残余財産の分配並びに特定社債及び特定約束手形に係る債務の履行を完了する日をいう。）までの期間であつて、特例旧特

定目的会社が定める期間をいう。以下「計画期間」という。）

- 二 特定資産の流動化に係る業務の開始期日として定める年月日（法第二百三十条第七項に規定する旧資産流動化法（法第二百二十九条に規定する旧資産流動化法をいう。）第三条の登録の年月日が当該開始期日より遅くなる際に当該登録の年月日を計画期間の開始期日とする場合にあつてはその旨を含む。）

三・四（略）

（優先出資に係る発行及び消却に関する事項）

第六条 法第二百三十条第十一項第二号イに規定する優先出資の総額、優先出資の内容その他の発行に関する事項及び消却に関する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇八（略）

（特定社債に係る発行及び償還に関する事項）

第七条 法第二百三十条第十一項第二号ロに規定する特定社債（特定短期社債を除く。以下この条において同じ。）の総額、特定社債の内容その他の発行及び償還に関する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十（略）

（特定短期社債に係る発行及び償還に関する事項）

第八条 法第二百三十条第十一項第二号ハに規定する特定短期社債の

定目的会社が定める期間をいう。以下「計画期間」という。）

- 二 特定資産の流動化に係る業務の開始期日として定める年月日（法第二百三十条第八項に規定する旧資産流動化法（法第二百二十九条に規定する旧資産流動化法をいう。）第三条の登録の年月日が当該開始期日より遅くなる際に当該登録の年月日を計画期間の開始期日とする場合にあつてはその旨を含む。）

三・四（略）

（優先出資に係る発行及び消却に関する事項）

第六条 法第二百三十条第十二項第二号イに規定する優先出資の総額、優先出資の内容その他の発行に関する事項及び消却に関する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇八（略）

（特定社債に係る発行及び償還に関する事項）

第七条 法第二百三十条第十二項第二号ロに規定する特定社債（特定短期社債を除く。以下この条において同じ。）の総額、特定社債の内容その他の発行及び償還に関する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十（略）

（特定短期社債に係る発行及び償還に関する事項）

第八条 法第二百三十条第十二項第二号ハに規定する特定短期社債の

限度額その他の発行及び償還に関する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

(特定約束手形に係る発行及び償還に関する事項)

第九条 法第二百三十条第十一項第二号二に規定する特定約束手形の限度額その他の発行及び償還に関する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

(特定資産の取得に関する事項)

第十条 法第二百三十条第十一項第三号に規定する特定資産の取得に関する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

(特定資産の管理及び処分に関する事項)

第十一条 法第二百三十条第四号に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の受託者その他の特定資産の管理及び処分に関する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇三 (略)

(その他特定資産の流動化に係る業務に関する事項)

限度額その他の発行及び償還に関する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

(特定約束手形に係る発行及び償還に関する事項)

第九条 法第二百三十条第十二項第二号二に規定する特定約束手形の限度額その他の発行及び償還に関する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇九 (略)

(特定資産の取得に関する事項)

第十条 法第二百三十条第十二項第三号に規定する特定資産の取得に関する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇六 (略)

(特定資産の管理及び処分に関する事項)

第十一条 法第二百三十条第四号に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の受託者その他の特定資産の管理及び処分に関する事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇三 (略)

(その他特定資産の流動化に係る業務に関する事項)

第十二条 法第二百三十条第十一項第五号に規定するその他内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇十 (略)

十一 発行される優先出資又は特定社債の取得の申込みの勧誘が金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項第二号口に該当する場合には、資産流動化計画及び資産流動化実施計画を新資産流動化法第四十条第一項に規定する通知又は新資産流動化法第二百二十二条第一項に規定する通知をするときに交付する旨

十二〇十四 (略)

(電磁的記録)

第十三条 法第二百三十条第十三項(同条第十五項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(資産流動化実施計画)

第十四条 法第二百三十条第十四項の規定により資産流動化実施計画に記載し、又は記録すべき事項は、次に掲げるものとする。

一〇七 (略)

第十二条 法第二百三十条第十二項第五号に規定するその他内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〇十 (略)

十一 発行される優先出資又は特定社債の取得の申込みの勧誘が証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項第二号口に該当する場合には、資産流動化計画及び資産流動化実施計画を新資産流動化法第四十条第一項に規定する通知又は新資産流動化法第二百二十二条第一項に規定する通知をするときに交付する旨

十二〇十四 (略)

(電磁的記録)

第十三条 法第二百三十条第十四項(同条第十六項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。

(資産流動化実施計画)

第十四条 法第二百三十条第十五項の規定により資産流動化実施計画に記載し、又は記録すべき事項は、次に掲げるものとする。

一〇七 (略)

(登録申請書のその他の記載事項)

第十五条 特例旧特定目的会社は、法第二百三十条第十七項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第一号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し一通及び次の各号に掲げる場合に 応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一～六 (略)

2 管轄財務局長は、前項の届出があつた場合(法第二百三十条第八項第二号に規定する事業所の所在地の変更であつて管轄財務局長の管轄区域外に特例旧特定目的会社の主たる事業所の所在地を変更するもの)の届出があつた場合を除く。()は、当該届出に係る事項を特例旧特定目的会社登録簿に登録するものとする。

3 (略)

(登録の移管)

第十六条 管轄財務局長は、前条第一項の届出があつた場合(法第二百三十条第八項第二号に規定する事業所の所在地の変更であつて管轄財務局長の管轄区域外に特例旧特定目的会社の主たる事業所の所在地を変更するもの)の届出があつた場合に限る。()は、当該届出書、特例旧特定目的会社登録簿のうち当該特例旧特定目的会社に係る部分その他の書類及び当該特例旧特定目的会社の資産流動化実施計画を、当該届出に係る変更後の主たる事業所を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)にあつては、福

(登録申請書のその他の記載事項)

第十五条 特例旧特定目的会社は、法第二百三十条第十八項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第一号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し一通及び次の各号に掲げる場合に 応じ当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一～六 (略)

2 管轄財務局長は、前項の届出があつた場合(法第二百三十条第九項第二号に規定する事業所の所在地の変更であつて管轄財務局長の管轄区域外に特例旧特定目的会社の主たる事業所の所在地を変更するもの)の届出があつた場合を除く。()は、当該届出に係る事項を特例旧特定目的会社登録簿に登録するものとする。

3 (略)

(登録の移管)

第十六条 管轄財務局長は、前条第一項の届出があつた場合(法第二百三十条第九項第二号に規定する事業所の所在地の変更であつて管轄財務局長の管轄区域外に特例旧特定目的会社の主たる事業所の所在地を変更するもの)の届出があつた場合に限る。()は、当該届出書、特例旧特定目的会社登録簿のうち当該特例旧特定目的会社に係る部分その他の書類及び当該特例旧特定目的会社の資産流動化実施計画を、当該届出に係る変更後の主たる事業所を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)にあつては、福

岡財務支局長。以下この条において同じ。）に送付するものとする。
2・3 (略)

(資産流動化計画の軽微な変更)

第十七条 資産流動化計画の変更の内容であつて、法第二百三十条第十八項第一号に規定する内閣府令で定める軽微なものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第二百三十条第十一項第四号に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の受託者の商号又は名称の変更その他の特例旧特定目的会社の意思によらない事象の発生を原因とする形式的な変更

三・四 (略)

(承認を必要とする資産流動化計画の変更)

第十八条 資産流動化計画の変更の内容であつて、法第二百三十条第十八項第二号に規定する一般投資者の保護に反しないことが明らかなものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(承認の申請)

第十九条 法第二百三十条第十八項第二号の規定による変更の承認を

岡財務支局長。以下この条において同じ。）に送付するものとする。
2・3 (略)

(資産流動化計画の軽微な変更)

第十七条 資産流動化計画の変更の内容であつて、法第二百三十条第十九項第一号に規定する内閣府令で定める軽微なものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第二百三十条第十二項第四号に規定する特定資産の管理及び処分に係る業務の受託者の商号又は名称の変更その他の特例旧特定目的会社の意思によらない事象の発生を原因とする形式的な変更

三・四 (略)

(承認を必要とする資産流動化計画の変更)

第十八条 資産流動化計画の変更の内容であつて、法第二百三十条第十九項第二号に規定する一般投資者の保護に反しないことが明らかなものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(承認の申請)

第十九条 法第二百三十条第十九項第二号の規定による変更の承認を

受けようとする特例旧特定目的会社は、別紙様式第九号により作成した承認申請書に前条に掲げる事項に係る手続が行われ又は事前の承認が得られたことを証する書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2・3 (略)

(資産流動化計画の変更の届出)

第二十条 法第二百三十条第二十一項の規定による届出を金融庁長官にしようとする特例旧特定目的会社は、別紙様式第十二号により作成した資産流動化計画変更届出書に、当該変更届出書の写し一通を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 第十五条第二項及び第三項の規定は、資産流動化計画の変更の登録について準用する。この場合において、第十五条第二項中「前項の届出があつた場合」(法第二百三十条第八項第二号に規定する事業所の所在地の変更であつて管轄財務局長の管轄区域外に特例旧特定目的会社の主たる事業所の所在地を変更するものの届出があつた場合を除く。) 「とあるのは、」前項の届出があつた場合」と読み替えるものとする。

(廃業の届出)

第二十二條 法第二百三十条第二十九項の規定による届出を金融庁長官にしようとする者は、別紙様式第十四号により作成した廃業届出書に、特例旧特定目的会社であつた者が同条第二項の登録に係る資産

受けようとする特例旧特定目的会社は、別紙様式第九号により作成した承認申請書に前条に掲げる事項に係る手続が行われ又は事前の承認が得られたことを証する書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2・3 (略)

(資産流動化計画の変更の届出)

第二十条 法第二百三十条第二十二項の規定による届出を金融庁長官にしようとする特例旧特定目的会社は、別紙様式第十二号により作成した資産流動化計画変更届出書に、当該変更届出書の写し一通を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 第十五条第二項及び第三項の規定は、資産流動化計画の変更の登録について準用する。この場合において、第十五条第二項中「前項の届出があつた場合」(法第二百三十条第九項第二号に規定する事業所の所在地の変更であつて管轄財務局長の管轄区域外に特例旧特定目的会社の主たる事業所の所在地を変更するものの届出があつた場合を除く。) 「とあるのは、」前項の届出があつた場合」と読み替えるものとする。

(廃業の届出)

第二十二條 法第二百三十条第三十項の規定による届出を金融庁長官にしようとする者は、別紙様式第十四号により作成した廃業届出書に、特例旧特定目的会社であつた者が同条第二項の登録に係る資産

産流動化計画に基づく業務を結了する方法を記載した書類及び次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める書類を添付して、同項の登録をした管轄財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

(事業報告書の様式等)

第二十三条 法第二百三十条第七項の規定により同条第二項の登録を受けたものとみなすこととされた特例旧特定目的会社が新資産流動化法第二百六条の規定により提出する事業報告書は、別紙様式第十五号により作成しなければならない。

2 (略)

別紙様式第1号(第15条第1項関係)

(略)

変更届出書

下記事項について変更しましたので、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第230条第17項の規定により届け出ます。

(略)

別紙様式第3号(第15条第1項第3号ハ・同項第4号関係)

(略)

流動化計画に基づく業務を結了する方法を記載した書類及び次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める書類を添付して、同項の登録をした管轄財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

(事業報告書の様式等)

第二十三条 法第二百三十条第八項の規定により同条第二項の登録を受けたものとみなすこととされた特例旧特定目的会社が新資産流動化法第二百六条の規定により提出する事業報告書は、別紙様式第十五号により作成しなければならない。

2 (略)

別紙様式第1号(第15条第1項関係)

(略)

変更届出書

下記事項について変更しましたので、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第230条第18項の規定により届け出ます。

(略)

別紙様式第3号(第15条第1項第3号ハ・同項第4号関係)

(略)

役員等の履歴書

(略)

(記載上の注意)

1. 「役員等」とは、法第230条第8項第3号に規定する役員、会計参与（法人である者を除く。以下この様式において同じ。）及び重要な使用人を含む。
2. ～4. (略)

別紙様式第9号（第19条第1項関係）

(略)

承認申請書

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第230条第19項の規定により、同条第18項第2号の規定による変更の承認を申請します。

(略)

別紙様式第12号（第20条第1項関係）

(略)

資産流動化計画変更届出書

下記事項について変更しましたので、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第230条第21項の規定により届け出ます。

(略)

役員等の履歴書

(略)

(記載上の注意)

1. 「役員等」とは、法第230条第9項第3号に規定する役員、会計参与（法人である者を除く。以下この様式において同じ。）及び重要な使用人を含む。
2. ～4. (略)

別紙様式第9号（第19条第1項関係）

(略)

承認申請書

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第230条第20項の規定により、同条第19項第2号の規定による変更の承認を申請します。

(略)

別紙様式第12号（第20条第1項関係）

(略)

資産流動化計画変更届出書

下記事項について変更しましたので、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第230条第22項の規定により届け出ます。

(略)

<p>別紙様式第14号（第22条関係）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">廃業届出書</p> <p>下記の事由に該当することとなりましたので、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第230条第29項の規定により届け出ます。</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>「該当事由」は、法第230条第29項各号に規定する事項のうち、該当する事由の号の番号を記載すること。なお、同項第2号に該当する場合は、その理由を併せて記載すること。</p>	<p>別紙様式第14号（第22条関係）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">廃業届出書</p> <p>下記の事由に該当することとなりましたので、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第230条第30項の規定により届け出ます。</p> <p>（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>「該当事由」は、法第230条第30項各号に規定する事項のうち、該当する事由の号の番号を記載すること。なお、同項第2号に該当する場合は、その理由を併せて記載すること。</p>
--	--

証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第四十九号）（第十一条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 特例旧特定目的会社が施行日前に予定していた資金の借入れであつて、<u>会社法整備法第二百三十条第八項第五号</u>に規定する資産流動化計画に記載されているものについては、なお従前の例による。</p> <p>3 特例旧特定目的会社の資金の借入れについては、新資産流動化法施行規則第九十四条第一号中「<u>第二十条各号</u>」とあるのは「<u>会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（平成十八年内閣府令第四十六号）第十二条第四号から第七号まで</u>」と、同号口中「<u>資産対応証券の発行又は特定目的借入れの実行</u>」とあるのは「<u>資産対応証券の発行</u>」と、同号八及び二の規定中「<u>資産対応証券の発行若しくは特定目的借入れの実行又は当該取得に係る資金の還付</u>」とあるのは「<u>資産対応証券の発行</u>」と、同号水中「<u>及び第五十七条第二号において</u>」とあるのは「<u>において</u>」と、「<u>資産対応証券又は特定目的借入れ</u>」とあるのは「<u>資産対応証券</u>」と、「<u>資産対応証券の発行、特定目的借入れの実行</u>」</p>	<p>附則</p> <p>（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 特例旧特定目的会社が施行日前に予定していた資金の借入れであつて、<u>会社法整備法第二百三十条第九項第五号</u>に規定する資産流動化計画に記載されているものについては、なお従前の例による。</p> <p>3 特例旧特定目的会社の資金の借入れについては、新資産流動化法施行規則第九十四条第一号中「<u>第二十条各号</u>」とあるのは「<u>会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（平成十八年内閣府令第四十六号）第十二条第四号から第七号まで</u>」と、同号口から二までの規定中「<u>資産対応証券の発行又は特定目的借入れの実行</u>」とあるのは「<u>資産対応証券の発行</u>」と、同号水中「<u>及び第五十七条第二号において</u>」とあるのは「<u>において</u>」と、「<u>資産対応証券又は特定目的借入れ</u>」とあるのは「<u>資産対応証券</u>」と、「<u>資産対応証券の発行、特定目的借入れの実行</u>」とあるのは「<u>資産対応証券の発行</u>」と、同条第三号中「<u>業務開始届出</u>」とあるのは「<u>内閣総理大臣の登録（会社法整備法第二百三</u></p>

「とあるのは「資産対応証券の発行」と、同条第三号中「業務開始届出」とあるのは「内閣総理大臣の登録（会社法整備法第二百三十条第一項の規定により、登録を受けたものとみなされる場合を含む。）とする。」とする。

（資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条（略）

2 新資産対応証券府令第三条第一項第二号の規定は、特例旧特定目的会社に適用する場合において、同号中「取扱予定証券に係る事項について法第七条第二項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出」とあるのは「会社法整備法施行前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第十一条の規定による変更登録」と、「又は法第九条第一項の規定による届出」とあるのは「又は会社法整備法第二百三十条第二十一項の規定による届出」と、「規則第二十三条第二項」とあるのは「旧規則第二十七条第二項において準用する第十七条第二項」と、「又は第二十九条第五項」とあるのは「又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（平成十八年

十条第一項の規定により、登録を受けたものとみなされる場合を含む。）とする。

（資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条（略）

2 新資産対応証券府令第三条第一項第二号の規定は、特例旧特定目的会社に適用する場合において、同号中「取扱予定証券に係る事項について法第七条第二項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出」とあるのは「会社法整備法施行前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第十一条の規定による変更登録」と、「又は法第九条第一項の規定による届出」とあるのは「又は会社法整備法第二百三十条第二十二項の規定による届出」と、「規則第二十三条第二項」とあるのは「旧規則第二十七条第二項において準用する第十七条第二項」と、「又は第二十九条第五項」とあるのは「又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（平成十八年

内閣府令第四十六号)第二十条第二項において準用する第十五条第三項」と、「還付された資産流動化計画」とあるのは「通知された登録変更済通知書」と読み替えるものとする。

内閣府令第四十六号)第二十条第二項において準用する第十五条第三項」と、「還付された資産流動化計画」とあるのは「通知された登録変更済通知書」と読み替えるものとする。

特定目的信託の権利者集会等に関する規則（平成十八年内閣府令第五十四号）（第十二条関係）

改正案

現行

<p>（権利者集会の招集の場合における決定事項）</p> <p>第三条 法第二百四十二条第五項において読み替えて準用する信託法（平成十八年法律第八十八号）第八十八条第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 第五条の規定により権利者集会参考書類（法第二百四十五条第一項において読み替えて準用する信託法第一百十条第一項に規定する権利者集会参考書類をいう。次条及び第五条において同じ。）に記載すべき事項</p> <p>二 書面による議決権の行使の期限（権利者集会の日時以前の時であつて、法第二百四十二条第二項の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）</p> <p>三 一の受益証券の権利者が同一の議案につき法第二百四十五条第一項（法第二百四十二条第五項において読み替えて準用する信託法第八十八条第三号に掲げる事項を定めた場合にあつては、法第二百四十五条第一項又は同条第二項において準用する信託法第一百十六條第一項）の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときに於ける当該受益証券の権利者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項</p>	<p>（権利者集会の招集の決定事項）</p> <p>第三条 法第二百四十二条第四項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百十九条第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 次条の規定により、法第二百四十五条第二項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項の規定により交付すべき書類（以下「権利者集会参考書類」という。）に記載すべき事項</p> <p>二 特定の時（権利者集会の日時以前の時であつて、法第二百四十二条第二項の規定により通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもって書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時</p> <p>三 一の受益証券の権利者が同一の議案につき法第二百四十五条第一項の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときに於ける当該受益証券の権利者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項</p> <p>四 第六条第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容</p>
--	--

四 第六条第一項第一号の欄に記載がない議決権行使書面（法第二百四十五条第二項において読み替えて準用する信託法第一百条第一項に規定する議決権行使書面をいう。以下この条及び第六条において同じ。）が招集者（法第二百四十二条第五項において読み替えて準用する信託法第一百八条に規定する招集者をいう。以下この号及び第六条第二項において同じ。）に提出され、又は法第二百四十五条第二項において読み替えて準用する信託法第一百六条第一項の規定により電磁的方法（法第二百四十二条第五項において読み替えて準用する信託法第一百八条第三号に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により招集者に提供された事項のうち当該欄に記載すべきものがない場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

五 法第二百四十二条第五項において読み替えて準用する信託法第一百八条第三号に掲げる事項を定めるときは、次に掲げる事項

イ 電磁的方法による議決権の行使の期限（権利者集会の日時以前の時であつて、法第二百四十二条第二項の規定による通知を發した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）

ロ 法第二百四十二条第三項の承諾をした受益証券の権利者に対しては、当該受益証券の権利者の第六条第二項の請求があつた時に法第二百四十五条第二項において読み替えて準用する信託法第一百条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供

を含む。)をすることとするときは、その旨

六 法第二百四十九条第一項において読み替えて準用する信託法第百十七条第一項の規定による通知の方法を定めるとき(特定目的信託契約に当該通知の方法についての定めがある場合を除く。)は、その方法

(権利者集会参考書類の記載事項)

第五条 権利者集会参考書類には、議案及び次の各号に掲げる議案の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- 一 新たな代表権利者(以下この号において「新代表権利者」という。)の選任に関する議案 次に掲げる事項
 - イ 新代表権利者となるべき者の氏名又は名称
 - ロ 新代表権利者となるべき者の略歴又は沿革
 - ハ 新代表権利者となるべき者を代表権利者と選任すべきものとした理由
- 二 新代表権利者となるべき者が受託信託会社等と特別の利害関係があるときは、その事実の概要
- 二 代表権利者の解任に関する議案 次に掲げる事項
 - イ 代表権利者の氏名又は名称
 - ロ 解任の理由
- 三 新たな受託信託会社等(以下この号において「新受託信託会社等」という。)の選任に関する議案 次に掲げる事項
 - イ 新受託信託会社等となるべき者の名称

(権利者集会参考書類の記載事項)

第五条 権利者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 議案
- 二 議案が代表権利者の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項
 - イ 候補者の氏名又は名称
 - ロ 候補者の略歴又は沿革
 - ハ 候補者が受託信託会社等と特別の利害関係があるときは、その事実の概要
- 三 議案が代表権利者の解任に関する議案であるときは、次に掲げる事項
 - イ 代表権利者の氏名又は名称
 - ロ 解任の理由

- ロ 新受託信託会社等となるべき者の沿革
- ハ 新受託信託会社等となるべき者を受託信託会社等と選任すべきものとした理由
- 四 特定目的信託契約の変更に関する議案 次に掲げる事項
 - イ 特定目的信託契約の変更後の特定目的信託契約の内容
 - ロ 特定目的信託契約で定められた受益証券の内容に変更を加え、又は受益証券の価値に重大な影響を与えるおそれがあるときは、その変更又は影響の内容及び相当性に関する事項
 - ハ 特定目的信託契約の変更がその効力を生ずる日
 - ニ 特定目的信託契約の変更をする理由
- 五 前各号に掲げる議案以外の議案 当該議案を提案した理由
- 2 (略)
- 3 同一の権利者集会に関して受益証券の権利者に対して提供する権利者集会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供している事項がある場合には、これらの事項は、権利者集会参考書類に記載することを要しない。この場合においては、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供している事項があることを明らかにしなければならない。
- 4 同一の権利者集会に関して受益証券の権利者に対して提供する招集通知（法第二百四十二条第二項又は第三項の規定による通知をいう。以下この項及び次条において同じ。）の内容とすべき事項のうち、権利者集会参考書類に記載している事項又は権利者集会参考書類の交付に代えて電磁的方法により提供している事項がある場合に

- 2 (略)
- 3 同一の権利者集会に関して受益証券の権利者に対して提供する権利者集会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、受益証券の権利者に対して提供する権利者集会参考書類に記載することを要しない。この場合においては、他の書面に記載している事項があることを明らかにしなければならない。
- 4 同一の権利者集会に関して受益証券の権利者に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、権利者集会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、受益証券の権利者に対して提供する招集通知の内容とすることを要しない。

は、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

(議決権行使書面)

第六条 法第二百四十五条第二項において読み替えて準用する信託法第百十条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 各議案についての賛否(棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。)を記載する欄

(削る)

(削る)

二 第三条第三号に掲げる事項を定めるときは、当該事項

三 第三条第四号に掲げる事項を定めるときは、同号の取扱いの内容

四 議決権の行使の期限

五 議決権を行使すべき受益証券の権利者の氏名又は名称及び当該受益証券の権利者が行使することができる議決権の数(次のイ又

(議決権行使書面)

第六条 法第二百四十五条第二項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面(以下「議決権行使書面」という。)に記載すべき事項は次に掲げる事項とする。

一 各議案(次のイ又はロに掲げる場合にあつては、当該イ又はロに定めるもの)についての賛否(棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。)を記載する欄

イ 二以上の代表権利者の選任に関する議案である場合 各候補者の選任

ロ 二以上の代表権利者の解任に関する議案である場合 各代表権利者の解任

二 第三条第三号に掲げる事項についての定めがあるときは、当該事項

三 第三条第四号に掲げる事項についての定めがあるときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

四 議決権の行使期限

五 議決権を行使すべき受益証券の権利者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数(次のイ又はロに掲げる場合にあつ

は口に掲げる場合にあつては、当該イ又は口に定める事項を含む
（又は割合

イ・ロ（略）

2 法第二百四十二条第五項において読み替えて準用する信託法第八
八条第三号に掲げる事項を定めた場合において、第三条第五号口に
掲げる事項を定めたときは、招集者は、法第二百四十二条第三項の
承諾をした受益証券の権利者が請求をしたときに、当該受益証券の
権利者に対して、法第二百四十五条第二項において読み替えて準用
する信託法第一百条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当
該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供
を含む。）をしなければならない。

3（略）

4 同一の権利者集会に関して受益証券の権利者に対して提供する招
集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している
事項（議決権行使書面の交付に代えて電磁的方法により提供してい
る事項を含む。）がある場合には、当該事項は、当該受益証券の権
利者に対して提供する招集通知の内容とすることを要しない。

（書面による議決権行使の期限）

第七条 法第二百四十五条第二項において読み替えて準用する信託法
第一百五十二条第二項に規定する内閣府令で定める時は、第三条第一号
の行使の期限とする。

ては、当該イ又は口に定める事項を含む。（

イ・ロ（略）

2 同一の権利者集会に関して受益証券の権利者に対して提供する招
集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している
事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要
しない。

3（略）

（新設）

（書面による議決権行使の期限）

第七条 法第二百四十五条第一項において読み替えて準用する会社法
第三百十一条第一項に規定する内閣府令で定める時は、権利者集会
の日時の直前の権利者集会の招集者の営業時間の終了時（第三条第
二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、同号の特

定の時)とする。

(電磁的方法による議決権行使の期限)

第八条 法第二百四十五条第二項において読み替えて準用する信託法
第一百六条第一項に規定する内閣府令で定める時は、第三条第五号
イの行使の期限とする。

第九条 (略)

(権利者集会の議事録)

第十条 法第二百四十九条第一項において読み替えて準用する信託法
第二百十条の規定による権利者集会の議事録の作成については、こ
の条の定めるところによる。

2 権利者集会の議事録は、書面又は電磁的記録(法第四条第四項に
規定する電磁的記録をいう。)をもって作成しなければならない。

3 (略)

(種類権利者集会)

第十一条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めるものについて
準用する。

一 第三条 法第二百五十三條において準用する法第二百四十二條
第五項において読み替えて準用する信託法第八條第四号に規定
する内閣府令で定める事項

(新設)

第八条 (略)

(議事録)

第九条 法第二百四十九条第一項において読み替えて準用する会社法
第七百三十一条第一項の規定による権利者集会の議事録の作成につ
いては、この条の定めるところによる。

2 権利者集会の議事録は、書面をもって作成しなければならない。

3 (略)

(種類権利者集会)

第十条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めるものについて準
用する。

一 第三条 法第二百五十三條において準用する法第二百四十二條
第四項において読み替えて準用する会社法第七百九十九條第四号に
規定する内閣府令で定める事項

二 第四条から第六条まで 法第二百五十三條において準用する法
第二百四十五條第二項において読み替えて準用する信託法第一百
條第一項に規定する権利者集会参考書類及び議決権行使書面
三 第七條 法第二百五十三條において準用する法第二百四十五條
第二項において読み替えて準用する信託法第一百五條第二項に規
定する内閣府令で定める時

四 第八條 法第二百五十三條において準用する法第二百四十五條
第二項において読み替えて準用する信託法第一百六條第一項に規
定する内閣府令で定める時

五 第九條 法第二百五十三條において準用する法第二百四十九條
第一項において読み替えて準用する会社法第三百十四條に規定す
る内閣府令で定める場合

2 法第二百五十三條において準用する法第二百四十九條第一項にお
いて読み替えて準用する信託法第二百十條の規定による種類権利者
集会の議事録の作成については、前條の規定を準用する。この場合
において、当該種類権利者集会の議事録は、同條第三項各号に掲げ
る事項のほか、法第二百五十二條第一項の規定により述べられた意
見があるときは、その意見の内容の概要を内容とするものでなけれ
ばならない。

二 第四条から第六条まで 法第二百五十三條において準用する法
第二百四十五條第二項において読み替えて準用する会社法第三百
一條第一項に規定する書類及び議決権行使書面
三 第七條 法第二百五十三條において準用する法第二百四十五條
第二項において読み替えて準用する会社法第三百十一條第一項に
規定する内閣府令で定める時

(新設)

四 第八條 法第二百五十三條において準用する法第二百四十九條
第一項において読み替えて準用する会社法第三百十四條に規定す
る内閣府令で定める場合

2 法第二百五十三條において準用する法第二百四十九條第一項にお
いて読み替えて準用する会社法第七百三十一條第一項の規定による
種類権利者集会の議事録の作成については、前條の規定を準用する
。この場合において、当該種類権利者集会の議事録は、同條第三項
各号に掲げる事項のほか、法第二百五十二條第一項の規定により述
べられた意見があるときは、その意見の内容の概要を内容とするも
のでなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、平成十九年九月三十日から施行する。

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 特定設立企画人等(証券取引法等の一部を改正する法律(次項及び附則第七条において「改正法」という。))第五条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律(次項において「新投信法」という。))第百九十七条に規定する特定設立企画人等をいう。次項において同じ。))が第一条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(次項において「新投信法施行規則」という。))第二百三十条の規定により交付する目論見書(同条の規定により目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面)に対する同条の規定の適用については、この府令の施行の日(以下「施行日」という。))から起算して三月を経過する日までの間は、同条中「前条に規定する方法に準ずる方法により当該」とあるのは、「当該」とする。

2 特定設立企画人等は、施行日以後に投資証券等募集契約(新投信法第百九十七条において読み替えて準

用する改正法第三条の規定による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条の三第一項に規定する投資証券等募集契約をいう。）を締結しようとする場合には、施行日前においても、新投信法施行規則第二百三十条の規定の例により、顧客に対し目論見書（同条の規定の例により目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）を交付することができ、この場合において、同号中「前条に規定する方法に準ずる方法により当該」とあるのは、「当該」とする。

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 施行日前に開始した計算期間に関して作成すべき計算関係書類（第二条の規定による改正前の投資信託財産の計算に関する規則第二条第二項第一号に規定する計算関係書類をいう。）に関しては、この府令の施行後も、なお従前の例による。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 施行日前に開始した営業期間に関して作成すべき計算関係書類（第三条の規定による改正前の投資法人の計算に関する規則第二条第二項第一号に規定する計算関係書類をいう。）に関しては、この府令の

施行後も、なお従前の例による。

(資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 特定目的会社(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第百六十九条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律(以下「新資産流動化法」という。))第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。次項において同じ。)(又は特定譲渡人(新資産流動化法第二百八条に規定する特定譲渡人をいう。次項において同じ。))が第六条の規定による改正後の資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令(次項において「新特定目的会社等行為規制等府令」という。))第十一条の規定により交付する目論見書(同条の規定により目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面)に対する同条の規定の適用については、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、同条中「前条に規定する方法に準ずる方法により当該」とあるのは、「当該」とする。

2 特定目的会社又は特定譲渡人は、施行日以後に募集等契約(新特定目的会社等行為規制等府令第四条第

二号に規定する募集等契約をいう。）を締結しようとする場合には、施行日前においても、新特定目的会社等行為規制等府令第十一条の規定の例により、顧客に対し目論見書（同条の規定の例により目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）を交付することができる。この場合において、同号中「前条に規定する方法に準ずる方法により当該」とあるのは、「当該」とする。

（特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 原委託者（新資産流動化法第二百二十四条に規定する原委託者をいう。次項において同じ。）が第七条の規定による改正後の特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（次項において「新原委託者行為規制等府令」という。）第十一条の規定により交付する目論見書（同条の規定により目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）に対する同条の規定の適用については、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、同条中「前条に規定する方法に準ずる方法により当該」とあるのは、「当該」とする。

2 原委託者は、施行日以後に受益証券（新資産流動化法第二条第十五項に規定する受益証券をいう。）の募集等（新原委託者行為規制等府令第一条に規定する募集等をいう。）に関する契約を締結しようとする場合には、施行日前においても、新原委託者行為規制等府令第十一条の規定の例により、顧客に対し目論見書（同条の規定の例により目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）を交付することができる。この場合において、同号中「前条に規定する方法に準ずる方法により当該」とあるのは、「当該」とする。

（処分等の効力）

第七条 改正法の施行前にした第一条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第 号）又は金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第 号）又は金融商品取引業協会等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第 号）の規定に相当の規定があるものは、金融商品取引業等に関する内閣府令又は金融商品取引業協会等に関する内閣府令の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

